
幼・小・中学校教育指導の重点

—— 一人一人を見つめ、育てる ——

令和8年度

富山県教育委員会

一人一人を見つめ、育てる

学習は、本来、一人一人に成立することを前提とするものである。指導に当たっては、一人一人のものの見方、考え方、感じ方、願いを大切にしなければならない。

一人一人とは、独自の個性をもった、かけがえのない存在であり、みんなの中にある一人である。したがって、一人を見つめることは、他の多くの一人一人とのつながりを見つめることである。

見つめるとは、一人一人の活動や学習の軌跡を継続的に見続け、教育的観点から捉え直すことである。

育てるとは、見つめ、捉え直したことを基にして、一人一人の可能性を探りだし、個々にとっての望ましい方向を求め、個に応じた指導の手立てを講ずることである。

- 1 創意工夫を生かした柔軟な教育課程の編成と適正な実施
- 2 知識及び技能の確実な習得とともに、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養を図る学習指導の充実
- 3 学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）の育成
- 4 生命と人権を大切にすることを徹底し豊かな心を育てる道徳教育の充実
- 5 自己指導能力を身に付けた児童生徒を育てる生徒指導の充実

- 6 体力の向上及び健康・安全に関する指導の充実
- 7 特別な配慮を必要とする幼児児童生徒への指導や支援の充実
- 8 家庭や地域社会と連携・協働する学校（園）づくりの推進
- 9 幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との連携や交流の推進
- 10 教師としての資質能力を高めるための研修の充実

【重点1】 確かな学力の育成

—「とやま型学力向上プログラム（Ⅲ期）」の推進—

【重点2】 豊かな心の育成

—「いのちの教育」を核として—

【重点3】 健やかな体の育成

—「元気っ子育成計画」に基づく体力の向上と健康の保持増進—

- ◆園運営 園の教育目標の実現に向け、創意工夫を生かした特色ある園づくり
- ◆幼児教育 身近な環境に主体的に関わりながら、遊びを楽しむ幼児の育成
- ◆学校運営 学校の教育目標の実現に向け、創意工夫を生かした特色ある学校づくり
- ◆学年経営 学級・学年のよさを発揮し、共に高め合う学年づくり
- ◆学級経営 一人一人のよさが生き、共に高め合う学級づくり

- ◆道徳教育 自らの生き方を見つめ、心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成
- ◆生徒指導 一人一人のよさを伸ばし、自己指導能力を身に付けた児童生徒の育成
- ◆人権教育 互いの人権を尊重し合う幼児児童生徒の育成
- ◆健康・安全の指導 生命の尊さを自覚し、心身ともに健康で、安全な生活を送る幼児児童生徒の育成
- ◆キャリア教育 社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる基礎的・汎用的能力を身に付けた児童生徒の育成

- ◆福祉教育 触れ合いを通して、思いやりの心を持ち、共に支え合って生きようとする幼児児童生徒の育成
- ◆国際教育 自他の文化を尊重し、グローバル化に主体的に対応できる幼児児童生徒の育成
- ◆帰国・外国人児童生徒教育 文化や生活習慣の違いを認め合い、共に学び共に生きる幼児児童生徒の育成
- ◆情報教育 情報及び情報手段（情報技術）を適切かつ効果的に活用できる児童生徒の育成

- ◆環境教育 環境に対する豊かな感受性を持ち、身近な環境に働きかける幼児児童生徒の育成
- ◆特別支援教育 自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できる幼児児童生徒の育成
- ◆へき地・小規模学校教育 郷土を愛し、心豊かにたくましく生きる児童生徒の育成
- ◆現職研修 教員としての資質能力を高める研修の推進

◆学習指導 学ぶ意欲をもち、知識及び技能を確実に身に付け、活用しようとする児童生徒の育成

・ねらいを明確にした「指導と評価の計画」の作成 ・確かな学力を育む指導の改善 ・指導に生かす学習評価

小学校

中学校

◆国語 ・「考えの形成」を重視する言語活動の充実 ・語彙を豊かにする指導	◆国語 ・「考えの形成」を重視する言語活動の充実 ・語彙を豊かにする指導の充実
◆社会 ・社会生活を広い視野から捉える問題解決的な学習の充実 ・社会への関心を高める活動の設定	◆社会 ・社会的事象を多面的・多角的に考察する課題解決的な学習の充実 ・社会との関わりを意識させる活動の設定
◆算数 ・数学的に問題発見・解決する過程を重視した学習の充実 ・数学のよさを実感できるようにするための指導	◆数学 ・数学的に問題発見・解決する過程を重視した学習の充実 ・数学のよさを実感できるようにするための指導
◆理科 ・科学的に問題解決する過程を重視した学習の充実 ・意義や有用性を実感させる学習活動の工夫	◆理科 ・科学的に探究する過程を重視した学習の充実 ・意義や有用性を実感させる学習活動の工夫
◆生活 ・気付きの質を高める学習活動の充実 ・幼児期の教育からの円滑な接続	
◆音楽 ・〔共通事項〕を要とした表現及び鑑賞の指導 ・共有したり共感したりする音楽活動の充実	◆音楽 ・〔共通事項〕を要とした表現及び鑑賞の指導 ・共有したり共感したりする音楽活動の充実
◆図画工作 ・〔共通事項〕を踏まえた表現及び鑑賞の指導の工夫 ・作品等をつくったり見たりすることの喜びを味わわせる指導の工夫	◆美術 ・〔共通事項〕を位置付けた表現及び鑑賞の指導 ・実感的な理解を深める指導

小学校

中学校

◆家庭 ・家庭生活の実態を捉えた題材の検討と「指導と評価の計画」の作成 ・実生活と関連を図った問題解決的な学習の工夫	◆技術・家庭 ・生活や社会の実態等を考慮した題材の設定 ・生活や社会につながる問題解決的な学習の工夫
◆体育 ・運動の楽しさや喜びを味わい、運動の課題を解決する学習の工夫 ・健康的な生活習慣の形成に結び付く学習の充実	◆保健体育 ・運動の楽しさや喜びを味わい、運動の課題を合理的に解決する学習の工夫 ・健康的な生活習慣の形成に結び付く学習の充実
◆外国語 ・コミュニケーションを行う目的や場面、状況等を明確にした言語活動の設定 ・外国語活動を踏まえた指導	◆外国語 ・コミュニケーションを行う目的や場面、状況等を明確にした言語活動の充実 ・小学校や高等学校との接続に留意した指導
◆外国語活動 ・児童の興味・関心を高める言語活動の設定 ・外国語教育の導入段階であることを踏まえた指導	
◆特別の教科 道徳（道徳科） ・自己を見つめ、生き方についての考えを深めるための指導の工夫 ・物事を多面的・多角的に考えるための手立ての工夫	◆特別の教科 道徳（道徳科） ・自己を見つめ、人間としての生き方についての考えを深めるための指導の工夫 ・物事を広い視野から多面的・多角的に考えるための手立ての工夫
◆総合的な学習の時間 ・探究的な学習の充実 ・自らの考えを広げ深める協働的な活動の重視	◆総合的な学習の時間 ・探究的な学習の充実 ・探究的な学習の質を高める協働的な活動の重視
◆特別活動（学級活動） ・集団生活上の課題を解決する話し合いと事後の活動の充実 ・自己指導能力を高める話し合いと事後の活動の充実	◆特別活動（学級活動） ・集団生活上の課題を解決する話し合いと事後の活動の充実 ・自己指導能力を高める話し合いと事後の活動の充実

※【基本事項】は、学校教育の指導にとって欠くことのできない、常に基底に据えておく事柄であり、【本年度の重点】は、【基本事項】具現化のための富山県教育の充実の柱である。各種教育、各教科等では、【基本事項】及び【本年度の重点】達成に向けての視点を示している。

目 次

令和8年度 幼・小・中学校教育指導の重点 ダイジェスト
本書の活用にあたって

第1章 学校(園)教育充実のための基本事項及び本年度の重点	1
○重点1 確かな学力の育成 —「とやま型学力向上プログラム(Ⅲ期)」の推進—	2
○重点2 豊かな心の育成 —「いのちの教育」を核として—	5
○重点3 健やかな体の育成 —「元気っ子育成計画」に基づく 体力の向上と健康の保持増進—	6
第2章 幼稚園教育	7
○園運営	7
○幼児教育	9
第3章 小・中学校教育	11
○学校運営	11
○学年経営	13
○道徳教育	15
○生徒指導	19
○人権教育(幼・小・中学校共通)	23
○健康・安全の指導(幼・小・中学校共通)	25
○キャリア教育	29
○福祉教育(幼・小・中学校共通)	33
○国際教育(幼・小・中学校共通)	34
○帰国・外国人児童生徒教育(幼・小・中学校共通)	35
○情報教育	37
○環境教育(幼・小・中学校共通)	39
第4章 学習指導	41
○国語(小学校)	47
○社会(小学校)	49
○算数	51
○理科(小学校)	53
○生活	55
○音楽(小学校)	57
○図画工作	59
○家庭	61
○体育	63
○外国語活動	65
○外国語(中学校)	67
○特別の教科 道徳(道徳科)(小学校)	69
○総合的な学習の時間(小学校)	73
○特別活動(小・中学校共通)	75
○特別活動《学級活動》(小学校)	77
○国語(中学校)	48
○社会(中学校)	50
○数学	52
○理科(中学校)	54
○音楽(中学校)	58
○美術	60
○技術・家庭	62
○保健体育	64
○外国語(小学校)	66
○特別の教科 道徳(道徳科)(中学校)	70
○総合的な学習の時間(中学校)	74
○特別活動《学級活動》(中学校)	78
第5章 特別支援教育	79
第6章 へき地・小規模学校教育	85
第7章 現職研修	87
○「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」について	91
〈資料〉	
1 「とやま型学力向上プログラム(Ⅲ期)」について	99
2 「いのちの教育」の取組について	101
3 「いじめ事案初期対応」実践フローチャート	102
4 令和7年度全国学力・学習状況調査について	103
5 令和7年度富山県児童生徒体力・運動能力調査について	105
6 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」について	106
7 「キャリア・パスポート」について	107
8 小・中学校及び義務教育学校集団宿泊学習実施基準	108
9 中学校及び義務教育学校修学旅行実施基準	110
10 富山県児童・生徒の運動競技に関する基準	111
11 学校における安全な集団登山の実施について(通知)	113
12 令和8年度幼児教育研究協議会 協議主題	118
13 令和8年度富山県小学校教育研究会 各部会研究主題	118
14 令和8年度富山県中学校教育研究会 各部会研究主題	119
15 令和7年幼児児童生徒の指導に関する諸通知	120
16 令和7年度富山県教育委員会刊行物一覧	122
用語索引	123

本書の活用にあたって

- 1 本書は、「幼稚園教育要領」及び小・中学校の「学習指導要領」並びに「第3期富山県教育大綱」及び「第4期富山県教育振興基本計画」及び「富山県教育委員会重点施策」の趣旨に基づき、令和8年度の幼・小・中学校における教育指導の重点を示したものである。
- 2 本県幼・小・中学校教育の一層の充実を図るため、主に次の点に留意して作成した。
 - (1) 学校訪問研修等からの本県教育の課題への対応
 - (2) 学習指導要領等実施への対応
 - (3) 実践に生きる資料の掲載、内容の精選各学校（園）において、学校（園）運営及び学習指導等に改善点が生かされ、幼・小・中学校教育の一層の充実が図られることを期待している。
- 3 第1章では、本年度富山県教育の全体構想図を掲載するとともに、幼・小・中学校教育を充実するために、10の基本事項と三つの重点を示した。

基本事項とは、豊かな人間性と好ましい人間関係を育成し、一人一人の人格の完成を目指す学校教育の指導にとって欠くことのできない事柄のことであり、常に基底に据えて諸活動を展開するよう努めていただきたい。

また、重点は、本年度の富山県教育の充実の柱であり、引き続き、「確かな学力の育成」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」の三つを示した。県全体の幼・小・中学校が、三つの重点に関し、一層充実した取組を実践していくことを期待している。

第2章からは、幼・小・中学校において指導する事項について、本県教育委員会の教育指導の指標である「一人一人を見つめ、育てる」ことを目指し、特に「三つの重点との関連」「学習指導要領等への対応」に配慮して作成した。
- 4 各章における教科、領域等の初めに目標を明示し、その達成への視点が明確になるよう指導内容、指導方法等を記述した。第4章「学習指導」では、小・中学校において、各教科等の指導内容や方法について「現状と課題」と「方策」の2項目でまとめ、本県教育の課題を明らかにするとともに、その課題を解決するための具体的な方策を記載した。
- 5 本書で解説した用語については、いろいろな立場から様々な解釈がなされており、各学校（園）にあっては、そのことを踏まえた上で十分論議し、指導の充実等に生かされることを期待している。
- 6 関連資料及び参考資料、巻末資料については、主として国や県の統計資料や施策及び刊行物等を記載した。また、「とやま型学力向上プログラム（Ⅲ期）の視点を踏まえた授業づくりのポイント、授業づくりシート」「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」「いじめ事案初期対応実践フローチャート」等、学校で活用できる資料も掲載した。教育に対する国や県の取組について理解するとともに、授業改善に生かすなど、校内研修等での積極的な活用を期待している。
- 7 各学校（園）においては、異校種の内容についても理解し、一貫性のある指導に努めるとともに、上述の趣旨を踏まえて創意工夫を生かした取組が展開されるよう期待している。
- 8 義務教育学校については、前期6年の前期課程を小学校と、後期3年の後期課程を中学校と読み替えるものとする。

第1章 学校（園）教育充実のための基本事項及び本年度の重点

「第3期富山県教育大綱」 （第4期富山県教育振興基本計画）

基本理念

生涯にわたる学びを通して、県民一人ひとりのウェルビーイングを高める

教育方針

- 1 一人ひとりの可能性を引き出す質の高い教育の実現
- 2 多様なニーズに対応したきめ細かな教育と支援の展開
- 3 子どもたちの学びを支える教育環境を構築
- 4 社会の持続的発展に向けて学ぶことのできる機会の提供

主な施策の方向性

- (1) 子どもの才能や個性を伸ばす教育の推進
- (2) 様々な体験を通じた社会で生きる力の育成
- (3) 私立学校や高等教育機関の振興
- (4) 誰一人取り残されない多様性と包摂性のある教育の推進
- (5) 学校・家庭・地域で取り組む子どもの健やかな成長の支援
- (6) 学校の特色と魅力を高め、安全で快適に学べる学校づくり
- (7) 教師が意欲と能力を高め、子どもと向き合える環境づくり
- (8) スポーツや文化芸術に親しむ機会の充実
- (9) 生涯にわたる多様な学びの推進
- (10) 地域に学び地域の創生につながる活動の推進

学習指導要領改訂の ポイント（現行）

- 社会と連携する「社会に開かれた教育課程」を重視する。
- 子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を確実に育成する。
- 知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成する。
- 豊かな心や健やかな体を育成する。

「令和の日本型教育」 の構築を目指して （答申）

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- 誰一人取り残すことなく全ての子供たちの可能性を引き出す

一人一人を見つめ、育てる

【基本事項】

豊かな人間性と好ましい人間関係を育成し、一人一人の人格の完成を目指す学校教育の指導にとって欠くことのできない事柄であり、常に基底に据えて諸活動を展開するように努める。

- 1 創意工夫を生かした柔軟な教育課程の編成と適正な実施
- 2 知識及び技能の確実な習得とともに、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養を図る学習指導の充実
- 3 学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）の育成
- 4 生命と人権を大切にする教育の徹底と豊かな心を育てる道徳教育の充実
- 5 自己指導能力を身に付けた児童生徒を育てる生徒指導の充実
- 6 体力の向上及び健康・安全に関する指導の充実
- 7 特別な配慮を必要とする幼児児童生徒への指導や支援の充実
- 8 家庭や地域社会と連携・協働する学校（園）づくりの推進
- 9 幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との連携や交流の推進
- 10 教師としての資質能力を高めるための研修の充実

【本年度の重点】

【重点1】

確かな学力の育成

－「とやま型学力向上プログラム(Ⅲ期)」の推進－

【重点2】

豊かな心の育成

－「いのちの教育」を核として－

【重点3】

健やかな体の育成

－「元気っ子育成計画」に基づく体力の向上と健康の保持増進－



とやま型学力向上プログラム（Ⅲ期）の視点を踏まえた授業づくりのポイント



とやま型学力向上プログラム（Ⅲ期）R5～

確かな学力

問題発見・解決能力の育成

とやま型学力向上プログラム（Ⅲ期）では、「問題発見・解決能力」の育成を目指し、「子供の問題（課題）意識を高める」「子供が自己調整しながら学習を進めることができるようにする」の二つの視点を基に授業改善に取り組むこととしています。どのような子供の姿を目指して授業づくりに取り組めばよいか、これまでの授業を見つめ直してみましよう。そして、学習者中心の授業づくりに向けた取組を進めていきましょう。

【授業改善の視点】

視点1 子供の問題（課題）意識を高める

＜教師の手立て（例）＞

- ・導入での事象の提示や学習環境の工夫
- ・既習事項との違いを確認する場の工夫 等



- ・なぜだろう。
- ・今までと違うぞ。どうしてだろう。
- ・できる、分かるようになりたい。もっと知りたい。

視点2 子供が自己調整しながら学習を進めることができるようにする

※自己調整：課題解決の過程で、自分の学習状況を把握し他の子供と話し合うなどして、方向性を見直したり、必要な内容等について考えたりすること 等

＜教師の手立て（例）＞

- ・活動の見通しをもたせる工夫
- ・情報を収集・選択し、考えをもたせる工夫
- ・一人一人の問題解決に生きる対話の工夫
- ・考えを分かりやすくまとめ、表現させる工夫
- ・自己の活動を振り返らせたり、身に付いたことを自覚させたりする場の工夫 等



- ・〇〇してみよう。次は△△していけばよさそうぞ。
- ・ここは、まだよく分からないから調べよう。
- ・みんなは、どう考えたかな。聞いてみたいな。
- ・みんなに言いたいことが伝わるかな。
- ・ここまで分かったぞ。次は、□□してみよう。

- ・学びに向かう力の高まり
- ・自己肯定感の向上

- ・もっと考えたい。
- ・あきらめないでよかった。また、がんばろう。

家庭学習へのつながり

- ・もう1回やってみよう。
- ・難しいかもしれないけれど、挑戦しよう。

＜問題発見・解決能力を身に付けていく子供の姿の例＞

問題発見・解決能力を身に付けていく子供の姿は、必ずしも以下の順にみられるわけではありません。学習の状況に応じて繰り返しみられたり、行き来したりすることも考えられます。

興味・関心をもつ

- ・心が動く（感動、驚き等）
- ・疑問を感じる

課題を見いだす

- ・気付く
- ・ずれを感じる
- ・追究したくなる問いまで高める

課題解決への見通しをもつ

- ・目当てをもつ
- ・ゴールをイメージする
- ・進め方を考える

考え、判断し、解決していく

- ・自分事として捉える
- ・比較、関連付ける
- ・試行錯誤し、自らの学習を深める
- ・考えをまとめ、伝え合う

まとめと振り返りをする

- ・課題に対する学習内容をまとめる
- ・学び方を振り返る
- ・身に付いた力に気付く
- ・新たな気付き、見通しをもつ

＜教師の具体的な手立ての例＞

目指す子供の姿に向けて単元を構想する

- ・子供に身に付けさせたい資質・能力の確認
- ・子供の実態、教師の願い、教材の特性を意識した全体計画の作成
- ・指導事項を踏まえた評価場面の位置付け

子供が課題をもつための場や環境を設定する

- ・引き出した問いや願いから、子供自らが追究したくなる課題づくりへの後押し
- ・学習への期待感を高める事象の提示や学習環境づくり

単元を通して、子供の問題（課題）解決の意識の持続・向上を図る

- ・授業で扱う材料や用具等の工夫、場所や時間の柔軟な設定
- ・子供のつまづきを想定した複数の手立ての準備
- ・既習事項との違いに気付かせる発問や板書計画づくり

子供が主体となって学び進めるための場や機会を設ける

- ・子供が追究に応じて選択できる、教材、方法、進め方等の工夫
- ・子供が必要なときに、必要な相手と対話したり、協働したりできる場面の設定
- ・収集した情報を整理・分析し、まとめ・表現する機会の充実

子供一人一人の学びの状況を把握する

- ・問題解決の見通しがもっているかの見取りと声かけ
- ・端末やノート等で子供の考えの確認
- ・子供が付けたい力に向かっているかの状況確認

子供が成果や課題を自覚するための視点や場を設ける

- ・振り返る観点・視点の明確化
- ・子供が次の活動の見通しをもつための振り返りの活用

各学校による主体的な学力向上の取組の推進（Ⅱ期） PDCAサイクル H25～R4

I期を根底に置く

学力の向上と人間関係づくりを一体的に進める「学び合い」（Ⅰ期）H20～H24
実感を伴った理解につながる「体験」の重視

＜授業改善の視点＞

○ねらいを明確にした授業の構想 ○目的を明確にした書く活動 ○終末における学習成果の確認

学びの土台

幼児期から育む非認知能力※の例

自分を高める力

意欲、好奇心、創造性等

自分と向き合う力

自己肯定感、自制心、やり抜く力等

他者と関わる力

コミュニケーション力、協調性、思いやり等

※非認知能力とは、学力テスト等で数値化しにくい、内面的なスキルや特性を指します。

※□（チェック欄）を活用して、自分の授業を振り返り、自己理解を深めましょう。
 ※子供の姿を思い浮かべながら、教師の願いを明確にし、手立てを考えましょう。授業後に、自分の授業を評価し、改善を図りましょう。
 ※Memo欄には、＜例＞を参考に授業づくりのアイデアや授業で行った手立てを書きためるなどすることで、自分の記録として使うこともできます。

＜問題発見・解決能力を身に付けていく子供の姿の例＞

順不同、状況に応じて繰り返したり行き来したり

興味・関心をもつ

- ・心が動く（感動、驚き等）
- ・疑問を感じる



課題を見いだす

- ・気付く
- ・ずれを感じる
- ・追究したくなる問いまで高める



課題解決への見通しをもつ

- ・目当てをもつ
- ・ゴールをイメージする
- ・進め方を考える



考え、判断し、解決していく

- ・自分事として捉える
- ・比較、関連付ける
- ・試行錯誤し、自らの学習を深める
- ・考えをまとめ、伝え合う



まとめと振り返りをする

- ・課題に対する学習内容をまとめる
- ・学び方を振り返る
- ・身に付いた力に気付く
- ・新たな気付き、見通しをもつ



教師は、子供の姿を見取り、授業改善の視点1・2を基に具体的な手立てを工夫

目指す子供の姿に向けて単元を構想する

- 子供に身に付けさせたい資質・能力の確認
- 子供の実態、教師の願い、教材の特性を意識した全体計画の作成
- 指導事項を踏まえた評価場面の位置付け

＜例＞

子供が、学習課題を自分事として捉え、学んだことを生活に生かしていけるようにしたい

単元に関連する他の教科・領域等の学習内容等を位置付けた教科等横断的な視点での単元構想

毎時間のねらいを明確にした振り返りワークシートの作成

Memo (私の工夫や手立てなど)

単元を通して、子供の問題（課題）解決の意識の持続・向上を図る

- 授業で扱う材料や用具等の工夫、場所や時間の柔軟な設定
- 子供のつまづきを想定した複数の手立ての準備
- 既習事項との違いに気付かせる発問や板書計画づくり

＜例＞

単元を通して追究し続ける共通の学習課題を子供と一緒に作り上げたい

1人1台端末で各自の疑問を全体共有

子供の考えをつなぐ意図的指名で、解決したいことを明確化

Memo (私の工夫や手立てなど)

子供一人一人の学びの状況を把握する

- 問題解決の見通しがもてているかの見取りと声かけ
- 端末やノート等での子供の考えの確認
- 子供が付けたい力に向かっているかの状況確認

＜例＞

子供が課題を解決するために、個に応じた手立てを講じたい

1人1台端末で子供の思考の流れの確認と学びの見取り

学びの進捗状況に応じた声かけ

Memo (私の工夫や手立てなど)

子供が課題をもつための場や環境を設定する

- 引き出した問いや願いから、子供自らが追究したくなる課題づくりへの後押し
- 学習への期待感を高める事象の提示や学習環境づくり

＜例＞

子供の興味・関心や課題意識を高め、どうしてだろうという疑問と、自ら解決したいという思いをもてるようにしたい

既習事項とのずれを感じたり、自分の考えと友達の考えを比較したりするなど、疑問や気付きを生み出す発問や事象の提示

予想や仮説を引き出す問いかけ

Memo (私の工夫や手立てなど)

子供が主体となって学び進めるための場や機会を設ける

- 子供が追究に応じて選択できる、教材、方法、進め方等の工夫
- 子供が必要なときに、必要な相手と対話したり、協働したりできる場面の設定
- 収集した情報を整理・分析し、まとめ・表現する機会の充実

＜例＞

子供が自分の考えをもち、自分に合った学び方で学習することができるようにしたい

班で交流したり、友達に聞きに行ったり、教師と一緒に考えたりするなど、自由に選択しながら学び進める柔軟な授業展開

必要に応じて活用できるヒントカードや写真、資料掲示等の準備

Memo (私の工夫や手立てなど)

子供が成果や課題を自覚するための視点や場を設ける

- 振り返る観点・視点の明確化
- 子供が次の活動の見通しをもつための振り返りの活用

＜例＞

自分の学びの深まりを実感し、他の子供の振り返りから新たな考えに気付くことができるようにしたい

1人1台端末に入力した「学習課題に対するまとめ」と「学び方についての振り返り」の全体共有、学びの価値付け

学びの質を振り返るよう習慣化

Memo (私の工夫や手立てなど)

「認知能力」と「非認知能力」の一体的な育成 ～「非認知能力」が子供を伸ばす～

あらゆるものが目まぐるしく変化し、予測ができない時代において、子供たちが学び続けるためには、知識だけでなく、困難を乗り越える力、挑戦する意欲、感情のコントロール等の「非認知能力」といわれる力も身に付けていくことが必要です。

◎非認知能力とはどのような力なのだろう



認知能力と非認知能力は互いに影響を与え合いながら、一体となって育ちます。

認知能力

見える学力

読み書き計算など、点数やIQ等で表現される力



非認知能力

見えない学力

学力テスト等で数値化しにくい、内面的なスキルや特性等、「認知能力」以外の力



自分を高める力

意欲、好奇心、創造性等

自分と向き合う力

自己肯定感、自制心、やり抜く力等

他者と関わる力

コミュニケーション力、協調性、思いやり等

◎非認知能力はどのように伸ばせばよいのだろう



教師は、子供の意識につながるような励ましや言葉かけを行うことが大切です。子供が自らの意識で行動を変え、それを習慣化することが、非認知能力を自ら伸ばすことにつながります。

〇〇したい！
こうなりたい。

教師の見取りとフィードバック
(教師による直接的な意識付け)

授業、学校行事等での経験
(教育活動による間接的な意識付け)

自分自身をモニタリングして意識して行動をコントロール

望ましい
行動特性へ
(習慣化された行動)



◎授業ではどのように取り組めばよいのだろう



認知能力と非認知能力の一体的な育成を図るため、児童生徒の感情を動かす(「なぜだろう」「できる、分かるようになりたい」等)ための仕掛けを考えることが大切です。

〈教師の具体的な手立ての例〉

- ・子供が課題を見い出すために、身近な生活と結び付ける。
- ・子供の問題(課題)解決意識の持続・向上を図るために、既習事項との違いに気付かせる。
- ・子供が主体となって学び進めるために、グループ活動を取り入れる。

もっと難しい問題に挑戦してみたいな。

自分を高める力の向上

最後まであきらめずに粘り強く取り組めるようになったな。

自分と向き合う力の向上

もっといろいろな人の意見を聞いて考えてみたいな。

他者と関わる力の向上

難しいな。僕に解けるかな。

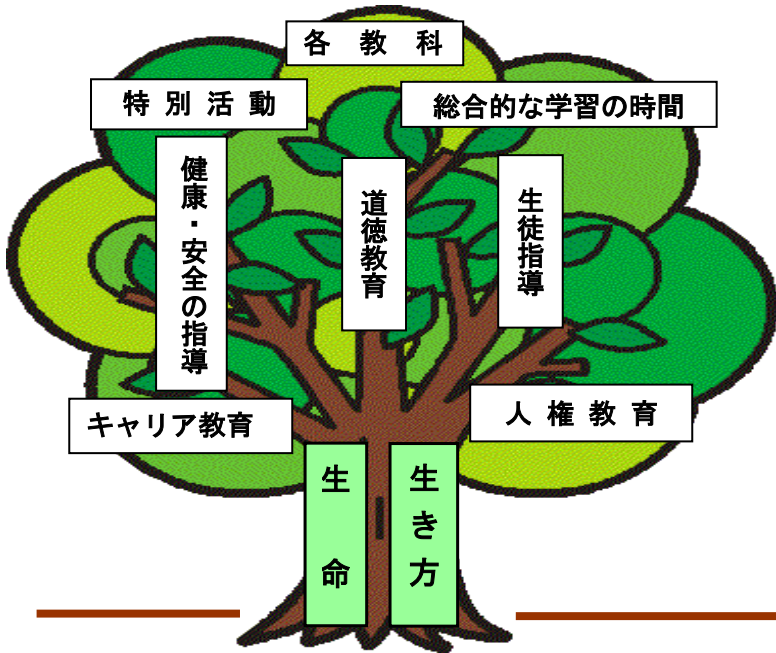


【重点2】 豊かな心の育成

－「いのちの教育」を核として－

一人一人の自尊感情を高め、よりよく生きようとする態度を培うなど、「いのちの教育」を核とした教育活動を通して豊かな心を育むことが大切である。

「いのちの教育」は教育活動全体を通して



富山県教育委員会では、「いのち」という言葉に、かけがえのない「生命」と人間としてよりよく生きようとする「生き方」という二つの意味を込めている。

「いのちの教育」は、学校における教育活動全体をいのちの視点から捉え直したものであり、日々の教育活動の中で、子供たちが、人や自然、社会と関わる体験を通して、自他のいのちがかけがえのないものであることを実感するための教育である。

《 「いのちの教育」推進のための視点 》

子供たちが自分の中のよさや可能性に気づき、他とのつながりを実感する。

自尊感情を高めることで生きている喜びを感じることができるようになる。他との関わりを通して、他と共に生きている存在であるという思いをもつようになる。

教師自身が自分のいのちと向き合い、自分の生き方を自分自身に問いかける。

教師自身のいのちに真摯に向き合う姿勢が、子供たちのいのちへの感性や想像力を育む大切な環境となる。

学校と家庭、地域が確かな信頼関係を築き、連携しつつ共に学ぶ意欲をもって取り組む。

学校で実践されている「いのちの教育」の考え方を家庭や地域と共有することにより、子供たちの学習や体験が豊かなものとなる。

指導のポイント

・認め励まし合う機会の充実

自分自身をかけがえのない大切な存在だと思えることができる自尊感情を育む。

・喜びや悲しみ等の感情を仲間と共有する機会の設定

かけがえのないいのちの尊厳を実感できる豊かな感性や想像力を育む。

・いのちを守るための知恵の習得と態度の育成

いのちを脅かす行為や情報に対して、未然に防いだり、被害を最小限にくいとめたりする知恵を習得させる。

【重点3】 健やかな体の育成

－「元気っ子育成計画」に基づく体力の向上と健康の保持増進－

目指す「とやま元気っ子」	
幼稚園	… 運動遊びが大好きな幼児
小学校	… 運動が大好きな児童
中学校	… 進んでスポーツに取り組む生徒



「元気とやまマスコット きときと君」

©富山県

各学校（園）が、体力の向上と健康の保持増進を目指して作成する「元気っ子育成計画」の中に、「運動機会の確保」「望ましい生活習慣の形成」の視点を取り入れ、各学校（園）、家庭が共通理解し、地域と連携して重点的に取り組むようにする。

健やかな体の育成

運動機会の確保

体力の向上につながる運動機会を確保する。

- ・運動の楽しさや喜びを味わえる体育の授業（遊び）の充実
- ・運動（遊び）に親しみ、意欲を高める体育的行事の充実
- ・家庭や地域と連携した環境づくり

幼児児童生徒を取り巻く環境の変化により、体を動かす機会が減少し、平成30年以降、体力が低い水準で推移している。

体力の向上には、幼児児童生徒が、運動する楽しさを味わえるような運動機会を確保していくことが必要である。

望ましい生活習慣の形成

健康の保持増進につながる望ましい生活習慣を形成する。

＜健康三原則の徹底＞

- ・調和のとれた「食事」
- ・適切な「運動」
- ・適切な「休養・睡眠」

毎日を健康に過ごすには、調和のとれた「食事」、適切な「運動」、適切な「休養・睡眠」が必要である。

健康に対する正しい知識を身に付けさせるとともに、それらを活用する学習活動を取り入れるなど、指導方法を工夫し、望ましい生活習慣の形成に結び付くようにすることが大切である。

「元気っ子育成計画」による取組例

実態の把握

- ・前年度の数値指標の達成度の把握
- ・全国及び富山県の体力・運動能力、運動習慣等調査結果の把握
- ・とやまゲンキッズ作戦調査結果の把握

計画の作成

- ・各学校（園）の実態に応じた目指す元気っ子の設定
- ・具体的な取組の検討
- ・数値指標の設定（「運動への興味・関心」「運動習慣の定着度」等の観点で設定）
- ・教育計画等への位置付け

実践

- 体を動かすことの楽しさを実感する取組
 - ・Web アプリとやま元気っ子チャレンジ
 - ・きときとチャレンジランキング 等
- 体力向上に向けた取組
 - ・目標設定→実行→体力テストで評価→改善（PDCAサイクルの確立）
 - ・苦手種目克服のための1校1運動
 - ・運動の成果が実感できる評価カード
 - ・体育の授業の改善による運動好きな子供の育成 等
- 家庭や地域との連携
 - ・学校だより等による情報提供と共通理解
 - ・地域人材の活用 等
- 実践的な態度を育てる保健指導
 - ・目のリラックス体操
 - ・すいみんチェックカード
 - ・メディア・コントロールの実施 等
- 望ましい食習慣を身に付ける食育の推進
 - ・「毎日しっかり朝ごはん」運動
 - ・食育推進月間での取組 等

評価

- ・達成度、取組状況の調査とまとめ
- ・次年度の「元気っ子育成計画」作成のための見直し

「元気っ子育成計画」

運動好きでたくましい心と体をもった幼児児童生徒を育成するために、各学校（園）が家庭や地域と連携して取り組む運動や健康に関する内容をまとめた計画

（「とやま元気っ子育成ハンドブック」 富山県教育委員会 平成18年度）

第2章 幼稚園教育

園運営

園の教育目標の実現に向けて、創意工夫を生かした特色ある園づくりに努める。

1 園の特色を生かし、創意のある教育課程を編成する。

発達や学びの連続性

- (1) 園運営方針と重点目標の設定
 - ア 幼児の発達のプロセスや実情、園や地域の実態、前年度の各教育活動における成果と課題等を教職員で共通理解し、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえ、園の教育目標や運営方針を定める。
 - イ 目指す幼稚園像・育てたい幼児像を明確にし、教育目標具現化の方向性を定める。
 - ウ 園の創意工夫を生かして、教育目標との統一性、一貫性のある重点目標を設定する。
 - エ 重点目標の達成に向けて、各種教育計画等において具体的な方策を立てる。
- (2) 幼児の発達を見通した教育課程の編成
 - ア 幼児期は自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる時期であることを踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように教育課程を編成する。
 - イ 幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培うことにより、幼児期から児童期への発達や学びの連続性を確保する。
 - ウ 園生活の全体を通して、各領域に示すねらいが総合的に達成されるように、発達の過程等を考慮して具体的なねらいと内容を設定する。

2 一人一人の教職員の力を生かし、重点目標の達成を目指す園運営を行う。

カリキュラム・マネジメント

- (1) 教職員の相互連携と協力体制による園運営
 - ア 園長の方針の下、教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、園の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるよう努める。
 - イ 広い視野と園教育に対する識見に基づいた園長のリーダーシップの下、教職員が互いの違いを尊重しながら協力し合える関係をつくる。
 - ウ 日々の保育実践記録に基づいた園内研修の方法や形態を工夫したり、OJTを推進したりするなど、教師の専門性の向上を図る。
- (2) 安全・安心な教育の推進
 - ア 幼児が遊びの中で安全についての理解を深めることができるよう、遊びの動線や遊び方に配慮した環境や指導の工夫を図る。
 - イ 園庭や園舎等の施設・設備の安全管理に十分配慮するとともに、危機管理マニュアルを作成し、生命の安全を最優先する危機管理体制を、全教職員で常に見直し改善するよう努める。

小学校教育との円滑な接続
 幼児期の終わりまでに育って
 ほしい姿

(3) 幼児、園、地域の実態等に応じた効果的な教育活動の展開

- ア 小学校教育との円滑な接続のために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手がかりに教師・保育士等との合同研修会を行ったり、幼児と児童の交流の機会を設けたりして、連携を図る。
- イ 特別な支援を必要とする幼児については、家庭、地域及び関係機関等との連携を図りながら、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促す。
- ウ 運動機能や心身の望ましい発達を目指し、幼児が自発的に様々な遊びを体験し、多様な動きを獲得できるようにする。

3 家庭や地域社会との連携を図る。

- (1) 園だより、ホームページ、保育参観等を通して、園の重点目標、教育活動の様子等を家庭や地域社会に積極的に公開し、教育課程の基本的な方針が家庭や地域社会とも共有される社会に開かれた教育課程の実現を目指す。
- (2) 学校評価の結果を広く公表したり、園運営の現状と課題について共通理解を深めたりするなど、家庭や地域社会と積極的に連携して園運営の改善に取り組む。
- (3) 幼児が豊かな体験を得られるよう、地域の自然、高齢者や異年齢の子供等を含む人材、行事や公共施設等の地域の資源を積極的に活用するなどの工夫をする。
- (4) 幼児の様子や子育てに関する情報交換の機会を設けるなど、家庭との連携を図り、保護者の幼児教育に対する理解を深める。
- (5) 子育て支援については、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組む。

----- 幼稚園教育において育みたい資質・能力 -----

「知識及び技能の基礎」・・・・・・・・・・ 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりすること。

「思考力、判断力、表現力等の基礎」・・ 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりすること。

「学びに向かう力、人間性等」・・・・・・・・ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとすること。

(「幼稚園教育要領解説」 文部科学省 平成29年度)

参 考 資 料		
○幼児理解に基づいた評価	文部科学省	平成30年度
○外国人幼児等の受入れにおける配慮について	文部科学省	令和元年度
○幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開	文部科学省	令和2年度
○指導と評価に生かす記録	文部科学省	令和3年度
○幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）	文部科学省	令和3年度
○幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）	文部科学省	令和3年度
○遊びは学び 学びは遊び “やってみたくが学びの芽”	文部科学省	令和6年度
○ <u>幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？</u>	文部科学省	令和6年度
○ <u>幼小接続取組リーフレット～小学校へつなげよう！幼児期の学びと育ち～</u>	富山県教育委員会	令和6年度
○ <u>保育者と教員が互いによりよく理解し合うために わくわく・きときと接続ガイドII</u>	富山県教育委員会	令和6年度
○ <u>幼児期の教育から小学校教育へ 安心子育てリーフレット きときと1年生</u>	富山県教育委員会	令和7年度

幼児教育

身近な環境に主体的に関わりながら、遊びを楽しむ幼児を育てる。

1 一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開できるように、指導計画を作成する。

生活の連続性

- (1) 各園の教育課程に基づいた指導計画の作成
 - ア 身近な環境に主体的に関わり、試行錯誤したり考えたりするようになる見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい環境をつくり出す。
 - イ 幼児の主体的な活動の中で、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の内容を相互に関連させながら総合的に展開する。
 - ウ 幼稚園教育において育みたい資質・能力を一体的に育むために、一人一人の発達に必要な体験を考え、具体的なねらいと内容に即した環境の構成や教師の援助等を位置付ける。
 - エ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を5歳児だけでなく、3歳児、4歳児についても念頭に置きながら指導計画を作成する。
 - オ 主体的・対話的で深い学びの実現に向け、幼児が様々な環境と関わり、心を動かされる豊かな体験ができるようにする。
 - カ 特別な支援を必要とする幼児については、一人一人の発達の実情を踏まえた指導内容や指導方法の工夫を組織的、計画的に行う。
 - キ 日々の園生活と家庭や地域での生活が、連続性をもって展開されるよう、計画を工夫する。また、行事については、教育的価値を十分検討して適切なものを精選する。
 - ク 教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動の計画を作成する際には、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるように考慮する。
- (2) 健康・安全に関する組織的、計画的な指導計画の作成
 - ア 園生活の自然な流れの中で、自分の体を大切にし、健康な生活に必要な習慣や態度を身に付けていくことができるよう、幼児の発達の段階を考慮する。
 - イ 危険な場所、危険な遊び方、災害時等の行動の仕方を知り、安全に気を付けて行動できるよう、入園から修了に至るまでの長期的な見通しをもつ。

2 一人一人の心身の調和のとれた発達を促すために、遊びを通して総合的に指導する。

折り合いを付ける体験

- (1) 自発的な遊びの中で、発達に必要な体験を保障することができるような環境の構成や援助の仕方の工夫
 - ア 自然の中で遊ぶことで体の諸機能の発達が促されるよう、幼児の興味・関心が戸外に向く援助を行う。
 - イ 家庭との連携を一層密にしながら、健康な生活リズムを身に付けさせ、生活に必要な習慣や態度を育てる。
 - ウ 試行錯誤しながら諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行う。
 - エ 集団の生活の中で、幼児が互いの思いを主張し、折り合いを付ける体験を通して、きまりの必要性等に気づき、自分の気持ちを調整する力が育つようにする。

- オ 異年齢児や小学生、高齢者、地域の人々等と積極的に触れ合う体験を通して、人と関わる楽しさを味わうことができるようにする。
- カ 身近な自然に触れながら楽しく遊んだり、様々な素材を使い、工夫して遊んだりする直接的な体験を通して、豊かな感情、好奇心、思考力や表現力の基礎を培う。
- キ 幼児の必要感に基づく体験を通して、数量や文字等に関する興味や関心、感覚を養う。
- ク 自分の思いを言葉で伝えるとともに、教師や友達の話に興味をもって注意して聞くことを通して、伝えたいという思いや相手の話を理解したいという気持ちを育て、言葉による伝え合いができるようにする。
- ケ 絵本や言葉遊び等を通して、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現等に触れ、言葉に対する感覚が豊かになるようにする。
- コ 正月等の伝統的な行事、わらべうたや伝統的な遊び、異なる文化に触れる活動に親しむことを通して、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生え等が養われるようにする。
- サ 自然や様々な事象、出来事に触れ、不思議さや美しさに感動する心を育て、イメージ豊かに思い思いの表現を楽しむことができるようにする。
- シ 幼児が次の活動への期待や意欲をもちながら主体的に活動することができるよう、見通しと振り返りの場を工夫する。

見通しと振り返り

- (2) 思いやりの気持ちや豊かな感性を育てるような環境の構成や援助の仕方の工夫

ア 温かい集団の中で、教師や友達に認められる体験を通し、自分のよさや特徴に気づき、自信をもって行動できるようにする。

イ 身近な人と親しみ、工夫したり協力したりして一緒に活動する楽しさを味わう体験を通して、友達に対する思いやりや信頼感がもてるようにする。

道徳性の芽生え

ウ 道徳性の芽生えを培うために、友達との関わりの中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにする。また、自然や身近な動植物に親しむこと等を通して、豊かな心情を育てる。

3 幼児理解に基づいた評価を実施し、指導の改善に生かす。

- (1) 指導の過程を振り返りながら、幼児の言動や表情から思いや考え等を理解し受け止め、一人一人のよさや可能性等を把握する。
- (2) 教師の役割を重視し、教材の工夫やよりよい環境の構成、援助の在り方等について自らの保育を見直し、次の保育に生かす。
- (3) 日々の記録や写真等を累積して評価を行ったり、複数の教職員で意見を交わしたりして、より多面的に幼児を捉える工夫をするなど、評価の妥当性や信頼性を高める。

4 小学校教育との円滑な接続のために、相互の連携を図る。

- (1) 具体的に見られる姿について、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を生かし、小学校の教師に幼児の成長や教師の働きかけの意図を伝えるなど、幼児期の教育の成果が小学校の学びや生活につながるようにする。
- (2) 幼児と児童との交流活動を意義あるものとするために、相互のねらいや方法等を踏まえ、継続的・計画的に活動に取り組むようにする。その際、事前・事後の打合せや情報交換を十分に行うなど、相互の連携を図る。

第3章 小・中学校教育

学校運営

学校の教育目標の実現に向けて、創意工夫を生かした特色ある学校づくりに努める。

1 学校の創意工夫を生かし、教育目標の実現を図る教育計画を作成する。

社会に開かれた教育課程
カリキュラム・マネジメント

- (1) 社会に開かれた教育課程の理念に基づいたカリキュラム・マネジメントの推進
 - ア 前年度の学校評価や各種調査の結果、教育活動における成果と課題を分析し、自校の教育活動のよさや強み、地域の教育資源、学校が果たす役割等について全教職員で共通理解する。
 - イ 学習指導要領や本県教育振興基本計画の趣旨及び市町村の教育方針の下、目指す児童生徒像・学校像を明確にし、教育目標具現化の方向性を定める。
 - ウ 学校の創意工夫を生かして、教育目標との統一性、一貫性のある重点目標、アクションプランを設定する。
 - エ 重点目標の達成に向けて、各種教育計画等において具体的で検証可能な方策を立てる。
 - オ 重点目標の達成に向けた全体構想を図で表すなど、教育活動の意義を共通理解して展開できるようにする。
 - カ 学校運営の方針やグランドデザイン等の公表を、地域広報紙を活用するなど効果的に行い、目指すべき教育の在り方を家庭や地域社会と共有する。
- (2) 創意工夫を生かした教育課程の編成
 - ア 学習指導要領の趣旨や内容を踏まえ、学校運営方針の下、児童生徒の特性や教職員の構成、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域住民による連携及び協働の体制に関わる状況等、自校のよさや強みを生かした教育課程を編成する。
 - イ 入学直後の児童生徒が学校生活に適應できるよう、また、進級に伴う学年間の接続が円滑になるよう、配慮した教育課程を編成する。

2 一人一人の教職員の力を生かし、重点目標の達成を目指す学校運営を行う。

ミドルリーダーの育成
OJTの推進

- (1) 校長のリーダーシップの下、教職員の共通理解と協力体制による学校運営
 - ア 重点目標達成に向けて、目指す児童生徒像・学校像と現状における課題を共有し、全教職員の協力体制を確立する。
 - イ 教育活動の中心となるミドルリーダーを育成し、教職員の創意工夫や提案を生かした学校運営を行う。
 - ウ 教職員の資質向上のために、研修の方法や形態を工夫して、日々の実践に基づいたOJTを推進する。
 - エ 業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教職員一人一人が意欲を高め、能力を最大限発揮できる環境を整える。
- (2) 生命と人権を守る安全・安心な教育の推進
 - ア 児童生徒が自他のいのちがかけがえないものであることを実感できるように、日々の教育活動を「いのちの教育」の視点から捉え直す。
 - イ いじめや不登校のない学校を目指して、全教職員が各学年・学級の実態や学校内外における児童生徒の様子等について情報交換し、指導に生かす。
 - ウ 施設・設備の安全管理や児童生徒に関する情報管理に十分配慮するとともに、身近に起きる危険を予測して事故や事件、自然災害発生時等の対応マニュアルを整備し、生命の安全を最優先させる危機管理体制を随時見直す。

(3) 児童生徒の実態に応じた効果的な指導の工夫

- ア 日々の学習活動において、「とやま型学力向上プログラム（Ⅲ期）」を推進し、確かな学力を育成する。
- イ 障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒、不登校児童生徒等への指導については、関係機関や心理、福祉の専門家等と連携しながら、組織的かつ計画的に行う。
- ウ 体力の向上と健康の保持増進を目指し、「運動機会の確保」と「望ましい生活習慣の形成」に取り組む。
- エ 幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等が連携や交流を密にし、互いの教育の内容や方法に対する理解を深め、各学校の指導に生かす。

3 家庭や地域社会との連携及び協働を深め、地域と共にある学校を目指す。

学校評価の実施・公表

- (1) 学校要覧や学校だより、ホームページ、学習参観、地域懇談会等を通して、学校の教育方針や特色ある教育活動、児童生徒の状況等について適切に情報発信する。
- (2) 保護者や地域の人々による学校評価を実施・公表するなど、家庭や地域社会の学校運営等に対する意見を的確に把握して教育活動に生かす。
- (3) 学校の教育活動に保護者や地域の人々の協力を得るとともに、地域の教育資源や学習環境を活用して、地域ぐるみで児童生徒を育成する。
- (4) ボランティア活動や地域行事への参加等、豊かな体験が充実するように、地域の団体等との連携を密にするとともに、児童生徒が自主的に参加できるように情報提供を行う。

教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」

○ カリキュラム・マネジメントの充実（第1章第1の4）

各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という）に努めるものとする。

※ 関連事項及び参照箇所

- ・教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成（第1章第2の2の(1)(2)）
- ・カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け（第1章第5の1のア）
- ・家庭や地域社会との連携及び協働（第1章第5の2のア）

（「中学校学習指導要領」 文部科学省 平成29年度）

学校段階等間の接続

○ 幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実（第1章第2の4の(1)）

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

○ 中学校教育及びその後の教育との接続、義務教育学校等の教育課程（第1章第2の4の(2)）

中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

（「小学校学習指導要領」 文部科学省 平成29年度）

学年経営

学級・学年のよさを発揮し、共に高め合う学年づくりに努める。

1 課題を明確にし、学級・学年のよさが生きる学年経営案を作成する。

- (1) 学校の教育目標の実現に向けて、児童生徒の発達段階や特性、実態を踏まえ、目指す学年像を明確にし、具体的な学年経営の目標を設定する。
- (2) 学年経営の目標の実現に向けて、経営の方針を明確にし、学年教師間の共通理解を図る。その際、それぞれの学年のよさがよりよい学校づくりにつながるよう学年間で情報交換を密にする。
- (3) 児童生徒の発達段階に応じて、学年の諸活動を【重点1～3】の視点から捉え直し、学年経営に生かす。
- (4) 学習指導や生徒指導、キャリア教育及び学年の諸活動等の具体的な内容や方法については、学校の教育課程に基づいて吟味し、学級・学年のよさが生きる学年経営案を作成する。

2 教師の連携の下、児童生徒のよさを引き出す学年経営を行う。

- (1) 学年主任のリーダーシップの下、自分のよさを伸ばし、可能性を広げようとする児童生徒を育てる学年経営に取り組む。その際、各教師の得意分野や専門性を生かせるように工夫する。
 - ア 学年の合同学習や異学年交流を取り入れながら、互いに学び合う集団づくりに取り組む。
 - イ 学年で行う行事や活動では、企画・立案等の時間や話合いの場を確保し、児童生徒が役割と責任を自覚しながら創意を生かして主体的に活動できるように配慮する。
 - ウ 学級や学年の諸問題については、生徒指導主事、養護教諭等と情報を共有して相談するなど、協力して対応する。
- (2) 体験的な学習や校外での学習等の実施に際しては、予想される危険への対応を児童生徒の視点からも考え、教師が連携、協力して万全の危機管理体制を整備する。
- (3) 学年だよりや学年懇談会等を通して、保護者に諸活動への理解と協力を得るとともに、地域社会との情報交換や交流を積極的に行う。

3 一人一人の成長や集団の高まりを捉え学年経営の改善を図る。

- (1) 学年経営の目標の達成状況を把握するため、観点や方法を明確にして児童生徒の活動状況を捉えるとともに、児童生徒や保護者、地域の人々の意見を積極的に取り入れ、学年経営の改善に役立てる。
- (2) 学年の諸活動について自己評価や相互評価を計画的、継続的に行い、児童生徒が活動への意欲を高めていく指導を行う。
- (3) 全教職員による日々の観察や情報交換を基に、一人一人の活動状況や集団の様子を把握し、その記録を累積して多面的に成長を捉える。

学級経営

一人一人のよさが生き、共に高め合う学級づくりに努める。

1 学級の実態を把握し、一人一人のよさを伸ばす学級経営案を作成する。

居場所づくり
絆づくり

2 児童生徒が主体的に活動し、存在感や充実感を実感できる学級経営を行う。

確かな児童生徒理解

3 児童生徒が達成感を味わえるよう、一人一人の日常の姿を継続的に捉え、学級経営の改善を図る。

- (1) 学校の教育目標や学年経営の目標、児童生徒の実態、保護者の思いや願いを踏まえ、目指す学級像や育てたい児童生徒の姿を明確にし、具体的な学級経営の目標を設定する。
- (2) 学級経営の目標の実現に向けて、学習面や生活面での指導の重点化を図り、経営の方針を明確にするとともに、保護者に伝えて理解と協力を得る。
- (3) 学級の児童生徒の実態に応じて、日々の諸活動を【重点1～3】の視点から捉え直し、学級経営に生かす。
- (4) 児童生徒が安心できる「居場所づくり」や支え合う「絆づくり」に配慮した学級経営案を作成する。

- (1) 人権尊重の精神を基盤に、互いのよさを認め合い、一人一人が自分らしさを発揮できるように、教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てる学級経営を行う。
 - ア 日頃の児童生徒との触れ合いを基本に、面談や日記・生活ノート等多様な方法を用いて確かな児童生徒理解に努める。
 - イ 学級の目標設定や目標を実現するための学級の諸活動等を児童生徒と共に行うことにより、自発的、自治的な活動を促す。
 - ウ 児童生徒相互が、教え合い、認め合い、支え合う学習集団を育成する。
 - エ 朝の会や帰りの会、当番や係の活動等、学級の諸活動を充実させることを通して、児童生徒の所属感や連帯感等を育む。
 - オ 学級生活において生じた諸問題について、意図的に学級活動等で取り上げるなど、児童生徒の主体的な解決を支援する。
 - カ 児童生徒が、他者と協力して活動する楽しさや成就感を味わうことができるような場や機会を充実させる。
- (2) 言語環境の充実、整理整頓され掃除の行き届いた教室の整備、児童生徒の創意を生かした掲示等、学習と生活の場にふさわしい環境づくりに努める。
- (3) 授業参観、学級懇談会、学級だより、連絡帳、家庭訪問等を通して、保護者との連絡を密にし、信頼関係を築く。

- (1) 学級経営の目標の達成状況を把握するため、観点や方法を明確にし、児童生徒の活動状況を捉えるとともに、児童生徒や保護者の意見を積極的に取り入れる。
- (2) 学級の諸活動について自己評価や相互評価を計画的、継続的に行い、児童生徒が活動への意欲を高めていく指導を行う。
- (3) 日々の観察や教育相談、全教職員による情報交換を基に、一人一人の喜びや願い、悩みや不安等を把握し、その記録を累積して多面的に成長を捉える。

自らの生き方を見つめ、心豊かでたくましく生きる児童生徒を育てる。

1 学校の特色を生かした道徳教育が展開できるよう、指導計画を作成する。

重点目標の明確化

- (1) 学校の教育活動全体を通じて道徳教育を展開することができるよう、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心として全教師が協力し、「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育の全体計画を作成する。
 - ア 児童生徒や学校、家庭及び地域の実態を踏まえ、学校や学年ごとの道徳教育の重点目標を明確にする。また、「特別の教科 道徳」の内容項目と関連する各教科等における指導の内容及び時期、並びに家庭や地域社会との連携の方法について別葉に示すなど、年間を通して活用しやすい全体計画となるようにする。
 - イ 教科等においては、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で、道徳性が養われることを考え、見通しをもって指導する。
- (2) 児童生徒の発達段階や学級の実態を踏まえた道徳教育を展開する指針となるよう、学級における指導計画の作成に努める。
 - ア 目指す児童生徒像を明らかにし、道徳教育の重点目標や基本方針等を設定して学級経営を行う。
 - イ 一人一人のよさを伸ばす体験活動を取り入れるなど、学級の特色を生かした道徳教育を展開する。

2 全教育活動において豊かな心を育み、よりよく生きようとする道徳性を養う。

- (1) 道徳的諸価値の理解を基として、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成することができるよう、「特別の教科 道徳」の授業を積み重ね、道徳性を養う学校、学級づくりに努める。
 - ア 教師自らが児童生徒と共に考え、悩み、感動を共有し、一人一人がかげがえのない人間として認め合う温かい人間関係を育成する。
 - イ 夢や希望をもち、意欲的にたくましく生きていくことができるよう、一人一人のよりよく生きようとする力を認め、励ます。
 - ウ 教室や校舎・校庭等の環境整備に努めるとともに、人間としての在り方、生き方に触れることができる資料や様々な学習の成果を掲示するなど、豊かな心を育てる環境を充実させる。
- (2) 学校の教育活動全体を通じて道徳的実践の喜びが実感できるよう、児童生徒の豊かな心を育てる指導を行う。
 - ア 人と人とが直接触れ合い高め合う機会となる集団宿泊活動やボランティア活動、自然や生き物と関わりを深める自然体験活動、望ましい勤労観・職業観を育成する職場体験活動等の実践的活動を充実させる。
 - イ 各教科等の学習においては、共に学ぶ楽しさや自己の成長に気付く喜びを大切にして、児童生徒自らが成長を実感し、課題や目標を見付けることができるように指導する。
 - ウ 自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育成するとともに、発達の段階や特性を踏まえて、基本的な生活習慣、規範意識、社会参画への意欲や態度、伝統や文化を尊重する態度等の道徳性を養うようにする。

いじめ防止

家庭や地域社会との連携・協力

エ 多様な教育活動を関連させて指導し、児童生徒の日常的な道徳的実践につなげる。特に、いじめ防止や安全の確保といった課題については、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで主体的に関わることができるように努める。

(3) 家庭や地域社会と連携・協力して、道徳性を養う指導の充実を図る。

ア 「特別の教科 道徳」の積極的な授業公開や保護者会、各種たより、学校のホームページ等を通して、児童生徒のよさや成長等について情報交換するなど、家庭・学校・地域社会が一体となって児童生徒の道徳性を養うことができるように努める。

イ 基本的な生活習慣や社会生活上のきまり、基本的なモラルの育成については、学校の取組を保護者や地域の人々に伝え、連携して指導することができるようにする。

ウ 地域の特色を生かした教材を開発したり、外部人材を積極的に活用したりするなど、地域に根ざした道徳教育を推進する。

エ 児童生徒が集団の一員としての自覚をもち、行動することができるよう、地域の行事やボランティア活動等への積極的な参加を支援する。

3 児童生徒の道徳性について共感的に理解を深め、適切に評価し、指導に生かす。

道徳教育推進状況の評価

(1) 心の成長を自ら確かめ、よりよい生き方を求めていく児童生徒を育てるために、道徳教育推進教師を中心に道徳教育の推進状況を評価し、指導の改善に生かす。

ア 道徳教育の重点目標に関わる児童生徒の個人内の成長の過程を重視する。

イ 指導の前後における児童生徒の心の動きを、観察、作文や日記等から捉えて、道徳性の評価を行うとともに、指導に関する評価を行い、指導計画や指導方法の改善に生かす。

ウ 心の軌跡を記すノートやファイル、自己評価や相互評価等を活用し、児童生徒が自らの成長を実感する機会を設定する。

(2) 「特別の教科 道徳」の指導に関する評価を基に、教師が自分を見つめ語る力や児童生徒と心が触れ合う関係をつくる力、豊かな体験活動を構想する力等、教師自身の実践的指導力を高める。

(3) 児童生徒の道徳性を理解するための資料は、プライバシーに関わる内容を含んでおり、その収集や活用は慎重に行う。

参 考 資 料

- いのちの教育リーフレット
- 家庭版いのちの教育リーフレット
- 小学校道徳 読み物資料集
- 中学校道徳 読み物資料集
- 「私たちの道徳」活用のための指導資料（小学校・中学校）
- [道徳教育アーカイブ ～「特別の教科 道徳」の全面実施～](#)

富山県教育委員会
富山県教育委員会
文部科学省
文部科学省
文部科学省

平成19年度
平成22年度
平成22年度
平成23年度
平成26年度

※いのちの教育リーフレット、家庭版いのちの教育リーフレットは、いのちの教育ホームページに掲載されています。

— 関 連 資 料 —

各教科等における道徳教育に関わる内容及び時期を整理した全体計画の別葉例

1 「特別の教科 道徳」の内容項目と各教科等を一覧にした全体計画の別葉例 ～小学校第2学年を例に～

小学校 内容項目	各教科	特別の教科 道徳		各 教 科		特別 活 動				
		教 材 名	月	国 語	月	学級活動	月	児童会活動	月	
A 主として自分自身に関する事	善悪の判断、 自律、自由と責任	どうしよう…… 雨上がり	4 7	こんな もの、見つけた よ	6					
	正直、誠実	ねこが わらった	11							
	節度、節制	できるよ ポンタくん すっきりしたよ ピーマンマンと よふかし 大まおう ふるさときゅうしよく	4 6 9 10				どうろの正しい歩き 方	4		
		個性の伸長	ミーボーしんぶん	11	スイミー	6				
		希望と勇氣、 努力と強い意志	ぼくの ゆめ 一太前光市 さんと いっしょにー おりが名人	9 1	二年生をふりかえって	3	2年生のめあて かかりやとうぼんを きめよう	4 4	校内なわとび大会	2
	真理の探究									
	B 主として人との関わりに関する事	親切、思いやり	学校たんけん とくべつな たからもの 公園のおにごっこ	4 11 12	ことばでみちあんない	9			ちいきにかんしゃ しよう ぼ金しよう	11 12
感謝		はたけの 先生	10			かんしゃして食べよ う 6年生ありがとう	1 3	きゅう食ありがと うしゅうかん 6年生をおくる会	1 3	
礼儀		あいさつが きらいな 王さま 小さな できごと	6 12			あいさつ名人になろ う	5	あいさつうんどう	5	
友情、信頼		およげない りすさん なかよしで いたい モムンと ヘーテ	5 11 2	お手紙	10	お楽しみ会をしよう 1年生とあそぼう	7 12	なかよししゅう会	4	
相互理解、寛容										
C 主として集団や社会との関わりに関する事	規則の尊重	ろうかを あるいただけ なのに おじさんからの 手紙	5 9							
	公正、公平、 社会正義	のこぎり山の 大ぶつ	10							
	勤労、公共の精神	きれいに なった ずこう しつ	10	どうぶつ園のじゅうい しつ	9	せいそう、当番かつ どう	全	せいそうボランテ ィア 校内ピカピカうん どう	6 9	
	家族愛、 家庭生活の充実	げんかんそうじ	5							
	よりよい学校生活、 集団生活の充実	わたしたちの 学校	5							
	伝統と文化の尊重、 国や郷土を愛する態度	花火に こめられた ねがい ぼくは まって いる	9 1							
	国際理解、 国際親善	オリンピックと パラリン ピックの はた ジョゼくと おりがみ	7 2	スーホの白い馬	2					
D 主として生命や自然、 崇高なものとの関わり に関する事	生命の尊さ	おとうとの たんじょう 一まいの しゃしん 生きて いるから	6 2 3	かんさつ名人に なる う	5	大切ないのち	6			
	自然愛護	めだかの 学校 さくらの木と いっしょに	6 3	ふきのとう たんぼぼの ちえ	4 5			花だんづくり	5	
	感動、畏敬の念	うつくしい もの、うつく しい こころ	12			ミニ読書会をひらこ う	11	読書しゅうかん	11	
	よりよく生きる喜び									

【作成のポイント】

重点目標の明示

・学校の重点目標を基に、児童生徒の発達の段階に応じてより具体的に示す。

各教科等

・心を育てる見通しをもつことができるように、「特別の教科 道徳」の内容項目と関連する各教科等の指導内容（単元名等）及び時期を示す。

項目

・横の項目には、各教科、特別活動の他に、家庭・地域との連携等を加えることも考えられる。

2 各教科等と実施予定の時期を一覧にした全体計画の別葉例 ～中学校第1学年を例に～

第1学年の 重点目標	<ul style="list-style-type: none"> 中学生としての自覚をもち、望ましい生活習慣を身に付ける。 自分や友達の良いところを知り、思いやりの心をもって共に伸びようとする。 生きとし生けるものの生命の尊さに気づき、かけがえのない生命を尊重しようとする。 	A 節度、節制 B 思いやり、感謝 D 生命の尊さ
---------------	--	---------------------------------

※太字は重点内容項目

【作成のポイント】

重点目標の明示

- 学校の重点目標を基に、児童生徒の発達の段階に応じてより具体的に示す。

特別活動

- 道徳教育に関わる体験活動や実践活動等の時期を一覧できるようにする。

「特別の教科 道徳」

- 教材名（主題名）と内容項目を示す。詳細については年間指導計画に示す。

各教科・総合的な学習の時間

- 各教科・総合的な学習の時間の方針に基づいて進める道徳性の育成に関わる指導の内容及び時期を整理して示す。その際、指導内容（単元名等）と関連する内容項目を示す。

家庭・地域等との連携

- 家庭や地域社会との連携のための活動等が分かるものを示す。
- 「特別の教科 道徳」の授業公開、保護者会等についても積極的に計画に位置付ける。
- 近接の幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、関係機関等との連携や交流活動を示すことも考えられる。

各教科等\月		4 月	5 月
特 別 活 動	学校行事	始業式、入学式 1年オリエンテーション 学習参観	校外学習 避難訓練 中間考査、教育相談
	学級活動	学級の組織づくり A 自主、自律、自由と責任 学校生活と望ましい生活習慣 A 節度、節制	校外学習に向けて C よりよい学校生活、集団生活の充実 学習に対する取組 A 向上心、個性の伸長
	生徒会活動	生徒会専門委員会 C よりよい学校生活、集団生活の充実 部活動紹介 A 向上心、個性の伸長	生徒総会 C よりよい学校生活、集団生活の充実 挨拶運動 C よりよい学校生活、集団生活の充実
特別の教科 道徳		裏庭での出来事 A 自主、自律、自由と責任 釣りざおの思い出 A 節度、節制 学習机 B 礼儀	見えない親切 B 思いやり、感謝 魚の涙 C 公正、公平、社会正義 いのちって何だろう D 生命の尊さ 二人の通学路 B 友情、信頼
各 教 科	国語	朝のリレー D 感動、畏敬の念 野原はうたう D 自然愛護	はじまりの風 A 向上心、個性の伸長
	社会	地理「世界の姿」 C 国際理解、国際貢献	地理「日本の姿」 C 我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度
	数学	正の数と負の数 A 真理の探究、創造	正の数と負の数 A 真理の探究、創造
	理科	生物の観察と分類のしかた D 自然愛護	植物の分類 D 自然愛護
	音楽	その先へ B 友情、信頼	春—第1楽章— D 自然愛護
	美術	「ムーラン・ド・ラ・ギャレットの舞踏場」を鑑賞しよう D 感動、畏敬の念	人間っておもしろい B 思いやり、感謝
	保健体育	体の発育・発達 D 生命の尊さ 体づくり運動 A 節度、節制	呼吸器・循環器の発育・発達 D 生命の尊さ 陸上競技 A 希望と勇気、克己と強い意志
	技術・家庭	私たちの家族と家庭生活 C 家族愛、家庭生活の充実	人間にとっての食事 D 生命の尊さ
	外国語 (英語)	中学校生活の始まり B 相互理解、寛容	友だちを作ろう B 相互理解、寛容
	総合的な学習の 時間	地域学習 C 郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度	地域学習 C 郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度
家庭・地域等 との連携	学習参観(「特別の教科 道徳」を全学級で公開)、保護者会、PTA総会	挨拶運動 C よりよい学校生活、集団生活の充実	

3 別葉の活用例

- 「特別の教科 道徳」と同じ時期に、内容項目の一致する教科の指導内容や体験活動等が位置付いている場合は、児童生徒に実際の学校生活の様子を想起させるなど、「特別の教科 道徳」の導入や終末で活用することが考えられる。
- 月ごとにホームページや学年だより等で発信し、家庭や地域社会の理解を得て、連携しながら道徳教育の充実を図る。
- 月ごとに拡大して掲示するなど、日常的に目に触れるよう工夫し、「特別の教科 道徳」の内容項目や学校（学年）の重点項目との関連を意識しながら日々の教育活動を行う。
- 各教科等の指導内容や体験活動を「特別の教科 道徳」の内容項目に照らして整理することにより、これまでの取組を道徳教育の視点から捉え直したり、効果的な実施時期について見直したりする。

生徒指導

一人一人のよさを伸ばし、自己指導能力を身に付けた児童生徒を育てる。

1 児童生徒の理解を深め、教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育む。

自己存在感の感受

共感的な人間関係の育成

自己決定の場の提供

安全・安心な風土の醸成

- (1) 一人一人のよさや可能性を積極的に見付け、児童生徒の理解を深める。
 - ア 児童生徒それぞれの家庭環境、生育歴、能力・適性、興味・関心、将来の夢や進路希望等を総合的に捉えて理解する。そのため、学級担任の日頃の関わりやきめ細かい観察、面談に加え、複数の教職員から情報を集め、共有する。
 - イ 発達の段階に応じた不安や悩みに目を向け、児童生徒の内面を共感的に理解する。
- (2) 児童生徒が主体的に課題に挑戦することや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性を実感できるようにする。その際、以下の生徒指導の実践上の視点に留意する。
 - ア 児童生徒がありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者に認められたという自己有用感を育み、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」に努める。
 - イ 自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる共感的な人間関係を築いて心のつながりを深めていく「絆づくり」ができるよう、児童生徒が主体的、協働的に取り組める活動を工夫する。
 - ウ 児童生徒が自ら考え、選択し、決定する、発表する、制作することができるよう、日頃から自己決定の場を多く設定する。
 - エ 安全かつ安心して授業や学校生活を送れるような風土を、児童生徒自らがつくり上げることができるよう支援する。
- (3) 生命を大切にすることを育み、児童生徒一人一人の人権を尊重する態度を育てる。
 - ア 自他の生命がかげがえのないものであることを実感できるように、「いのちの教育」を核とし、教育活動全体を通じて、生命誕生の喜び、生きることの尊さ、自信や夢をもって生きることの大切さを伝える。
 - イ 教師自身が高い人権意識をもち、児童生徒と共に人権の大切さについて考え、一人一人の考えや思い、行動には違いがあることを認め合える集団づくりに努め、他を思いやる心を育てる。

2 教育活動全体を通じて、常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導を行う。

発達支持的生徒指導

- (1) 全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていけるよう、発達支持的生徒指導を行う。
 - ア 日々の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを大切にする。
 - イ 授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場であることを意識し、生徒指導の実践上の視点を生かして学習指導と生徒指導を一体化させた授業づくりに努める。
- (2) 全ての児童生徒を対象に、いじめ防止教育、SOSの出し方教育、自殺予防教育等、意図的・組織的・系統的な課題未然防止教育を行う。

3 学校の実態に応じたチーム学校による生徒指導体制を築く。

初期からのチーム対応

- (1) 教職員間の合意形成を基に、全校体制による組織的、計画的な生徒指導を進める。
 - ア 校長のリーダーシップの下、生徒指導主事を中心に、指導・対応方針と全教職員の役割分担を明確に示し、その周知徹底を図ることで教職員間に指導の「ぶれ」が生じないようにする。
 - イ 児童生徒を複数の視点で見守り、「心」のサインや小さな変化を見逃さないようにするとともに、気軽に相談できる雰囲気づくりに努め、生徒指導主事や教育相談コーディネーター、カウンセリング指導員が中心となり、相談体制の充実を図る。
 - ウ 生徒指導委員会を定期的に開くとともに、教職員が日常的に情報共有に努める。学級担任等の抱え込みによる支援の遅れを防ぎ、問題を早期に発見し、初期からのチーム対応を図る。
 - エ コーディネーター役の教員が中心となり、チームによる支援体制を築き、必要に応じて、SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)等の専門家との連携を図る。
 - オ 学校単独では対応が困難な場合に、市町村教育委員会、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の関係機関と連携・協働して対応する。

多様な背景を持つ児童生徒

- (2) 生徒指導に関する校内研修の充実を図り、教員一人一人の力量を高め、より適切な指導に努める。
 - ア 効果的な教育相談の進め方や不登校、いじめ、ネットトラブル、暴力行為、性非行、飲酒、喫煙、薬物乱用、自傷行為、自殺等の防止について、具体的な事例を基にした研修を計画的に進める。
 - イ 発達障害や児童虐待、心的外傷後ストレス障害(P T S D)、性同一性障害等の多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導について、基本的な知識を身に付け、適切な初期対応や関係機関との効果的な連携を行う。
- (3) 児童生徒に関わる災害や事件・事故に適切に対応できる体制づくりを行う。
 - ア 危機管理マニュアルを学校の実態に即して見直し、火災や地震等様々な場面を想定した訓練を行うなど、全教職員及び児童生徒の危機管理意識を高める。
 - イ 交通事故や不審者被害、ネットトラブルや性的被害、学校生活におけるけが等について、危険予測・危険回避能力の育成につながる日々の安全指導を徹底する。
- (4) 幼・小・中学校及び高等学校との連携の下、発達の段階に応じた連続性のある生徒指導を推進する。
 - ア 異校種間で定期的な情報交換の場を設け、一人一人の実態を的確に把握して適切な指導を行う。
 - イ 異校種間で連携して行うボランティア活動等の体験活動を通して、異年齢間の交流を深め、対人関係能力を育てる。
- (5) 地域の実情を把握し、家庭や地域等と円滑な連携・協働を図る。
 - ア 学校の生徒指導基本方針等について、保護者と学校との間で共通理解を図るために、学校の教育目標や校則、望まれる態度や行動、諸課題への対応方針等について、保護者に周知し、合意形成を図る。
 - イ 登下校の見守り、学習支援や部活動支援、職場体験の場の提供等、学校と地域が連携・協働し、社会全体で児童生徒の学びと育ちを支える地域ぐるみの生徒指導を推進する。

異校種や家庭との連携

地域ぐるみの生徒指導

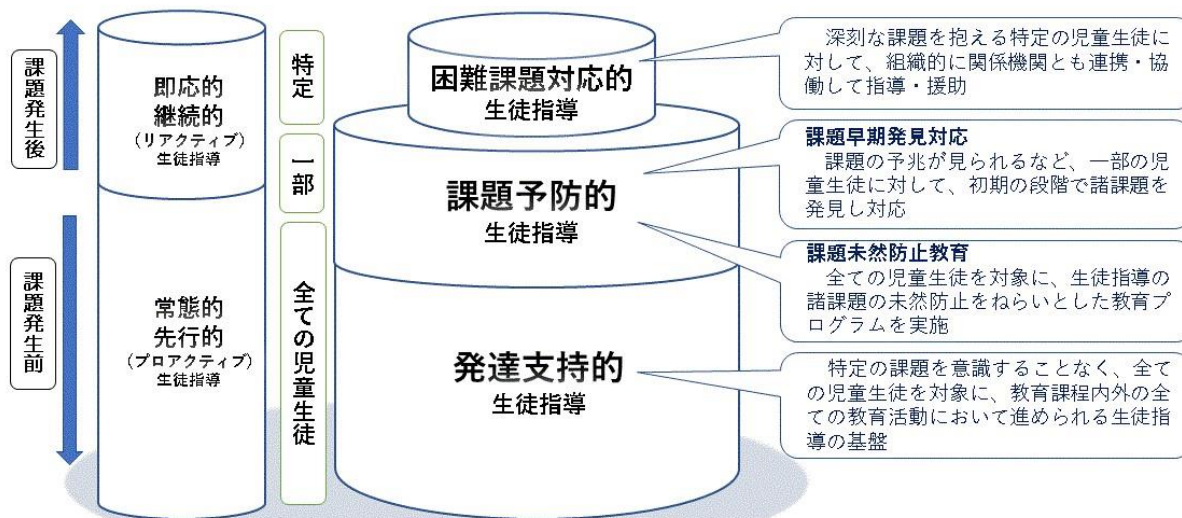
参 考 資 料

○生徒指導支援資料 1～8	国立教育政策研究所	平成21～令和6年度
○生徒指導リーフ 1～22、生徒指導リーフ増刊号 1～3	国立教育政策研究所	平成24～令和3年度
○いじめの防止と解消のために(教員向け)	富山県教育委員会	平成24年度
○子供の笑顔が輝く毎日のために～いじめの防止と解消に向けて～(保護者向け)	富山県教育委員会	平成25年度
○性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)	文部科学省	平成28年度
○いじめ対策に係る事例集	文部科学省	平成30年度
○生徒指導提要	文部科学省	令和4年度
○児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)	文部科学省	令和7年度

関 連 資 料

1 生徒指導の構造

従来の目前の問題に対応する課題解決的な指導だけでなく、発達・成長を促す指導等や予防的な指導を行う積極的な指導が重要



「生徒指導提要のポイント」富山県教育委員会小中学校課 令和4年12月を参考に作成

2 問題行動・不登校についての対応モデル

暴力行為	いじめ		不登校
<p>○全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくり お互いを理解し、尊重し合える温かな雰囲気づくり 「いろいろな人がいた方がよい」と思えるような働きかけ 「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った」を受け止められる体制づくり</p> <p>○他者を思いやり、多様性を認め、人権侵害をしない人に育つような道徳教育、人権教育、法教育等、及び日常の働きかけ</p>	<p>・いじめ防止基本方針(いじめの定義)の共有(教職員・児童生徒・保護者・地域)</p>	<p>発達支持的生徒指導</p>	<p>○全ての児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校・学級づくり」と「分かりやすい授業」の工夫</p> <p>○いじめや暴力行為を許さない学校運営や学級づくり</p> <p>・学習状況等に応じた指導と配慮</p>
<p>○未然防止をテーマとする教育(取組) 暴力、非行、薬物乱用、いじめ(児童会や生徒会による「いじめ撲滅運動」の推進)</p> <p>○SOSに気付くための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観察や面接(担任や教科担任、部活動顧問等、複数の視点による実施) ・アンケート調査(調査から得られた情報を基にした面接、以前の調査との比較検討) ・情報共有(教職員間、学校間、保護者、地域、関係機関等との連携) ・SOSの出し方に関する教育プログラムの実践 <p>・前兆行動の早期発見 粗暴な言葉、相手を殴る素振り 壊れない程度にものを蹴る等</p> <p>・アセスメントの充実 発達面、学習面、進路面、健康面、心理面、社会面(交友面)、家庭面等といった様々な側面から</p> <p>◆暴力行為が発生した場合 管理職の指揮による全教職員の協力</p>	<p>○いじめ防止をテーマとする教育(取組) 暴力、非行、薬物乱用、いじめ(児童会や生徒会による「いじめ撲滅運動」の推進)</p> <p>○SOSに気付くための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観察や面接(担任や教科担任、部活動顧問等、複数の視点による実施) ・アンケート調査(調査から得られた情報を基にした面接、以前の調査との比較検討) ・情報共有(教職員間、学校間、保護者、地域、関係機関等との連携) ・SOSの出し方に関する教育プログラムの実践 <p>・兆候を察知しようとする姿勢 学級日誌や生活記録ノートの記載内容</p> <p>・いじめを許さない雰囲気 傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するよう促す取組を道徳、学級活動等において行う</p> <p>※参考 P102「いじめ事案初期対応」実践フローチャート</p> <p>◆いじめが疑われる場合 気になる事案があれば、すぐに周りの先生に相談(一人で抱え込まない)</p> <p>◆いじめ問題が発生した場合 学校いじめ対策組織で対応</p>	<p>課題予防的生徒指導</p>	<p>○児童生徒のSOSを出す力の育成と教職員のSOSを受け止める力の向上、教育相談体制の充実</p> <p>○休み始め段階でのアセスメントとSC、SSW、保護者との連携・協働による支援の開始</p> <p>・「SOSの見つけ方・受け止め方」事例集や健康状況や気持ちの変化等を可視化するツールの活用</p> <p>・不登校の予兆 月3日以上の欠席 休み明けや特定の曜日の欠席 遅刻、早退の増加 保健室、相談室利用の増加</p> <p>◆初期からの支援は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解・支援シート等の活用(校種を越えての情報連携) ・原因や背景、状態の見極め ・児童生徒、保護者との信頼関係づくり ・家庭訪問や電話、手紙による関係の維持 ・SCによる心理的支援 ・SSWによる環境への働きかけ
<p>○事実関係の正確な把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数での聞き取り等による詳細な事実確認と状況把握、時系列での記録 <p>○対応方針の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・背景に対する理解 ・指導方針の明確化と共通理解、保護者の理解と協力 ・チームによる組織的対応、全教職員の情報共有と合意形成 <p>○解消への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体策を立て、役割を分担して実践 ・心と人間関係の回復を図る継続的な指導 ・保護者との信頼関係の構築(誠実で丁寧な対応、迅速で正確な情報の伝達、支援に対する理解と協力の要請) 	<p>速やかに 初期からのチーム対応</p>	<p>学校全体で(管理職まで)課題を共有</p>	<p>○ケース会議に基づく、不登校児童生徒に対する家庭訪問やSC、SSW等によるカウンセリング</p> <p>○別室登校や関係機関等と連携した継続的支援</p>
<p>学級に対しては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の大人を配置 ・児童生徒と共に過ごす時間の確保 ・清掃や持ち物の整頓による環境美化 <p>被害児童生徒に対しては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全確保 ・心のケア <p>加害児童生徒に対しては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力行為に対する指導 ・反省と謝罪 ・自己有用感を高める個別指導 <p>保護者に対しては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況の説明、風評被害の防止 ・人的支援を含めた協力の要請 	<p>聞き取り調査をするときは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰による、誰に対してのいじめか ・何を、どのようにしたか(されたか) ・きっかけは何か ・いつ頃から始まったのか <p>被害児童生徒に対しては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦しみや辛さの受容と共感(心のケア) ・全力で守り、安全と安心の確保 ・解消後も継続した心のケア <p>加害児童生徒に対しては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「悪者」にしない ・事実を認識し、何が問題なのか考察 ・被害者への「責任」ある行動 ・心の痛みの理解、再発の防止 <p>学級・学年に対しては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全体的問題」として提起 ・「いじめの4層構造」における観衆、傍観者への指導 ・心の痛みの共有 ・集団としての秩序の確立 <p>保護者に対しては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実の報告、思いの受容 ・理解と協力要請 	<p>困難課題 対应的 生徒指導</p>	<p>◆社会的自立・学校復帰への支援は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SC、SSW等からの助言 ・担任からの働きかけ ・級友からの働きかけ ・ICT等を活用した学習支援や相談支援 ・別室登校(相談室等)への誘い ・登校のイメージ化(いつ、どこから、どの場所へ) ・受入れの準備(机の位置、机の中、掲示物等) ・家庭や保護者の支援
<p>関係機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会への報告、警察等への相談 ・SC、SSW要請支援(専門家を学校に派遣) ・スクールロイヤーの活用(弁護士による学校の対応等に対する助言) ・ケース会議(専門家が支援会議に加わり、具体的な支援策を検討) 	<p>関係機関等との連携</p> <p>教育支援センター(適応指導教室)、相談機関、医療機関、児童福祉課、民生委員、フリースクール等民間施設との情報共有</p>		
<p>○点検・評価に基づく支援の終結・継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チームによる支援の継続、児童生徒の反応や変化に応じた支援策の見直しと修正 ・全校体制での取組の見直しと実践 ・支援状況(児童生徒の様子、活動記録等)について次年度への引継ぎ 			

3 ネットトラブルの予防

インターネットに関する問題を把握した場合、当該児童生徒の被害拡大を防ぐことを最優先にする。インターネット上の情報は拡散性が強いので、一刻を争う事態も少なくない。まず当該児童生徒及び保護者等と一緒に解決していく姿勢を示すことが必要である。

- 法的な対応が必要な指導
 - ・違法投稿（著作権法違反、薬物等）
 - ・ネット上の危険な出会い
 - ・児童買春・児童ポルノ禁止法違反（自撮り被害等）
- 学校における指導
 - ・誹謗中傷、悪質な投稿による炎上
 - ・ネットいじめ
 - ・児童生徒主体によるルールづくり
- 家庭への支援
 - ・ネットの長時間利用
 - ・家庭でのルールづくり
 - ・児童生徒の孤立状況の把握・サポート

○○学校ネットルール(例)

- ・利用は○時までにする
- ・誰かを傷付ける書き込みはしない
- ・友達のネットルールにも協力する
- ・困ったことがあったら、すぐ大人に相談する

4 校則（学校生活のきまり）の見直し

校則に基づく指導を行うに当たっては、何のために設けたきまりか、教職員がその背景や理由について理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るよう指導していくことが重要である。また、校則の見直しの過程に児童生徒が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながる。

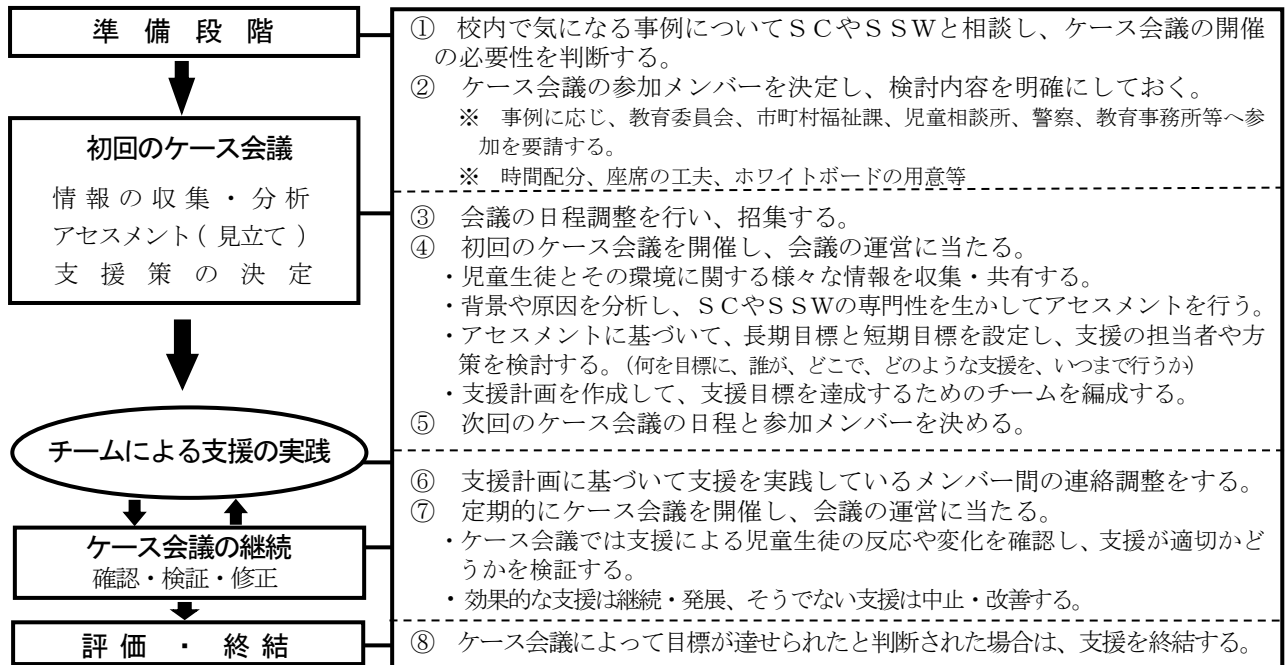
「学校における取組例」

- ・各学級で校則や学校生活上の規則で変更したいこと、見直したいことを議論する。
- ・生徒会やPTA会議、学校運営協議会等において、現行の校則について、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取する。
- ・児童生徒や保護者との共通理解を図るため、校則をホームページに掲載するとともに、入学予定者等を対象とした説明会において、校則の内容について説明する。その際、個別の事案に応じることを伝達する。

5 チームによる支援 ～SC、SSW等を交えたケース会議を踏まえて～

<支援のプロセス(例)>

<コーディネーター役の教員の活動(例)>



コーディネーター役：生徒指導主事・カウンセリング指導員・教育相談コーディネーター・特別支援教育コーディネーター・学年主任・養護教諭・教頭 等

参考資料

○スクールカウンセラー実践活動事例集	文部科学省	平成26～令和6年度
○スクールソーシャルワーカー実践活動事例集	文部科学省	平成20、22～令和6年度
○SC&SSWとのよりよい連携をめざして～効果的な「チームによる支援」のために～	富山県教育委員会	平成23年度
○もし、ケース会議の進行役をすることになったら	文部科学省	
○生徒指導提要	文部科学省	令和4年度
○青少年をいわゆる「闇バイト」に加担させないための取組	文部科学省	
○スクールカウンセラー活用のためのガイドライン	富山県教育委員会	令和7年度
○スクールソーシャルワーカー活用のためのガイドライン	富山県教育委員会	令和7年度

人権教育 (幼・小・中学校共通)

互いの人権を尊重し合う幼児児童生徒を育てる。

1 教育活動全体において、人権教育の趣旨を生かした指導計画を作成する。

- (1) 教育活動全体において人権尊重の精神を基盤とした指導を行うために、学校(園)運営の方針、学年・学級経営方針等に人権教育の趣旨を生かすとともに、人権教育の指導計画を作成する。
- (2) 人権教育の視点から、各教科等の関連を図り、人権に関わる学習内容や活動をそれぞれの指導計画に位置付ける。

2 人間として互いに尊重し合う心を育てる教育活動を充実させる。

自尊感情

- (1) 教育活動全体を通じて、自他の生命と人権を尊重していこうとする意欲を高め、具体的な態度や行動に現れるようにする。
ア 「自分のことが好き」と思う自尊感情を育むことができるよう、ほめたり認めたりする機会や自己決定の場を増やす。
イ 人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組み、互いの違いやよさを認め合い、励まし助け合う温かい人間関係をつくる。
ウ インターネット上の人権侵害の他、女性、高齢者、障害のある人、外国人、感染症の患者、ハンセン病患者・元患者及びその家族、同和問題、性的マイノリティ等あらゆる差別や偏見に対して、人間としての尊厳を踏みにじる行為は許さないという毅然とした態度で臨む。
エ いじめの問題において、周りで傍観することもいけないということを指導するなど、児童生徒が差別や偏見を進んで解消していこうとする心と態度を育てる。
- (2) 人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育成するために、児童生徒が協力して進める学習活動や主体的に参加する学習活動、体験を通して学ぶ学習活動を設定する。
- (3) 言語はあらゆる人間関係の基盤であり、何気ない言葉が相手の心を傷つけてしまうことがあることを十分認識し、生活全体の言語環境を整えていくようにする。その際、「人権教育指導のために」に掲載されている「生活振り返りカード(児童用・生徒用)」等を用いて言語環境の見直しを図る。

3 教職員自らが人権感覚を高め、家庭、地域社会と一体となって人権教育を推進する。

- (1) 関連資料の「人権意識チェック表(教師用)」を用い、教師としての人権意識を高める。また、人権教育に関する研修会に積極的に参加したり、具体的な事例を基に人権の侵害を生み出す背景や解決のための方策を考えたりして、実践的な指導力を高める。
- (2) いじめや虐待等の早期発見のために、日頃の様子をきめ細かく観察し、実態把握に努める。教職員が協力して個に応じた援助を行うとともに、必要があれば関係機関と連携を図る。
- (3) 高齢者や障害のある人との交流、人権に関わる学習活動の公開、学校だよりやホームページでの発信、「人権意識振り返り表(保護者用)」「(「人権教育指導のために」に掲載)の活用等を通して、家庭、地域社会の人権意識を高めるよう働きかけ、一体となって人権教育を推進する。

参 考 資 料

○人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]	人権教育の指導方法等に関する調査研究会議	平成19年度
○「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」(教職員向け)	文部科学省	平成28年度
○部落差別の解消の推進に関する法律	法務省	平成28年度
○子ども虐待防止ハンドブック	富山県	令和元年度
○「改訂版 いじめ対応ハンドブック」	富山県教育委員会	令和2年度
○生徒指導提要	文部科学省	令和4年度
○人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 策定以降の補足資料～	学校教育における人権教育調査研究協力者会議	令和5年度
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	内閣府	令和6年度
○富山県人権教育・啓発に関する基本計画	富山県	令和6年度
○人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)	法務省	令和7年度
○人権教育・啓発白書	法務省・文部科学省	令和7年度
○人権教育推進のために	富山県教育委員会	令和7年度
○人権教育指導のために 第41集	富山県教育委員会	令和7年度

《人権意識チェック表（教師用）》

教師としての人権意識をチェックしましょう。

（「人権教育指導のために」第41集 富山県教育委員会）

番号	項 目	チェック
1	機会を捉え、「一人一人がかけがえのない存在であること」や「生命の大切さ」について語り、自覚させる場を設けている。	
2	一人一人に分け隔てなく、名前を呼んで挨拶をしたり言葉をかけたりしている。	
3	児童生徒の名前に「さん」を付けて呼ぶなど、丁寧な言葉遣いをしている。	
4	どの児童生徒も授業に参加し、よさが発揮できるように、一人一人の実態に応じた授業をしている。	
5	特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じた温かい態度で接している。	
6	不登校傾向にある児童生徒の座席等に配慮し、常に学級の一員であることを意識している。	
7	他の児童生徒に対する嫌がらせ、仲間はずれ、失敗や間違いに対する冷やかしの言動を見逃さずに注意している。	
8	「いじめられる方にも問題がある」などと、被害者側にもいじめの発生原因があるような発言等をしていない。	
9	遅刻や忘れ物をした児童生徒に理由も聞かずに注意したり、名前をはり出したりしていない。	
10	「こんなこともできないのか」などと、児童生徒を傷付けるような言い方をしたり、行動をとったりしていない。	
11	みんなの前で叱責していない。	
12	「また…か」「いつも…だ」などと、児童生徒を固定的・断定的に見ていない。	
13	「男のくせに」とか「女らしく」などと、性別で差を付けたような言い方をしていない。	
14	「あの国籍の子は…」 「あのクラスの子は…」 などの偏った見方をしていない。	
15	「よい学級」「レベルの低い学年」などと、学級、学年に優劣を付けた言い方をしていない。	
16	「しっかり勉強しないと、よい高校に行けないし、よい職業にも就けない」などと、進路先や職業に善し悪しを付けるような言い方をしていない。	
17	学校のホームページや個人で使用しているSNS等に、不用意に児童生徒の個人情報（氏名、住所、写真等）を掲載していない。	
18	連絡帳等を見開きで放置するなど個人情報資料を不用意に扱ったり、家族調査や面談等で知り得た情報を不用意に職場や地域で話したりしていない。	
19	児童生徒や保護者の承諾を得ないで作文や日記の内容を話題にしたり、学級通信や研究論文等に掲載したりしていない。	
20	教職員間で人権への配慮に欠けた言動に気付いたとき、互いに指摘し合うことができる。	

人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえても、人権を尊重することの重要性は損なわれるものではなく、更に増しているといえる。

そして、全ての人がお互いの人権と尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受することができる共生社会を実現するためには、全ての人々が人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自らの権利を行使するに当たっては、その行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他者の人権をも尊重することが求められる。

（人権教育・啓発に関する基本計画（第二次） 法務省 令和7年度）

生命の尊さを自覚し、心身ともに健康で、安全な生活を送る幼児児童生徒を育てる。

1 生涯にわたって運動やスポーツに親しむことができる幼児児童生徒を育てる。
一体力の向上

運動の習慣化

- (1) 『とやま元気っ子育成ハンドブック』を参考にして、幼児児童生徒が進んで運動（遊び）に親しみ、心身を鍛えるための体力の向上の全体計画（「元気っ子育成計画」）を作成し、環境づくりを行う。
 - ア 地域や学校の実態及び幼児児童生徒の体力や健康状態等を的確に把握し、学校としての具体的な目標を掲げる。
 - イ 保育や体育科、保健体育科の時間を核に、体育的行事、遊びの時間、業間・放課後の運動（遊び）、運動部活動等との関連を図り、定期的な運動の機会を設定して、適度な運動量を確保する。
 - ウ 新体力テスト等を計画的に実施し、児童生徒が自分の体力や運動能力を知り、学校生活はもとより、家庭や地域社会の日常生活においても、自発的、自主的に運動（遊び）やスポーツに取り組むことができるようにする。
- (2) 体育的諸活動を通して運動意欲と体力を高め、運動（遊び）やスポーツを生活の中に取り入れようとする態度を育てる。
 - ア 幼稚園・保育所・認定こども園、小学校では、保育や体育科の時間に身に付けた技能や運動の仕方を体育的行事や始業前、業間の運動に積極的に取り入れるなど、運動の習慣化を図る。その際、目当てをもって運動に取り組むことができるよう、『楽しい運動遊びハンドブック』や Web アプリとやま元気っこチャレンジ（みんなでチャレンジ 3015）を活用する。
 - イ 小学校では、児童の運動意欲が向上するよう、学校や学級単位で競い合う「きときとチャレンジランキング」を活用する。
 - ウ 中学校では、保健体育科の時間と体育大会等の体育的行事との関連を図り、企画・運営に生徒の創意工夫を生かして、意欲的に取り組むことができるようにする。さらに、運動部活動等でも、トレーニングの具体的な目標をもたせ、体力の向上につなげるようにする。
 - エ 家族でスポーツに親しんだり、運動（遊び）に関する地域の行事に参加したりするなど、家庭や地域と連携した体力の向上への取組を推進する。その際、食事や規則正しい生活が体力の向上と関連していることを幼児児童生徒に理解させ、実践につながるようにする。
- (3) 体力の向上に関わる全体計画や実施方法等を定期的に見直し、改善する。
 - ア 幼児児童生徒が、運動（遊び）やスポーツに気軽に取り組むことができるよう、それぞれの発達段階に応じた運動（遊び）の場や器械・器具及び用具の設置状況を把握し、必要に応じて改善する。
 - イ 新体力テストの結果等を分析するとともに、結果を家庭に知らせ課題を共有する。それを基に、幼児児童生徒に適した運動（遊び）やスポーツを紹介したり、全体計画等を見直したりするなど、体力向上の取組の改善に生かす。

参 考 資 料

○ みんなでチャレンジ 3015	富山県教育委員会	令和 4 年度
○ 富山県の体育・スポーツ	富山県・富山県教育委員会	令和 7 年度
○ Web アプリとやま元気っこチャレンジ	富山県教育委員会	令和 7 年度
○ きときとチャレンジランキング	富山県教育委員会	令和 7 年度

※「みんなでチャレンジ 3015」「きときとチャレンジランキング」は、富山県教育委員会ホームページよりダウンロードできます。

2 自分の生活を見直し、健康な生活を営む能力や実践的な態度を育てる。
—学校保健—

心身に関する健康相談

- (1) 生命の尊さと心身の健康について理解を深め、望ましい生き方を身に付けさせるために、保健主事が中心となって学校保健計画を作成し、指導体制づくりを行う。
 - ア 学校（園）や幼児児童生徒の実態及び発達の段階や学習経験を踏まえ、学校（園）行事や体育科、保健体育科、学級活動における保健教育等を関連付ける。
 - イ 集団を対象とした指導と、個人を対象とした指導を計画的、組織的に行う。さらに、家庭と連携して、う歯、近視、生活習慣病等の予防と早期発見・早期治療に努め、幼児児童生徒が自らの健康管理ができるようにする。
 - ウ 心身に関する健康相談が気軽にできる体制や環境づくりを工夫したり、授業中も含めて日常的な健康観察を行ったりすることにより、複数の目で幼児児童生徒の心身の状況を的確に把握する。その際、成育歴や生活環境等における個人差に十分配慮し、家庭及び関係機関と一層連携して、個に応じたきめ細かい指導・支援を行う。
- (2) 身近な生活における健康に関する知識を身に付け、自主的に健康な生活を実践する態度を育てる指導を工夫する。
 - ア 喫煙、飲酒、薬物乱用、性に関する問題等が心身や社会に与える影響について、啓発パンフレットやDVD等の視聴覚教材を活用したり、必要に応じて医師等専門家を招いたりして、発達の段階に応じた指導をする。また、ソーシャルスキルトレーニング等を取り入れ、誘惑から身を守り生命を大切にする指導を行う。
 - イ 養護教諭等の専門性を生かし、教材・教具を用いた実験や実習等の指導方法を工夫したり、ティーム・ティーチングによる授業を行ったりする。
 - ウ 児童生徒が自らの生活を改善し、望ましい生活習慣を身に付けるために、「とやまゲンキッズ作戦」を積極的に活用する。さらに、児童生徒による委員会活動と連動させることで、より効果的な実践につなげる。
 - エ 健康な生活習慣に関わる情報提供や感染症対策（予防接種等）といった、地域において健康を保持増進するための様々な取組があることの理解を促す。
- (3) 学校保健計画や保健室経営計画等を定期的に見直し、幼児児童生徒の心身の健康の保持増進と指導の改善に努める。
 - ア 健康診断の結果や健康相談等を基に、幼児児童生徒の変容を定期的に把握し、一人一人に応じた指導をする。
 - イ 健康課題の整理・分析や学校三師及び家庭、地域等による評価を積極的に行うとともに、学校保健委員会による協議等も含め、学校の課題を明確にして学校保健活動の改善に生かす。

参 考 資 料

○教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応	文部科学省	平成 20 年度
○みんなで進める学校での健康づくり—ヘルスプロモーションの考え方を生かして—	日本学校保健会	平成 21 年度
○学校における子供の心のケア—サインを見逃さないために—	文部科学省	平成 25 年度
○現代的健康課題を抱える子供たちへの支援—養護教諭の役割を中心として—	文部科学省	平成 28 年度
○改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引	文部科学省	平成 30 年度
○改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引	文部科学省	令和 元年度
○学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン	日本学校保健会	令和 元年度
○保健主事のための実務ハンドブック	日本学校保健会	令和 2 年度
○喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料	日本学校保健会	令和 2 年度
○学校保健の課題とその対応—養護教諭の職務等に関する調査結果から—	日本学校保健会	令和 2 年度
○教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引	日本学校保健会	令和 3 年度
○令和 8 年度 学校保健・学校安全関係の手引	富山県教育委員会	令和 8 年度

3 食への理解を深め、望ましい食生活を実践する態度を育てる。
一食に関する指導一

食に関する正しい知識
望ましい食習慣

食物アレルギー等への対応

- (1) 食に関する指導に係る全体計画を作成し、教育活動全体を通して組織的・計画的な指導を行う。
 - ア 発達の段階や学習経験を踏まえ、給食の時間、特別活動、各教科等の関連を図った全体計画を作成する。その際、学校給食を「生きた教材」として積極的に活用する。
 - イ 指導体制を整備し、全教職員が連携・協働するとともに、栄養教諭・学校栄養職員や養護教諭等の専門性を生かした指導を計画に位置付ける。
- (2) 幼児児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食を通して自らの健康管理ができるよう、指導を工夫する。
 - ア 児童生徒の実態を基に栄養バランスや規則正しい食生活、食品の安全性等について指導し、自らの食習慣等を見直し、改善していくようにする。
 - イ 教職員と幼児児童生徒、幼児児童生徒相互の交流が深まるよう、楽しく和やかに食事ができる環境を工夫して、望ましい人間関係を形成する。
 - ウ 準備から後片付けまでの一連の指導を通して、食事のマナーを身に付けさせるとともに、手洗いや身支度、食器類の扱い方等、安全面や衛生面に留意して食事をする態度を育てる。その際、児童生徒による委員会活動と連動させ、より効果を高めるようにする。
 - エ 郷土料理や季節の献立、行事食を通して、郷土のよさや伝統的な食文化への理解を深める。また、「学校給食とやまの日」等における地場産食材を積極的に活用した献立を通して、自然の恵みや生産、食事づくりに携わる人々に感謝する心をもつことができるようにする。
 - オ 学習参観日に食に関する授業や講演会、給食試食会等を実施したり、その内容について情報提供したりするなど、積極的に家庭への啓発を行う。その際、毎日、栄養バランスのとれた朝食をとる習慣が身に付くよう、家庭の協力を得る。
 - カ 肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題を有する幼児児童生徒に対して、家庭と連携し、個別的な相談指導を行う。
- (3) 給食の時間の指導をはじめとした食に関する指導を見直し、改善する。
 - ア 幼児児童生徒による自己評価や相互評価を実施し、自らの食生活を振り返り、改善に役立てることができるようにする。
 - イ 給食の時間における手洗いや準備、食事のマナーや後片付け等の日常活動を点検し、実態に応じた指導を行う。
 - ウ 家庭や地域等による評価を取り入れ、指導体制や指導方法の改善に生かす。

参 考 資 料

○学校給食における食物アレルギー対応指針	文部科学省	平成 26 年度
○食育基本法	農林水産省	平成 27 年度
○学校における食物アレルギー対応指針 富山県版	富山県教育委員会	平成 28 年度
○栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育 ～チーム学校で取り組む食育推進の PDCA～	文部科学省	平成 28 年度
○食に関する指導の手引 第二次改訂版	文部科学省	平成 30 年度
○第 4 次食育推進基本計画	農林水産省	令和 2 年度
○第 3 期富山県教育振興基本計画	富山県教育委員会	令和 3 年度
○第 4 期富山県食育推進計画	富山県	令和 3 年度
○令和 7 年度 食に関する指導実践事例集	富山県教育委員会	令和 7 年度
○令和 8 年度 学校給食関係の手引	富山県教育委員会	令和 7 年度

4 自ら安全に行動する能力や態度を育てるとともに、安全な環境づくりに努める。
—学校安全—

実効性のある危機管理マニュアル

- (1) 学校安全計画と安全体制の整備を行い、教育活動全体における安全教育を組織的に行う。
 - ア 安全に関する基礎的・基本的事項を理解し、各教科等の安全に関する内容と関連付けた指導計画を作成する。
 - イ 学級活動や学校行事等を中心に安全指導に関する内容を充実させる。指導の効果が高まるよう、地域における行事との関連にも配慮する。
 - ウ 学校安全に関する校（園）内体制を整備し、日常的に安全点検が行われるようにする。その際、事故の要因となる学校環境や幼児児童生徒の危険な行動を早期に発見して危険を除去するよう、家庭、地域、関係機関との協力体制を確立する。
 - エ 不審者、野生動物（熊、猪、猿等）、自然災害への対応等、万一の事故発生に備えて、実効性のある危機管理マニュアルを作成する。その際、地域や関係機関との連携を考慮するとともに、幼児児童生徒の心のケアについても配慮する。
- (2) 日常生活の安全について関心をもち、身近に起きる危険を予測・判断し、安全に行動する能力や態度を育てる指導を行う。
 - ア 防災教育教材を活用して、防災に関する知識を身に付けさせる。さらに、在校時及び登下校時の火災や地震、津波、風水害、不審者等に備えた訓練を通して状況に応じた緊急時の対処法を身に付けさせ、的確な判断と冷静で安全な行動ができるようにする。
 - イ 施設・遊具の使い方等の日常場面での具体的な指導や応急手当の実習、誘拐や傷害等の犯罪から身を守るためのロールプレイング等の実践的な活動を取り入れる。
 - ウ 登下校時や帰宅後の交通環境を把握し、道路の横断時や自転車利用時等の交通ルールについて実践を通して指導する。
 - エ 幼児児童生徒等が作成した地域安全マップを活用するなどして、通学路をはじめ地域の危険要注意箇所を点検する。
 - オ 学校安全パトロール隊やスクールガード・リーダー、「こども110番の家」等、地域の関係機関と連携しながら、登下校時の安全指導を徹底する。
 - カ 安全に関する情報を、保護者や地域関係者と共有できるよう、メール配信等を活用する。
- (3) 学校安全計画の取組状況等を多面的に評価し、安全教育の改善を図る。
 - ア 安全点検の観点や方法、事後措置の状況等を常に見直しして改善に努める。事故発生の要因を分析するとともに幼児児童生徒が安全に行動しているかの的確に把握して評価し、以後の事故防止に役立てる。
 - イ 家庭や地域等による評価を取り入れ、安全管理や安全指導、教職員研修の改善に生かす。家庭や地域等による評価を取り入れ、指導体制や指導方法の改善に生かす。

参 考 資 料

○子どもの心のケアのために—災害や事件・事故発生時を中心に—	文部科学省	平成22年度
○「生きる力」を育む防災教育の展開	文部科学省	平成24年度
○学校の危機管理マニュアル作成の手引き	文部科学省	平成29年度
○「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	文部科学省	平成30年度
○学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン	文部科学省	令和3年度
○学校における安全点検要領	文部科学省	令和6年度
○学校事故対応に関する指針〔改訂版〕	文部科学省	令和6年度
○令和8年度 学校保健・学校安全関係の手引	富山県教育委員会	令和8年度

キャリア教育

社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる基礎的・汎用的能力を身に付けた児童生徒を育てる。

1 児童生徒の発達の段階に応じた系統的なキャリア教育を推進する指導計画を作成する。

基礎的・汎用的能力

- (1) 学校の教育活動全体を通じて、キャリア教育を計画的、継続的に行うために、校長のリーダーシップの下、校内の組織体制を整備し、全教員が共通の認識に立って指導計画を作成する。
- (2) 基礎的・汎用的能力を育てる視点から指導計画を作成する。
 - ア 小・中・高等学校間の連続性や一貫性という視点からキャリア教育の重点や方針を明らかにし、全体計画を作成する。作成に当たっては、児童生徒の現状から課題を明確にし、目指すべき児童生徒の姿を設定する。
 - イ 仕事や環境への関心・意欲を高め、夢や希望、憧れをもつことができるよう、社会見学、勤労体験、奉仕的活動等の体験活動や各教科等の特質を生かした学習を計画する。

2 児童生徒が、基礎的・汎用的能力を身に付けることができる指導を工夫する。

キャリア発達

- (1) 特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、基礎的・汎用的能力を育成し、一人一人の児童生徒のキャリア発達を促すよう、指導・支援する。
 - ア 一人一人が将来の生き方に対する意欲を高め、自己をよりよく生かす方法を探し求めることができるよう、アンケートや適性検査等を活用し、興味・関心、能力・適性等について自己理解を深める指導を行う。
 - イ 児童生徒が自らの進路や生き方について深く考えることができるよう、職場体験活動や社会人講話等の機会を取り入れる。
 - ウ 中学校では、生徒が適切な進路選択をすることができるよう、上級学校との連携による体験入学や卒業生の話を聞く機会を活用したり、職業や志望校について調べる活動を取り入れたりする。
- (2) 学級全体で分担する当番活動や係活動、学校内外でのボランティア活動等、日常の活動の積み重ねを通して、働くことの大切さや意義を理解させることで、望ましい勤労観・職業観を育てる。

3 保護者や地域と連携・協力し、啓発的な体験活動を推進する。

- (1) キャリア教育について保護者や地域の理解を深め、連携・協力して児童生徒のキャリア発達を促す。
 - ア 学校のキャリア教育の方針や指導内容を、保護者や幅広い地域住民等と共有し、児童生徒の育成を図る。
 - イ 児童生徒の生き方や進路について、本人と保護者で十分な話し合いがもたれるよう、継続的な働きかけを行う。
- (2) キャリア発達を促す啓発的な体験活動を推進する。
 - ア 啓発的な体験活動を児童生徒の発達の段階に応じて系統的、発展的に全体計画に位置付ける。また、活動の意義やねらいについての理解が深まるよう、事前・事後の学習を充実させる。
 - イ 職場体験活動や勤労生産・奉仕的な活動等における地域の人々や働く人々との関わりを通して、コミュニケーション能力等を育成するとともに、児童生徒が自らの生き方を考えることができるようにする。
 - ウ 中学校第2学年の「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」を保護者や地域の人々と協力して進め、生徒が日々の学校生活と将来の生き方を結び付けて考えることができるようにする。

4 一人一人に応じた進路相談を進める。

- (1) 一人一人の興味・関心、能力・適性等を見取り、個別相談や保護者を交えた三者による相談等の機会を計画的、継続的に確保するよう努める。
- (2) 自らのよさを生かした生き方を考え行動する態度や能力が育つよう、ガイダンスの機能の充実を図る。
- (3) 進路に関する調査の結果や進路相談の記録等を個人ファイル等に累積し、確かな生徒理解に基づいた個別指導を行う。

5 児童生徒のキャリア発達を多面的に捉える評価を工夫し、指導に生かす。

キャリア・パスポート

- (1) 一人一人の児童生徒の成長や変容を多面的に評価するために、アンケートや各活動における自己評価・相互評価、観察や面接・面談等の多様な評価を工夫する。
- (2) 児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるよう、「キャリア・パスポート」等を活用する。その際、その記述を基に対話的に関わることによって、児童生徒一人一人の成長を促すようにする。
- (3) 保護者や地域の人々等と連携・協力し、児童生徒の活動の様子や変容を多面的に捉え、体験活動の進め方や教師の関わり方についての評価を事後に生かす。

キャリア・パスポート

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

小学校入学から高等学校卒業までの記録を蓄積する前提の内容とし、学年、校種を越えて持ち上ることができるものとする。

(「小学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 令和3年度
「中学校・高等学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 令和4年度 を参考に作成)

キャリア教育

1 キャリア教育の定義

一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促す教育である。(「小・中学校学習指導要領解説 総則編」 文部科学省 平成29年度)

2 キャリアとは

人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが、「キャリア」の意味するところである。

3 キャリア発達とは

社会の中で自己の立場に応じた役割を果たしながら、自分らしい生き方を展望し、実現していく過程を「キャリア発達」という。

4 基礎的・汎用的能力

●人間関係形成・社会形成能力

多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力

●自己理解・自己管理能力

自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力

●課題対応能力

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力

●キャリアプランニング能力

「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力

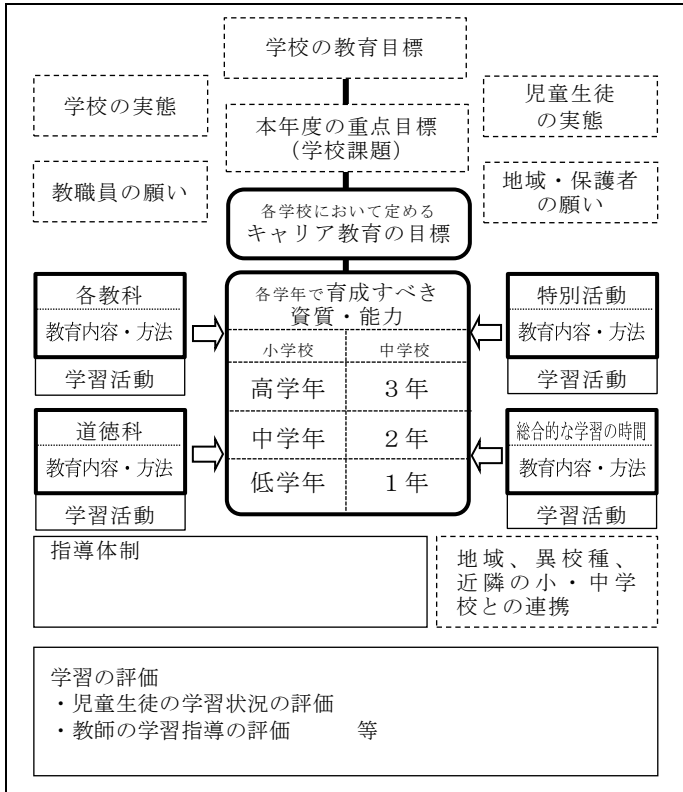
(「小学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 令和3年度
「中学校・高等学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 令和4年度 を参考に作成)

1 小学校・中学校・高等学校におけるキャリア発達

	小学生	中学生	高校生	
就学前（自発的・主体的な活動） 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	進路の探索・選択にかかわる基盤形成の時期	現実的探索と暫定的選択の時期	現実的探索・試行と社会的移行準備の時期	大学・専門学校・社会人
	<ul style="list-style-type: none"> 学級・学校生活及び社会生活の中での自らの役割の理解 働くことや学ぶことの意義の理解 興味・関心の幅の拡大 自己及び他者への積極的関心の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 肯定的自己理解と自己有用感の獲得 興味・関心等に基づく勤労観・職業観の形成 進路計画の立案と暫定的選択 生き方や進路に関する現実的探索 	<ul style="list-style-type: none"> 自己理解の深化と自己受容 選択基準としての勤労観・職業観の確立 将来設計の立案と社会的移行の準備 進路の現実の吟味と試行的参加 	

「小学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 令和3年度
 「中学校・高等学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 令和4年度 を参考に作成

2 キャリア教育の全体計画書式例

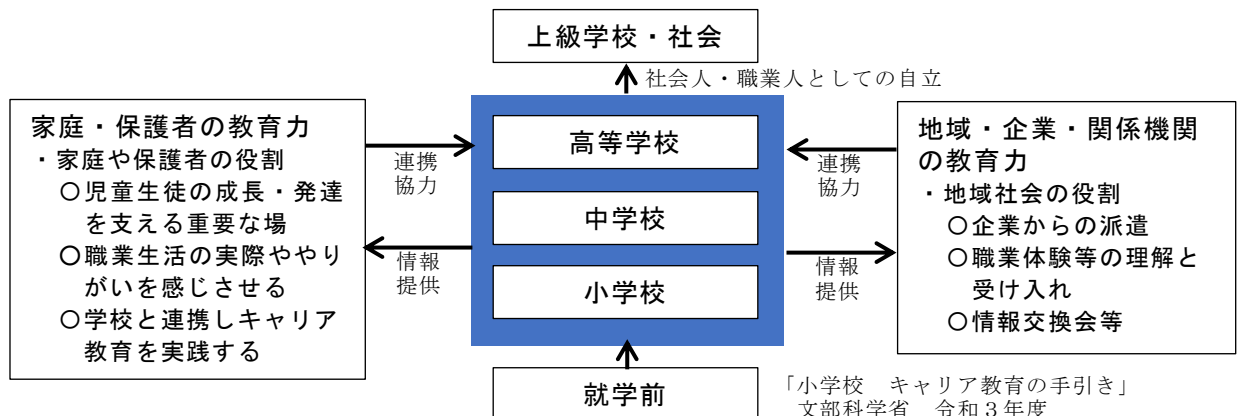


全体計画に盛り込む項目

- ① 必須の要件として詳細に記すもの
 - ・各学校において定める目標
 - ・育成すべき資質・能力
 - ・教育内容・方法
 - ・各教科・科目等との関連
- ② 基本的な内容や方針等を概括的に示すもの
 - ・学習活動
 - ・指導体制
 - ・学習の評価
- ③ その他、各学校が全体計画を示す上で必要と考えるもの
 - ・教育目標
 - ・年度の重点
 - ・地域の実態
 - ・学校の実態
 - ・児童生徒の実態
 - ・保護者の願い
 - ・地域の願い
 - ・教職員の願い
 - ・地域との連携
 - ・異校種、近隣の小・中学校との連携 等

「小学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 平成23年度、令和3年度
 「中学校・高等学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 令和4年度 を参考に作成

3 学校、家庭、地域の連携・協働



「小学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 令和3年度
 「中学校・高等学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 令和4年度 を参考に作成

4 キャリア教育アンケートの一例（小学校高学年・中学校）

以下のアンケートを児童生徒の基礎的・汎用的能力の実態を捉える基礎的な資料の一つとして活用することができる。

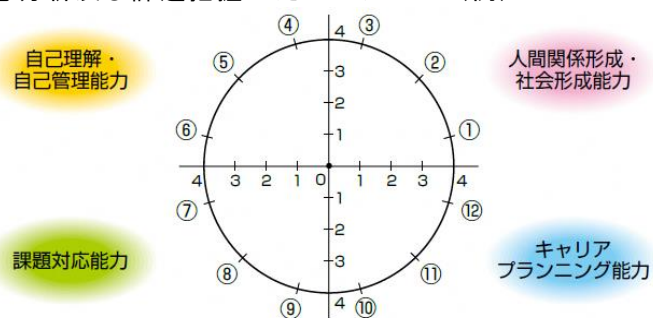
◇これはテストではありません。あなたの日常生活（授業中や放課後、家庭での生活等全般を含みます）の様子を振り返って、当てはまる番号に○を付けてください。
4：いつもしている 3：時々している 2：あまりしていない 1：ほとんどしていない

①	友達や家の人の意見を聞くとき、その人の考えや気持ちを受け止めようとしていますか。	4	3	2	1
②	相手が理解しやすいように工夫しながら、自分の考えや気持ちを伝えようとしていますか。	4	3	2	1
③	自分から役割や仕事を見付けたり、分担したりしながら、周囲と力を合わせて行動しようとしていますか。	4	3	2	1
④	自分の興味や関心、長所や短所等について、把握しようとしていますか。	4	3	2	1
⑤	気持ちが沈んでいるときや、あまりやる気が起きない物事に対するときでも、自分がすべきことには取り組もうとしていますか。	4	3	2	1
⑥	不得意ことや苦手なことで、自ら進んで取り組もうとしていますか。	4	3	2	1
⑦	分からないことやもっと知りたいことがあるとき、自分から進んで資料や情報を収集したり、誰かに質問をしたりしていますか。	4	3	2	1
⑧	何か問題が起きたとき、次に同じような問題が起こらないようにするために、何をすればよいか考えていますか。	4	3	2	1
⑨	何かをするとき、見通しをもって計画的に進めたり、そのやり方等について改善を図ったりしていますか。	4	3	2	1
⑩	学ぶことや働くことの意義について考えたり、今学校で学んでいることと自分の将来とのつながりを考えたりしていますか。	4	3	2	1
⑪	自分の将来について具体的な目標を立て、その実現のための方法について考えていますか。	4	3	2	1
⑫	自分の将来の目標に向かって努力したり、生活や勉強の仕方を工夫したりしていますか。	4	3	2	1

【基礎的・汎用的能力と『キャリア教育アンケートの一例』との対応関係】

基礎的・汎用的能力	各能力における要素	アンケート項目番号	基礎的・汎用的能力	各能力における要素	アンケート項目番号
人間関係形成・社会形成能力	他者の個性を理解する力	①	課題対応能力	情報の理解・選択・処理等	⑦
	他者に働きかける力	②		本質の理解	⑧
	コミュニケーションスキル	②		原因の追究	⑧
	チームワーク	③		課題発見	⑧
	リーダーシップ	③		計画立案	⑨
自己理解・自己管理能力	自己の役割の理解	④	キャリアプランニング能力	実行力	⑨
	自己の動機付け	④		評価・改善	⑨
	忍耐力	⑤		学ぶこと・働くことの意義や役割の理解	⑩
	ストレスマネジメント	⑤		多様性の理解	⑩
	主体的行動	⑥		将来設計	⑪
	前向きに考える力	⑥		選択	⑪
			行動・改善	⑫	

【各学校で育成したい基礎的・汎用的能力の設定】 実態分析及び課題把握のためのシート（例）



※ 身に付けさせたい力である、基礎的・汎用的能力について具体的かつ焦点化して目標を設定することが大切である。

「小学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 平成23年度
「中学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 平成22年度 を参考に作成

参 考 資 料

<p>○ 小学校 キャリア教育の手引き</p> <p>文部科学省 令和3年度</p>	<p>○ 中学校・高等学校 キャリア教育の手引き</p> <p>文部科学省 令和4年度</p>	<p>○ 「キャリア・パスポート」例示資料について</p> <p>文部科学省 平成30年度</p>	<p>○ 進路指導・キャリア教育の更なる充実のための実践に役立つ資料</p> <p>国立教育政策研究所</p>
<p>○ 富山県キャリア教育資料「キャリア・パスポートのすすめ」</p> <p>富山県教育委員会 令和元年度</p>	<p>○ 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」パンフレット</p> <p>富山県教育委員会 令和7年度</p>	<p>○ とやまの中学生ライフプラン 自分の「未来」を描こうー魅力あふれるとやまー</p> <p>富山県教育委員会 令和2年度</p>	<p>○ とやまの小中学生ライフプラン 今の自分・これからの自分</p> <p>富山県教育委員会 令和2年度</p>

福祉教育

(幼・小・中学校共通)

触れ合いを通して、思いやりの心を持ち、共に支え合って生きようとする幼児児童生徒を育てる。

1 教育活動全体において、福祉教育の趣旨を生かした指導計画を作成する。

- (1) 地域や学校(園)及び幼児児童生徒の実態を踏まえ、教育活動全体を通して、福祉についての知識、思いやりの心、実行していく力等を育成する指導計画を作成する。
- (2) 福祉教育の視点から、各教科等の関連を図り、福祉に関わる学習内容や活動をそれぞれの指導計画に位置付ける。

2 共に支え合い、喜び合える豊かな心や実践的な態度を育てる教育活動を展開する。

- (1) 教育活動全体において、幼児児童生徒が互いに他の立場や心情を思いやり、進んで人の役に立とうとする心と態度を育てる。
- (2) 各教科等においては、福祉への関心や理解を深めるために、各教科等の特性を生かした活動内容や方法を工夫し、社会的連帯への意欲や助け合いの精神を養う。
- (3) 「特別の教科 道徳」においては、相手の立場を思いやる心を育み、公共の精神を養う。
- (4) 特別活動においては、異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々等との交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びが得られるようにする。
- (5) 総合的な学習の時間において、福祉に関する課題について学習する場合、福祉に関する調査・研究活動や社会福祉施設の訪問、福祉体験活動等、幅広い活動を取り入れる。また、幼児児童生徒がよりよい自分の生き方について考える場を設け、実践的な態度を育てる。

3 心の触れ合いを深める、地域に根ざした体験的な活動を推進する。

地域社会との連携及び協働

- (1) 幼児児童生徒が共に生きる喜びや社会に貢献する喜びを味わうことができるよう、地域の人々との交流活動や地域清掃等の体験活動を、地域社会と連携及び協働を深めながら継続的に行う。
- (2) 体験活動を実施する際には、福祉教育の目標を踏まえて、発達の段階に応じ、内容や方法を工夫する。また、活動の対象となる人々や保護者、関係機関との連携を密にし、共通理解を図って取り組む。

参 考 資 料

○地域との連携によりはぐくむ ともに生きる力	社会福祉法人全国社会福祉協議会	平成25年度
○新福祉教育実践ハンドブック	社会福祉法人全国社会福祉協議会	平成26年度
○障害者差別解消法広報用リーフレット	内閣府	平成28年度
○「障害のある人の人権を尊重し、県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」チラシ	富山県障害福祉課	平成29年度
○思いやりのためのブックレット「すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会を実現するために」	富山県障害福祉課	令和7年度
○障害者理解のための中学生向けブックレット「障害のある人もない人もみんなが安心して暮らせる富山県にするために」	富山県障害福祉課	令和7年度

国際教育

(幼・小・中学校共通)

自他の文化を尊重し、グローバル化に主体的に対応できる幼児児童生徒を育てる。

1 国際教育のねらいを明確にし、指導計画を作成する。

多様性の受容
共生

- (1) 「異なるものや異なることへの理解」「多様性の受容」「共生」等の視点から指導計画を作成する。
- (2) 指導計画を作成する際は、各教科等との関連を図る。
 - ア 互いの違いを受容し、相互理解することを通して自己の確立を図り、共に生きようとする態度を育てる。
 - イ 学校（園）や地域及び幼児児童生徒の実態を踏まえ、平和、人権、環境等の地球規模の諸問題を身近な課題として学習できるように、体験的な学習や交流活動等を計画的に位置付ける。

2 国際的視野に立って、共に生きようとする実践的態度が育つ教育活動の充実を図る。

- (1) 学習のねらいや内容に関連する複数の教科等を有機的に結び付けることにより、国際理解への関心を高めるようにする。
- (2) 相互理解をより深めるために、言葉や身体表現を通して、自分の意見を積極的に伝えるときも、相手の主張を受け止め、互いの考えを理解し合えるようにする。その際、インタビューやグループディスカッション、ディベート等のコミュニケーション活動を工夫する。
- (3) 学校（園）生活のあらゆる場面で、多様な文化、習慣、ものの見方・考え方を認め、自他共に尊重し、他者と協働しながら取り組む活動を工夫する。
 - ア 地域の伝統や文化を大切にしようとする心を育むことができるよう、地域に根ざした体験活動や問題解決的な学習を取り入れる。
 - イ 新聞、テレビ、インターネット等の活用やALT、国際交流員、地域の海外生活経験者等との交流を推進する。また、帰国・外国人幼児児童生徒の体験を生かす場等を工夫する。
 - ウ 幼稚園・保育所・認定こども園では、遊びの中に世界各国の国旗や写真等を利用して様々な国に関心をもつことができるよう、環境の構成を工夫する。

3 学習環境の整備や研修の充実を図り、国際教育の推進に努める。

- (1) 教師自らがALTや地域在住の外国人とのコミュニケーションを深めることで、国際化の進展に対応できる資質や能力を高める。
- (2) 国際理解を深める観点から、地域在住の外国人や海外生活経験者等に教育ボランティアとして協力を依頼したり、地域や学校（園）の実態、幼児児童生徒の発達の段階に応じた教材・教具の開発や活用に努めたりする。
- (3) 外国の生活や文化を身近に感じ、尊重する態度が身に付くよう、世界の言葉や料理、幼児児童生徒の作品等を紹介するコーナーを設置するなど、学習環境を整備する。

参 考 資 料

○キッズ外務省 ～地球に生きる君たちへ～

外務省

○国際理解教育実践事例集（中学校・高等学校編）

文部科学省 平成20年度

○国際理解教育実践事例集（小学校編）

文部科学省 平成25年度

文化や生活習慣の違いを認め合い、共に学び共に生きる幼児児童生徒を育てる。

1 帰国・外国人幼児児童生徒が、学校（園）生活を円滑に営み、その経験を生かすことができる指導計画を作成する。

特別の教育課程

個別の指導計画

通級による日本語指導

- (1) 校（園）務分掌に帰国・外国人幼児児童生徒に関する教育を明確に位置付け、全教職員の理解を深めるとともに、協力して取り組むことができるよう、全校（園）的な指導体制を整える。
- (2) 指導計画は、当該幼児児童生徒の実態を捉えて作成する。
 - ア 保護者を交えた調査や面談を行い、生活歴や教育歴、在留国や母国に関する情報、家庭の教育方針や将来への希望等を的確に把握する。
 - イ 日本語指導が必要な児童生徒には、「特別の教育課程」による配慮した指導を行う。日本語の能力や生活・学習の状況等の多面的な把握に基づき、「個別の指導計画」を作成し、意図的、計画的な指導を行う。
 - ウ 当該児童生徒や学校の実態に応じて、通級による日本語指導、通常の学級における日本語の能力に配慮した指導、放課後等を活用した指導等を工夫して行う。
 - エ 外国における生活経験を集団の中で生かすことができるような活動を取り入れる。

2 当該幼児児童生徒のよさや特性を認め、共に学ぶことができるような指導を工夫する。

多文化共生

- (1) 当該幼児児童生徒を共感的に理解するとともに、教育活動全体を通じて、幼児児童生徒が互いの違いを認め合い、多様な価値観を受容しながら共に生きようとする多文化共生の心を育てる。
- (2) 言葉の問題とともに生活習慣の違い等による不適応が生じる場合もあるため、当該幼児児童生徒を取り巻く人間関係が好ましいものになるよう、学級経営等において配慮する。
- (3) 日本語や既習内容の習得状況を踏まえ、一人一人に応じたきめ細かな指導を計画的に進める。その際、日常的な日本語の会話はできていても、学習に必要な日本語の能力が十分でない場合もあることに留意する。
- (4) 特に、当該幼児児童生徒には、日常の生活習慣や行動のルールを身に付ける過程で、生活に必要な日本語を繰り返し使うようにする。その際、母国の生活習慣や母語の尊重にも配慮する。
- (5) 様々な教育活動において、当該幼児児童生徒の特性を生かすとともに、互いの文化や言語、生活習慣等について学び合う相互啓発の場を設定する。

3 多文化共生の視点をもち、家庭や地域との連携を図る。

- (1) 当該幼児児童生徒の保護者と密に連絡を取り合い、信頼関係を築くようにする。外国人保護者には、文化・習慣の違いや日本語の能力に配慮しながら対応する。
- (2) 外国語を話すことができる地域の人々の協力を得たり、地域の行事への積極的な参加を促したりするなど、当該幼児児童生徒やその保護者が交流の輪を広げ、温かい人間関係を築くことができるようにする。

1 外国人児童生徒等の実態の把握

一人一人の児童生徒に対し、適切な指導を行うためには、児童生徒の言葉の力を的確に評価した上で、指導目標や指導内容を決定する必要がある。

文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし（ことばの力のものさし）実践ガイド（文部科学省）

【「ことばの力のものさし」とは】

- ・多文化多言語の児童生徒の言葉の力を捉えるための評価の枠組み

【特徴】

- ・一人でできることだけでなく、支援を得て発揮できる言葉の力を評価することができる。
- ・日本語と母語のうち、より高い方の力を捉えることで、児童生徒が最大限にできることを見極める。

【評価から指導・支援へ】

- ・学校や家庭等で、児童生徒の普段の生活や学習の様子を、観察しながら活用する。
- ・児童生徒の強みを生かしながら、目標を決め、学習・指導計画を考える。



文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメントDLA（文部科学省）

【DLAとは】

- ・多文化多言語の児童生徒が、自分自身もっている全ての言葉を使って「何ができるか」ということ、また、「一人でできること」だけではなく、「支援を得てできること」を、対話を通して把握することを目的としたアセスメントツール

【特徴】

- ・児童生徒がどのように学んでいるか、その学びはどのような支援があれば促進されるのか、どうすれば学習意欲を喚起できるのかなどを、様々な支援を与えながら、一対一で対話を行うことによって捉える。

【構造】

- ・〈はじめの一步〉と〈聞く・話す〉〈読む〉から構成
- ・〈はじめの一步〉は5分程度、〈聞く・話す〉は10分～15分程度、〈読む〉は10分～25分程度、全て実施したとしても1コマ（45分）以内で実施可能



2 外国人児童生徒教育の手引

外国人児童生徒教育の一層の充実を図るために、富山県教育委員会が毎年作成している手引（No. 1～29は県内全ての小・中学校に配布、No. 28～31は富山県教員応援サイトに掲載）

題名	概要	作成年度
No. 29	日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等の受入れ	令和5年度
No. 30	児童生徒の実態に合わせた日本語指導	令和6年度
No. 31	多文化多言語の児童生徒のことばの力の評価と指導・支援	令和7年度

※「特別の教育課程編成・実施計画」と「個別の指導計画」の作成については、「富山県教員応援サイト 指導に役立つ資料ページ 外国人児童生徒教育」を参照する。

参 考 資 料

○ 外国人児童生徒教育の手引	富山県教育委員会	平成6～令和7年度
○外国人児童生徒教育 研修マニュアル	文部科学省	平成25年度
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）	文部科学省	平成25年度
○外国人児童生徒のための就学ガイドブック（8か国語）	文部科学省	平成27年度
○外国人児童生徒受入れの手引き（改訂版）	文部科学省	平成30年度
○不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式の送付について（通知）	文部科学省	平成30年度
○ 文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし（ことばの力のものさし）実践ガイド	文部科学省	令和7年度
○ 文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメントDLA	文部科学省	令和7年度
○ 外国につながるのある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト「かすたねっと」	文部科学省	
○ 在外教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページ「CLARINETへようこそ」	文部科学省	
※「特別の教育課程」を編成する場合の指導計画・実施報告の様式例・記入例		
※「不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式」		
※外国人児童生徒教育に関する資料等「富山県教員応援サイト 指導に役立つ資料ページ 外国人児童生徒教育」		

情報教育

情報及び情報手段(情報技術)を適切かつ効果的に活用できる児童生徒を育てる。

1 情報活用能力を育成する指導計画を作成する。

情報活用能力

- (1) 意図的、計画的に情報活用能力を育成するために、児童生徒の発達段階や実態を考慮し、各教科等の特質を生かして、教科等横断的な視点に立って教育課程の編成を図る。
- (2) 小学校では、情報手段に慣れ親しませることから始め、必要な程度の速さでキーボード等による文字の入力、電子ファイルの保存・整理、インターネット上の情報の閲覧等、ICTの基本的な操作を確実に身に付け、適切に活用する学習活動の充実を図る。中学校では、情報技術を、問題解決・探究において、更に主体的に活用する学習活動の充実を図るよう、指導計画を工夫する。

2 各教科等において情報活用能力を育成する指導を工夫する。

情報モラル

- (1) 端末を活用して、興味・関心を高める、課題を明確につかむ、学習内容を的確にまとめる、互いの意見・考え方・作品等を比較検討するなど、児童生徒が教科の学びを深めることができるよう、学習活動の充実を図る。
- (2) 課題を解決するために、効果的な情報手段を選んで必要な情報を収集する活動、文章を編集したり図表を作成したりする活動、調べたものをまとめたり発表したりする活動等の体験を通して、情報や情報手段を適切に活用する能力や態度を身に付けることができるようにする。
- (3) 情報を収集する際には、インターネットに加えて、各種の統計資料や図書、新聞等、視聴覚教材や教育機器等の様々な情報手段の中から適した手段が選べるように配慮し、情報手段を適切に活用した学習活動の充実を図る。
- (4) 情報検索、文書作成、コミュニケーションの手段として、コンピュータやインターネット等の機能を活用できるようにする。その際、有害情報を識別・選択・判断できるように指導する。
- (5) 小学校では、各教科等の内容を指導する際に、プログラミングを学習活動に取り入れることで、各教科等の学びも充実していくよう指導する。そのために、児童自らが意図する動きを実現させるために試行錯誤する場面を設定するなど、指導を工夫する。
- (6) 情報モラルについては、SNS等の情報メディアが児童生徒にも急速に普及する中で、情報ネットワーク上のルールやマナーの遵守、知的財産権や個人情報の保護、人権に関する配慮及びスマートフォンの利用の仕方等の問題も含め、具体的な場面に即して繰り返し指導する。

3 校内組織の整備及び研修の充実、家庭や地域との連携を図る。

- (1) 実践事例の収集や教材の開発等、学校内の情報環境を整え、全ての教員のICT活用指導力が向上するよう、校内組織を整備し、研修を推進するとともに、研修の成果を共有する。
- (2) 児童生徒の実態に関する最新の情報を踏まえた上で、情報モラルやID・パスワード等の個人認証、暗号化等情報セキュリティについて全教職員で共通理解を図り、指導に生かす。
- (3) 児童生徒の個人情報を読み取られたり、流出したりしないよう、校内の情報管理を徹底する。
- (4) 情報社会の危険性や学校での取組について、学校だよりや保護者会等で積極的に情報を提供し、家庭や地域と連携する。また、端末を家庭に持ち帰る際のルールを明確に作成し、教職員・保護者・児童生徒が共有する。

参 考 資 料

- 小学校プログラミング教育の手引(第三版) 文部科学省 令和元年度
- 教育の情報化に関する手引(追補版) 文部科学省 令和2年度
- GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について 文部科学省 令和2年度
- 富山(富山大学・富山県・富山市)ICT・DS教育支援事業

富山県教員応援サイト

・富山県教員応援サイト内、「ICT・デジタル教科書の活用」に、「ICTの活用アイデア例」「学習者用デジタル教科書活用事例」「ICT活用関連サイト」を紹介 ※「ICT活用関連サイト」に以下のHPを紹介



- 【文部科学省】 ○StuDX Style ○デジタル教科書 実践事例集 ○教育の情報化の推進
○各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料、解説動画
○情報モラル教育ポータルサイト
- 【独立行政法人教職員支援機構】 ○オンライン講座
- 【その他】 ○教科書著作権協会 JACTEX ○とやまデジタル映像ライブラリー
○(一社)日本教育情報化振興会 JAPET&CEC

環境教育 (幼・小・中学校共通)

環境に対する豊かな感受性を持ち、身近な環境に働きかける幼児児童生徒を育てる。

1 身近な環境に働きかける態度を育てる指導計画を作成する。

持続可能な社会の構築

- (1) 地域や学校(園)の実態及び幼児児童生徒の発達の段階に応じて体験的な活動や問題解決的な学習を効果的に位置付け、持続可能な社会の構築に向けて、身近な環境に主体的に働きかける態度を育てる指導計画を作成する。
- (2) 教科等のねらいを踏まえ、環境教育の指導計画の中に「身に付けさせたい能力や態度」及び「環境を捉える視点」を具体的に位置付ける。その際、教科等の相互の関連や「いのちの教育」との関連を図る。
- (3) 家庭や地域社会との連携及び協働について具体的に位置付け、学校で学んだことを生活に生かし、地域の環境保全活動等に取り組もうとする実践的な態度の育成を図る。

2 発達の段階に応じ、家庭や地域社会と共に環境教育を展開する。

- (1) 幼児児童生徒の発達の段階を考慮しつつ、環境について一人一人が身の回りのできることから主体的に取り組む態度や能力を育成する。
 - ア 幼稚園の段階では、自然に触れながら楽しく遊ぶ場を設定して、自然に親しみ自然を感じる心や、身近な環境を自らの生活や遊びに取り入れていく力を育てる。
 - イ 小学校の段階では、動植物の飼育栽培活動や自然観察、調査活動等の体験的な学習の場を設定して、身近な環境に興味・関心をもち、自ら関わろうとする態度や環境の保護・保全に寄与しようとする態度を育てる。
 - ウ 中学校の段階では、地球規模で環境問題を考えたり、環境保全に実践的に取り組んだりする場を設定して、環境に主体的に関わり、よりよい生き方を目指そうとする態度を育てる。
- (2) 学校(園)で実施している環境教育のねらいと活動内容を共有し、校種間の連続性に配慮して指導する。
- (3) 環境教育では、次の三つの視点をもって内容及び活動を工夫する。
 - ア 環境から学ぶ
豊かな自然や身近な地域社会の中での様々な体験活動を通して、自然に対する豊かな感受性を育成する。
 - イ 環境について学ぶ
環境や自然と人間との関わり、さらには、環境問題と社会経済システムの在り方や生活様式との関わり等、環境に対する見方や考え方を育成する。
 - ウ 環境のために学ぶ
環境保全や環境の創造等の活動を通して、環境に働きかける実践力を育成する。
- (4) 外部人材等の協力を得て、児童生徒が家庭や地域の環境保全に対する取組を調べたり指導を受けたりしたことを生活に生かすようにする。

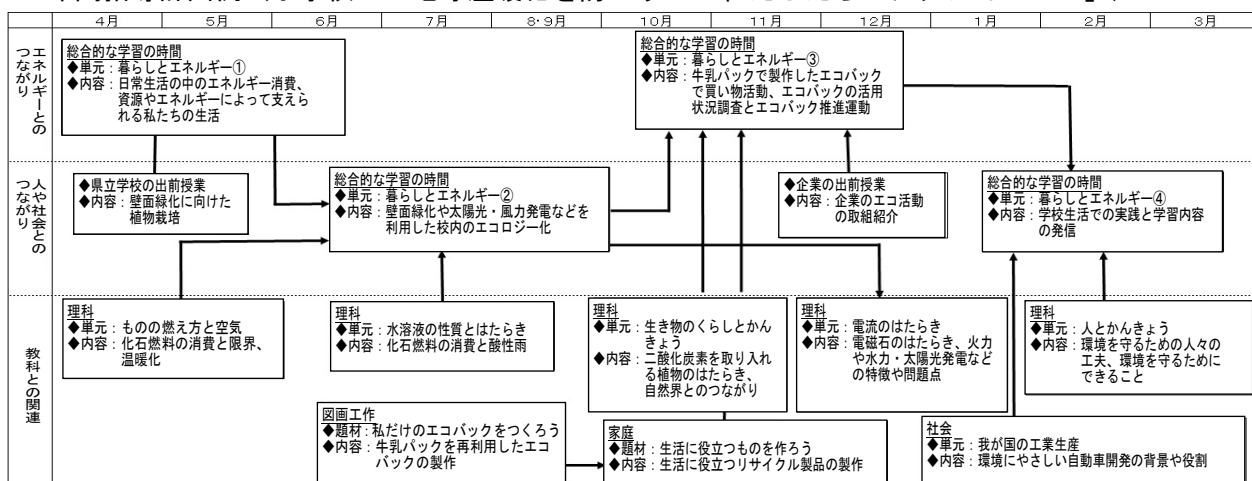
3 身近な環境に働きかけようとする態度が育つ評価を工夫する。

- (1) 活動が位置付けられている各教科等における評価の観点と、環境教育のねらいや身に付けさせたい能力及び態度との関係を十分検討し、評価規準を設定する。
- (2) 身近な自然や社会の事物・事象を感じ取り、その保全に取り組む幼児児童生徒の実践力を高めるために、環境に対する関心、理解及び態度等のわずかな変容も認め励ますなど、指導と評価の一体化を図る。

1 発達の段階を考慮した環境教育に関わる内容及び活動例

	幼稚園	小学校	中学校
環境から学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さ等に気付く。 自然等の身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然との関わりへの関心 (生活) 気持ちのよい挨拶 (特別活動) 広げよう美しい街 (総合的な学習の時間) 地域の自然のよさ (総合的な学習の時間) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活の充実や改善向上を図る環境の保全や美化のための活動 (特別活動) 環境の見直しと街のよさの再発見 (総合的な学習の時間)
環境について学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> 生活の中で様々なものに触れ、その性質や仕組みに興味・関心をもつ。 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境問題をテーマにした文章 (国語、外国語) 飲料水等の確保や廃棄物の処理 (社会) 生物と環境の関わり (理科) 地域への愛着 (生活) 健康のための生活環境の整備 (体育) 環境に配慮した生活の工夫 (家庭) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境問題をテーマにした文章 (国語、外国語) 地球環境、資源・エネルギーに関する課題 (社会) 自然環境の保全 (理科) 健康と環境 (保健体育) 環境とエネルギーの関係 (技術・家庭)
環境のために学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な自然との触れ合い (生活) ボランティア活動、リサイクル活動 (特別活動) 環境にやさしい商品 (総合的な学習の時間) 自然の偉大さと自然環境の大切さ (特別の教科 道徳) 	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な社会の構築 (技術・家庭) ボランティア活動の意義の理解 (特別活動) 自然体験やボランティア活動等の社会体験 (総合的な学習の時間) 自然の崇高さと自然環境の大切さ (特別の教科 道徳)

2 年間指導計画例 (小学校 「地球温暖化を防ごう わたしたちのアクション！」)



(「環境教育指導資料 [幼稚園・小学校編]」国立教育政策研究所)

3 持続可能な開発のための教育 (ESD) と環境教育

ESDは、持続可能な社会の創り手を育む教育であり、2015年に採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」を実現するために、貧困、飢餓、エネルギー、気候変動等の課題の解決に向けて主体的に考える力を育むことが期待される。環境教育に、ESDの視点 (環境の保全、経済の開発、社会の発展) を取り入れ、SDGsを自分の生活に関係していることと意識付けることで、学校教育と社会教育の融合を図ることができる。そして、身近なところから行動を開始し、学びを実生活や社会の変容へとつなげることで、生涯学習へとつながる豊かな環境教育を構築することができる。

参考資料

- 環境教育指導資料 [幼稚園・小学校編] 国立教育政策研究所 平成26年度
- 環境教育指導資料 [中学校編] 国立教育政策研究所 平成28年度
- 持続可能な開発のための教育 (ESD) 推進の手引 文部科学省 令和3年度
- 我が国における「持続可能な開発のための教育 (ESD)」に関する実施計画 (第2期ESD国内実施計画) 関係省庁連絡会議 令和3年度
- 持続可能な開発のための2030アジェンダ/SDGs 環境省
- 環境教育に役立つ情報サイト 環境学習Station 環境省
- 【分野別案内】環境教育 富山県
- 持続可能な世界への第一歩SDGs CLUB 日本ユニセフ協会
- つながる世界と日本 独立行政法人国際協力機構

第4章 学習指導

学ぶ意欲をもち、知識及び技能を確実に身に付け、活用しようとする児童生徒を育てる。

1 ねらいを明確にして、「指導と評価の計画」を作成する。

資質・能力

- (1) 児童生徒の実態や学校及び地域の特性に応じて、各教科等の年間指導計画を改善する。その際、内容の系統性や他教科等との関連、学校段階等間の円滑な接続に配慮する。
- (2) 学習指導要領の目標と育成する資質・能力、内容及び児童生徒の実態や学習状況等を踏まえ、単元（題材）の目標を明確にした上で、「指導と評価の計画」を作成する。
- (3) 児童生徒の実態と単元（題材）の目標に基づき、本時のねらいを明確にし、学習指導案を作成する。その際、育てたい児童生徒の具体的な姿を想定して指導案に位置付けた上で、その指導の手立てを準備する。

2 確かな学力の育成のために、指導の改善を進める。

主体的・対話的で深い学び

各教科等の本質的な学びを踏まえた主体的・対話的で深い学びの視点から学習・指導方法を改善する。

- (1) 生きて働く知識・技能の確実な習得
 - ア 学習活動の目的や方法、習得すべき内容を明らかにし、児童生徒のより深い理解につながるよう指導の重点化を図る。
 - イ 児童生徒の理解の状況に応じて、繰り返し指導や補充的な学習を取り入れた指導を行い、つまづきがあれば、それに対応した指導で補う。
 - ウ 既存の知識、既得の技能を関連付けて考えたり、他の学習や生活の場面で活用したりする学習活動を行い、より確実に知識及び技能を習得できるようにする。
 - エ 児童生徒との信頼関係を築きながら、集団の学習規律を高める。また、一人一人が学習習慣を身に付けることができるよう、家庭と連携しながら個別の支援を進める。
- (2) 思考力・判断力・表現力等の育成
 - ア 物事の中から問題を見だし、計画を立てて解決を図り、振り返る中で新たな問題を発見するなど、基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習過程を重視する。
 - イ 児童生徒が文章や図・表を読み取り、他の意見や考えについて解釈、批評、判断し、それらを表現するなど、各教科等の特質に応じた言語活動を充実させる。
 - ウ 小学校においては、情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して論理的思考力を身に付けるための学習活動を、各教科等の特質に応じて計画的に実施する。
- (3) 学ぶ意欲の向上
 - ア 活動の手順等を分かりやすく示し、児童生徒が見通しをもって学習に取り組むことができるようにする。
 - イ 自分の生活体験や興味・関心を基に学習課題を選択する機会を設けるなどの導入時における意欲付けに加え、学習中や学習後にも、児童生徒の学ぶ意欲を高める手立てを行う。

問題解決的な学習過程

言語活動の充実

ウ 児童生徒が学んだことの有用性を味わうことができるよう、学習の成果を確かめ次の学習につなげたり、日常生活に生かしたりする活動を取り入れる。

エ 学習の意義について考えさせる機会を設け、学習が自分の将来の生活、夢や希望の実現につながることを認識させる。

(4) 学力の向上に向けた授業づくり

学習課題

ア 学習のねらいに迫る学習課題と発問の構成を工夫する。その際、端的で正しく伝わる表現にする。また、一人一人が考えをもつことができるよう、教師の「待つ姿勢」を大切にし、考える時間を保障する。

イ 書くことによって児童生徒の思考が深まるよう、ノートの書き方を継続的に指導する。その際、書いて考える活動を重視し、書く時間を確保するとともに、朱書きによる助言を加えるなど工夫する。

ウ 話し合い活動の場面では、一人一人の考えを引き出し、多様な考えを関連付け、分類・整理するなど、ねらいに向けて焦点化を図る。

振り返りの場

エ 児童生徒が学習課題を踏まえて学びを振り返ったり、学んだことを活用して新たに課題に取り組んだりするなど振り返りの場を工夫し、一人一人が学習の成果を確認できるようにする。

オ 児童生徒や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、教材・教具や学習ツールの一つとしてICTを効果的に活用する。

カ 家庭学習につながる課題を与えたり、次時への興味・関心を高める話題から予習を促したりする。

(5) 学び合いを支える人間関係の醸成

ア 「いのちの教育」の充実を図り、児童生徒が互いを尊重し合い、共に学ぶ温かい学習集団を育てる。

イ 各教科等の目標の達成に向けた指導を行う中で、その特質に応じて、道徳教育の内容についての適切な指導を行い、道徳性を養う。

ウ 自己決定の場や一人一人を認め励ます言葉かけや朱書き等、授業における生徒指導の機能を充実させ、児童生徒の自己肯定感を高めるとともに、全員が安心して学習に取り組める雰囲気醸成する。

エ 特別な配慮を必要とする児童生徒に対するきめ細かい支援を行うとともに、互いを認め合い支え合おうとする態度を養う。

3 一人一人の学習状況を把握し、指導に生かす。

(1) 児童生徒のよい点や進歩の状況を積極的に見取り、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにする。

(2) 単元(題材)等内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習評価を指導の改善に生かす。

参考資料

- 授業の達人 DVD
- 授業改善に向けた対策のヒント(小学校版・中学校版)
- 小学校プログラミング教育の手引(第三版)
- 各教科等の指導におけるICTの効果的な活用について
- 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料
- 家庭学習のすすめ(保護者用リーフレット [小学校版](#)・[中学校版](#))
- [StuDX Style](#)

- 富山県教育委員会 平成26～令和3年度
- 富山県教育委員会 平成26～令和5年度
- 文部科学省 令和元年度
- 文部科学省 令和2年度
- 国立教育政策研究所 令和2年度
- 富山県教育委員会 令和7年度
- 文部科学省

○[教育課程研究センター](#)
「[全国学力・学習状況調査](#)」
[国立教育政策研究所](#)



○[富山県教員応援サイト](#)
「[全国学力・学習状況調査の活用に向けて](#)」
[富山県教育委員会](#)



学習指導案の作成に当たっては、次に示すポイントを踏まえて行う。その際、単元全体を捉え、1時間の授業を構想することや、評価規準や指導と評価の計画等を具体的に設定することが重要である。また、本時の目標と評価規準、学習課題、学習活動等の整合性を確認する。

小学校 学習指導案例

第4学年 国語科学習指導案(例)

【指導案作成のポイント】

- 単元名 気持ちの変化に着目して読み、感想を書こう「ごんぎつね」
- 単元について(略)
- 単元の目標
 - 様子や行動、気持ちや性格を表す語句の量を増やし、語彙を豊かにすることができる。
 - 登場人物の気持ちの変化や性格、情景について、場面の移り変わりと結び付けて具体的に想像することができる。
 - 文章を読んで理解したことに基づいて、感想や考えをもつことができる。
 - 言葉がもつよさに気付くとともに、幅広く読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする。
- 本単元における言語活動
 - 物語を読んで理解したことに基づいて、物語についての感想を書く。
- 単元の評価規準

- **単元名**
 - どのような資質・能力を育成するために、どのような言語活動を行うのが児童に分かるように示す。
- **単元について**
 - 教材観、児童の実態、指導観の三つの視点で、指導者の考え方を明らかにする。その際、身に付けさせたい力を明記する。
- **単元の目標**
 - 〔知識及び技能〕〔思考力、判断力、表現力等〕の目標は、基本的に指導事項の文末を「～できる」として示す。
 - 「学びに向かう力、人間性等」は、いずれの単元においても学年の目標である「言葉がもつよさ～伝え合おうとする」まで示す。
- **本単元における言語活動**
 - 国語科では単元の目標を実現するために適した言語活動を、児童の学習の経験や状況を踏まえて位置付ける。
- **単元の評価規準**
 - 単元の目標と対応し、文末を「～している」とする。
 - 〔思考・判断・表現〕の冒頭には、領域名を入れる。
 - 〔主体的に学習に取り組む態度〕は、「粘り強い取組を行おうとする側面」「自らの学習を調整しようとする側面」の双方を適切に評価できるような評価規準を作成する。
 - 該当する指導事項を示すことで、学習指導要領との関連を明確にする。
- **指導と評価の計画**
 - 評価場面や評価方法を計画する。
 - どのような評価資料(児童の反応やノート、ワークシート、作品等)を基に評価するかを考えたり、「努力を要する」状況と判断する児童への手立て等を考えたりする。
 - 評価の結果によって後の指導を改善し、指導の成果を再度評価する。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
① 様子や行動、気持ちや性格を表す語句の量を増し、語彙を豊かにしている。(1)オ	① 「読むこと」において、登場人物の気持ちの変化や性格、情景について、場面の移り変わりと結び付けて具体的に想像している。(C(1)エ) ② 「読むこと」において、文章を読んで理解したことに基づいて、感想や考えをもっている。(C(1)オ)	① 進んで文章を読んで叙述から読み取ったことに基づいて考えをもち、これまでの学習を振り返りながら、物語の感想を書こうとしている。

6 指導と評価の計画(全12時間)

時	学習活動	指導上の留意点	評価規準(評価方法)
1 5 3	○学習の目標や進め方を捉える。 読んで理解したことを基に、自分の考えをもち、物語の感想を書こう。 ○「ごんぎつね」を読み、内容の大体を捉える。 ○初発の感想を書き、読み合う。 ○課題の解決に向けて見通しをもつ。	・付きたい力を児童と共有し、学習の進め方について見通しがもてるようにする。 ・登場人物、主な出来事、結末等を確認する。 ・場面の様子、登場人物の言動や様子等を表す語句に着目して読むように指導する。 ・心に強く残ったこと、疑問に思ったこと等について書くように指示する。 ・初発の感想のうち、多かった感想や疑問、学級全体で話し合いたいこと等を適宜取り上げていく。	〔知識・技能①〕 ・場面の様子や登場人物の言動、様子等を表す語句に着目し、語彙を豊かにしているかの確認 (ノート・ワークシート)
4 5 8	○ごんの気持ちやどのように変化しているか、場面の移り変わりと結び付けて考える。 ○6場面での兵十の気持ちの変化をこれまでのごんの気持ちの変化と対比させながら捉える。	・時間や出来事、物語の展開に沿った場面の移り変わりや結び付けて気持ちを考えるよう指導する。 ・叙述を根拠に考えることができるよう、叙述に線を引き、書き込みすることができるワークシートを用意する。 ・行動や会話の他に、情景や場面の様子がよく分かる言葉等に注目するように指導する。 ・考えを深めることができるよう、対話の場や音読の機会を設定する。 ・児童が、場面の移り変わりや結び付けて登場人物の気持ちの変化を具体的に想像するために、毎時間書き溜めたワークシートを学習者用端末で撮影し、蓄積するよう促す。 ・児童が、想像したごんと兵十の気持ちを音読で表現し、自分の読みを確認できるようにする。	〔思考・判断・表現①〕 ・ごんと兵十の様子や行動、気持ちの変化について想像しているかの確認 (ノート・ワークシート)
9 5 12	○登場人物の気持ちの変化について考えたことを基に、感想をまとめる。 ○書いた感想を読み合う。 ○単元の学習を振り返る。	・蓄積したワークシートを用いて、これまでの学習を振り返り、物語を読んで理解したことに基づいて、感想をまとめるよう指示する。 ・新たに考えたことや思ったことを書き加えるよう指示する。 ・単元で身に付けた力を生かして、他の作品を読むことにつなげる。	〔主体的に学習に取り組む態度①〕 ・文章を読んで理解したことに基づいて、物語の感想を書こうとしているかの確認 (ワークシート・観察) 〔思考・判断・表現②〕 ・文章を読んで理解したことに基づいて、既習内容と結び付けて自分の感想や考えを記述しているかの確認 (ノート・ワークシート)

- **本時の学習**
 - **学習課題**
 - 年間指導計画に基づいた単元の目標や選定した言語活動と結び付く課題とする。
 - **問題発見・解決能力の育成につながる学習過程**
 - 課題解決のための見通しをもつことができるよう、具体物の提示や既習事項の確認、ICTの活用等を工夫する。
 - 児童が考えを広めたり、深めたりすることができるよう、対話の場や音読の機会を設定する。
 - 見方、考え方が広がるよう、ICTを活用するなどして学びを蓄積したり、多様な考えを共有したりできるようにする。
 - **振り返りの場**
 - 友達の見解と自分の見解とを比較することを通して、今の自分の学習状況を捉え、次の学習に生かすことができるようにする。

7 本時の学習(7/12時)

- 目標(略)
- 展開(略)

(「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料【小学校国語】」国立教育政策研究所 令和2年度を参考に作成)

（学校訪問研修等）

4年〇組 〇名
指導者 〇〇 〇〇

1 単元名 気持ちの変化に着目して読み、感想を書こう「ごんぎつね」

2 単元について

- ・本単元は、学習指導要領第3学年及び第4学年〔思考力、判断力、表現力等〕「C読むこと」の指導事項（1）オ「文章を読んで理解したことに基づいて、感想や考えをもつこと」を重点的に取り上げる。感想や考えをもつためには、エ「登場人物の気持ちの変化や性格、情景について、場面の移り変わりと結び付けて具体的に想像すること」を指導する必要がある。
- ・児童はこれまでに、登場人物の行動や気持ち等について、叙述を基に捉えることを学んできた。この単元では、文章を読んで理解したことについて、既習の内容と結び付けて自分の考えを形成する力を身に付けさせたい。
- ・本単元の終末では、文章を読んで考えてきたことを踏まえ、物語の感想としてまとめることで、自分の読みの深まりを感じられるようにしたい。

3 全体計画（全12時間）

- ・第1次 「ごんぎつね」を読み、内容の大体を捉える・・・・・・・・・・・・・・・・・・3時間
- ・第2次 登場人物の気持ちの変化を場面の移り変わりと結び付けて考えをまとめる・・5時間（本時4／5）
- ・第3次 登場人物の気持ちの変化について考えたことを基に、感想をまとめる・・・・4時間

4 本時の学習（7／12時）

(1) 目標 4・5・6場面の移り変わりと結び付けてごんの気持ちの変化を考えることができる。

(2) 展開

学 習 活 動（配時） ・予想される児童の反応	・指導上の留意点 ◆評価（方法） ※「努力を要する」状況と判断する児童への手立て
<p>1 前時までの学習を振り返り、本時の課題を確認する。（6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「おれと同じひとりぼっちの兵十か」と感じたごんは、兵十に何かしてあげたいなと思ったんだね。 ・3場面と同じようにまたくりを持っていったけれど、つぐないが足りないと思ったのかな。それとも、兵十を励ましたかったのかな。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の課題意識を高めることができるよう、①前時の板書を大型モニターに提示して、兵十に心を寄せていくごんの気持ちをおさえる。 ・4・5場面を教師が範読し、6場面の最初を児童が音読して、全体の内容を捉えることができるようにする。 ・ごんの言葉や行動に着目して読んでいくことを確認する。
<p>「明るる日も、くりを持って兵十の家へ出かける」までのごんの気持ちの変化を考えよう</p>	
<p>2 ごんの気持ちの変化を読み取り、ワークシートに書く。（10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かげぼうしをふみふみ」とあるから、人間をこわがりながらも近付いているね。2人の会話がとても気になっているんだな。 ・「おれは引き合わないな」とがっかりしているのに、さらにくりを持っていくのは、どうしても自分だと気付いてほしいからかな。それとも気付いてもらえなくてもあげたいと思ったのかな。 	<ul style="list-style-type: none"> ・叙述を意識できるよう、②該当場面の本文に線を引き、読み取った気持ちを書くことができるワークシートを用意する。 ※ごんの気持ちが読み取れる叙述に色付けた本文を学習者用端末に配布し、教師と一緒に確認する。 ・児童が主体的に学習を進めることができるよう、③個や小集団等の学習形態を選択できるようにする。 ・児童が考えを再確認したり、新たな考えに気付いたりすることができるよう、④読み取ったことを対話や音読で確認するよう助言する。
<p>3 課題についての自分の考えを深める。（22）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音読したら、かげぼうしをふむ距離まで近付いたり、家の中までくりを届けたりしているところで、少しでも自分に気付いてほしいという気持ちが実感できた。 ・神様のおかげだと思われていても、いたずらをした自分が悪いから仕方がない。自分と同じひとりぼっちの兵十が自分の持っていったくりを気にしてくれていることが分かったから、それでも十分だと思っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体で話し合う場合は、兵十に近付きたいごんの気持ちが明らかになるよう、二人の距離に注目している児童を意図的に指名する。 ・ごんが兵十に近付き、心を寄せていくことが⑤視覚的に分かるように板書する。 <p>◆思考・判断・表現 ごんの気持ちの変化について、叙述と結び付けて具体的に想像している。〈発言・ワークシート〉</p>
<p>4 考えたことを基に感想を書き、今日の学習を振り返る。（7）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごんは本当にさみしかった、という意見が参考になった。人間をこわがりながらもだんだん兵十に近付いていくので、自分に気付いてほしいという気持ちはあると思う。でもそれ以上に、自分と同じひとりぼっちの兵十が気になって仕方がなかったから、気付かれなくてもくりを持っていきたかったのだと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・読みの深まりに気付くことができるよう、友達のもののような考えが参考になったかを視点として本時を振り返るよう伝える。 ・単元の終末で、物語の感想をまとめる際に、児童がこれまでの学習を想起できるよう、⑥ワークシートを学習者用端末で撮影、蓄積するよう促す。

<とやま型学力向上プログラム（Ⅲ期）>

- ・視点1 「子供の問題（課題）意識を高める」手立て…①
- ・視点2 「子供が自己調整しながら学習を進めることができるようにする」手立て…②

中学校 学習指導案例

第2学年 数学科学習指導案(例)

【指導案作成のポイント】

1 単元名 一次関数

2 単元について (略)

3 単元の目標

- 一次関数についての基礎的な概念や原理・法則等を理解するとともに、事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付ける。
- 関数関係に着目し、その特徴を表、式、グラフを相互に関連付けて考察し表現することができる。
[知識及び技能]
[思考力、判断力、表現力等]
- 一次関数について、数学的活動の楽しさや数学のよさを実感して粘り強く考え、数学を生活や学習に生かそうとする態度、問題解決の過程を振り返って評価・改善しようとする態度を身に付ける。
[学びに向かう力、人間性等]

4 単元の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
① 一次関数について理解している。 ② 事象の中には一次関数として捉えられるものがあることを知っている。 ③ 二元一次方程式を関数を表す式とみることができる。 ④ 変化の割合やグラフの傾きの意味を理解している。 ⑤ 一次関数の関係を表、式、グラフを用いて表現したり、処理したりすることができる。	① 一次関数として捉えられる二つの数量について、変化や対応の特徴を見だし、表、式、グラフを相互に関連付けて考察し表現することができる。 ② 一次関数を用いて具体的な事象を捉え考察し表現することができる。	① 一次関数について考えようとしている。 ② 一次関数について学んだことを生活や学習に生かそうとしている。 ③ 一次関数を活用した問題解決の過程を振り返って評価・改善しようとしている。

5 指導と評価の計画 (全17時間)

時	ねらい・学習活動	重点	記録	評価規準 (評価方法)
1	具体的な事象を捉え考察することを通して、問題の解決に必要な二つの変数を取り出し、それらの関係を表や座標平面上に表すことができるようにするとともに、一次関数の定義を理解できるようにする。	知		知① (行動観察)
2	いろいろな事象で二つの変数の関係を、 $y = ax + b$ で表すことを通して、事象の中には一次関数として捉えられるものがあることを理解できるようにする。 学習を振り返り、分かったことや疑問等を記述することを通して、その後の学習を見通すことができるようにする。	知 態		知② (小テスト) ※小テストの結果は指導に生かす。 態①③ (ノート)
3	二つの変数の関係を事象から一旦切り離して抽象化し、表から式を求めたり、式から表をつくらしたりすることを通して、一次関数の変化の割合について理解し、一次関数の表の値から変化の割合を求めることができるようにする。 一次関数の二つの数量の関係を表す表、式の相互関係を考察することを通して、一次関数の特徴を見だし表現することができるようにする。	知 思		知④ (小テスト) ※理解が不十分な場合、既習の事象を関連付けて補説する。 思① (行動観察)
15 本時	走った道のりが走った時間の一次関数であるとみなし、駅伝大会の6区での速報を基に追いつく地点を予測することを通して、現実的な事象から二つの数量を取り出し、理想化・単純化することにより、その関係を一次関数とみなして問題を解決することができるようにする。	思		思② (行動観察・ノート)
16	小単元3や単元全体の学習を振り返って、分かったことや疑問、問題の解決に有効であった方法等を記述することを通して、学習の成果を実感できるようにする。	思 態	○ ○	思② (小テスト) 態①～③ (行動観察・ノート)
17	単元全体の学習内容についてテストに取り組み、単元で学習したことがどの程度身に付いているかを自己評価することができるようにする。	知 思	○ ○	知①～⑤ (単元テスト) 思①② (単元テスト)

6 本時の学習 (15/17時)

- (1) 目標 (略)
(2) 展開 (略)

表中の「重点」は、重点的に生徒の学習状況を見取る観点を示しており、「記録」は、全員の学習状況を記録に残すものに○を付けている。

○ 単元について

・教材観、生徒の実態、指導観の三つの視点で、指導者の考え方を明らかにする。その際、身に付けさせたい力を明記する。

○ 単元の目標

・学習指導要領に示された学年の目標と「内容のまとめり」で示された内容を踏まえて作成する。

○ 単元の評価規準

- 単元の目標を基に設定する。
- [知識・技能]については、その文末を「～している」「～することができる」とする。
- [思考・判断・表現]については、その文末を「～することができる」とする。
- [主体的に学習に取り組む態度]については、その文末を「～している」とする。

○ 指導と評価の計画

・どのような評価資料を基に評価するか、「努力を要する」状況と判断する生徒への手立て等をどうするかを考える。また、「記録に残す評価」と「指導に生かす評価」を適切に設定する。

○ 本時の学習

学習課題

・生徒が既習内容を用いてどのように解決するのか見通しをもつことができるよう、学習課題を設定する。

問題発見・解決能力の育成につながる学習過程

- 一人一人が考えをもつことができるよう、具体物の操作やICTの活用等を通して試行錯誤する場を設定する。
- 生徒が考えを広めたり深めたりできるよう、協働的な学習の場を工夫する。
- 論理的に表現し伝え合う活動を取り入れる。
- 他の考えを解釈して説明する活動を取り入れる。
- 新しい知識を得る視点を明確にできるよう、話し合いの場において、問いかけや板書等を工夫する。

振り返りの場

・生徒が問題発見・解決の過程で気付いたことや更に調べてみたいこと等を整理して学習の成果を確認できるよう、振り返りの場を設定する。

(「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料【中学校数学】」国立教育政策研究所 令和2年度 を参考に作成)

（学校訪問研修等）

1 単元名 一次関数
2 単元について

- ・本単元では、第1学年と同様に具体的な事象における二つの数量の変化や対応を調べることを通して、一次関数について考察する。
- ・生徒はこれまでに、比例、反比例を用いて具体的な事象を捉え考察し表現することを学習してきたが、比例とみなして二つの数量の関係を表やグラフで表し予測するという、理想化・単純化して活用した経験は少ない。
- ・本単元では、日常的な事象における数量の関係を一次関数とみなして問題解決することや、表、式、グラフを相互に関連付けて考察することなど、問題解決の過程を振り返り、関数を活用することのよさを実感できるようにしたい。

3 全体計画（全17時間）

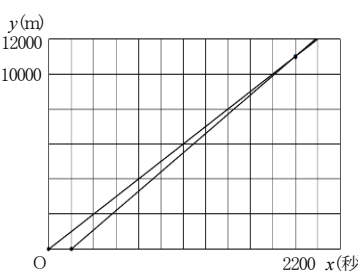
- ・第1次 一次関数とグラフ・・・・・・・・・・ 7時間
- ・第2次 一次関数と方程式・・・・・・・・・・ 4時間
- ・第3次 一次関数の利用とまとめ・・・・・・・・ 6時間（本時4／6）

4 本時の学習（15／17時）

(1) 目標

具体的な事象における二つの数量の関係を一次関数とみなして、問題を解決することができる。

(2) 展開

学習活動（配時） ・予想される生徒の反応	指導上の留意点 ◆評価（方法） ※「努力を要する」状況と判断する生徒への手立て
<p>1 前時の学習を振り返る。 (5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車は一定の速さで進むと考えると、一次関数と考えてよい。 ・標高が100m上昇するごとに、気温が0.6℃下がる。これも一次関数と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前時に生徒が考えた、一次関数を活用できそうな身のまわりの事象について確認する。
<p>【問題】ある駅伝競走大会の6区の道のりは12000mあり、6区のスタート地点では、立山大学が先にスタートし、神通大学がその200秒後にスタートしました。光さんは、インターネットで6区の速報を見て、神通大学が立山大学に追い付きそうだと考え、途中の記録を表にまとめました。追い付くことができるでしょうか。</p>	
<p>2 問題を解決するための見通しをもつ。 (10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1200mで22秒縮まっているから、表の続きを考えていけば分かる。 ・前回の授業で学習したように、一次関数とみなしてグラフに表したら追い付く場所が分かる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・表計算ソフトを活用して、効率よくグラフに表せるようにする。また、方眼用紙も用意して、生徒が（自己）選択できるようにする。 ・問題解決の見通しをもてるよう、ICTを活用して点がほぼ一直線上に並んでいることを可視化し、一次関数とみなすことができることを全員で共有する。
<p>学習課題 一次関数とみなして問題を解決する方法を考えよう</p>	
<p>3 学習課題の解決に取り組み、全体で共有する。 (25)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇さんは自分と同じ方法で考えているので相談してみよう。 ・表から1200mの記録を10倍すると追い付かない。[誤答] ・表を使って、12000mのときの時間を考えると逆転するから、どこかで追い付く。 ・グラフに表すと、交点のx座標はだいたい2200で、y座標は10000と12000の間だから、追い付く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習方法を自己決定したり、考えを見直したりできるように、電子黒板を活用して取組状況を可視化する。 ※[誤答]のように考えている生徒には、1200mを走るのにかかった時間を基に考えたらよいことに気付くよう支援する。 ※つまづいている生徒を把握し、実態に応じて同じ方法で考えている生徒との関わりを促したり、個に応じた指導を行ったりする。 ◆思考・判断・表現 一次関数を用いて具体的な事象を捉え考察し表現することができる。〈行動観察・ノート〉 ※全員が表、グラフを用いた方法を理解できるよう、全体では説明の不十分な点を補う発言を促す。また、実態に応じて誤答を取り上げ、どこがなぜ違うのかを考える機会を設定する。 ・日常的な事象を、一次関数とみなして数学的に考えるよさや表、グラフを活用した方法で問題解決できることを確認するとともに、①式のよさに着目していた生徒の発言を取り上げ、次時の学習課題につなげる。
<p>4 本時の学習のまとめをする。 (5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次関数とみなすことで、2直線が交わっているところを見付ければ解決できる。 ・表から変化の割合を求めれば解決できる。 ・2直線の式をつかって、交点の座標を求めれば、追い付く時間と地点が分かるので解決できる。 	
<p>5 本時の学びを振り返り、全体で共有する。 (5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表から変化の割合を求めて考えたけれど、〇〇さんのようにグラフを用いて考える方が簡単だ。しかし、時間や地点等の数値を求めるには、グラフよりも式の方がよいと思うので、次は式で考えたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習した解決方法が次時に生かされるよう、学習の成果に加えて、次時に使いたい方法とその理由を振り返りの視点として示す。

〈とよま型学力向上プログラム（Ⅲ期）〉

- ・視点1「子供の問題（課題）意識を高める」手立て…①
- ・視点2「子供が自己調整しながら学習を進めることができるようにする」手立て…②

「全国学力・学習状況調査授業アイデア例【中学校数学】」国立教育政策研究所 令和5年度を参考に作成



言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する児童を育てる。

I 現状と課題

1 「考えの形成」を重視する言語活動の充実

興味・関心や意欲が高まるよう、「好きなことを紹介する」「物語を読み、考えを伝え合う」などの言語活動が設定されている。今後は、目的に応じて文章を要約したり、複数の情報の関係を捉えて読んだりすることができるよう、指導事項を明確にして指導する必要がある。

2 語彙を豊かにする指導

語句の意味を理解できるよう、動作化や短作文を取り入れた指導が行われている。さらに、語句の量を増やし、適切に表現できるよう、多様な語句を取り上げ、意味や用法を正しく捉え言葉を吟味して表現させる指導が必要である。

II 方策

1 「考えの形成」を重視する言語活動の充実

「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」の各領域において、「考えの形成」に関する学習過程を重視する。指導事項を指導するために効果的な言語活動を学習過程に位置付け、その言語活動を通して育成すべき資質・能力を身に付けることができるようにする。

(1) 「話すこと・聞くこと」

ア 「説明や報告等、調べたことを話したり聞いたりする」などの言語活動を設定し、相手に伝わるように事実と感想、意見とを区別するなど、話の構成を考えるように指導する。

イ 「賛成又は反対等のそれぞれの立場から考えを伝えて話し合う」などの言語活動を設定し、互いの意見の共通点や相違点に着目して考えをまとめるように指導する。

(2) 「書くこと」

ア 「調べたことをまとめて報告する」などの言語活動を設定し、相手や目的を意識して、自分の考えとそれを支える理由や事例との関係を明確にするなど、書き表し方を工夫するように指導する。

イ 「事象を説明したり意見を述べたりする」などの言語活動を設定し、目的や意図に応じて事実と感想、意見とを区別して書いたり、引用したりするなど、自分の考えが伝わる書き表し方を工夫するように指導する。

(3) 「読むこと」

ア 「説明や解説等の文章を比較して読む」などの言語活動を設定し、目的に応じて文章と図表等を結び付けるなどして必要な情報を見付けたり、論の進め方を考えたりして自分の考えをまとめるように指導する。

イ 「物語等を読み、考えたことを伝え合う」などの言語活動を設定し、登場人物の気持ちの変化や人物像、物語の場面の移り変わりや全体像を具体的に想像した上で、感想や考えをもつことができるように指導する。

2 語彙を豊かにする指導

(1) 意味を理解して日常生活の中で使いこなせる語句を増やすことができるよう、辞書や辞典を利用して調べる活動を取り入れ、身近なことを表す語句、思考に関わる語句等をまとまりとして段階的に指導する。

(2) 話や文章を正確に理解し、言葉や文章で適切に表現することができるよう、話や文章に含まれている情報を取り出して整理したり、事柄の順序、原因と結果等の関係を捉えたりすることを指導する。

(3) 言葉遊びをしたり、ことわざや慣用句等を使ったりして、我が国の言語文化に親しむとともに、豊かさに気付くことを指導する。

言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する生徒を育てる。

I 現状と課題

1 「考えの形成」を重視する言語活動の充実

興味・関心や意欲が高まるよう、「文章を読み、考えを伝え合う」などの言語活動が設定されている。今後は、根拠を明確にしたり、文章の構成や論理の展開、表現の仕方に着目したりして考えることができるよう、当該単元の指導事項を明らかにして指導する必要がある。

2 語彙を豊かにする指導の充実

語句についての理解を深めることができるよう、類義語を調べ、意味を比較するなどの指導が行われている。さらに、語句の量を増やし、適切に表現できるよう、語感を磨き、言葉を吟味して表現させる指導が必要である。

II 方策

1 「考えの形成」を重視する言語活動の充実

「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」の各領域において、「考えの形成」に関する学習過程を重視する。指導事項を指導するために効果的な言語活動を学習過程に位置付け、その言語活動を通して資質・能力を育成する。

(1) 「話すこと・聞くこと」

ア 「説明や提案等、伝えたいことを話したり聞いたりする」などの言語活動を設定し、自分の立場や考えが明確になるよう、根拠の適切さや論理の展開等に注意して、話の構成を工夫するように指導する。

イ 「互いの考えを生かしながら議論や討論をする」などの言語活動を設定し、進行の仕方を工夫したり互いの発言を生かしたりしながら話し合い、考えを広げたり深めたりできるように指導する。

(2) 「書くこと」

ア 「資料から文章や図表等を引用して、説明したり記録したりする」などの言語活動を設定し、文章の構成を考え、根拠を明確にしながらか自分の考えが伝わる書き表し方を工夫するように指導する。

イ 「伝えたいことを相手や媒体を考慮して書く」などの言語活動を設定し、根拠の適切さを考えて説明や具体例を加え、自分の考えが伝わる文章になるように指導する。

(3) 「読むこと」

ア 「文章を読み、理解したことや考えたことを説明したり、文章にまとめたりする」などの言語活動を設定し、文章を比較して、構成や論理の展開について考え、自分の考えを確かなものにするように指導する。

イ 「学校図書館等を利用し、本や新聞、インターネット等から集めた情報を活用し、考えたことを説明する」などの言語活動を設定し、知識や経験と結び付けて考えを広げたり深めたりできるように指導する。

2 語彙を豊かにする指導の充実

(1) 意味を理解して社会生活の中で使いこなせる語句を増やすことができるよう、話や文章の中で使うことを通して、抽象的な概念を表す語句や、理解したり表現したりするために必要な語句等をまとまりとして指導する。

(2) 話や文章を正確に理解し、言葉や文章で適切に表現することができるよう、話や文章に含まれている情報を取り出して整理したり、意見と根拠、具体と抽象等の関係を捉えたりすることを指導する。

(3) 伝統的な言語文化に親しむことができるよう、長く親しまれている言葉や古典の一節を引用するなどして、表現に取り入れることを指導する。

問題解決的な学習を通して、よりよい社会を考え、公正に判断する児童を育てる。

I 現状と課題

1 社会生活を広い視野から捉える問題解決的な学習の充実

社会的事象への興味・関心を高めるため、体験的な活動や児童の生活経験を生かした学習が進められている。さらに、児童が主体的に問題を追究し、社会生活を広い視野から多角的に考え、問題解決的な学習を充実させていく必要がある。

2 社会への関心を高める活動の設定

社会とのつながりを意識させるため、身近な地域の素材を教材化するなど、地域から学ぶ場の設定が工夫されている。さらに、よりよい社会を考え、学習したことを社会生活に生かそうとすることができるよう、社会への関心を高める活動を設定する必要がある。

II 方策

1 社会生活を広い視野から捉える問題解決的な学習の充実

- (1) 児童が主体的に問題を追究できるように指導を工夫する。
 - ア 児童の疑問や確かめたいことから学習問題を設定して、予想を立てさせる。
 - イ 学習問題に応じて、聞き取りの方法や記録の仕方等、調べる方法や手順を明確にして学習計画を立てさせる。
 - ウ 地図や統計等の基礎的資料に応じた情報の読み取り方等を繰り返し指導する。
 - エ 話し合い活動では、根拠や理由等を明確にして考えを説明したり、友達の考えの立場や根拠とつなげて議論したりできるように指導する。
 - オ 学習問題に対する考えについて社会的事象と関わるキーワードを用いて記述させたり、自分の言葉で説明させたりするなど、学習したことや考えたことを表現する終末の活動を工夫する。
- (2) 児童が多角的に考察し、考えを深めることができるようにする。
 - ア 読み取った情報等を比較したり関連付けたりして、社会的事象の意味や相互の関連、役割等を考えられるようにする。
 - イ 社会的事象の意味等を多角的に考えられるよう、生産者と消費者、情報の送り手と受け手等、異なった立場や視点から考え、話し合わせる。
 - ウ 自分の考えを見直し深められるよう、発問や学習形態、板書を工夫して友達と自分の考えとの比較や関連付けを促す。

2 社会への関心を高める活動の設定

- (1) 児童が社会に見られる課題を把握して、よりよい社会の在り方等について考える活動を設定する。
 - ア 地域の実態を生かし、地域の人材や施設を積極的に活用したり、具体的な体験を伴う活動を充実させたりするなど、児童が社会と関わる学習となるようにする。
 - イ 社会に見られる課題の解決に向けて、学習したことを基に、自分がどのようなことができるかを考えるなど、自分が社会とどのように関わっていくかを選択したり、判断したりする活動を設定する。
 - ウ よりよい社会を考え、学習したことを社会生活に生かそうとしているかを捉え、評価する場面を工夫する。

課題解決的な学習を通して、よりよい社会の実現を視野に入れて、公正に判断する生徒を育てる。

I 現状と課題

1 社会的事象を多面的・多角的に考察する課題解決的な学習の充実

社会的事象への興味・関心を高めるため、様々な資料を提示し、それらを根拠にして考えさせる学習が進められている。さらに、生徒が主体的に課題を追究し、解決することができるよう、社会的事象の意味や意義、特色等を多面的・多角的に捉え、思考・判断したことを説明したり、議論したりする学習を充実させていく必要がある。

2 社会との関わりを意識させる活動の設定

よりよい社会の実現を視野に、課題を解決しようとする態度を育むために、現代的な諸課題を踏まえた学習内容を取り上げている。さらに、主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識を育成することができるよう、専門家や関係諸機関と連携し、作業的で具体的な体験を伴う活動を設定する必要がある。

II 方策

1 社会的事象を多面的・多角的に考察する課題解決的な学習の充実

- (1) 生徒が主体的に課題を追究できるように指導する。
 - ア 生徒が社会的事象の意味や意義、特色等を考えられるよう、学習内容と学習過程の関連を図って指導計画を作成する。
 - イ 単元等、内容や時間のまとまりを見通して、学習課題を設定する。
 - ウ 資料提示の方法、資料の内容や量のバランス等を吟味し、生徒の多様な反応を引き出すように工夫する。また、表やグラフ等から情報を読み取る観点、複数の資料を関連付ける考え方を繰り返し指導する。
 - エ 社会的事象について観点を整理して説明したり、議論を通して変容した自分の考えを表現したりする活動を設定する。
 - オ 生徒が追究の結果をまとめて自分の学びを振り返ったり、新たな問いを見いだしたりする活動を工夫する。
- (2) 生徒が多面的・多角的に考察し、課題を解決できるように指導する。
 - ア 社会的事象の意味や意義、特色等について、地形や国際関係等の様々な側面や、資本家と労働者等の異なった立場から考える視点を示し、多面的・多角的に考察できるようにする。
 - イ ICTを積極的に活用して目的に応じた様々な情報を収集し、適切に処理して発表する活動を設定する。
 - ウ 資料選択の基準や資料の出典、結論を導き出した根拠等を示しながら論理的に説明するように指導する。
 - エ 話し合い活動では、自他の意見を比較・関連付けし、発展させることができるよう、発問や学習形態、板書等を工夫する。

2 社会との関わりを意識させる活動の設定

- (1) 主権者としての社会参画意識の育成を視野に入れた活動を取り入れる。
 - ア 地図帳や新聞等に平素から親しみ、適切に活用したり、調査等の過程と結果を整理し報告書にまとめたりする活動を取り入れる。
 - イ 具体的事例を通して、社会に見られる課題の解決に向け、広い視野から選択・判断したり、専門家等と話し合ったりする活動を設定する。
 - ウ よりよい社会の実現を視野に、自ら追究し続けたいことや、解決、改善を図っていきいたいことについて問いを見いだすなど、主体的に社会に関わろうとしているかを捉え、評価する場面を工夫する。

算 数

数学的活動を通して、筋道を立てて考察し表現しようとする児童を育てる。

I 現状と課題

1 数学的に問題発見・解決する過程を重視した学習の充実

問題解決に興味をもって取り組めるよう、日常生活と結び付けた教材を用いたり、具体物を扱った活動を取り入れたりしている。さらに、自ら問題を見だし、主体的に問題解決に取り組めるよう、見通しをもって数学的活動に取り組み、振り返る数学的に問題発見・解決する過程を重視した学習の充実が必要である。

2 数学のよさを実感できるようにするための指導

既習の内容を活用して問題解決を図ることができるよう、具体的な場면을想起させたり、学習環境を整えたりしている。さらに、学んだことを生活や学習に活用することによって、算数を学習する意義や必要性が分かり、数学のよさを実感を伴って味わうことができるようにするための指導が必要である。

II 方 策

1 数学的に問題発見・解決する過程を重視した学習の充実

- (1) 日常の事象において児童自らが数や量、形等に注目して問題を見いだせるように、観察や操作、教師による場面の演示を取り入れる。
- (2) 重さを比べる場面では「長さやかさを比べたときのように、どちらがどれだけ重いか数で表そう」など、児童が既習の内容を用いてどのように解決するのか見通しをもつことができるよう、学習課題を設定する。
- (3) 一人一人が考えをもつことができるよう、具体物やICT等を用いた活動を取り入れるなど、発達の段階に応じた指導を工夫する。
- (4) 考えを広げたり深めたりできるよう、協働的に学ぶ活動を工夫する。
 - ア 数や式を具体物、図、表、グラフ等と関連させながら、筋道を立てて説明し伝え合う活動を取り入れる。
 - イ 他の考えを読み取って説明したり、自分とは異なる方法を試したりする活動を取り入れる。
 - ウ 「考えの同じところはどこか」「いつでも使える考え方はどれか」など、問いかけや板書等を工夫し、考えの共通点やよさに気付く活動を取り入れる。
 - エ 速さを比べる際等、得られた結果が妥当かどうかを問題場面に戻って考える活動を取り入れる。
- (5) 友達と考えを伝え合うことで複数の解決のアイデアを学び合ったり、よりよい解法に洗練させたりしたことを実感できるように、できたことや新たに分かったこと、更にやってみたいことを書くなど、振り返りを工夫する。

2 数学のよさを実感できるようにするための指導

- (1) 児童がこれまでに何をどのように学んできたのか、次の学年以降のどのような学習につながっていくのかなど、内容の系統性に基つき教材分析を深める。
- (2) 学ぶことの意義や数学の有用性に気付くことができる機会を設定する。
 - ア 新たな学習内容と既習の内容を関連付ける。
 - イ 学んだことを生活や学習の様々な場面で活用できる体験的な活動等を設定する。
- (3) 数学的活動の楽しさや数学のよさに気付き、学習を振り返ってよりよく問題解決しようとする姿や学習したことを生活や学習に活用しようとする姿を捉え、評価する場면을工夫する。

数 学

数学的活動を充実させ、論理的に考察し表現しようとする生徒を育てる。

I 現状と課題

1 数学的に問題発見・解決する過程を重視した学習の充実

見通しをもって活動に取り組めるよう、問題を解決するために既習の何を用いてどのように表したり処理したりするのか構想する場面を設けている。今後は、自ら問題を見だし、主体的に問題解決に取り組めるよう、数学的活動を通して学習を展開することを重視する必要がある。

2 数学のよさを実感できるようにするための指導

数学的な知識及び技能を用いて問題解決を図ることができるよう、問題を解決した後に、解決の方法を整理したり確認したりする場面を設けている。今後は、数学を学習することの意義や、数学の必要性や有用性を実感し、様々な事象の考察や問題解決に数学を活用できるようにするための指導が必要である。

II 方 策

1 数学的に問題発見・解決する過程を重視した学習の充実

- (1) 日常や数学の事象において、生徒が数量の関係や図形の性質等に目を向けて、問題を見いだすことができるよう、観察や操作、実験等を取り入れる。
- (2) 「平行線の性質を基にして、三角形の内角の和は常に 180° であることを説明しよう」など、生徒が既習の内容を用いてどのように解決するのか見通しをもつことができるよう、学習課題を設定する。
- (3) 一人一人が考えをもつことができるよう、具体物の操作やICTの活用等を通して試行錯誤する場を設定する。
- (4) 生徒が考えを広げたり深めたりできるよう、協働的な学習の場を工夫する。
 - ア 言葉や数、式、図、表、グラフ等の数学的な表現の中から、目的に応じて的確なものを選択したり、いくつかを相互に関連付けたりしながら、思考の過程や根拠等を論理的に表現し伝え合う活動を取り入れる。
 - イ 他の考えを解釈して説明する活動を取り入れる。
 - ウ 「他に分かることはないか」「共通する性質は何か」「条件を変えるとどうなるか」「考察の範囲を広げるとどうなるか」などの新しい知識を得る視点を明確にできるよう、話合いの場において、問いかけや板書等を工夫する。
- (5) 生徒が問題発見・解決の過程で気付いたことや更に調べてみたいこと等を整理して学習の成果を確認できるよう、振り返りの場を設定する。

2 数学のよさを実感できるようにするための指導

- (1) 教材分析を通して、数学的な表現や処理のよさ、数量や図形等に関する基礎的な概念や原理・法則のよさ、数学的な見方・考え方を働かせることのよさ等、実感させたいよさを明確にして、授業を構想する。
- (2) 学ぶことの意義や、数学の必要性や有用性を実感する機会を設定する。
 - ア 問題を解決した後に、導いた結果やその価値を振り返ることができるようにする。
 - イ 学んだことを生活や学習の様々な場面で活用できるようにする。
- (3) 数学的活動の楽しさや数学のよさを実感して粘り強く考え、数学を生活や学習に生かそうとする姿や問題解決の過程を振り返って改善しようとする姿を捉え、評価する場を工夫する。

見通しをもって観察、実験を行うこと等を通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決する児童を育てる。

I 現状と課題

1 科学的に問題解決する過程を重視した学習の充実

児童が興味・関心をもって、自然の事物・現象と関われるよう、事象提示や教材等の工夫がされている。今後、問題解決の活動を児童自らが行えるよう、問題を見だし、見通しをもって観察、実験を行うなどの科学的に問題解決する過程を重視した学習を充実させる必要がある。

2 意義や有用性を実感させる学習活動の工夫

理科への関心を高めることができるよう、自然の事物・現象からの気付きや、生活の中で起こる事象を取り上げ、生活経験との関連を図った学習活動が工夫されている。さらに、理解を深めることができるよう、学習したことを、身近な自然や日常生活に関連付けたり活用したりする活動を取り入れ、理科を学ぶことの意義や有用性を実感させる学習活動の工夫が必要である。

II 方 策

1 科学的に問題解決する過程を重視した学習の充実

- (1) 児童が解決したい問題を見だし、追究することができるよう、具体的な事物・現象と関わらせ、比較させるなど体験的な活動を取り入れる。
- (2) 児童が問題の予想や仮説を発想する際には、自然の事物・現象と既習の内容や生活経験とを関係付けて考えさせるようにする。
- (3) 児童が解決の方法を発想する際には、条件を制御して観察、実験の方法を考えさせる。また、児童が目的や問題意識をもって観察、実験を行えるよう、結果を見通した実験計画を立案させるようにする。
- (4) 児童が観察、実験を行う際には、保護眼鏡を着用して行わせるなど、安全上の配慮事項を具体的に確認させ、事故が起きないように十分留意する。
- (5) 児童が考察する際には、より妥当な考えをつくりだせるようにする。
 - ア 予想や仮説と観察、実験の結果とを照らし合わせて確認させる。
 - イ 複数の観察、実験等から得た結果を基に、多面的に考えさせる。
 - ウ あらかじめ個人で考え、その後、意見交換したり、根拠を基にして議論したりする活動を取り入れる。
 - エ 必要に応じてICT等を活用して観察記録や実験結果を表に整理したりグラフに処理したりし、これらを活用しつつ、科学的な言葉や概念を用いて考えたり説明したりする活動を行う。
- (6) 児童が問題を解決する過程では、考察が問題と対応しているか、根拠を基に結論が導かれているかなど、学習したことを振り返るようにする。

2 意義や有用性を実感させる学習活動の工夫

- (1) 学習したことを日常生活との関わりの中で捉え直したり、他教科等で学習した内容と関連付けて考えたりする場を設定する。
- (2) 物を動かすことを目的とする、風やゴムを利用した自動車づくり等、児童が明確な目的を設定し、その目的を達成するための活動を行うなど、学んだことを活用する場を設定する。
- (3) 天気、川、土地等の学習では、自然災害との関連を図りながら学習内容の理解を深められるように工夫する。

見通しをもって観察、実験を行うこと等を通して、自然の事物・現象を科学的に探究する生徒を育てる。

I 現状と課題

1 科学的に探究する過程を重視した学習の充実

生徒が知的好奇心をもって自然の事物・現象と関われるよう、課題提示や教材等が工夫されている。今後は、科学的に探究する過程全体を通して生徒が主体的に学習活動を行い、それぞれの過程において資質・能力が育成されるよう、指導の改善を図ることが必要である。

2 意義や有用性を実感させる学習活動の工夫

日常生活や社会と関連付けた実験や観察を通して、科学的な原理や法則について実感を伴って理解できるようにしている。さらに、様々な原理や法則が科学技術の発展を支える基礎になっていることを認識させ、理科を学ぶことの意義や有用性を実感させる学習活動の工夫が必要である。

II 方 策

1 科学的に探究する過程を重視した学習の充実

- (1) 生徒が自然の事物・現象を調べ、事実を確認し、問題を見いだすことにより、意欲的に探究できるようにする。
- (2) 生徒が見通しをもって実験を計画できるように、根拠のある仮説を立て、検証方法を討論するなど、考えを深め合う活動を取り入れる。
- (3) 生徒が観察、実験を安全に行い、結果を適切に処理することができるようにする。
 - ア 観察、実験を行う際は、予備実験を実施するとともに、保護眼鏡を着用させたり換気をしたりするなど事故防止に十分留意する。
 - イ 実験結果を処理する際は、生徒が測定値の誤差を踏まえた上で規則性を見いだすことができるよう、誤差の扱いやグラフ化等、測定値の処理の仕方の基礎を習得させる。
- (4) 考察させる際には、科学的な考えを導き出せるようにする。
 - ア あらかじめ個人で考えた後、意見交換したり、科学的な根拠に基づいて議論したりする活動を取り入れ、自分の考えをより妥当なものにできるようにする。
 - イ 観察、実験の結果を分析して解釈する際には、データを図、表、グラフ等の多様な形式で表し、考察する時間を十分に確保する。
 - ウ 再現や実験することが困難な事物・現象を扱う際には、資料を調べさせたり、ICTやモデルを積極的に活用したりする。
 - エ 実験結果が考察の根拠として十分か検討させる。根拠として不十分な場合には、実験を再検証する機会を設ける。
- (5) 生徒が課題を解決する過程では、考察が課題と対応し、根拠を基に結論が導かれているかなど、学習したことを振り返る活動を取り入れる。
- (6) 探究の過程全体を通してのみならず、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、それぞれの学習過程において計画的に取り入れる。

2 意義や有用性を実感させる学習活動の工夫

- (1) 理科で学習する規則性や原理を日常生活との関わりの中で捉え直したり、他教科等で学習した内容と関連付けて考えたりする場を設定する。
- (2) 簡単なカメラやモーター等、各内容の特質に応じたものづくりを行い、科学的な原理や法則について実感を伴って理解できるようにする。
- (3) 大地、気象、自然と人間等の学習では、自然災害との関連を図りながら学習内容の理解を深められるようにする。

具体的な活動や体験を通して、自立し生活を豊かにしていく児童を育てる。

I 現状と課題

1 気付きの質を高める学習活動の充実

具体的な活動や体験を通して気付いたことを共有するために、話し合いが大切にされている。さらに、新たな気付きが生まれたり様々な気付きが関連付けられたりするよう、気付きの質を高める学習活動を充実する必要がある。

2 幼児期の教育からの円滑な接続

小学校の生活に慣れ、友達との関係を築いていけるよう、幼児期に親しんできた遊びと関連付けた学習を行っている。さらに、安心感をもち、自分の力で学校生活を送ることができるよう、幼児期の教育からの円滑な接続を図る必要がある。

II 方策

1 気付きの質を高める学習活動の充実

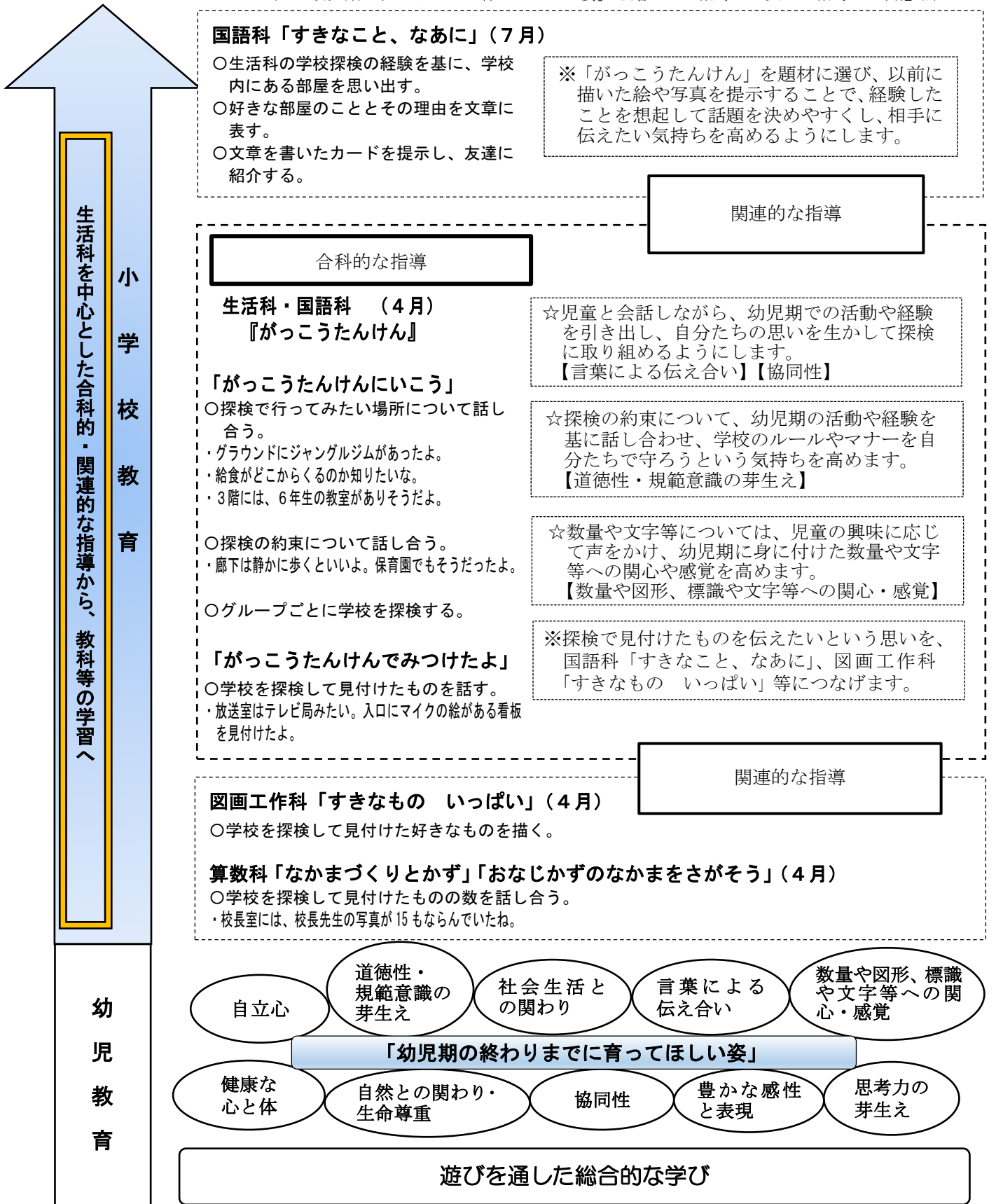
- (1) 自分の思いや願いを生かし、主体的に活動することができるよう、学習活動を工夫する。
 - ア 学習対象との出会いの場では、児童が好奇心や探究心、対象への興味や親しみ、憧れ等からくる「やってみたい」「知りたい」「できるようになりたい」といった自分の強い思いや願いをもつことができるようにする。
 - イ 実際に地域の人と話をしたり、公園や公民館等地域の施設を利用したりするなど、身近な人々、社会及び自然と直接関わる活動を重視する。
 - ウ 自分との関わりの中で対象にじっくりと関わったり、繰り返し関わったりできるようにする。
- (2) 活動や体験を通して気付いたことを基に考え、気付きを確かなものとしたり新たな気付きを得たりできるように、学習活動の充実を図る。
 - ア 見付ける、比べる、たとえば、試す、見通す、工夫するなどの多様な学習活動を意図的・計画的・組織的に設定する。
 - イ 活動や体験したことを言葉、絵、動作、劇化等の多様な方法により表現し、考えることができるようにする。
- (3) 一人一人の気付きを全員で共有し、高めていけるよう、気付きや発見を友達と伝え合い交流する場を工夫する。
- (4) 自分のよさや可能性についての気付きを深め、生活することへの意欲や自信を高めていけるよう、体験活動と表現活動とが豊かに行き来する相互作用を重視する。

2 幼児期の教育からの円滑な接続

- (1) 幼児期における遊びを通した総合的な学びから、各教科等の学習に円滑に移行できるように、学校全体で取り組むスタートカリキュラムに基づいて、生活科を中心とした合科的・関連的な指導を行ったり、弾力的な時間割を設定したりする。
- (2) スタートカリキュラムの実施に当たっては、児童が安心して学ぶことができるよう、学習環境を整える。その際、一人一人の発達や実態を踏まえること、人間関係が豊かに広がること、学習のきっかけが生まれること等の視点に配慮する。

◆ 小学1年生の生活科を中心とした活動例

(☆「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導の工夫 ※指導上の留意点)



(幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指して「わくわく・きときと」接続ガイド 富山県教育委員会 令和5年度 を参考に作成)

表現及び鑑賞の活動を通して、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わろうとする児童を育てる。

I 現状と課題

1 〔共通事項〕を要とした表現及び鑑賞の指導

興味・関心をもって取り組むことができるよう、題材の指導計画が作成されている。さらに、資質・能力の育成が偏りなく実現できるよう、年間を見通して各領域や分野の関連を図り、〔共通事項〕を要とした表現及び鑑賞の指導を行う必要がある。

2 共有したり共感したりする音楽活動の充実

曲のよさを味わうことができるよう、音色や速度等について、気付いたことや感じ取ったこと等を交流する学習が行われている。さらに、音楽表現を生み出したり、音楽のよさや価値等を考えたりすることができるよう、共有したり共感したりする音楽活動の充実を図る必要がある。

II 方策

1 〔共通事項〕を要とした表現及び鑑賞の指導

(1) 各領域や分野の事項と〔共通事項〕で示しているア及びイとの関連を図り、年間を通じてこれらを継続的に取り扱うように工夫する。

(2) 表現領域では、音楽をどのように表すかについて思いや意図をもち、実際に演奏したり音楽をつくったりできるようにする。

ア 歌唱、器楽分野では、楽譜を見てリズムや旋律、声部の重なり方・声部の役割、曲全体の構成等の特徴を確認する、思いや意図を言葉で伝え合うことと表現方法を様々に試すこととを繰り返すなどして、曲の特徴にふさわしい表現をすることができるようにする。

イ 音楽づくり分野では、いろいろな表現の仕方を試したり、ICTを活用したりしながら、表したい音や音楽をつくることができるようにする。

・即興的に表現する活動を通して、音楽づくりの発想を得ることができるようにする。

・反復や変化等を用い、音を音楽へと構成していく活動を通して、どのようにまとまりを意識した音楽をつくるかについて、思いや意図をもつことができるようにする。

(3) 鑑賞領域では、曲想と音楽の構造との関わりを理解し、曲や演奏のよさ等を見だし、曲全体を味わって聴くことができるようにする。

ア 聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考える場を設定する。

イ 聴き取ったリズムや速度等を言葉や体の動きで表すなどの学習を取り入れる。

2 共有したり共感したりする音楽活動の充実

(1) 自分の感じ方や考え方を深めることができるよう、音楽の構造について共有したり、気付いたことや感じ取ったことに共感したりする指導を工夫する。

ア 表現領域では、表したい思いや意図を言葉で伝え合いながら、実際に歌ったり演奏したりするなどの活動を取り入れ、音楽表現を高めていく楽しさを味わうことができるようにする。

イ 鑑賞領域では、音楽を聴いて気付いたことや感じ取ったこと等の様々な意見を共有した後、視点をもって再度音楽を聴くことにより、音楽をより味わって聴くことができるようにする。

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わろうとする生徒を育てる。

I 現状と課題

1 〔共通事項〕を要とした表現及び鑑賞の指導

音楽のよさや楽しさを感じることができるよう、音楽を形づくっている要素を意識した学習が行われている。さらに、資質・能力が偏りなく育成されるよう、指導事項を明確にして題材の指導計画を作成し、〔共通事項〕を表現及び鑑賞の内容と併せて十分に指導する必要がある。

2 共有したり共感したりする音楽活動の充実

曲想を感じ取ることができるよう、知覚したことと感受したことを話し合う学習が行われている。今後は、音楽表現を創意工夫したり、音楽をより深く味わって聴いたりすることができるよう、生徒が自らの考えを他者と交流し、協働的に学習に取り組むことができる活動の充実を図る必要がある。

II 方策

1 〔共通事項〕を要とした表現及び鑑賞の指導

(1) 〔共通事項〕を表現領域、鑑賞領域の各活動と併せて指導できる年間指導計画や、指導事項を明確にした題材の指導計画を作成する。その際、〔共通事項〕を要として、各領域や分野相互の関連を図る。

(2) 表現領域では、音楽をどのように表現するかについて思いや意図をもち、ICTを活用しながら実際に演奏したり音楽を創作したりできるようにする。

ア 歌唱、器楽分野では、曲にふさわしい表現ができるよう、曲想と音楽の構造等との関わりを理解する、創意工夫を生かして全体の響きや各声部の音等を聴きながら合わせて表現するなどの活動を取り入れる。

イ 創作分野では、まとまりのある音楽をつくることができるよう、生徒が表したいイメージと関わらせながら構成等の特徴を理解する、反復・変化・対照等を工夫して旋律をつくるなどの活動を取り入れる。

(3) 鑑賞領域では、音楽について自分なりに考え、そのよさや美しさを味わうことができるようにする。

ア 気に入ったところや他者に紹介したいところ等、音楽に対する自分の価値意識について、曲想や音楽の構造との関わり等を根拠に挙げて、考える場を設定する。

イ リズムや速度、形式等の特徴と、背景となる文化や歴史、他の芸術との関連を考える、音楽表現の共通性や固有性について言葉で説明したり批評したりするなどの活動を取り入れる。

2 共有したり共感したりする音楽活動の充実

(1) 生徒が言葉で表したことと音や音楽との関わりを捉え、自分の感じ方や考え方を深めることができるよう、互いの気づきを共有したり、感じ取ったことに共感したりする活動を充実させる。

ア 表現領域では、生徒が表したい思いや意図を音や音楽、言葉で伝え合いながら、実際に歌ったり演奏したりするなどの活動を取り入れ、他者と創意工夫し、表現する喜びを味わうことができるようにする。

イ 鑑賞領域では、生徒が音楽に対する評価等を伝え合い、共感した後、聴き返して確かめるなどの活動を取り入れ、音楽をより深く味わうことができるようにする。

図画工作

表現及び鑑賞の活動を通して、生活や社会の中の形や色等と豊かに関わる児童を育てる。

I 現状と課題

1 〔共通事項〕を踏まえた表現及び鑑賞の指導の工夫

材料や用具を使い工夫して製作したり、自他の作品や活動のよさ等を話し合ったりする活動が設定されている。さらに、形や色等の造形的な視点について理解したり、自分のイメージをもつたりすることができるよう、〔共通事項〕を踏まえた表現及び鑑賞の指導の工夫が必要である。

2 作品等をつくったり見たりすることの喜びを味わわせる指導の工夫

発想や構想をしたり、技能を働かせたりすることができるよう、思いを大切にしたい指導が行われている。さらに、感性や想像力を働かせ、自分のよさや可能性を見いだすことができるよう、作品等をつくったり見たりすることの喜びや楽しさを味わわせる指導を工夫する必要がある。

II 方 策

1 〔共通事項〕 を踏まえた表現 及び鑑賞の指導 の工夫

- (1) 自分の感覚や行為を通して形や色等を理解したり、自分のイメージをもつたりすることができるよう、様々な形や色の材料に触れる活動や、思ったことを簡単な絵や図にかきとめる活動等を想定した指導計画を作成する。
- (2) 形や色等に着目して活動するなど、造形的な視点を活用できる知識として習得できるよう、形や色、触った感じ、動き、奥行き、バランス等、各学年で中心的に扱う事項を大切に、その後の学年でも繰り返し取り上げる。
- (3) 自分のイメージを具体的にもてるよう、材料や用具、作品等からイメージしたことについて、形や色等を根拠にして話す活動を取り入れたり、児童の発言や作品で自分を表現している姿等を捉えて紹介したりする。

2 作品等をつく ったり見たりす ることの喜びを 味わわせる指導 の工夫

- (1) 「造形遊びをする」と「絵や立体、工作に表す」の特性を踏まえた題材を構想する。
ア 「造形遊びをする」では、「つくり、つくりかえ、つくる」学びの過程が実感を伴った経験となるよう、材料の質や量、場所等を吟味する。
イ 「絵や立体、工作で表す」では、表したいことを見付けて、どのように表すかについて考え、工夫して表すことができるよう、児童の興味を題材に生かしたり、材料や用具を使う楽しさを味わえるようにしたりする。
- (2) 作品等に対する自分の見方や感じ方を深められるよう、材料や作品等を見たり触ったりすること自体を楽しめるようにしたり、友達の作品や活動等を自然に見ることができる学習環境を整えたりする。
- (3) 自分の成長やよさ、可能性に気づき、次の学習につなげられるよう、作品の変容や活動の様子を記録した画像やワークシート等を活用し、発想や構想、技能、〔共通事項〕等の視点で振り返る場を工夫する。

美術

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる生徒を育てる。

I 現状と課題

1 〔共通事項〕を位置付けた表現及び鑑賞の指導

形や色彩等に着目しながら制作したり、作品等のよさや美しさを感じ取ったりする活動が設定されている。さらに、生徒が造形的な視点を豊かにできるよう、各領域での指導事項を明確にして指導する必要がある。

2 実感的な理解を深める指導

生徒が発想や構想をしたり、意図に応じて表現方法を工夫したりできるよう、生徒の実態や学習経験等を踏まえた題材や学習活動が設定されている。今後は、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わるができるよう、生徒が生活や社会の中の形、色彩等の造形の要素に着目し、自分との関わりの中で美術や美術文化を捉えていく指導の充実が必要である。

II 方策

1 〔共通事項〕を位置付けた表現及び鑑賞の指導

- (1) 生徒が造形を豊かに捉える多様な視点をもつことができるよう、〔共通事項〕を題材のどの場面でどのように指導するかを指導計画に位置付ける。
- (2) 実際に材料を手にして感触を十分に確かめさせたり、自分が感じた全体のイメージや作風等の根拠について話し合わせたりするなど、〔共通事項〕に示す事項を実感を伴いながら理解し、生きて働く知識として身に付けることができるようにする。
- (3) 生徒が対象を豊かに捉えるための多様な視点をもてるよう、色彩の色味や明るさ、材料の質感、余白等の造形に関する言葉を、意図的に用いて説明させたり話し合わせたりする。

2 実感的な理解を深める指導

- (1) 生徒が様々な場面で感性や想像力を発揮することができるよう、題材が、自己の内面、他者、社会、文化等を捉えたり、生徒の個性やよさを伸ばしたりできるかを吟味する。
- (2) 生徒が主題を心の中に思い描き、豊かな発想や構想ができるよう、題材名や題材との出合いの場を工夫する。
- (3) 鑑賞したことが発想し構想を練るときに生かされ、また発想や構想をしたことが鑑賞において見方や感じ方に関する学習に生かされるよう、造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働き等の学習の中心になる考えを明確にする。
- (4) 生徒が美術文化への理解を深めることができるよう、我が国のよき美術文化を伝える技法や材料等を扱った表現活動等に取り組みさせる。
- (5) 美術が生活や社会において重要な役割を果たしていることを生徒が実感できるよう、鑑賞活動では、指導事項を組み合わせる題材を設定し、美術作品だけでなく自然や身の回りの環境等、幅広く対象を捉えさせ、学習の充実を図る。
- (6) 生徒が造形活動を通して自分の見方や感じ方を深めることができるよう、他者と交流し、認め合い尊重し合う場等を設ける。
- (7) 生徒が意図に応じた工夫や、試行錯誤した自己決定の過程を振り返ることにより、新たな発想や技能の高まり等、学習の成果を実感できるようにする。

家庭

衣食住等に関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する児童を育てる。

I 現状と課題

1 家庭生活の実態を捉えた題材の検討と「指導と評価の計画」の作成

2 学年間で指導事項の全てを取り扱うために、指導計画に沿って授業が実施されている。今後は、課題を解決する力（課題を設定する力、様々な解決方法を考える力、実践を評価・改善する力、考えたことを分かりやすく表現する力）を養う学習を展開できるよう、児童の家庭生活の実態を捉えて題材を検討したり「指導と評価の計画」を作成したりする必要がある。

2 実生活と関連を図った問題解決的な学習の工夫

題材の導入では、日常生活から問題を見いだせるよう、身近な生活を見つめる活動が取り入れられている。今後は、学習過程において、「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせながら課題の解決を図っていけるよう、実生活と関連を図った問題解決的な学習を工夫する必要がある。

II 方策

1 家庭生活の実態を捉えた題材の検討と「指導と評価の計画」の作成

- (1) 2 学年間を見通した計画的・継続的な指導が行われるよう、児童の家庭生活の実態を的確に捉えて題材を検討し、年間指導計画を作成する。
 - ア 育成する資質・能力を明確にして、AからCの内容項目や指導事項の相互の関連を図って組み合わせたり、学習過程との関連を図ったりして題材を構成する。
 - イ 中学校の内容との系統性に配慮しながら、学校、地域における行事等との関連を図り、より身近な題材を設定する。
 - ウ 学年の発展性、各教科等の指導計画や学校行事、季節等との関連を考慮して、適切に題材を配列する。
- (2) 題材で育成すべき資質・能力に即して、児童が課題を解決する力を発揮できる評価場面や評価方法等を計画した「指導と評価の計画」を作成する。
- (3) A(4)は、2 学年間で一つ又は二つの課題を設定し、確実に年間指導計画に位置付ける。その際、A(2)又は(3)を基礎としてB及びCの内容との関連を図り、実践的な活動を家庭や地域等で行う。

2 実生活と関連を図った問題解決的な学習の工夫

- (1) 児童が、個々に課題を設定し「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせながら解決できるよう、問題解決的な学習過程の各過程における場の設定等を工夫する。
 - ア 生活の中から問題を見だし解決すべき課題を設定する過程では、共通体験の場や家庭生活を見直す場等を設定する。
 - イ 解決方法の検討と計画をする過程では、実践的・体験的な活動を取り入れて知識及び技能の習得を確かなものにし、他者の思いを聞いたり自分の考えを伝えたりする場等を設定する。
 - ウ 課題解決に向けた実践活動を行う過程では、児童が家庭科での学習で身に付けた力を家庭生活に生かすことができるよう、家庭や地域との連携を図る。
 - エ 実践活動の評価・改善を行う過程では、実践した結果を振り返り、考えたことを話し合い、他者からの意見を踏まえて改善方法を考える場等を設定する。
- (2) 情報を共有して実践の改善に生かすために家庭や地域での実践の様子を撮影するなど、問題解決的な学習過程の中で効果的にICTを活用する。

家庭科の内容項目

- A 家族・家庭生活
- B 衣食住の生活
- C 消費生活・環境

- (1) 自分の成長と家族・家庭生活 (2) 家庭生活と仕事 (3) 家族や地域の人々との関わり
 - (4) 家族・家庭生活についての課題と実践
 - (1) 食事の役割 (2) 調理の基礎 (3) 栄養を考えた食事
 - (4) 衣服の着用と手入れ (5) 生活を豊かにするための布を用いた製作 (6) 快適な住まい方
 - (1) 物や金銭の使い方と買物 (2) 環境に配慮した生活
- 〔小学校学習指導要領解説 家庭編〕 文部科学省 平成 29 年度

技術・家庭

生活や技術に関する実践的・体験的な活動を通して、将来にわたり、生活を工夫し創造しようとする生徒を育てる。

I 現状と課題

1 生活や社会の実態等を考慮した題材の設定

3学年間を見通した全体的な指導計画が作成され、授業が実施されている。今後は、課題を主体的に捉えられるよう、学校や地域の実態、生徒の興味・関心や学習経験を踏まえた題材を設定する必要がある。

2 生活や社会につながる問題解決的な学習の工夫

題材の導入で問題を見いだせるよう、生活や社会を見つめる活動が取り入れられている。今後は、よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を身に付けることができるよう、問題解決的な学習を工夫する必要がある。

II 方策

1 生活や社会の実態等を考慮した題材の設定

(1) 学校や地域の実態、生徒の興味・関心や学習経験を踏まえた題材を設定し、実践的・体験的な活動を重視して指導計画を作成する。その際、学習活動を基礎的なものから応用的なものへと発展させ、学習の効果を高める。

ア 技術分野では、AからDの指導の順序を考えて題材を設定する。また、生徒が見だし解決する問題の難易度を3年間で徐々に上げていくように指導計画を作成する。

イ 家庭分野では、生徒が家庭生活を総合的に捉えることができるよう、AからCの内容項目や指導事項相互の関連を図って題材を構成する。

(2) 小学校の学習を踏まえるとともに、高等学校の学習を見据え、系統的・発展的に指導する。

ア 技術分野のDの学習では、小学校でのプログラミング教育の成果を生かし、取り組む課題を発展させるように工夫する。

イ 家庭分野のCの学習では、成年年齢に達する高等学校での学習につなげることを意識し、消費者被害への対応等について指導する。

2 生活や社会につながる問題解決的な学習の工夫

(1) 生徒が段階を追って学習を深めることができるよう、課題の設定、計画、実践、評価・改善等の学習過程を適切に組み立てる。

ア 技術分野では、各内容において、課題の設定や設計・計画の時間を十分に設定する。

イ 家庭分野では、調理や製作等の実習、調査、交流活動等を通して、課題の解決に向けて実践したことを振り返り、考察したことを発表し合うなど、改善策を多角的に検討できるようにする。

(2) 家庭や地域社会、企業等と効果的に連携や協働を図る。

ア 技術分野では、技術の発達を支える技術革新に触れることができるよう、試験研究機関や民間企業、高等学校等との連携に配慮する。

イ 家庭分野の指導事項「生活の課題と実践」では、学習したことを衣食住等の生活に生かし、継続的に実践を行う。

技術・家庭科の内容

技術分野 A材料と加工の技術 B生物育成の技術 Cエネルギー変換の技術 D情報の技術
家庭分野 A家族・家庭生活 B衣食住の生活 C消費生活・環境

(「中学校学習指導要領解説 技術・家庭編」 文部科学省 平成29年度)

体 育

体育や保健の課題を見付け、解決に向けた学習過程を通して、心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフの実現を目指そうとする児童を育てる。

I 現状と課題

1 運動の楽しさや喜びを味わい、運動の課題を解決する学習の工夫

運動の課題を見付けることができるよう、学習カードや掲示物が工夫されたり、ICTが活用されたりしている。さらに、体力の向上を図るための実践力を身に付けることができるよう、運動の楽しさや喜びを味わい、運動の課題を解決する学習を工夫する必要がある。

2 健康的な生活習慣の形成に結び付く学習の充実

保健の内容に関心をもったり、身近な生活における課題を捉えたりすることができるよう、導入や資料の提示の仕方が工夫されている。さらに、自ら考えたり、判断したりしながら健康に関する課題を解決することができるよう、健康的な生活習慣の形成に結び付く学習を充実させる必要がある。

II 方 策

1 運動の楽しさや喜びを味わい、運動の課題を解決する学習の工夫

- (1) 二つの学年を一つの単位として示されている指導内容や種目を、教材の特性や児童の実態を踏まえて振り分けるなど、弾力的な扱いを工夫する。また、学校段階等間の接続や6年間（保健は4年間）を見通した「指導と評価の計画」を作成し、活用する。
- (2) 運動に積極的に取り組み、互いの動きや考えのよさを認め合おうとする姿や、仲間と助け合おうとする姿を見取るなど、評価場面を工夫する。
- (3) 発達の段階、能力や適性、興味や関心等に応じて、自ら考えたり工夫したりしながら運動の課題を解決できるような指導を行う。
 - ア 練習方法の選択、ルール工夫等、思考力、判断力を育てる場を設定することで、技能の向上に結び付くようにする。
 - イ ICT等を活用し、動きのモデルや技のできばえ、記録の伸び等を視覚的に捉え、一人一人が課題の解決に向けた学習の見通しをもって運動に取り組むことができるようにする。
 - ウ 運動の質や技能、意欲が高まるよう、運動中に助言し合ったり、励まし合ったりすることができる学習環境づくりに努める。
 - エ 本時の学習の成果が次時につながるよう、ノートやカード、資料を基に動きのポイントや友達のよい動き等を確認するなど、振り返りの場を終末に設定する。
- (4) 児童が活動の場の危険物を取り除いたり、器械・器具の安全を確かめたりするなど、安全に気を付けて運動することができるようにする。
- (5) 学習したことを休み時間等にも楽しむことができる環境を整え、体力の向上につなげる。
- (6) 特別な配慮を必要とする児童への手立て、共生の視点を踏まえた指導により、運動の楽しさや喜びを味わわせ、「する・みる・支える・知る」等、運動やスポーツの多様な楽しみ方や関わり方の学習を充実させる。

2 健康的な生活習慣の形成に結び付く学習の充実

- (1) 学習したことを自己の生活と比べたり、関連付けたりするなど、適切な解決方法を考える学習活動を取り入れる。
 - ア 健康な生活、けがの防止等についての基礎的・基本的な内容を実践を通して理解することができるようにする。
 - イ 課題を解決するために、考えたり選んだりした方法や理由を学習カード等へ書いたり発表したりして伝え合う場を設ける。
 - ウ 体験や事例を用いた話し合い、ブレインストーミング、実習や実験等を行ったり、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員等の協力を得たりするなど、多様な指導方法を取り入れる。
 - エ 運動と健康との関連について考えをもてるように指導する。

保健体育

体育や保健の課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフの実現を目指そうとする生徒を育てる。

I 現状と課題

1 運動の楽しさや喜びを味わい、運動の課題を合理的に解決する学習の工夫

運動の課題を発見することができるよう、学習カードや掲示物が工夫されたり、ICTが活用されたりしている。さらに、運動の楽しさや喜びを味わい、発見した課題を解決することができるよう、運動に関わる科学的な知識や技能を活用して、思考し判断する学習を工夫する必要がある。

2 健康的な生活習慣の形成に結び付く学習の充実

自他の健康に関心を持ち、健康に関する課題を解決することができるよう、日常生活の事例が取り上げられたり、少人数で話し合わせたりしている。さらに、自ら考えたり、判断したりしながら健康に関する課題を解決することができるよう、多様な指導方法を工夫し、健康的な生活習慣の形成に結び付く学習を充実させる必要がある。

II 方 策

1 運動の楽しさや喜びを味わい、運動の課題を合理的に解決する学習の工夫

- (1) 学校段階の接続や発達の段階のまとまりを考慮し、3学年間を見通した「指導と評価の計画」を作成し、活用する。
- (2) 一人一人の違いを認めようとする、互いに協力するなどの意欲を育むとともに、自己の最善を尽くして積極的に運動に取り組む態度を養うため、体育理論等で学習する知識との関連を重視した運動の学習を工夫する。
- (3) 基本的な運動の技能や知識を確実に身に付けるとともに、それらを活用して、自他の運動に関する課題を合理的に解決できるような指導を行う。
 - ア 心と体を一体と捉えて保健分野の内容と関連付けたり、十分な運動量を確保して技能と知識を身に付けさせたりする学習活動を設定する。
 - イ 生徒が運動の特性や魅力に触れ、課題に応じた取り組み方を工夫できるよう、ルールや活動の場を選択させたり、図や資料、ICT等を活用して改善のポイントを客観的に捉えさせたりする。
 - ウ 学習課題や資料の提示を工夫し、生徒同士の関わり合いを大切にしながら課題解決ができる学習過程を組み立てる。
 - エ 本時の学習の成果が次時につながるよう、ノートやカード等を基に自己評価や相互評価を行う時間を終末に設定する。
- (4) 生徒が健康・安全に関する知識を運動場面に当てはめ、活動の場の安全を確かめたり、安全な行動を選択したりすることができるようにする。
- (5) 体を動かす楽しさや心地よさを味わわせるとともに、健康や体力の状況に応じて運動に取り組みせ、体力の向上に結び付くようにする。
- (6) 特別な配慮を必要とする生徒への手立て、共生の視点に基づく各領域における指導、男女共習の推進により、運動やスポーツの多様な楽しみ方の学習を充実させる。

2 健康的な生活習慣の形成に結び付く学習の充実

- (1) 小学校の内容を踏まえ、体育分野の内容との関連を図りながら自他の健康に関する課題を解決する学習を取り入れる。
 - ア 健康な生活や心の健康等について科学的に理解できるようにするとともに、予防・対処の仕方等の基本的な技能を身に付けさせる。
 - イ 課題の解決方法とそれを選択した理由を他者と話し合ったり、ノート等に記述したりして、考えを整理することができるようにする。
 - ウ 応急手当等の実習や実験、課題学習等を取り入れたりと、保健・医療機関や養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員等との連携・協力を推進したりするなど、多様な指導方法を取り入れる。
 - エ 運動による心と体への効果や健康と運動の密接な関連を、「体ほぐしの運動」等、具体的な活動を通して体得できるように指導する。

外国語活動

外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図ろうとする児童を育てる。

I 現状と課題

1 児童の興味・関心を高める言語活動の設定

外国語の音声やリズム等に慣れ親しむことができるよう、活動が設定されている。今後は、児童が進んでコミュニケーションを図ろうとするよう、興味・関心を高め、伝え合う必然性のある体験的な言語活動を設定することが大切である。

2 外国語教育の導入段階であることを踏まえた指導

動作や表情を交えながら、外国語でやり取りする楽しさを味わえるような授業が行われている。今後は、外国語教育の導入段階であることを踏まえ、外国語を通して相手と分かり合えるよさを感じることができるよう、段階的に外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむ活動を行い、話す活動へつなげる必要がある。

II 方策

1 児童の興味・関心を高める言語活動の設定

- (1) 聞いたり話したりする必然性のある場面を設定し、児童がコミュニケーションを図る楽しさを体験できるように、言語活動を工夫する。
 - ア 「聞くこと」に関しては、ゆっくりはっきりと話された際に、自分のことや身の回りの物を表す簡単な語句を聞き取ったり、身近で簡単な事柄に関する基本的な表現の意味を理解したりする活動を行う。
 - イ 「話すこと [やり取り]」に関しては、一日の生活についてやり取りするなど、自分や相手のこと及び身の回りの物に関する事柄について、質問したり答えたりする活動を行う。
 - ウ 「話すこと [発表]」に関しては、人前で実物や写真等を見せながら、簡単な語句や基本的な表現を用いて自分の気持ちや考え等を話すなど、友達との関わりを大切に活動を取り入れる。
- (2) 児童が進んでコミュニケーションを図ろうとするよう、他教科等で学習した内容を活用したり、学校行事等と関連させたりするなど、興味・関心のある題材を扱う。

2 外国語教育の導入段階であることを踏まえた指導

- (1) 日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めることができるようにするとともに、日本語とは違った外国語の音声やリズム、簡単な語句や基本的な表現等に十分慣れ親しむような活動を設定する。
- (2) 単元の終末で目指す児童の具体的な姿を明確にし、児童の実態に応じて細かな段階を踏まえた指導に努める。
 - ア 児童が目的意識をもって活動に取り組めるよう、単元を見通した課題を設定する。
 - イ 音声を十分に聞いた上で、繰り返し言うなどの活動を通して表現に慣れ親しませ、話すことへの意欲を高めながら、段階的に話す活動へつなげる。
 - ウ 簡単な語句や基本的な表現を用いて、尋ねたり答えたりすることができた喜びを味わえるようにする。

外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図ろうとする児童を育てる。

I 現状と課題

1 コミュニケーションを行う目的や場面、状況等を明確にした言語活動の設定

単元を見通し、終末の言語活動につながるよう、授業が実施されている。今後は、毎回の授業においても自分の考えや気持ち等を伝えることができるよう、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等を明確にした言語活動を設定する必要がある。

2 外国語活動を踏まえた指導

「聞くこと」「話すこと」において、児童が意欲的に取り組むことのできる活動が設定されている。今後は、「読むこと」「書くこと」においても、音声や基本的な表現に慣れ親しんだことを生かしてコミュニケーションを図ることができるよう、外国語活動を踏まえた指導を行う必要がある。

II 方策

1 コミュニケーションを行う目的や場面、状況等を明確にした言語活動の設定

- (1) 英語の音声や語彙、表現等の生きて働く知識を、実際に英語を用いた言語活動を通して体験的に身に付けることができるようにする。
 - ア 音声については、デジタル教科書等を活用するなどして、繰り返し触れさせたりリズムを大切にしながら発音させたりすることを通して、日本語と英語の特徴や違いに気付かせる。
 - イ 語彙や表現等については、繰り返し聞いたり話したりすることを通して、自分の伝えたいことが表現できるよう、英語の語順に気付かせたり、語と語の組合せに意識を向けさせたりする。
- (2) 単元を見通した具体的な課題を設定し、自分の考えや気持ち等を伝え合う言語活動を繰り返し取り入れる。
 - ア 日常生活の中での出来事や習慣的なことについて、絵や写真等と結び付けながら短い会話や説明等の内容を捉えられるようにする。
 - イ 自分に関する簡単な質問に対してその場で答えたり、相手に関する簡単な質問をその場でしたりして、短い会話をする活動を取り入れる。

2 外国語活動を踏まえた指導

- (1) 外国語活動での学びを踏まえた活動内容や指導方法を工夫する。
 - ア 外国語活動と円滑に接続できるよう、児童や学校の実態に応じ、活動や題材、場面設定等を配列する。
 - イ 「聞くこと」「話すこと」に関しては、外国語活動で扱う簡単な語句や基本的な表現等の学習内容を繰り返し使う言語活動を設定し、定着を図るようになる。
 - ウ 「読むこと」に関しては、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、大文字・小文字を識別したり、その読み方を適切に発音したりするなどの活動を取り入れる。
 - エ 「書くこと」に関しては、相手に伝えるなどの目的をもって、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を、語順を意識しながら書き写したり、例文を参考に書いたりすることができるように活動を工夫する。

外国語による言語活動を通して、簡単な情報や考え等を理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図ろうとする生徒を育てる。

I 現状と課題

1 コミュニケーションを行う目的や場面、状況等を明確にした言語活動の充実

言語活動を授業の中心に位置付け、英語を使用する場面を増やすよう、学習形態を工夫した授業が実施されている。今後は、生徒が授業での学びを実際のコミュニケーションで活用できるよう、言語活動の目的や言語の使用場面等を明確にした具体的な学習課題を設定し、指導を工夫する必要がある。

2 小学校や高等学校との接続に留意した指導

「外国語を使って何ができるようになるか」という観点から学習到達目標が設定されている。今後は、小・中・高等学校の学びの連続性を意識し、五つの領域にわたってコミュニケーションを図る資質・能力をバランスよく育成することができるよう、小学校や高等学校との接続に留意した指導を工夫する必要がある。

II 方策

1 コミュニケーションを行う目的や場面、状況等を明確にした言語活動の充実

- (1) 言語材料と言語活動とを効果的に関連付け、生徒が実際のコミュニケーションで活用できる技能を身に付けることができるようにする。
 - ア 「聞くこと」「読むこと」「話すこと」及び「書くこと」の技能を総合的に育成する。
 - イ 実物やICT等を活用した効果的な言語活動を工夫し、音声や語彙、表現、文法等の知識を、意味のある文脈の中でのコミュニケーションを通して繰り返し活用させ、定着を図る。
- (2) 聞いたり読んだりした内容を的確に理解し、事実や自分の考え、気持ち等を表現し伝え合う活動を充実する。
 - ア 日常的な話題や社会的な話題について必要な情報や考え等を聞き取ったり読み取ったりする活動を設定し、生徒が内容を的確に理解できるようにする。
 - イ 聞いたり読んだりして把握した内容を活用し、自分の考えや気持ち、その理由等を話したり書いたりする統合的な言語活動を設定する。
 - ウ 即興で話したり書いたりする活動を第1学年から設定し、継続的に取り組ませることで、生徒がメモ書き等の補助を利用しながら、互いに事実や自分の考え、気持ち等を伝え合うことができるようにする。

2 小学校や高等学校との接続に留意した指導

- (1) 高等学校卒業時において求められる資質・能力を明確にした上で、各学校における生徒の発達の段階と実情を踏まえ、学年ごとの学習到達目標を適切に設定する。また、それを生徒や保護者等と共有するとともに生徒の実態に応じて見直す。
- (2) 小学校で扱った簡単な語句や基本的な表現等については、互いの考えや気持ち等を伝え合う言語活動を通して繰り返し活用し、定着を図る。
- (3) 授業を実際のコミュニケーションの場面とするために、英語で行うことを基本とする。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いる。

- 1 単元名 My Wish for Peace
- 2 単元について
 - ・教科書本文のメッセージと、修学旅行での体験や総合的な学習の時間での平和学習を関連付け、戦争と平和について互いの考えや気持ちを伝え合うことをねらいとする。
 - ・本単元のゴールの言語活動を「平和問題に関心をもつALTに、平和学習を通して学んだことを伝えよう」とする。本時では、その活動に向けて、伝える内容を整理するための活動を設定する。本文や平和学習を通して心に残ったことを伝え合う活動を通して、思考力、判断力、表現力等の育成を図りたい。
- 3 全体計画（全8時間）
 - 第1次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6時間
 - ・本文の概要や要点を捉える
 - ・現在分詞や過去分詞の後置修飾の特徴やきまりを理解する
 - 第2次 平和学習を通して学んだことを伝える・・・・・・・・2時間（本時1／2）
- 4 本時の学習（7／8時）
 - (1) 目標 平和学習を通して心に残ったことを伝え合うことができる。
 - (2) 展開

学 習 活 動 (配時)	・指導上の留意点 ◆評価<方法> ※「努力を要する」状況と判断される生徒への手立て
1 本文の音読をし、既習事項の確認をする。(5) 2 Small Talk をする。(10) 広島で訪れた場所や見たものについて問答する。 3 本時の学習課題を確認する。(1)	・学習者用デジタル教科書を使って個別に音読練習をするよう指示する。(JTE) ・ ① 本時の言語活動のやり取りが円滑になるよう、広島での活動に関する質問をする。(ALT) ・本時の言語活動で必要だと思われる語句や表現を全体で共有し、板書しておく。(JTE) ・ ① 本時の活動の目的を明確にするために、単元のゴールの活動を再確認する。(JTE)
平和学習を通して心に残ったことを伝え合おう	
4 平和学習を通して心に残ったことを資料や写真を見せながら伝え合う。(27) ①Small Talk の問答に、質問や感想を付け加えながらやり取りする。 ②相手を替え、やり取りを繰り返す。 5 本時のまとめとして、最初にやり取りをした相手と再度伝え合う。(2)	・心に残っている写真や資料を、事前に学習者用端末に保存しておくよう伝えておく。(JTE) ※話す内容に困っている生徒には、前時までの授業でマークしておいた教科書本文中の印象に残った英文を引用するよう助言する。(JTE) ・ ② 各自のやり取りに生かせるよう、活動の途中で発話内容や言語材料について全体で確認する。(JTE、ALT) ・課題に即した発話内容になっているか、生徒のやり取りを聞き、確認する。(JTE、ALT)
S1: What did you do in Hiroshima? S2: I visited Hiroshima Peace Memorial Museum. S1: What did you see there? S2: I saw a lot of terrible things. S1: Tell me more. S2: OK. Look. This is a picture of the buildings burned by the atomic bomb. I was so scared to see them. :	
6 本時の学習を振り返る。(3) 振り返りカードに記入する。 心に残った写真について説明できるようになった。ALTにも分かってもらえるよう伝えたい。	◆思考・判断・表現 平和学習を通して心に残ったことを伝え合っている。 <観察>
7 家庭学習の課題と次時の学習の確認をする。(2)	・家庭学習として、本時のやり取りで自分が話した英文を書いてくるよう伝える。(JTE) ・次時は、本時で話した内容を基にALTに伝えることを確認する。(JTE)

【指導案作成のポイント】

- 外国語科の目標を踏まえた学習活動の工夫
 単元計画に基づき、本時では単元の目標の三つのうち、思考力、判断力、表現力等の育成につながるよう、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等を明確にした言語活動を設定する。
- 「話すこと[やり取り]」の指導
 社会的な話題に関して聞いたり読んだりして得られた事実や情報をやり取りのきっかけとし、生徒が自分の経験等と結び付けながら伝え合うことができるようにする。
- 言語活動の指導
 活動の途中で、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じた発話になっているか、全体で振り返る時間を設定する。その際、言語材料について理解したり練習したりするための指導を必要に応じて行う。
- 言語活動の評価
 思考・判断・表現の評価については、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、事実や自分の考え、気持ち等を伝え合っている状況を評価する。

【学習者用デジタル教科書の活用】

生徒一人一人のペースに合わせた学びが充実するよう、学習者用デジタル教科書の音声読み上げ機能や検索機能等を使った音読練習や語彙等を確認する時間を設定する。

<とやま型学力向上プログラム(Ⅲ期)>

- ・視点1「子供の問題(課題)意識を高める」手立て…①
- ・視点2「子供が自己調整しながら学習を進めることができるようにする」手立て…②

特別の教科 道徳(道徳科) (小学校)

道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

I 現状と課題

1 自己を見つめ、生き方についての考えを深めるための指導の工夫

導入では、自己を見つめる動機付けを図り、主題に関わる問題意識をもたせるために、生活場面の画像やアンケート調査の結果を提示するなどの工夫がされている。今後は、自己を見つめ、生き方について考えを深められるよう、展開と終末の指導を工夫する必要がある。

2 物事を多面的・多角的に考えるための手立ての工夫

自分の立場や考えを明確にできるよう、ネームプレートや色分けしたカード、1人1台端末等を活用して自分の立場を示させたり、ワークシートを工夫して書く活動を設定したりしている。今後は、児童が物事を多面的・多角的に考えられるよう、多様な学習活動の設定や発問、問い返し等を工夫する必要がある。

II 方 策

1 自己を見つめ、 生き方について の考えを深める ための指導の工 夫

- (1) 内容項目の概要を踏まえて、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度のいずれかに焦点を当て、ねらいを明確にして授業を構想する。その際、児童の実態を把握することや教材の活用の仕方を吟味することが大切である。
- (2) 展開では、児童が道徳的価値について主体的に考えることができるよう、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れるなど、内容や教材に応じて効果的な学習を設定する。
- (3) 終末では、ねらいとする道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、道徳的価値を実現することのよさや難しさを確認したりできるよう、教師の説話や、書く活動等の学習活動を工夫する。

2 物事を多面的 ・多角的に考え るための手立て の工夫

- (1) 児童一人一人が考えを深められるよう、道徳的価値を自分のこととして捉えることができる発問や、発言の根拠や背景を聞くなどの問い返しを工夫する。
- (2) 考える時間を十分確保し、互いの考えを比べながら交流させたり、違いを板書やICT等で整理して位置付けたりする。
- (3) 考えを出し合う、まとめる、比較するなどの目的に応じて効果的に話し合いが行われるよう、指導の意図に即して、討議形式やペア・グループでの学習を取り入れる。
- (4) 児童に特定の役割を与えて即興的に演技する役割演技、動きや言葉を模倣して理解を深める動作化等、疑似体験的な表現活動を取り入れる。
- (5) 道徳的価値の理解を深めている児童の様子を発言やノート等から見取り、児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を捉えるように努め、指導に生かす。

特別の教科 道徳(道徳科) (中学校)

道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

I 現状と課題

1 自己を見つめ、人間としての生き方についての考えを深めるための指導の工夫

導入では、生徒が自分との関わりで道徳的価値を捉えられるよう、体験を想起させたり、アンケート調査の結果を提示したりするなどの工夫がされている。今後は、自己を見つめ、人間としての生き方についての考えを深められるよう、展開と終末の指導を工夫する必要がある。

2 物事を広い視野から多面的・多角的に考えるための手立ての工夫

自分の立場や考えを明確にできるよう、ネームプレートや1人1台端末等を活用して自分の立場を示させたり、ノート等を書く活動を設定したりしている。今後は、生徒が物事を広い視野から多面的・多角的に考えられるよう、道徳的価値の自覚を深める発問や問い返し、板書等を工夫する必要がある。

II 方 策

1 自己を見つめ、人間としての生き方についての考えを深めるための指導の工夫

- (1) 内容項目の概要を踏まえて、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるために、ねらいを明確にして授業を構想する。その際、生徒の実態を把握し、教材の活用の仕方を吟味することが大切である。
- (2) 生徒が問題意識をもち、人間としての生き方についての考えを深めていけるよう、主題が明瞭となった学習を心掛けるとともに、学んだ道徳的価値に照らして自分の生活を振り返り、自らのよさや課題を把握できる場を設定する。
- (3) 終末では、生徒がねらいとする道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、道徳的価値を実現することのよさや難しさを確認したりできるよう、教師の説話や、書く活動等の学習活動を工夫する。

2 物事を広い視野から多面的・多角的に考えるための手立ての工夫

- (1) 生徒が自分との関わりで道徳的価値を理解したり、自己を見つめたりすることができるよう、多様な感じ方や考え方を引き出す発問や、発言の根拠や背景を聞くなどの問い返しを工夫する。
- (2) 生徒が思考を深める手がかりとなるよう、考えの違いや多様さを対比的、構造的に示す、中心部分を浮き立たせるなど板書を工夫したり、ICT等を効果的に活用したりする。
- (3) 考えを出し合う、まとめる、比較するなどの目的に応じて効果的に話し合うことができるよう、自分の考えを基にした討論形式や、ペアでの対話やグループによる話し合いを取り入れる。
- (4) 生徒に特定の役割を与えて即興的に演技する役割演技、動きや言葉を模倣して理解を深める動作化等の表現活動については、取り入れる目的やねらい達成の見通しをもって行うことが大切である。
- (5) 道徳的価値の理解を深めている生徒の様子を発言やノート等から見取り、生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を捉えるよう努め、指導に生かす。

年間指導計画の作成について

道徳科の指導計画については、「第3章 特別の教科 道徳」の第3の1において、「各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする」としている。・・・(略)・・・

なお、指導の時期、主題名、ねらい及び教材を一覧にした配列表だけでは年間指導計画としては機能しにくい。そのような一覧表を示す場合においても、学習指導過程等を含むもの等、各時間の指導の概要が分かるようなものを加えることが求められる。

(「中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」 文部科学省 平成29年度)

<ポイント1>

内容項目の指導時間数一覧の作成

- 当該学年で指導する内容項目を全て取り上げる。
- 児童生徒の実態等に基づき、重点的に指導する内容項目を明らかにする。
 - ・指導時間数を増やす。
 - ・網掛け等をして分かるようにする。

○各学年の内容項目の指導時間数一覧(中学校)

内容項目		指導時間数		
		第1学年	第2学年	第3学年
A	自主、自律、自由と責任	1	1	1
	節度、節制	2	3	3
B	思いやり、感謝	2	3	3
	礼儀	1	1	1
	友情、信頼	1	1	1

<ポイント2>

年間指導計画の作成上の創意工夫と留意点

- 内容項目の指導時間数一覧に基づき作成する。
- 重点的に指導する内容項目が分かるようにする。
- 教育活動全体との関連が分かるようにする。
- <指導の概要について>
- 主題構成の理由
 - ・ねらいとの関わり等、教材を選定した理由を簡潔に示す。
- 学習指導過程と指導の方法
 - ・中心的な発問が分かるようにする。
 - ・ねらいを踏まえ、教材をどのように活用するかを示す。
 - ・児童生徒の学習の流れが分かるよう簡潔に示す。
- 関連資料の活用
 - ・教材に関連した詩や動画等の資料を示す。
 - ・導入、展開、終末等の活用場面を示す。
- 他の教育活動等との関連
 - ・関連する各教科の内容、体験活動、学級経営の取組等を示す。
- 備考
 - ・活用例を記入する。

○年間指導計画(中学校第3学年)

【一覧にした事例】

月	週	内容項目 (★は重点) (主題名) 教材名<出典>	ねらい	関連資料 の活用	他の教育活動等との関連			備考
					各教科	総合的な 学習の時間 及び 特別活動・ 学級経営等	家庭・地域 との連携	
4	2	主題設定の理由 学習指導課程と指導の方法						
7	2	B 思いやり、 感謝(★) (感謝の心) 背番号10 <○○出版社>	多くの人々の善意や支えに気づき、それに感謝し、こたえようとする道徳的心情を高める。	教材に関連した動画を視聴する。	<保健体育科> 保健分野	福祉・健康	部活動参観	○高校野球のビデオ
		・仲間の温かい拍手によって主人公が部員の善意や支えに気づき、それに感謝する様子から、本主題について考えさせていくことができる教材である。 1 本時の主題に関わる問題意識をもつ。 ○感謝の気持ちを伝えるのは、どんなときだろう。 2 教材「背番号10」を読む。 ○なかなか寝付けなかった「僕」は布団の中で何を考えたのだろう。 ◎どうして「僕」は深々と頭を下げるという行動を取ることができたのだろう。 3 教材に関連した動画を視聴する。 4 本時で考えたことを書く。						
		・導入、展開、終末等の活用場面を示す。 ・関連する各教科の内容、体験活動、学級経営の取組等を示す。						
		・活用例を記入する。 (例)校長や教頭等の参加 他の教師とのチーム・ティーチング等の協力的な指導 保護者や地域の人々の参加・協力 複数時間取り上げる内容項目 関連する教材 ・授業の成果や課題を簡潔に記す。						

【カード化した事例】

第3学年	7月10日 第2週	内容項目(★は重点) B 思いやり、感謝(★)	No.12
主題名	感謝の心	教材名	背番号10<○○出版社>
ねらい	多くの人々の善意や支えに気づき、それに感謝し、こたえようとする道徳的心情を高める。		
主題構成の理由	仲間の温かい拍手によって主人公が部員の善意や支えに気づき、それに感謝する様子から、本主題について考えさせていくことができる教材である。		
学習指導過程と指導の方法	1 本時の主題に関わる問題意識をもつ。 ○感謝の気持ちを伝えるのは、どんなときだろう。 2 教材「背番号10」を読む。 ○なかなか寝付けなかった「僕」は布団の中で何を考えたのだろう。 ◎どうして「僕」は深々と頭を下げるという行動を取ることができたのだろう。 3 教材に関連した動画を視聴する。 4 本時で考えたことを書く。		
他の教育活動等との関連	関連資料の活用	○教材に関連した動画を視聴する。	
備考		○高校野球のビデオを視聴し、教材への興味・関心を高める。 ※実践後の成果と課題を記入。	

留意点

※指導計画の変更や修正を行う場合は、児童生徒の道徳性を養うという観点から考えて、より大きな効果が期待できるという判断を前提とする。

カード化した年間指導計画の活用にあたっての工夫

- 内容項目ごとに色分けして整理する。
- 誰もが使いやすいよう、収納ケース等に入れて保管する。
- 使用したワークシート等もカードと併せて保管する。

第6学年 道徳科学習指導案例

【指導案作成のポイント】

- 1 主題名 広い心で (内容項目 B 相互理解、寛容)
- 2 教材名 ブランコ乗りとピエロ (出典：〇〇出版社「道徳6年」)
- 3 ねらい 謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にしようとする態度を育てる。
- 4 主題設定の理由
 - (1) ねらいとする道徳的価値について
人の考えや意見は多様であり、多様さを相互に認め合い理解しながら高め合う関係を築くことが必要である。相手への理解を深めていくことで… (略)
 - (2) 児童の実態について
高学年の時期は、互いのものの見方や考え方の違いをこれまで以上に意識するようになり、… (中略) 謙虚な広い心で人と接するには、…自分と異なる意見や過ちなどに対して、広い心で受け止める態度を育てたい。
 - (3) 教材について
本教材は、サーカスのリーダーであるピエロと、自己中心的な振る舞いをするブランコ乗りのサムが… (中略) 本時の授業では…ピエロとサムの両方の思いを考えることを通して、異なる意見や立場を大切にしようとする態度を育てることができると考える。
- 5 本時の展開

主題名
・年間指導計画における主題名を記述する。

ねらいと教材
・年間指導計画を踏まえてねらいを記述するとともに、教材名を記述する。

主題設定の理由
(1) ねらいや指導内容についての教師の捉え方
(2) ねらいや指導内容に関連する児童生徒のこれまでの学習状況や実態と教師の願い
(3) 使用する教材の特質やそれらを生かす具体的な活用方法

【指導方法の工夫の例】

学習活動 (配時)	指導の手立て ◆評価<方法>
○主な発問◎中心的な発問・予想される児童の思い	
1 自分の生活を振り返り、問題意識をもつ。 (5) ・他の人と意見が合わないときには、どうしたらいいのかな。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">自分と異なる意見や立場を理解するために大切なことは何だろう。</div>	・ ①自分の生活を想起させ、ねらいとする道徳的価値への方向付けをする。
2 教材を読み、話し合う。 (30) ○控室で話をしたとき、ピエロはどんなことを考えていたのだろう。 ・サムがすごいのは分かる。でも、私だって練習していたんだから大王に見てもらいたかった。 ・サムは頑張っている。あの努力はすごい。 ・サムに負けないように、自分も頑張りたい。 ◎ピエロの言葉を聞いたサムはどんなことを考えただろう。 <役割演技に取り組んだ子供> ・お客さんが喜んでいのに、どうしてだめなんだ。 ・私がサーカスのために頑張っていることを分かってくれてうれしいよ。 ・これまではお説教されて腹が立っていたけれど、ピエロがサーカス全体のことを考えて注意してくれていたと分かったよ。 ・自分勝手なことばかりしていて悪かったな。これからは、みんなで協力していこう。 <役割演技の様子を見ていた子供> ・ピエロと会話している中でサムは少しずつ変わっていったことに、役割演技を見て気付いた。 ・ピエロは、リーダーとしてサムや団員のことを考えて話をしていると思う。 ・サムもピエロも自分のことだけ考えていたら、二人は仲よくできない。お互いに相手のことを考えるとう理解し合えると思う。 ○二人について、あなたはどうか考えますか。 ・私だったら、ピエロのようにサムを許すことができるか分からない。でも、同じ目標に向かっていくことが分かったら、許すことができるかもしれない。 ・私もサムみたいに自分が頑張っていることを認めてもらえたら、素直になれると思う。 ・二人が分かり合えてよかった。他の人と意見が合わないときは、相手の気持ちや立場や考えと分かり合える。	・登場人物を自分との関わりで考えることができるよう、 ①教材を読み始める前に、挿絵等を使って登場人物や状況を表す。 ・互いに腹を立てていたことや理解し合うのは難しいという人間の弱さを押さえる。 ・サムの変容に気付くことができるよう、「ピエロの言葉が、サムの耳に強く残った」場面を取り上げ、役割演技を行う。 ・自分の考えをもつことができるよう個で考える時間を確保する。 ・多様な考え方や感じ方に接することができるよう、見ている児童に考える視点を与え、感想を聞く。 ・構造的な板書を工夫し、ピエロとサムの変容に着目できるようにする。 ・ ②導入の生活経験を再度想起し、自分との関わりで考えるように促す。
3 本時で考えたことを書く。 (10) ・これまで、自分と違う意見や立場をよく知る前に否定していたと思う。まずは、相手の意見を聞いてみるのが大切だと考えた。 ・相手の意見を素直に聞き、なぜそのような考え方をするのかを、相手の立場に立って考えたい。	・自分自身を振り返り見つめることができるよう、 ③ワークシートに本時を通して考えたことを書く時間を確保する。 ・ねらいとする道徳的価値について、多面的・多角的に捉えることができるよう、学習者用端末のワークシートに入力し、共有する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">◆広い心をもつことについて、自分との関わりで多面的・多角的に考えている。 <発言、ワークシート></div>

教材提示の工夫
◎想像を膨らませ、思考を深められるようにする。
・ICTの効果的な活用(音声、音楽、映像)
・紙芝居、人形やペープサートの提示等

発問の工夫
◎問題意識や疑問等を生み出し、多様な感じ方や考え方を引き出すようにする。
・児童生徒に考える必然性や切実感のある発問等
・物事を多面的・多角的に考えさせる発問等

話し合いの工夫
◎考えを出し合う、比較するなどの目的に応じて効果的に話し合いが行われるようにする。
・座席の配置(コの字型、円形型、劇場型)
・討議形式
・話し合いの構成人数(ペア、小グループ、一斉)等

表現活動の工夫
◎動きや言葉を模倣して理解を深めるなど、自分の考えを表現できるようにする。
・教材に登場する人物等の言動を即興的に演技して考える疑似体験的な表現活動の工夫
・実際の場面の追体験や道徳的行為をしてみること等

板書の工夫
◎思考を深める重要な手がかりとなるようにする。
・違いや多様さを対比的、構造的に示す板書
・中心部分を浮き立たせる板書
・児童生徒の考えを取り入れ、共につくっていくような創造的な板書等

書く活動の工夫
◎自ら考えを深めたり、整理したりする機会となるようにする。
・自分自身とじっくり向き合う時間の確保
・学習を継続的に深めるノートの活用等

【評価に当たって】

学習活動において、児童生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から**多面的・多角的な見方へと発展しているか**、道徳的価値の理解を**自分自身との関わりの中で深めているか**といった点を重視する。

<とやま型学力向上プログラム(Ⅲ期)>

- ・視点1「子供の問題(課題)意識を高める」手立て…①
- ・視点2「子供が自己調整しながら学習を進めることができるようにする」手立て…②

総合的な学習の時間 (小学校)

横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていく児童を育てる。

I 現状と課題

1 探究的な学習の充実

探究的な学習になるよう、「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」の学習過程を意識した単元が構想されている。さらに、児童が問題解決的な活動を発展的に繰り返しながら学習を進めていけるよう、探究的な学習を充実させていく必要がある。

2 自らの考えを広げ深める協働的な活動の重視

多様な情報を共有するために、収集した情報を伝え合う場が設定されている。今後は、自らの考えを広げたり、深めたりするために、他者と協働して課題を解決していく学習活動を重視していくことが大切である。

II 方 策

1 探究的な学習の充実

- (1) 問題解決的な活動を発展的に繰り返しながら学習を進めていけるよう、四つの学習過程を固定化された順序と捉えず、前後する、同時に展開する、ある学習活動を重点的に行うなど、児童の探究の過程をイメージして単元を構想する。
- (2) 充実した探究的な学習となるよう、学習活動を工夫する。
 - ア 「課題の設定」では、一人一人の疑問や関心を大切にし、人・社会・自然に直接関わる体験活動を設定する。その際、人・もの・こと等の学習対象との関わり方や出会わせ方等を工夫する。
 - イ 「情報の収集」では、各教科等で身に付けた資質・能力を生かせる体験活動を取り入れるとともに、それらで得た情報を蓄積し、課題解決の過程で活用できるようにする。
 - ウ 「整理・分析」では、情報を比較・分類したり、関連付けたりするなどの「考えるための技法」を活用できる学習活動を取り入れる。
 - エ 「まとめ・表現」では、相手意識や目的意識を明確にし、新聞やプレゼンテーション等の表現方法を選択して、他者に伝えたり、自分自身の考えをまとめたりする学習活動を取り入れる。

2 自らの考えを広げ深める協働的な活動の重視

- (1) 目的や課題を明確にしたり、新たな追究の視点を見いだしたりできるよう、学級全体等で収集した多様な情報を出し合って整理し、互いの発見の共通点や相違点、関連性について考える場を設定する。
- (2) 力を合わせて取り組むことの大切さや地域に関わる喜び、人や社会とつながり関わることによさと心強さを実感できるよう、地域の人や専門家等との交流の場を設定する。
- (3) 児童が自分の考えを見つめ直し、自分のよさや可能性に気付くことができるよう、異なる立場や視点、考えをもつ児童同士や地域の人等と意見交換するなど、互いに教え合い学び合う場を工夫する。

総合的な学習の時間 (中学校)

横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていく生徒を育てる。

I 現状と課題

1 探究的な学習の充実

探究的な学習になるよう、「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」の学習過程を意識した年間指導計画が立てられている。さらに、生徒が問題解決的な活動を発展的に繰り返しながら学習を進めていけるよう、小学校の学習経験も踏まえ、探究的な学習を充実させていく必要がある。

2 探究的な学習の質を高める協働的な活動の重視

多様な情報を共有するために、収集した情報を伝える場が設定されている。今後は、事象に対する認識を深め、探究的な学習の質を高めていくために、他者と協働して主体的に課題を解決しようとする学習活動を重視していくことが大切である。

II 方策

1 探究的な学習の充実

- (1) 生徒の学習経験やそこから得られた成果を生かすことができるよう、小学校の学習で訪れた場所や関わった人等を把握して年間指導計画に記載するなど、学習の質的な高まりについて十分に検討して指導計画を構想する。
- (2) 問題解決的な活動を発展的に繰り返しながら学習を進めていけるよう、四つの学習過程を固定化された順序と捉えず、前後する、同時に展開する、ある学習活動を重点的に行うなど、生徒の探究の過程をイメージして単元を構想する。
- (3) 充実した探究的な学習となるよう、学習活動を工夫する。
 - ア 「課題の設定」では、実社会や実生活にある解決すべき問題と向き合い、取り組むべき課題を自ら見いだすことができるよう、学習対象に直接触れる体験活動を意図的に設定する。
 - イ 「情報の収集」では、各教科等で身に付けた資質・能力を生かし、目的を明確にした体験活動を通して、情報を蓄積し、課題解決の過程で活用できるようにする。
 - ウ 「整理・分析」では、情報を比較・分類したり、関連付けたりするなどの「考えるための技法」の活用を図る。その際、生徒自身が情報を吟味することや情報の整理・分析の方法を決定することに配慮する。
 - エ 「まとめ・表現」では、相手意識や目的意識を明確にし、レポートや新聞、プレゼンテーション等の表現方法を自ら選択して、他者に伝えたり、自分の考えをまとめたりする学習活動を取り入れる。

2 探究的な学習の質を高める協働的な活動の重視

- (1) 新たな追究の視点を見いだしたり、改めて目的や課題を明確にしたりして探究的な学習の質を高めることができるよう、学級全体等で収集した多様で多くの情報を出し合って整理し、互いの発見の共通点や相違点、関連性について考える場を設定する。
- (2) 社会に関わり参画しようとする意志や社会を創造する主体としての自覚を、一人一人の生徒の中に徐々に育成できるよう、地域の人や専門家等に自ら働きかけ、交流を通して学ぶ活動を重視する。
- (3) 学習対象に対する認識や自分の考えを深めることができるよう、様々な視点から検討したり、関心や経験が異なる生徒同士が意見交換したりする場を設定する。さらに、学んだことを自分と結び付け、自分の成長を自覚したり、自己の生き方を考えたりすることができるようにする。

特別活動 (小・中学校共通)

自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、よりよい人間関係を築き、自己実現を図ろうとする児童生徒を育てる。

1 児童生徒の自主的、実践的な態度と自己を生かす能力を育てる「指導と評価の計画」を作成する。

- (1) 学校の創意工夫を生かし、各教科等との指導の関連を図りつつ、全教職員の協力の下で、全体計画と学級活動、児童会・生徒会活動、クラブ活動(小)及び学校行事の年間指導計画を作成する。
 - ア 学級活動や児童会・生徒会活動、学校行事等の内容について、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえて重点化し、内容相互の関連を図る。また、育てたい姿を明確にした活動となるように配慮する。
 - イ 家庭や地域社会との連携や、社会教育施設等の活用を図り、自然の中での集団宿泊活動、社会体験、異年齢交流等を含む多様な人々との交流体験を取り入れる。
 - ウ 道徳教育との関わりにおいて、自己や人間としての生き方についての考えを深めることができるよう、道徳教育の重点等を踏まえて関連を図りながら、よりよい学級や学校の生活、人間関係を築こうとする実践的な活動を取り入れる。
 - エ 「指導と評価の計画」となるよう、事前・事後の活動を含め、配当回数や時期を明確にする。
- (2) 全体計画に基づき、学級の「指導と評価の計画」を作成する。その際、児童生徒の実態を踏まえて指導内容を重点化するとともに、ねらいを明確にした創造的な活動に取り組みせ、新たな目標や課題をもてるように評価するなど、指導方法と評価方法を工夫する。

2 一人一人のよさや個性を生かし、自主的、実践的な活動を推進する。

合意形成

意思決定

- (1) 学級活動

学級における集団活動を通して身に付けたことを生かして、人間関係をよりよく形成し、他者と協働して集団や自己の課題を解決するとともに、将来の生き方を描き、その実現に向けて、日常生活の向上を図ろうとする態度を育てる。

 - ア 「学級や学校における生活づくりへの参画」では、児童生徒が思いや願いを基に集団生活上の課題を解決するための話し合いを行い、合意形成して実践する経験を積むことができるようにする。
 - イ 「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」では、自己の生活上の課題を解決するために、意見を出し合う場を設定し、児童生徒が多様な考えを参考に解決方法等を意思決定して、実践できるようにする。
 - ウ 「一人一人のキャリア形成と自己実現」では、個々の児童生徒の将来に向けた自己実現に関わる内容を取り上げ、一人一人の個性を生かし、主体的な意思決定に基づく実践につなげる。その際、児童生徒が活動を記録し蓄積する教材「キャリア・パスポート」を活用する。
- (2) 児童会・生徒会活動

児童生徒自身が計画を立て役割を分担し、自主的、実践的に取り組めるよう、活動に必要な機会を計画的に確保する。

(3) 学校行事

体験的な活動を通して、よりよい学校生活を築き、集団への所属感や連帯感、公共の精神を養えるようにする。また、実施後の感想や作文を発表させたり、校内に掲示したりするなど、児童生徒が互いに伝え合う環境や保護者や地域に対して発信する機会を整え、指導の効果を高めるようにする。

(4) クラブ活動（小学校）

児童の意見や希望を反映し、異年齢集団の交流を深めながら共通の興味・関心を追求する主体的な活動を通して、自主的、実践的な態度を育て、個性の伸長を図る。

3 多面的・総合的な評価を工夫し、指導に生かす。

- (1) 一人一人のよさや可能性を積極的に認めるとともに、自ら学び自ら考える力や、自らを律しつつ他者とともに協調できる豊かな人間性や社会性を育成するという視点から評価を進める。
- (2) 活動の結果だけでなく、活動の過程における児童生徒の努力や意欲等を積極的に認めたり、児童生徒のよさを多面的・総合的に評価したりする。
- (3) 児童生徒の活動意欲を喚起するために、集団活動や自らの実践のよさを知り、自信を深め、課題を見いだし、それらを自らの実践に生かせるような児童生徒の自己評価や相互評価を充実させる。
- (4) 各活動実施後の児童生徒の振り返り、保護者や地域住民からの感想や要望、及び教職員の評価内容を反映させて、改善につなげる。

参考資料

○みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動【小学校編】（指導資料）	国立教育政策研究所 平成30年度
○学校文化を創る特別活動【中学校・高等学校編】（指導資料）	国立教育政策研究所 令和5年度
○小学校特別活動映像資料【学級活動編】	国立教育政策研究所 令和4年度
○小学校特別活動映像資料【児童会活動・クラブ活動編】	国立教育政策研究所 令和5年度
○キャリア・パスポートって何だろう？	国立教育政策研究所 平成30年度
○富山県キャリア教育資料「キャリア・パスポートのすすめ」	富山県教育委員会 令和元年度
○小学校 キャリア教育の手引き	文部科学省 令和3年度
○中学校・高等学校 キャリア教育の手引き	文部科学省 令和4年度
○「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 特別活動(小学校)	国立教育政策研究所 令和元年度
○「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 特別活動(中学校)	国立教育政策研究所 令和元年度
○生徒指導提要	文部科学省 令和4年度
○小・中学校向け主権者教育指導資料 「主権者として求められる力」を子供たちに育むために	文部科学省 令和4年度

特別活動《学級活動》 (小学校)

課題解決のための話し合いを通して、合意形成や意思決定をして実践しようとする児童を育てる。

I 現状と課題

1 集団生活上の課題を解決する話し合いと事後の活動の充実

学級活動(1)では、児童が切実感をもって話し合いが行えるよう、議題や提案理由、アンケート結果等を掲示するなど、事前の指導が工夫されている。今後は、児童が自治的能力を身に付けられるよう、集団生活上の課題を解決するための合意形成を図る話し合いや決めたことの実践、振り返りの活動を更に充実させる必要がある。

2 自己指導能力を高める話し合いと事後の活動の充実

学級活動(2)、(3)では、児童が自分事として課題をつかみ、話し合うことができるよう、教材や資料を工夫した指導が行われている。今後は、自己指導能力を高めることができるよう、話し合いを通じた意思決定、粘り強い実践と定期的な振り返り、次の課題解決につながる活動を更に充実させる必要がある。

II 方 策

1 集団生活上の課題を解決する話し合いと事後の活動の充実

- (1) 学級活動(1)では、児童や教師の思いを基に学級目標を決定し、常に意識できるようにするとともに、児童自らが生活上の諸課題に気付き、合意形成して実践することができるようにする。また、議題ポストを設置したり、学習者用端末や学級会ノートを活用したりするなど、児童の自発的、自治的な活動になるように工夫する。
- (2) 円滑な学級会の進め方等について、全教職員の共通理解の下で、小学校の6年間を見通した計画的な指導を行う。
 - ア 低学年では、自分の意見を発表したり他者の意見をよく聞いたりして、合意形成して実践することのよさを理解することができるようにする。
 - イ 中学年では、理由を明確にして考えを伝えたり、自分と異なる意見を受け入れたりしながら、集団としての目標や活動内容について合意形成を図り、実践することができるようにする。
 - ウ 高学年では、相手の思いを受け止めて聞いたり、相手の立場や考え方を理解したりして、多様な意見のよさを積極的に生かして合意形成を図り、実践することができるようにする。
- (3) 児童が話し合っただけ決めたことを基に、役割を分担し、全員で協力して実践する時間を確保する。
- (4) 実践を振り返り、評価したり感想をまとめたりして発表する時間等を設定し、次の課題解決につなげようとする意欲を高める。

2 自己指導能力を高める話し合いと事後の活動の充実

- (1) 学級活動(2)では、話し合いを通して児童一人一人が学習や生活の目標を意思決定し、その実現に向けて実践するよう指導する。
 - ア 児童が課題について多面的・多角的に考え、自分に合った解決方法を意思決定できるよう、適切な情報や資料を活用するなど指導を工夫する。
 - イ 児童が活動の振り返りを大切にして、どうすれば改善できるかを繰り返し考えられるようにする。
- (2) 学級活動(3)では、現在及び将来の生き方を考える基盤となる内容を取り上げ、主体的な意思決定に基づく実践につなげるように指導する。
 - ア 学級や学校生活をよりよくするため、目標を立てて行動したり、友達の意見等を参考にしながら自己のよさや実現できそうな課題を具体的に考えたりすることができるようにする。
 - イ 気付いたことや考えたこと等について、「キャリア・パスポート」等に記録と蓄積を行うとともに、それらを振り返りながら、新たな学習や生活への目標、将来の生き方等について考えることができるようにする。

学習活動の内容

学級活動(1)「学級や学校における生活づくりへの参画」
学級活動(2)「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」
学級活動(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」

特別活動《学級活動》 (中学校)

課題解決のための話し合いを通して、合意形成や意思決定をして実践しようとする生徒を育てる。

I 現状と課題

1 集団生活上の課題を解決する話し合いと事後の活動の充実

学級活動(1)では、生徒主体の話し合いとなるよう、アンケート結果に基づく切実感のある議題を学級全体で設定するなど、事前の指導が工夫されている。今後は、自治的能力や社会参画する力を育てることができるよう、合意形成を図る話し合いや協働的な実践、振り返りの活動を充実させる必要がある。

2 自己指導能力を高める話し合いと事後の活動の充実

学級活動(2)、(3)では、自分事として課題を捉えることができるよう、問題意識を高める資料提示や各教科等との関連を図った指導が工夫されている。今後は、自己指導能力を育てることができるよう、話し合いを生かした意思決定や粘り強い実践、振り返りの活動を充実させる必要がある。

II 方策

1 集団生活上の課題を解決する話し合いと事後の活動の充実

- (1) 学級活動(1)では、学級としての議題選定や話し合い、合意形成と実践を重視し、生徒が自分らしさを発揮して取り組めるようにする。
- (2) 学級や学校での生活の充実・向上を図るために、生徒一人一人が自覚と責任感に基づいて、協力して課題解決に取り組めるようにする。
 - ア 学級や学校の生活上の諸課題を解決するために、グループや学級全体での話し合い等、集団としての意見をまとめる時間を確保する。
 - イ 集団としての意見をまとめる話し合い活動等においては、小学校からの積み重ねや経験を生かし、発展させることができるようにする。
 - ウ 生徒が話し合っただけで決めた学級の目標の実現に向けて、組織づくりやルールづくりを行う活動を設定し、課題解決に必要な役割を自覚できるようにする。
 - エ 個々の生徒を共感的に理解し、教師と生徒との信頼関係を深め、自由かつ率直に意見を述べるができる雰囲気をつくる。
- (3) 決定した解決方法や活動内容を責任をもって実践できるように指導する。
- (4) 実践を定期的に振り返り、結果を分析することで、次の課題解決へとつなぐことができるようにする。

2 自己指導能力を高める話し合いと事後の活動の充実

- (1) 学級活動(2)では、話し合いを生かして、一人一人の課題の理解と自覚を促し、意思決定して実践できるように指導する。
 - ア 生徒が自分事として課題を捉えることができるよう、必要感のある題材を取り上げるよう努める。
 - イ 各教科担任や養護教諭、栄養教諭等の専門性や家庭・地域との連携を生かした話し合いの場を設定するなどして、指導の効果を高める。
 - ウ 一連の活動を振り返って成果や課題を確認することで、更なる課題の解決に取り組もうとする意欲を高めることができるようにする。
- (2) 学級活動(3)では、話し合いを生かして、生徒の主体的な意思決定に基づく実践を促し、適切な進路選択や自分らしい生き方を実現できるようにする。
 - ア 話し合いの中で、保護者や卒業生、地域の職業人等の体験談を取り入れるなど、自己の将来に関する考えを深めることができるように工夫する。
 - イ 「キャリア・パスポート」等を活用し、活動の過程を振り返ることで、新たな目標や将来の生き方等について考えることができるようにする。
- (3) 集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、一人一人の課題に対応した指導を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行う。

第5章 特別支援教育

自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できる幼児児童生徒を育てる。

学校（園）全体での取組

1 特別支援教育を推進する校内支援体制を充実する。

校内委員会

個別の教育支援計画

個別の指導計画

合理的配慮

校内教育支援委員会

交流及び共同学習

- (1) 一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばすための校内支援体制の充実
 - ア 校長のリーダーシップの下、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が可能な限り共に学び、互いに認め合い、共に育つことができるための全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討を行うため、特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置し、特別支援教育コーディネーターが中心となって企画・運営を行う。
 - イ 校内委員会では、幼児児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握と支援内容（個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む）の検討、特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案等を行う。また、必要に応じて、具体的な支援内容を検討するためのケース会議等を行う。
 - ウ 校内教育支援委員会を計画的に開催し「障害のある児童生徒の就学の手引（第6次改訂）」を参考にして、全教職員の理解と協力の下、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の検討や見直しを行う。
 - エ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への適切な支援が切れ目なく行われるよう、幼、小、中、高等学校等の間で連携を図る。
- (2) 教育活動全体における交流及び共同学習の充実

学校の教育活動全体を通じて、交流及び共同学習に計画的、組織的に取り組み、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が、相互理解を深め、共に生きようとする心や態度を育む。

2 一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導を行う。

特別支援学校等との連携

困難に対する指導上の工夫

- (1) 特別支援教育に関する専門性の向上
 - ア 全ての教員が、校内研修や授業研究等を通して、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する理解と認識を深める。
 - イ 障害のある幼児児童生徒については、地域の特別支援学校等の助言や援助を活用しつつ、幼児児童生徒の困難に対する指導上の工夫の意図を理解し、個に応じた様々な手立てを検討する。
- (2) 個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づいた指導の充実
 - ア 一人一人の教育的ニーズや合理的配慮について、本人・保護者との合意形成を図った上で、その内容を個別の教育支援計画等に明記する。
 - イ 全教職員の共通理解の下に、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づき、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を計画的、組織的に行う。

参 考 資 料

○学校教育法施行令の一部改正について（通知）	文部科学省	平成25年度
○障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）	文部科学省	平成25年度
○発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～	文部科学省	平成28年度
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）	文部科学省	平成30年度
○交流及び共同学習ガイド	文部科学省	平成30年度
○特別支援学級の設置と運営について（通知）	富山県教育委員会	令和2年度
○障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～	文部科学省	令和3年度
○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について	文部科学省	令和3年度
○障害のある児童生徒の就学の手引（第6次改訂）	富山県教育委員会	令和3年度
○特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）	文部科学省	令和4年度
○特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数についての解釈について	富山県教育委員会	令和4年度
○通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について（通知）	文部科学省	令和4年度
○文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（通知）	文部科学省	令和5年度

特別支援学級と通級指導教室での取組

1 一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育課程を編成する。

実態把握

- (1) 障害の状態や発達の段階の的確な把握
- ア 日常の行動観察や指導の記録、諸検査等を活用し、身体・運動機能、社会生活能力、行動特性、学力等から実態を分析的、総合的に把握する。
- イ 学校における実態把握だけでなく、個別の教育支援計画の作成を通して、保護者との意思疎通を十分に図りながら、育てたい能力や態度を明確にする。

自立活動

- (2) 一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程の編成
- ア 小・中学校の学習指導要領を基本として編成するが、児童生徒の障害の種類や程度等によっては、特別の教育課程を編成することができる。
- イ 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、自立活動を取り入れる。
- ウ 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、知的障害特別支援学級では、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりする。
- エ 通級による指導では、自立活動の指導を行う。特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。単に各教科の遅れを取り戻すための指導ではなく、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的として指導する。

2 一人一人が生き生きと取り組み、成就感や達成感が味わえる指導過程や評価を工夫する。

ICTの活用

- (1) 興味・関心を喚起し、意欲を高める単元や教材・教具の開発
- ア 生活に結び付いた実践的・体験的な活動を学習活動の中心に据え、児童生徒が主体的に取り組む単元や題材の開発に努める。
- イ 一人一人の障害の状態等に応じて、ICTを活用したり、教材・教具を工夫したりして、学習の効果を高める。

スモールステップ

- (2) 一人一人の思いや願いを生かす学習活動の工夫
- ア 児童生徒の障害の状態だけでなく、興味・関心や意欲、「できること」にも着目し、自らが活動を選択したり工夫したりできる場面を設けることにより、「～をしたい」「～できそうだ」という願いや見通しをもって最後まで粘り強く活動に取り組むことができるようにする。
- イ スモールステップや繰り返しによる学習で身に付けたことを、学校や家庭生活で実践できるように、単元構想を工夫する。その際、個々の指導目標を重視し、授業形態や集団の構成の工夫、教員間の連携により、学習が効果的に行われるようにする。

個人内評価

- (3) 成就感や達成感を味わえる評価の工夫
- ア わずかな変容にも着目し、認めることで、児童生徒が自信をもち、「できること」を更に伸ばそうとする意欲を高める。
- イ 個人内評価を重視するとともに指導目標の達成状況を的確に把握し、個別の指導計画の見直しや指導内容、指導方法の改善に結び付く評価を工夫する。

参 考 資 料

○発達障害のある幼児児童生徒のよき理解者・支援者となるために（改訂） （幼稚園・保育所用、小学校・中学校用、高校用シリーズ 各理解編・対応編）	富山県教育委員会	平成27年度
○改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&A	文部科学省	平成30年度
○子供のために先生が気づいて動けるチェックリスト	富山県教育委員会	平成30年度
○わかる！できる！つかえる！「個別の教育支援計画」作成・活用マニュアル	富山県教育委員会	平成30年度
○初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド	文部科学省	令和元年度
○すべての教員のための知っておきたい通級による指導	富山県教育委員会	令和2年度
○小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）		
○特別支援教育学びQ&A（R6改訂版）	文部科学省	令和4年度
○管理職や特別支援学級等担当者が「特別支援教育の基本を学ぶテキスト」	富山県教育委員会	令和6年度
○支援をつなぐ 笑顔をつなぐ 個別の教育支援計画を作成・活用しましょう	富山県教育委員会	令和6年度
○一人一人の教育的ニーズに応える連続性のある多様な学びの場ガイド	富山県教育委員会	令和6年度

1 校（園）内の「基礎的環境整備」に基づく個に応じた「合理的配慮」の提供

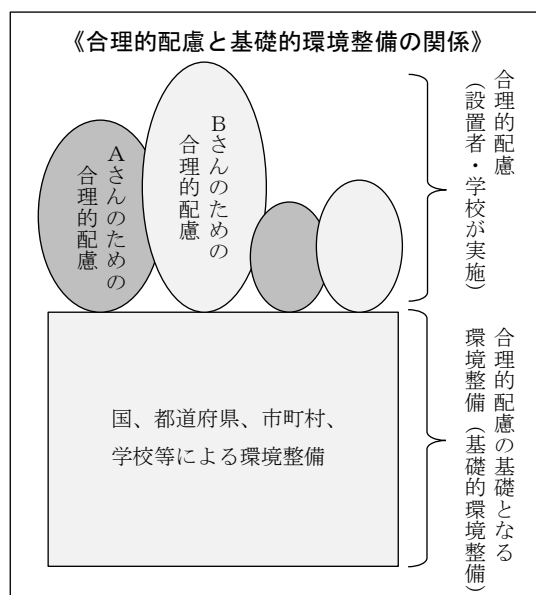
【学校における「合理的配慮」とは】

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

学校の設置者及び学校が**必要かつ適当な変更・調整**を行うこと

障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要**とされるもの

学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**



【「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の観点】

合理的配慮（3観点11項目）	
①教育内容・方法	①-1 教育内容 ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ①-1-2 学習内容の変更・調整 ①-2 教育方法 ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ①-2-2 学習機会や体験の確保 ①-2-3 心理面・健康面の配慮
②支援体制	②-1 専門性のある指導体制の整備 ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 ②-3 災害時等の支援体制の整備
③施設・設備	③-1 校内環境のバリアフリー化 ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

基礎的環境整備（8観点）
①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
②専門性のある指導体制の確保
③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
④教材の確保
⑤施設・設備の整備
⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
⑧交流及び共同学習の推進

【合理的配慮の具体例】

難聴で補聴器を使っているAさん

- ・教師の口元が見える座席(①-2-1)
- ・FM補聴器の利用(①-2-1)

弱視で明るすぎると見えにくいBさん

- ・黒板に近い前方の座席(①-2-1)
- ・カーテンによる照度調整(③-2)

読み書きが難しいCさん

- ・学習者用端末の活用(①-1-1)
- ・板書計画を印刷して配付(①-2-1)

言葉の理解や意思疎通が難しいDさん

- ・絵や写真カードを活用(①-2-1)
- ・言葉の指導に言語聴覚士の助言を生かす(②-1)

車いすを利用しているEさん

- ・栽培活動に参加できるよう適切な位置に花壇を作る(①-2-2)
- ・教室を1階に配置(②-3)

【関連する法令】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月施行）
 「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」（平成28年4月施行）

「合理的配慮」の提供は
法的義務

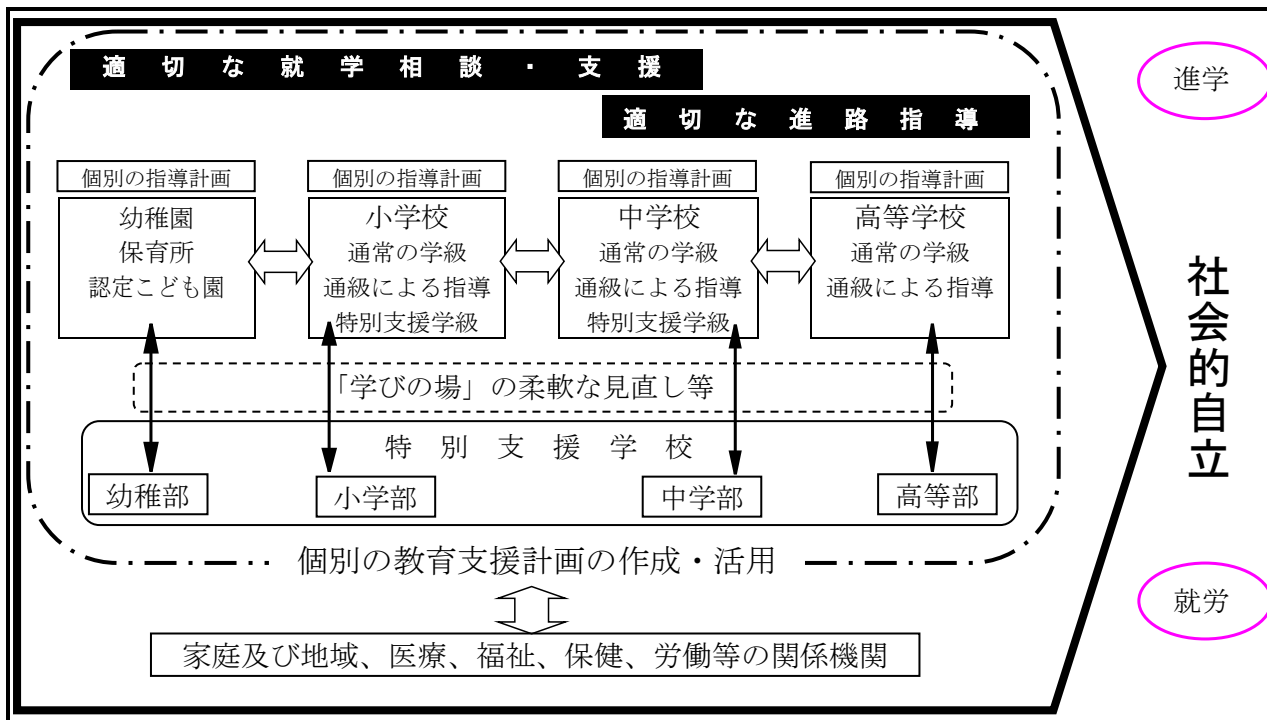
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年4月施行）

参 考 資 料

- 富山県手話言語条例
- 「インクルCOMPASSガイド」
- インクルーシブ教育システム構築支援データベース

平成30年4月施行
 国立特別支援教育総合研究所 令和2年度
 国立特別支援教育総合研究所

2 一貫した教育支援



個別の教育支援計画

乳幼児期から学校卒業までの一貫した長期的な計画で、学校が中心となって、医療・福祉・労働等の関係機関と連携するとともに、本人・保護者の意見を取り入れて作成されるもの

個別の指導計画

教育課程を具体化し、障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するもの

3 通常の学級で行う特別支援教育

学級集団づくりや学習環境の工夫例

- 教師の態度（幼児児童生徒のよいところを具体的にほめる。注意は目立たないように行う。）
- 学習規律（発表の仕方、聞き方、姿勢等ルールを明確にする。できている幼児児童生徒をほめる。）
- 教室環境（黒板周りや壁面等、過度な刺激になるものを減らす。場に応じた声の大きさを示す。）
- 整理整頓（机上の使い方、持ち物の置き場所、物の片付け方を分かりやすく図等で示す。）
- 見通し（スケジュールを明確に示す。休み時間に次の授業の準備をする。）

授業づくりの工夫例

観点	学級全体への支援	個別の支援
目標・評価	・活動が具体的に分かる目標にする。	・シール等によるポイント制を利用する。
授業の構成	・学習の流れを明示し見通しをもたせる。 ・授業を短いユニットに分ける。	・聞くときと書くときの時間を分ける。 ・立ってもよい場面を意図的に設ける。
学習のルール	・分からないときのルールを決める。 ・話すとき、聞くときのルールを掲示する。	・何をどこまでやったら終わりかを伝える。 ・SOSカードを活用する。
指示の出し方	・短い言葉で簡潔に指示する。 ・注目させてから指示する。	・いつも行う指示はカードにしておく。 ・学習活動の変わり目ごとに声かけをする。
教材・教具	・具体物や絵を使って説明する。 ・活動時間を具体的に示す。	・漢字にふりがなをふる。 ・教科ごとの準備物を図示する。
板書・ノート	・枠や色チョークを活用し、大事なところを強調する。	・書く量を減らしたり、書き始めの場所に印を付けたりする。
学習形態	・ペア、グループを活用する。 ・グループ編成に配慮する。	・座席を配慮する。（見え方、聞こえ方、余計な刺激、話しやすさ、声かけのしやすさ）

4 特別支援学級・通級指導教室における指導

(1) 特別支援学級における教育課程のポイント

ア 自立活動について

自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域で、学校の教育活動全体を通じて行う指導と、時間を設けて行う指導がある。

特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に判断して、適切な指導計画の下に行うことが求められる。

※ 自立活動の具体的な指導内容の設定においては、個々の児童生徒の実態把握を基に指導目標を設定し、以下の自立活動の内容である6区分から必要な項目と関連付ける。

自立活動の内容

6区分 27項目

<p>1 健康の保持</p> <p>生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点から内容を示している。</p> <p>(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること (5) 健康状態の維持・改善に関すること</p>	<p>4 環境の把握</p> <p>感覚を有効に活用し、空間や時間等の概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点から内容を示している。</p> <p>(1) 保有する感覚の活用に関すること (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること</p>
<p>2 心理的な安定</p> <p>自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点から内容を示している。</p> <p>(1) 情緒の安定に関すること (2) 状況の理解と変化への対応に関すること (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること</p>	<p>5 身体の動き</p> <p>日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点から内容を示している。</p> <p>(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関すること (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること (4) 身体の移動能力に関すること (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること</p>
<p>3 人間関係の形成</p> <p>自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点から内容を示している。</p> <p>(1) 他者との関わりの基礎に関すること (2) 他者の意図や感情の理解に関すること (3) 自己の理解と行動の調整に関すること (4) 集団への参加の基礎に関すること</p>	<p>6 コミュニケーション</p> <p>場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点から内容を示している。</p> <p>(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること (2) 言語の受容と表出に関すること (3) 言語の形成と活用に関すること (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること</p>

イ 各教科等を合わせた指導について

知的障害特別支援学級では、各教科等を合わせた指導が効果的である場合は、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習を行うことができる。各教科等を合わせた指導の形態においても、広範囲に各教科等の内容を扱うものであり、各教科で育成を目指す資質・能力を踏まえて目標や内容を設定する必要がある。

生活単元学習

児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習する。

作業学習

作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習する。

(2) 「通級による指導」を行う場合の教育課程のポイント

通級による指導では、「自立活動」の指導を行う。特に必要があるときは、児童生徒の障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。

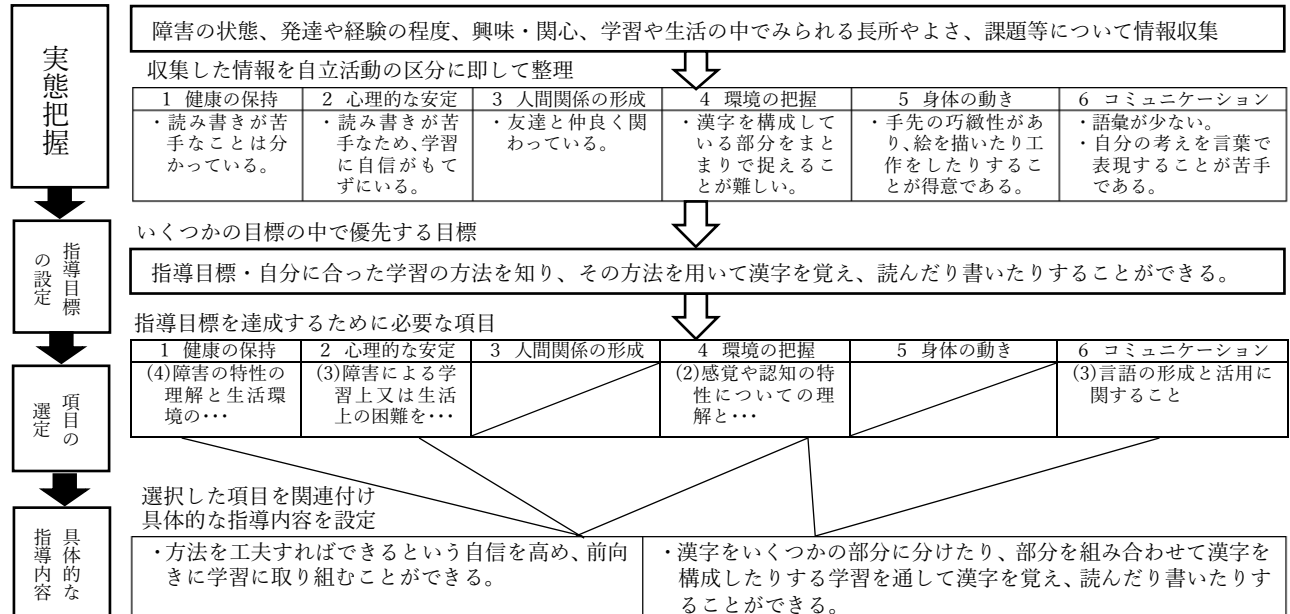
〈学習障害のある児童生徒に必要な「自立活動」の指導内容例〉

聞く	<ul style="list-style-type: none"> 話の中から重要な部分を聞き取る練習 復唱や聴写（聴いたことを書く）の練習 	書く	<ul style="list-style-type: none"> 形が似ている漢字の比較 腕全体を使った書字の練習
話す	<ul style="list-style-type: none"> 「いつ・どこで」等の項目に沿って話す練習 聞き手と話し手を決め、相互に話す練習 	計算する	<ul style="list-style-type: none"> 絵や図による計算の意味の理解 具体物の操作活動
読む	<ul style="list-style-type: none"> 【音読】単語のまとまりを見付ける練習 【読解】大切な部分に印を付ける練習 	推論する	<ul style="list-style-type: none"> 【図形問題】形、量、左右、幅、奥行き等の体感 【位置や空間の把握】学校周辺の地図の作成とその見方の学習

(3) 自立活動の指導

<自立活動の指導内容設定までの流れの例>

例：小学校4年A児（通級指導教室利用）



〔特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）〕文部科学省 平成29年度 「流れ図」を参考に作成

自立活動学習指導案例

通級指導教室 自立活動学習指導案

4年1名

1 単元名 「分けて合わせて」

1 健康の保持(4)、2 心理的な不安定(3)、4 環境の把握(2)、6 コミュニケーション(3)

2 単元について

A児は、手先の巧緻性があり、絵を描いたり工作をしたりすることが得意である。一方、読み書きに苦手意識があり、国語等の学習では、音読や書き写すことに抵抗を示すなど、消極的な様子がみられる。また、漢字を構成している部分をまとまりで捉えることが苦手であり、簡単な象形文字は覚えているが、「へん」と「つくり」が組み合わさる形声文字や会意文字はほとんど覚えていない。

そこで、漢字を「へん」と「つくり」に分けたり、「へん」と「つくり」を組み合わせたりする活動を通して、漢字の部分の形や全体の構成を捉えることができるようにする。

本単元を通して、漢字を分けたり合わせたりして覚える経験を積み重ねることで、方法を工夫すればできるという自信を高め、学習に前向きに取り組むことができるようになってほしい。

3 全体計画（全8時間）

第1次 ・「ばらばら漢字カード（「へん」と「つくり」のカード）」を組み合わせる漢字を構成する。 …3時間

第2次 ・「ばらばら漢字カード」を作り、組み合わせる漢字を構成する。

・構成した漢字を読んだり書いたりする。 …5時間（本時2/5）

4 本時の学習（5/8時）

(1) 目標

・漢字を、「へん」と「つくり」の二つの部分に分けたり、「へん」と「つくり」を組み合わせる漢字を構成したりする学習を通して、簡単な形声文字や会意文字の形を捉えることができる。

(2) 展開

学習活動（配時） ・予想される児童の反応	指導上の留意点 ◆評価〈方法〉
1 学習の流れと目当てを確認する。(5) ・漢字の分け方や組み合わせ方を見付けたいな。	・本時の見通しをもつことができるよう、学習の流れを提示する。 ・適切に目当てを設定できるよう、必要に応じて選択肢を提示する。
2 見る力を高める学習に取り組む。(5) ・この前やっていないブロックを選ぼう。	・目当てを意識できるよう、板書する。
3 前時に作った「ばらばら漢字カード」を組み合わせる漢字を構成する。(7)	・意欲的に取り組むことができるよう、間違い探し、数字タッチ、ブロック等を提示し、選択の場を設定する。
4 漢字カードを「へん」と「つくり」を意識して部分に分ける。(10) ○「へん」と「つくり」をそれぞれ丸で囲んだり、色分けしてなどったりする。 ○漢字カードを「へん」と「つくり」に分けて切る。 ・どうやって分けたらよいか分かってきたよ。	・教師と一緒にゲーム感覚で楽しみながら取り組めるようにする。 ・前時の学習を復習して自信をもつことができるよう、できたことや児童の気付きを確認する。 ・漢字の部分の捉えることができるよう、画数が少ない漢字を抽出する。
5 切ったカードを組み合わせる漢字を構成し、読む。(8)	・必要に応じて選択できるよう、漢字表や漢字カードを用意する。
6 組み合わせたカードを見ながら漢字を書く。(5) ・「言」と「寺」で「詩」になるんだね。	・「へん」と「つくり」を意識することができるよう、適宜ヒントを伝える。 ・「へん」と「つくり」に分けることができたら大いに称賛する。
7 振り返りをする。(5) ・部分に分けて考えると漢字が分かってきたよ。 ・難しい漢字にもチャレンジしたいな。	・手先の巧緻性を生かすことができるよう、自分で漢字の部分に色を付けたり、切ったりする活動を取り入れる。 ・読み方や意味を確認できるよう、構成した漢字に関連するイラストを提示する。 ・自分のできそうな方法に気付くことができるよう、必要に応じて色に着目するよう促したり、部分を取り出して提示したりする。
	◆簡単な形声文字や会意文字の形を捉えている。 〈発言、ワークシート〉
	・目当てについての自己評価ができるよう、板書への着目を促す。 ・できたことを具体的に伝えてほめ、次時への意欲付けをする。

【指導案作成のポイント】

単元の設定

・児童生徒の興味・関心や得意なことを生かして設定する。

目標の設定

・児童生徒の障害の状態や発達の段階等の的確な把握に基づき、一人一人に応じた目標を設定する。
・その時間に達成可能な目標を具体的に設定する。

主体性を促すための指導の工夫

・視覚的支援の活用
・目当ての確認
・選択の場の設定
・達成感が味わえる課題の設定
・興味を引くような教材・教具の準備等

評価

・児童生徒一人一人の目標に応じた評価規準を設定する。
・よい行動は即座に評価し、終末の自己評価場面での振り返りにつなげる。

第6章 へき地・小規模学校教育

郷土を愛し、心豊かにたくましく生きる児童生徒を育てる。

1 地域の特性や少人数のよさを生かした教育課程を編成する。

- (1) 地域への愛着をもち、郷土を愛する心情が育つよう、自然・文化・伝統等、地域のよさに親しむことのできる多様な学習活動を指導計画に位置付ける。
- (2) 社会性やたくましさが育つよう、近隣の学校や環境の異なる学校との集合学習や交流学习を計画する。
- (3) 複式学級の特質を生かし、学年別の指導や同単元指導を適切に位置付け、2か年以上を見通した指導計画を作成する。

2 地域の特性や少人数のよさを生かし、個に応じた指導の充実に努める。

- (1) 児童生徒が主体的に学習に取り組むことができるよう、自己選択や自己決定の場を多く設定し、教師の「待つ姿勢」を大切にしながら指導を行う。
- (2) 児童生徒同士が関わり合う機会を多くもつことができる環境を生かし、一人一人の感じ方や考え方を引き出す学習活動を設定して、互いのよい点や成長を認め合う人間関係を築き、自己有用感を高めるようにする。
- (3) 学習のねらいや一人一人の学習状況に応じて学習形態を工夫し、学年の枠を超えた活動、保護者や地域の人々の協力を得て行う活動等を効果的に展開する。
 - ア 合同学習や集合学習、交流学习を積極的に取り入れ、異学年や他校の児童生徒と関わる中で新たな見方や考え方を広げ、表現力を高めるようにする。
 - イ 複式学級においては、それぞれの学年のねらいを明確にし、直接指導と間接指導の組合せを工夫したり、共通の思考場面を適切に位置付けたりするなど、指導の過程を工夫する。

3 地域の特性や一人一人のよさが生きる評価を工夫し、指導に生かす。

- (1) 自他のよさや地域の特性に気付かせるとともに、指導上の課題等が把握できるよう、交流活動での自己評価や相互評価、地域の人々による評価を工夫する。
- (2) 活動の記録や学習カードを累積し、児童生徒が自らの取組を見直すことができるようにする。また、全教職員が学年の枠を超えて一人一人のよさや可能性を多面的に捉えるようにする。
- (3) 複式学級では、学年の組合せや児童生徒数の推移、指導の評価を踏まえて指導計画を見直す。同単元指導を行う場合は、学年別の評価規準に照らして学習状況の評価し、一人一人の指導に生かす。

少人数を生かす学習形態

合同学習

一つの学校で3学年以上（単式の学級では2学級以上）の児童生徒で学習集団を編成し、指導を行うこと。

集合学習

近隣の2校以上の児童生徒を一か所に集めて、各学校の教師の協力によって指導を行うこと。※

交流学习

学校規模や生活環境の異なる学校同士が姉妹校的な関係を結び、それぞれの学校独自では体験できない学習や生活を重視して指導を行うこと。※

※については、ICTの活用によって、オンラインで実施することも考えられる。

複式学級の指導の工夫

直接指導

児童生徒が教師と直接対面して学習を進めること。

間接指導

教師が一つの学年を直接指導している間に、他の学年の児童生徒が、個人又は集団で、その時のねらいに沿った学習を進めること。

【ガイド学習】

ガイド役の児童生徒が教師の指導の下、学習進行計画に沿ってリードしながら学習すること。

同単元指導

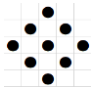
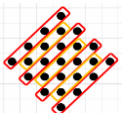
複式学級において、学年別の指導の問題点を補うために実践化されてきた指導法。

同じ学習時間に、同じ教科について、異なった学年の児童生徒が、同じ単元計画の下に学習を進めること。

1 複式学級における主な学習指導の類型

	長所	組合せ(例)	配慮事項
学年別指導	◇学年の発達の段階や学習内容の系統性を踏まえやすい。	第1学年 国語科 第2学年 図画工作科 第3学年 算数科「わり算や分数を考えよう」 第4学年 算数科「計算のやくそくを調べよう」	◇児童生徒の学習活動が途切れないように学び方を育て、学習環境を整えておく。 ◇児童生徒が学びの手順や方法を理解できるようにしておく。
同単元指導	◇二つの学年に共通の学習場面ができ、複式学級に一体感が生まれやすい。	第3学年 理科「明かりをつけよう」 第4学年 理科「電気のはたらき」 第5学年 国語科「漢字の成り立ち」 第6学年 国語科「漢字の形と音・意味」	◇単元を組み合わせる場合は、指導の時期を合わせ、指導時数に幅をもたせるなど、年間指導計画を工夫する。
		異程度 第5学年 体育科「マット運動 回転技」 第6学年 体育科「マット運動 倒立技」	◇学年差による既習事項の習得状況の違いや発達の段階を踏まえ学習活動を展開する。 ◇各教科等の目標の達成に支障のないようにする。
	同内容 ◇二つの学年の協力的な学習の場を設定しやすい。 ◇より多くの人数で話し合いや体験的な学習ができる。	同程度 第3・4学年 理科 A年度：「春の生き物(3年)」 B年度：「あたたかくなると(4年)」 一部同程度 外国語科 第5学年「Alphabet Time 2」 第6学年「Alphabet Time 3」	◇同程度と一部同程度で指導する際は同学年の内容を2学年間で学習する指導計画を工夫する。

2 展開事例 第3・4学年 算数科 学年別指導 異内容指導の例

1 単元名	2 全体計画	3 本時の学習	4 展開	5 学習活動	6 指導上の留意点	7 指導形態	8 指導上の留意点	9 学習活動
3年「わり算や分数を考えよう」	4時間 第1次 大きい数のわり算(2時間) 第2次 分数とわり算(2時間)	2/4時 (1)目標 2桁÷1桁の計算の仕方を既習の除法計算の仕方や数の構成を基に考え、説明することができる。	直接指導 間接指導 教師の動き(わたり)	・予想される児童の反応	◆評価<方法> ・前時までの学習を振り返る。	2	・前時までの学習を振り返る。	1 本時の学習の流れを確認する。
				2 学習課題を確認する。 ・式にすると69÷3かな。 ・60÷3はできるけど。 ・69を60と9に分ければいいかな。 2けた÷1けたの計算のし方を考えよう	・立式に必要な言葉を確認し、60が69に変わったという前時との違いを明確にする。	4 4	・児童が学習を進められるよう、活動の流れを提示する。	2 ガイド役の児童が中心となり、問題1に取り組む。 ・3のまとまりが3つできるから、式は、3×3になるよ。 
				3 ガイド役の児童が中心となり、計算の仕方を考え、共有する。 ・色紙を使って、10のまとまりとばらに分けよう。 ・69を60と9に分けて計算しよう。 60÷3=20 9÷3=3 合わせて23	・ガイド役の児童が話し合いを進められるよう、進行表を準備する。 ・具体物を用いて考えられるよう、色紙を準備する。	4 4	・問題2を提示し、解決の見通しをもてるよう問題1との共通点や違いに着目するよう促す。	3 学習課題を確認する。 ・同じ数のまとまりを囲もう。 ・できるだけすっきりした式に表したいな。 ドットの数の求め方を工夫し、1つの式に表そう
				4 まとめをする。 ・位ごとに分けて計算すれば答えを求めることができる。	・互いの考えの共通点に着目できるよう、問いかける。	10 10	・ガイド役の児童が話し合いを進められるよう、進行表を準備する。 ・友達の考えを表せるよう、図や式をかくワークシートを準備する。 ・共有したことを基に自分の考えを見直すように促す。	4 ガイド役の児童が中心となり、求め方を考え、共有する。 ・4のまとまりが4つと3のまとまりが3つできたよ。1つの式に表すと、4×4+3×3になるよ。 ・3のまとまりで考えると、3×8+1の式に表せるよ。 
				5 ガイド役の児童が中心となり、適用問題に取り組み、友達と説明し合う。 ・84÷4 ・46÷2	・児童が学習を進められるよう、活動の流れを提示する。 ◆思考・判断・表現 2桁÷1桁の計算の仕方を被除数の構成に着目して考え、図や式を用いて説明している。<ワークシート>	10 10	◆思考・判断・表現 数量の関係や思考の過程を1つの式で表したり、式を読み取ったりしている。<ワークシート>	5 まとめをする。 ・計算の約束に注目すると、求め方を1つの式に表すことができる。
				6 振り返りと次時の確認をする。 ・位ごとに分けて計算するところはかけ算と同じだったよ。 ・他の数でもできるか、やってみよう。	・振り返りを共有し、次時への意欲付けを図る。	3		6 振り返りと次時の確認をする。 ・1つの式にすると考え方がすっきりと表せたよ。 ・1つの式からどのように考えたのがよく分かったよ。

第7章 現職研修

教員としての資質能力を高めるための研修を推進する。

校（園）内研修

1 学校（園）の教育目標の実現を目指す効果的な研修計画を作成する。

- (1) 学校（園）の教育目標の実現を目指す組織的、計画的な研修の推進
 - ア 幼児児童生徒の実態や地域の特色を踏まえ、各学校（園）が直面している課題を明確にして、具体性のある研修主題を設定する。
 - イ 研修が日常的、継続的に行われるよう、研修の内容や方法等を具体的に明示した研修計画を作成する。
 - ウ 学校（園）の実情に応じて学年、教科、その他の部会構成を工夫するとともに、各部会の連絡を密にした機能的な研修体制を整備する。管理職や各種主任は、研修が深まるようにリーダーシップを発揮する。
 - エ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善についての研修を計画的に推進する。
 - オ キャリアステージに応じた教員の資質能力の向上のために、関係機関等との連携を深め、指導力を高めたり、得意分野を伸ばしたりする研修の充実を図る。
- (2) 全校体制で取り組む校（園）内研修の推進
 - ア 教育委員会が実施する年次研修等の校外研修を校内研修と関連付け、その意義や成果を共有し、学び続ける意識をもつ。
 - イ 日頃から自由に意見を言い合える職場の雰囲気づくりに努め、OJTを通じて日常的に学び合う研修の充実を図る。

OJT

2 内容や方法を工夫し、実践的な指導力を高める研修を進める。

- (1) 教員としての専門性を高める研修内容の充実
 - ア 自律的に学ぶ姿勢をもち、教科や教職に関する専門的な知識や技能を高める研修に努める。
 - イ 学級経営や生徒指導等に関する事例研究及び実技研修を積極的に行い、指導の改善に努める。
 - ウ 特別支援、人権、福祉、国際理解、情報、環境、いじめ、不登校等、現代的な諸課題や学校教育課題に関する研修の機会を設ける。
 - エ 危機管理マニュアルを基に、想定される学校（園）事故への訓練や研修を行い、適切な対応策を評価・検証し、危機管理意識を高める。
 - オ カリキュラム・マネジメントに関する研修を通して、保護者や地域との連携を深めるなど「チーム学校」を支える一員としての力量を高める。
 - カ 個人研修や他校（園）及び関係機関における研究の成果について、関係機関が発行する資料や各種研究情報を活用して学び合う機会をもち、校（園）内研修の活性化に生かす。
- (2) 実践的な指導力を高める研修方法の工夫・改善
 - ア 幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校等間で合同研修会等を開催し、協議や情報交換を積極的に行い、幼児児童生徒の理解や指導の仕方について研修を深める。
 - イ 全国学力・学習状況調査等の結果を分析するなど、児童生徒の実態を捉え、指導方法を振り返ったり、授業での変容を捉えたりして、日頃から授業改善に努める。
 - ウ 互見授業の機会を定期的に設けたり、教員間で自由に授業を参観したりするなど、研修する場を設定して、学習の展開や指導方法を工夫・改善する。
 - エ 授業リフレクションの考え方に基づくフリーカード法等のワークショップの形式を取り入れるなど、研修方法を工夫する。また、研修を週時程表に位置付けるなど、研修の進め方を工夫する。
 - オ 優れた指導実践を参観したり映像資料を見たりする機会を設定し、一人一人の教員の指導力を高める。

チーム学校

互見授業

3 日々の教育活動に生かす評価を行い、研修の改善を図る。

- (1) 研修が教員の指導力を高め、学校（園）の教育目標の実現に向けた日々の教育活動に生かされているか、幼児児童生徒の成長や進歩の様子から評価する。
- (2) 研修が継続的、発展的に進められるように、成果や課題を明らかにし、研修組織や計画の改善を図る。

個人研修及び関係機関における研修

1 キャリアステージを意識して、個人研修テーマを設定する。

- (1) 「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」を参考にし、教員一人一人がそれぞれのキャリアステージで求められる資質能力を高める研修に努める。
- (2) 日々の学習指導や生徒指導、校務分掌について自己評価し、課題を見付け、指導力や専門性を高める個人研修テーマを設定する。

2 研修を通して、実践的な指導力や豊かな人間性を高める。

- (1) 自主的に授業を公開したり参観したりして研修主題の解明に努め、教員としての指導力を高める。
- (2) 各種研究会、講演会等に参加して、教員としての専門性を自ら高める。
- (3) ボランティア活動、社会教育活動等、地域の諸活動に積極的に参加し、地域の人々との交流を通して、人間性や社会性を高める。
- (4) 情報や情報手段を主体的に活用し、社会の変化や教育改革の動向に目を向けながら最新の知識や技能を身に付ける。

3 実践を振り返り、教員としての資質能力の向上に努める。

- (1) 教員間の日常的な意見交換や助言を大切にして、広い視野から自らの研修を振り返り、研修の内容や方法等の改善に努める。
- (2) 指導記録の累積に努め、幼児児童生徒の姿を基に日常の実践を考察し、指導の工夫・改善に生かす。
- (3) 自らのキャリアステージ全体を見通し、その職責、経験、ニーズ等に応じて、効果的・継続的な研修を行うための目安となる「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」を活用して、これからの時代に求められる資質能力を高めていく。

<活用例>

- ・対話に基づく受講奨励での活用
- ・日々の教育実践の中での目標設定、振り返りとして活用等

[研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励について]

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励は、教員の主体的・自律的な目標設定やこれに基づくキャリア形成につながることを期待される。教員と校長等の学校管理職とが対話を繰り返す中で、教員が自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割等を踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくことが基本である。学校管理職としては、人材育成の観点から、「教員が今後どの分野の学びを深めるべきか」などについて効果的な指導助言を行うことや、個々の教員の強みや専門性を把握した上で校務分掌を決定するなど学校運営に生かすことが可能になる。

(「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励ガイドライン 富山県版」を参考に作成)

参考資料

○[研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン](#)

文部科学省
令和4年度



○[研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励ガイドライン 富山県版](#)

富山県教育委員会
令和4年度



○[公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針](#)

文部科学省
令和4年度
令和6年度改訂



○[富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標](#)

富山県教育委員会
令和5年度



○[全国学力・学習状況調査報告書 授業アイデア例](#)

国立教育政策研究所
平成21～令和元年度
令和3～令和7年度



○[教員研修ハンドブック](#)

富山県教育委員会



○授業の達人DVD

富山県教育委員会

平成26～令和3年度

1 「教師の学びの姿」の実現

個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じて、「主体的・対話的で深い学び」を実現することは、子供たちの学びのみならず、教師の学びにも求められており、子供たちの学びのロールモデルとなることが期待される。

教師の学びの姿

- 「主体的な姿勢」……変化を前向きに受け止め、探究心をもちつつ自律的に学ぶ。
- 「継続的な学び」……求められる知識技能が変わっていくことを意識する。
- 「個別最適な学び」…個性に即して、新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばす。
- 「協働的な学び」……他者との対話や振り返りの機会を確保する。

子供たちの学び（授業観・学習観）の転換とともに、教師自身の学び（研修観）を転換する。教師自らが問いを立てて実践を積み重ね、振り返り、次につなげる探究的な学びをデザインしていく。

教師の学びの姿も、子供たちの学びの相似形

2 教師に共通的に求められる資質

教師に共通的に求められる資質の具体的内容

特別な配慮や支援を必要とする子供への対応

- ・子供の特性等の理解と組織的な対応
- ・学习上・生活上の支援の工夫

個別最適に行うものとしての位置付け

学習指導

- ・学習者中心の授業の創造
- ・子供の興味・関心を引き出す教材研究
- ・他の教師と協働した授業研究
- ・各教科等の専門知識の習得

生徒指導

- ・個に応じた指導
- ・自分らしい生き方を実現するための力の育成
- ・子供たちとの信頼関係の構築
- ・可能性や活躍の場を引き出す集団づくり

より効果的に行うための手段としての位置付け

ICTや情報・教育データの利活用

- ・授業や校務等でのICTの効果的な活用
- ・情報活用能力を育成する授業実践
- ・教育データの適切な活用

教職に必要な素養

倫理観、使命感、責任感、教育的愛情、総合的な人間性、コミュニケーション力、想像力、自ら学び続ける意欲及び研究能力 等

※上記に関連して、マネジメント、コミュニケーション（ファシリテーションの作用を含む）、連携協働などが横断的な要素として存在

3 研修体制の整備

日常的な校内研修等の充実

- ・学校（園）における様々な機会や場面を、教師の学びとして位置付け、活用
- ・個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

主体的・自律的な研修の全校的な推進体制

- ・学校（園）が直面する教育課題の組織的な解決
- ・教師が学びに向き合うことができる研修環境の整備

効果的・効率的な実施方法

- ・教師の多忙化に配慮した研修内容の重点化や精選

研修内容が適時見直される仕組みの整備

- ・最新の教育課題に即した研修内容を設定

参考資料

- 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～
- 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針

中央教育審議会 令和4年12月
文部科学省 令和7年2月改正

4 研究主題の解明に向けた授業研究後の研修の進め方

研究主題の解明に向け、幼児児童生徒一人一人の具体的な姿（表情や発言等）を基に、授業者の手立てについて、参観者の意見を伝え合うことで協議が深まるようにする。その際、授業を見る視点や参加者全員で協議を深めること、参加者は自分の授業に生かす視点をもつこと等、協議で大切にすることを事前に共通理解しておく。

【研修の進め方（例）】

ICTを活用することで、時間や場所の制約を受けず、幼児児童生徒の姿と手立てを関連付け、協議を深めることができる。また、クラウド上にデータ（授業の様子や指導案、協議内容等）を蓄積しておくことで、いつでも参照することができ、授業改善に取り組みやすい環境を設定することができる。

- (1) 授業前
 - ・指導案等の資料をクラウド上に保存し、疑問点や気付いたこと等を共有しながら教材研究や授業の準備を行う。
- (2) 授業後（協議会前）
 - ・チャット機能や共同編集機能を用いて、指導案や資料、幼児児童生徒の姿（写真や動画、記述等）を共有する。また、参加者が事前に考えを書き込むことで、協議の時間を確保する。
- (3) 協議会
 - ・授業者の意図や本時のねらい、協議の視点に即して、発問や働きかけ、幼児児童生徒の反応、学級の雰囲気等について、成果と課題をデジタル付箋等に書き込み、共通のファイル（デジタルホワイトボード等）に貼る。
 - ・意見が集中する場面や評価が分かれる場面を中心に、授業記録を併用しながら協議し、成果と課題を明らかにする。その際、司会者がファシリテーターとして、授業改善のポイントをキーワードにして意見を整理したり、他の授業でも活用できる手立てとして協議後の実践とつないで考えるよう促したりして協議を深める。
 - ・最後に、参加者が学んだことや明日から取り組みたいこと等を発表し、共有する。

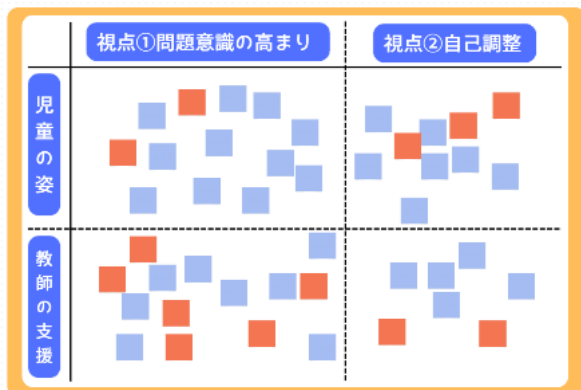
<デジタル付箋を用いた意見の整理例>

① 時系列整理法

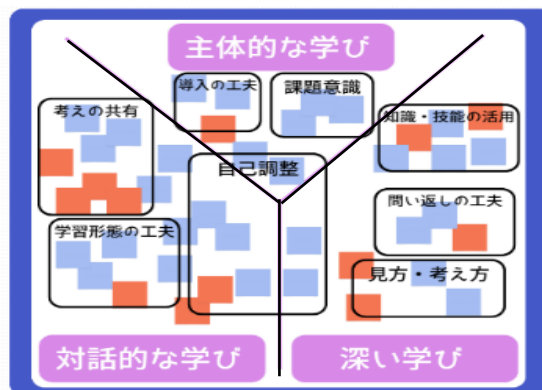
授業における成果と課題を明確にするために、展開に沿って付箋を貼る。縦軸を「児童（幼児、生徒）」と「授業者」、横軸を時系列とし、付箋の多い部分に絞って協議する。

② 思考ツール活用整理法

各学校（園）等の研修主題に基づき、協議の視点を設けて付箋を貼る。



マトリックス表の縦軸を「児童の姿」と「教師の支援」、横軸を「問題意識の高まり」と「自己調整」として整理した付箋を基に、幼児児童生徒の具体的な姿や教師の効果的な支援、視点ごとに授業改善の方法等、協議する。



Yチャートの「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点で、構造化して位置付けた付箋を基に協議する。

(4) 協議会后

- ・チャット機能や共同編集機能を用いて、それぞれが協議会での学びを、その後の授業でどのように活かし、授業改善を図ったかなどを共有し、よりよい実践へとつなげる。

参考資料

- [NITS 「研修プランシリーズ」](#)
- 「リーディングDXスクール指定校実践事例・動画」

NITS 独立行政法人教職員支援機構
文部科学省

「富山県公立学校の教員等の 資質向上のための指標」の改訂について

「教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」（以下「指針」）においては、教員等には、倫理観、使命感、責任感、教育的愛情、総合的な人間性、コミュニケーション力、想像力、自ら学び続ける意欲や研究能力等が普遍的な資質として求められ、また、個々の教員等に応じてその資質を向上させる必要があり、自ら必要な学びを主体的にマネジメントしていく姿勢が重要であるとされています。

令和7年2月の指針の改正において、新たに学校における働き方改革の推進を指標に明記することとされました。校長のリーダーシップの下、働き方改革への取組を推進しつつ、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を構築し、組織的に諸課題に対応することも求められており、本指標を改訂しました。

本指標については、校長等による対話に基づく受講奨励の際に、教員等が学びの成果や成長の振り返りを行い、今後の課題や展望等をもてるようにすること、日々の教育実践の中で伸ばしたい力や職責に応じて必要とされる力を確認して自身の資質能力を向上させること等を通して、自他のウェルビーイングにつながるよう活用していただきたいと考えます。

主な改訂のポイント

<管理職>

- 「組織運営体制の整備」に、生徒指導や特別支援教育に係るチームでの対応について明記
- 「チーム学校を推進するマネジメント」に「働き方改革（業務改善）」を設け、教職員一人一人が意欲を高め、能力を最大限に発揮できるよう、「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえた働き方改革を推進することを明記
- 「教育課程の編成と改善」に、教育課程の柔軟な編成と適正な運用を行うことを明記
- その他、国の指針や「第3期富山県教育大綱」等に基づく資質能力の具体的な内容の見直し

<教諭・養護教諭・栄養教諭>

- 「チーム学校を支えるマネジメント」に、「働き方改革（意識改革）」を追加し、「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえた働き方改革を推進することを明記
- 「児童生徒への必要な配慮や支援」に、共生社会の形成に向けた多様な児童生徒への対応が必要であることを明記
- その他、国の指針や「第3期富山県教育大綱」等に基づく資質能力の具体的な内容の見直し

富山県教育の基本理念（「第3期 富山県教育大綱」令和8年3月策定）
生涯にわたる学びを通して、県民一人ひとりのウェルビーイングを高める



教育方針

- 1 一人ひとりの可能性を引き出す質の高い教育の実現
- 2 多様なニーズに対応したきめ細かな教育と支援の展開
- 3 子どもたちの学びを支える教育環境を構築
- 4 社会の持続的発展に向けて学ぶことのできる機会の提供



富山県教育委員会

令和8年3月／発行

管理職の資質向上のための指標

資質能力		役 職	トップリーダーとして目指す姿	
			教 頭	校 長
管理職としての素養	管理職としての職責	<ul style="list-style-type: none"> ・教頭としての自覚と責任の下、校長を補佐し、職務を遂行する。 ・教頭として、向上心を忘れることなく、自ら学び続け、幅広い教養と高い専門性を備え、その成果を職務に反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における全教育活動に対し、最高責任者である自覚と責任をもつ。 ・校長として、自己研鑽に励み、幅広い教養と高い専門性を備え、社会状況の変化や学校の教育課題等に対応する。 	
	管理職として求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> ・校長と教職員との調整を図り、教職員の親和に努め、校内の秩序を保つ。 ・校長を補佐し、学校内外の情報を収集・整理・分析して学校運営に関する課題を的確に把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の特性を理解して適切な指導を行い、一体感のある組織を構築する。 ・学校内外の情報を収集・整理・分析し、教頭と共有した学校運営に関する課題の解決に向けて的確に判断する。 	
管理職の実践	チーム学校を推進するマネジメント	学校経営方針等の策定・推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校経営方針の策定と推進に向け、学校運営上の課題を把握し、校長の意思決定を補佐する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営上の課題を的確に把握し、具体的な学校経営方針を策定して推進に向けて取り組む。
		組織運営体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・学校経営方針を教職員に共有するとともに、組織マネジメントの視点を持ち、教職員を適切に指導したり、地域・各種機関等と連携したりして、学校運営を円滑に進める。 ・児童生徒の内面的な理解に基づく生徒指導や、一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供等、校内教育支援体制を充実し、教職員に指導・支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育目標を実現するために、組織マネジメントの視点を持ち、具体的な手段・方法を明らかにし、校内の組織体制、地域・各種機関等との連携体制等を整える。 ・児童生徒の内面的な理解に基づく生徒指導や、一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供等、全校的な教育支援体制を整える。
		保護者や地域・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域・関係機関の関係者と連絡・調整を図り、信頼関係を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の説明責任を果たすとともに、学校内外の関係者の相互作用により、学校の教育力を最大化していく。
		働き方改革(業務改善)	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の豊かな学びのために、校長を補佐し、教職員一人一人が、その意欲と能力を最大限に発揮できる環境を整える。 ・「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえ、校長の方針の下、業務量の管理を適切に行う。 ・教職員の業務の実態を把握し、教育DX化や校長が示す対策等に自ら取り組むとともに、教職員に指導・支援を行い、働き方改革を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の豊かな学びのために、教職員一人一人が、その意欲と能力を最大限に発揮できる環境を整え、働き方改革を推進する。 ・学校運営が適切に行えるよう、「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえ、学校業務の整理・調整や、教職員の業務の適正化、勤務時間の管理を行う。 ・家庭や地域の協力を得ながら、外部人材の活用や教育DX化等を通じた業務縮減・効率化に向けた行動目標や具体策を提示する。
	学校教育の管理	教育課程の編成と改善	<ul style="list-style-type: none"> ・校長を補佐し、国の動向や時代の変化に応じた特色ある教育課程を柔軟に編成して、適正な運用とともに評価・改善する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育目標の実現に向けて、国の動向や時代の変化を踏まえ、カリキュラム・マネジメントを推進する。 ・学校の状況や育てたい子供像を基に、特色ある教育課程を柔軟に編成し、適正な運用とともに評価・改善する。
安全管理 危機管理		<ul style="list-style-type: none"> ・様々なリスクを想定し、日常的な学校安全及び事故防止に向けて情報を収集し、様々な事案への対応を可能とする体制を整える。 ・緊急時には迅速に状況を把握し、校長の指示の下、情報を整理して的確に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なリスクを想定し、収集された情報を活用しながら、日常的な学校安全及び事故防止に向けた体制の構築と対策を講じる。 ・緊急時には迅速に決断し、的確な指示を行い、関係機関と連携して組織的に対応する。 	
教職員の育成	教職員理解 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員とのコミュニケーションに留意し、教職員の心身の健康状況や働き方を観察して校長と情報共有するとともに、個性や特徴に応じた適切な指導・支援を行う。 ・教職員の資質向上に向け、教職員を適正に評価し、校長に情報提供するとともに、教職員に指導・支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員とのコミュニケーションに留意し、教職員の心身の健康状況や働き方を把握し、個性や特徴に応じた適切な指導・助言を行う。 ・教職員が主体的に研修を進められるよう、教頭からの情報提供や研修履歴を活用し、対話に基づく適切な指導・助言を行うことで、教職員の資質向上を図る。 	
	サービス規律の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・教頭として高い倫理観をもち、コンプライアンスを意識して自らを厳しく律し、教職員の手本となる。 ・校長を補佐し、教職員の倫理観を高めるとともに、非違行為の根絶に向けての指導・助言をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校長として高い倫理観をもち、コンプライアンスを意識して自らを厳しく律し、信頼される学校づくりを進める。 ・校長として、教職員の倫理観を高めるとともに、非違行為の根絶に向けての指導・助言をする。 	

教諭の資質向上のための指標

視点	新規採用時に 目指す姿	伸 長		貢 献
		Step1	Step2	
		実践を繰り返すことを通し、 基礎的な力を身に付ける。	専門性の向上を図り、力を 伸ばす。	
資質能力	教員を志す者として、基礎となる知識・技能等を身に付けている。	実践を繰り返すことを通し、 基礎的な力を身に付ける。	専門性の向上を図り、力を 伸ばす。	協働的な学校づくりに向け、 主体性を発揮しながら貢献する。
教職としての 素養	教育公務員の 職責	<ul style="list-style-type: none"> □教育公務員としての誇りを持ち、使命・責任を自覚している。 □教員としてのライフステージに応じて常に自己研鑽に努め、探究心をもって学び続ける土台ができています。 □富山を愛し、児童生徒への教育的愛情と、教職への誇りと強い情熱をもってしている。 	<ul style="list-style-type: none"> □教育公務員としての誇りを持ち、使命・責任を自覚している。 □教員としてのライフステージに応じて常に自己研鑽に努め、探究心をもって学び続ける土台ができています。 □富山を愛し、児童生徒への教育的愛情と、教職への誇りと強い情熱をもってしている。 	<ul style="list-style-type: none"> □教育全体への信用・信頼に応えることができるよう、自ら服務規律を遵守し、他の教職員にも働きかける。 □学校全体の教育力向上に向け、協働的・組織的に研究等を推進する。
	社会人として 求められる 基礎的な能力	<ul style="list-style-type: none"> □一般常識や人権意識を身に付け、豊かな人間性をもってしている。 □自分の考えを適切に伝え、他人の意見に謙虚に耳を傾けている。 □課題に対し、その解決に向けて粘り強く挑戦している。 	<ul style="list-style-type: none"> □法令を遵守し、日常のサービスを誠実かつ公正に遂行する。 □周囲の状況や相手の思い・考えを汲み取る。 □自分の考えを効果的に伝える。 □教育環境の変化を前向きに受け止め、諸課題の解決に向けて粘り強く挑戦する。 □自らを客観視し、安定した気持ちで仕事ができるように自己啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> □円滑なコミュニケーションを通して、互いに協力したり補ったりして良好な人間関係を構築する。 □自他のストレス状態に気付き、軽減するための適切な知識や方法により、対処・助言する。
チーム 学校を 支える マネジ メント	学級経営・ 学校運営	<ul style="list-style-type: none"> □学校組織及び学級担任の役割と職務内容についての基礎的な知識を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> □人間尊重の精神を基盤に、互いのよさを認め合い、児童生徒一人一人が自分らしさを発揮できるように、児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> □児童生徒が安心してできる「居場所づくり」や、支え合う「絆づくり」に配慮する。 □特色ある学校づくりに向けて、企画・調整の力を発揮する。 □OJTを推進し、組織としての教育力を高めようとする。 □課題解決に向けて時間や資源を効果的に用い、学校運営の持続的な改善に参画する。 □保護者、地域、関係機関等との連携・協働のネットワークの中軸となり、課題解決について適切な提案や助言を行う。 □自分の働き方を率先して見直すとともに、他の教職員と意識改革が進むよう取り組む。
	保護者、地域等との 連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> □保護者や地域等との連携・協働の重要性を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> □保護者、地域等と積極的に関わり、信頼関係を築く。 	<ul style="list-style-type: none"> □保護者、地域等との信頼関係を基に連携して教育課題に対応し、解決に向けて取り組む。
	他の教職員との 連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> □教職員集団の一員として自分の役割を理解し、他者と協力して対応しようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> □研修や同僚から積極的に学び、校内の課題に対して、学校組織の中で自らの役割を果たそうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> □自身や自校の強み・弱みを理解し、他の教職員との連携・協働を通じて校内外の課題を解決しようとする。
	働き方改革 (意識改革)	<ul style="list-style-type: none"> □自身の健康管理に努めるとともに、効率的な時間の使い方を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> □「学校・教師が担う業務に係る3分間」を踏まえた創意工夫による効率的・効果的な業務遂行と自らのタイムマネジメントを行い、働き方改革を推進する。 □心身の健康を保ち、充実したワーク・イン・ライフとウェルビーイングを実現する。 	<ul style="list-style-type: none"> □「学校・教師が担う業務に係る3分間」を踏まえた創意工夫による効率的・効果的な業務遂行と自らのタイムマネジメントを行い、働き方改革を推進する。 □心身の健康を保ち、充実したワーク・イン・ライフとウェルビーイングを実現する。
学習指導	授業の 設計・展開	<ul style="list-style-type: none"> □カリキュラム・マネジメントについての基礎的な知識を身に付けている。 □学習指導要領を踏まえ、目標を明確にした指導計画の作成についての基礎的な知識を身に付け、実践しようとする。 □各教科等の学習指導に必要な基礎的な知識を身に付けている。 □身に付けている基本的な指導技術を実践に生かそうとしている。 □認知能力・非認知能力についての基礎的な知識を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> □カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、指導計画を作成する。 □学習指導要領の趣旨を踏まえ、ねらいに迫るための授業の計画を作成し、学習指導を行う。 □学習指導に関する技術を高め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業を展開する。 □専門性や実践経験を生かし、資質能力の育成に向けた授業を展開する。 □児童生徒の疑問や発想を大切に学習者中心の授業づくりに取り組み、指導方法・教材や学習時間等を柔軟に提供・設定する。 □児童生徒が興味・関心に応じ、課題を設定して情報を収集、整理・分析し、まとめ・表現を行うなど、対話を通して問題発見・問題解決を図ることができるようにする。 □児童生徒が自らの学習状況を把握し、学習の進め方について工夫し、調整しながら粘り強く取り組むよう、主体的な学びを支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> □カリキュラム・マネジメントの視点から、自校や地域の特色に応じた指導計画を作成する。 □自校の特色を踏まえ、目指す児童生徒の姿から目標を明確にした授業を設計し、実践する。 □授業改善に向けての提案を行う。 □他の教職員の授業設計や指導上の課題に対して適切な助言及び支援を行う。 □授業における指導と評価の一体化についての課題を明らかにし、自らの知見や実践を自校の授業改善に生かす。 □学校全体の実態から課題を把握し、自校のカリキュラム・マネジメントについて適切な提案や助言を行う。
	授業の 評価・改善	<ul style="list-style-type: none"> □学習評価に関する基礎的な知識を身に付け、実践しようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> □児童生徒一人一人の学習状況を的確に把握し、学習指導に生かす。 	<ul style="list-style-type: none"> □適切な学習評価、授業評価を行い、児童生徒の学習状況に応じ、補完的・発展的指導を行う。
	児童生徒 理解	<ul style="list-style-type: none"> □児童生徒一人一人の実態に応じて積極的に児童生徒に向き合おうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> □児童生徒のよさや可能性を伸ばすよう、一人一人の特性や心身の状況等の多様性を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> □児童生徒を取り巻く環境を的確に捉えて判断し、一人一人に応じた支援を行う。
生徒指導	児童生徒 支援	<ul style="list-style-type: none"> □生徒指導についての基礎的な知識を身に付け、実践しようとする。 □教育相談についての基礎的な知識を身に付け、児童生徒一人一人の思いを共感的に受け止めようとする。 □キャリア教育や進路指導についての基礎的な知識を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> □相互扶助的で共感的な人間関係づくりを工夫し、児童生徒自らが自分らしい生き方を実現する力を育成する。 □児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることができるよう、自己決定の場を提供する。 □児童生徒と信頼関係を構築し、一人一人の可能性やよさを引き出す教育活動を展開する。 □他の教職員や関係機関等と連携し、一人一人を大切にしながら教育活動を実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> □児童生徒理解について、教職員相互で共通理解が図られるよう、組織の環境を整える。 □諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・体系的な教育プログラムを実施する。 □保護者や地域と連携しながら、学校教育活動全体を通じて、児童生徒が自己有用感をもって生活する力を育成する。
	危機管理	<ul style="list-style-type: none"> □危機管理の重要性を理解している。 □情報共有の重要性を理解し、連絡や報告、相談を迅速に行おうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> □危機管理意識をもち、安全に配慮した環境の整備を行い、管理職へ確実に「報告・連絡・相談」を行う。 □他の教職員と連携して事故等の未然防止を図り、早期発見、早期対応に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> □学校全体に目を配りながら、平常時の安全確保に努める。 □事故等の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に向けた提案改善等について組織的に推進する。
児童生徒への必要な 配慮や支援	<ul style="list-style-type: none"> □障害のある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒等、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の多様な背景を理解し、指導についての基礎的な知識を身に付けている。 □特別支援教育に関わる基本的な指導・支援の在り方や合理的配慮についての基礎的な知識を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> □全ての児童生徒の可能性を引き出す教育の実現に向け、様々な理由で特別な配慮や支援を必要とする一人一人の個性・特性や教育的ニーズを把握する。 □障害のある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒等の多様な学びを保障するために、「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、合理的配慮のもと児童生徒の教育的ニーズに応じて計画的な指導・支援を実践する。 □特に必要がある場合は、「特別的教育課程」を編成し、それに基づく教育活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> □様々な理由で特別な配慮や支援を必要とする児童生徒一人一人の学習上・生活上の困難を克服するための支援の工夫を行う。 □関係機関等との連携を図りながら、組織的・計画的に指導や支援を行う。 	
	ICTや情報・教育 データの利活用	<ul style="list-style-type: none"> □情報管理や個人情報保護の重要性を理解している。 □学校におけるICTの活用の意義や情報モラルを正しく理解し、ICT機器を適切に活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> □学校が管理する情報や児童生徒等に関する個人情報等を適正に取り扱う。 □児童生徒の情報活用能力や情報モラルを育成するための授業実践等を行う。 □授業や校務等におけるICTの活用方法を検討し、効果的に活用する。 □児童生徒の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ICT活用の現状や情報・教育データを俯瞰的に捉え、課題を明確にし、解決に向けて働きかける。 □ICTや情報・教育データの利活用について、他の教職員に対し適切な助言及び支援を行う。

養護教諭の資質向上のための指標

視 点	新規採用時に 目指す姿	伸 長		貢 献	
		Step 1	Step 2		
資質能力	教員を志す者として、基礎となる知識・技能等を身に付けている。	実践を繰り返すことを通し、基礎的な力を身に付ける。	専門性の向上を図り、力を伸ばす。	協働的な学校づくりに向け、主体性を発揮しながら貢献する。	
教職としての素養	教育公務員の職責	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育の意義や教員の社会的役割・服務等を理解している。 探究心をもって学び続ける土壌ができています。 児童生徒への教育的愛情と、教職への使命感や情熱をもって 	<ul style="list-style-type: none"> 教育公務員としての誇りをもち、使命・責任を自覚している。 教員としてのライフステージに応じて常に自己研鑽に努め、探究心をもちつつ自律的かつ継続的に学び続ける。 富山を愛し、児童生徒への教育的愛情と、教職への誇りと強い情熱をもって 	<ul style="list-style-type: none"> 教育全体への信用・信頼に込めることができるよう、自ら服務規律を遵守し、他の教職員にも働きかける。 学校全体の教育力向上に向け、協働的・組織的に研究等を推進する。 	
	社会人として求められる基礎的な能力	<ul style="list-style-type: none"> 一般常識や人権意識を身に付け、豊かな人間性をもっている。 自分の考えを適切に伝え、他人の意見に謙虚に耳を傾けている。 課題に対し、その解決に向けて粘り強く挑戦している。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令を遵守し、日常の服務を誠実かつ公正に遂行する。 周囲の状況や相手の思い・考えを汲み取る。 自分の考えを効果的に伝える。 教育環境の変化を前向きに受け止め、諸課題の解決に向けて粘り強く挑戦する。 自らを客観視し、安定した気持ちで仕事ができるよう自己啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 円滑なコミュニケーションを通して、互いに協力したり補ったりして良好な人間関係を構築する。 自他のストレス状態に付き、軽減するための適切な知識や方法により、対処・助言する。 	
チーム学校を支えるマネジメント	保健室経営・学校運営	<ul style="list-style-type: none"> 養護教諭の役割と職務内容についての基礎的な知識を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育目標を理解し、保健室経営計画を立案する。 計画的・組織的に保健室経営を推進するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育目標の実現に向けて保健室経営を工夫して実践する。 保健室経営計画を基に、保健管理、保健教育、健康相談、保健組織活動等について実践、評価し、改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健活動の推進に中心的な役割を果たす。 特色ある学校づくりに向けて、企画・調整の力を発揮する。 OJTを推進し、組織としての教育力を高めようとする。 保健室経営の視点から、学校教育目標を実現するための具体的な方策を提案し、学校運営に参画する。 保護者、地域、関係機関等との連携・協働のネットワークの中軸となり、課題解決について適切な提案や助言を行う。 自分の働き方を率先して見直すとともに、他の教職員と意識改革が進むよう取り組む。
	保護者、地域等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域等との連携・協力の重要性を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者、地域等と積極的に関わり、信頼関係をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者、地域等との信頼関係を基に連携して教育課題に対応し、解決に向けて取り組む。 	
	他の教職員との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> 教職員集団の一員として自分の役割を理解し、他者と協力して対応しようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修や同僚から積極的に学び、校内の課題に対して、学校組織の中で自らの役割を果たそうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自身や自校の強み・弱みを理解し、他の教職員との連携・協働を通じて校内外の課題を解決しようとする。 	
	働き方改革(意識改革)	<ul style="list-style-type: none"> 自身の健康管理に努めるとともに、効率的な時間の使い方を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえた創意工夫による効率的・効果的な業務遂行と自らのタイムマネジメントを行い、働き方改革を推進する。 心身の健康を保ち、充実したワーク・イン・ライフとウェルビーイングを実現する。 		
専門領域	保健教育	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領を踏まえ、保健教育における養護教諭の役割や児童生徒の実態に応じた保健教育の必要性を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健教育における養護教諭の役割を理解した上で、学級担任等と連携し、養護教諭の専門性を生かして積極的に参画し、実践する。 他の教諭等が授業等で使用できる教材を作成・提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領を基に、児童生徒の実態に即した保健教育を実践し、評価、改善しながら効果的に推進する。 	
	保健管理	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健安全法を基に、健康診断や健康観察、健康相談及び保健指導、救急処置等の保健管理の基礎的な知識を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の発達の段階に応じてよくみられる心身の疾病や障害を理解し、健康課題について対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健情報を総合的に評価し、把握した健康課題の解決に向けて、組織的に対応しながら、保健管理の充実を図る。 	
	健康相談及び保健指導	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談及び保健指導の位置付けを理解し、心身の発達の段階における健康課題に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の心身の発達の段階の課題や現代的な健康課題との関連を踏まえた健康相談及び保健指導を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 心身の健康課題を総合的に捉え、校内支援体制の充実と努めるとともに、保護者や関係機関等と連携する。 	
	児童生徒理解	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒一人一人の実態に応じて積極的に児童生徒に向き合おうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒のよさや可能性を伸ばすよう、一人一人の特性や心身の状況等の多様性を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒を取り巻く環境を的確に捉えて判断し、一人一人に応じた支援を行う。 	
生徒指導	児童生徒支援	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導についての基礎的な知識を身に付け、実践しようとする。 教育相談についての基礎的な知識を身に付け、児童生徒一人一人の思いを共感的に受け止めようとする。 キャリア教育や進路指導についての基礎的な知識を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 相互扶助的で共感的な人間関係づくりを工夫し、児童生徒自らが自分らしい生き方を実現する力を育成する。 児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることができるよう、自己決定の場を提供する。 児童生徒と信頼関係を構築して、一人一人の可能性やよさを引き出す教育活動を展開する。 児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にしたい教育活動を実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の課題解決への指導・教育相談を行う。 他の教職員や関係機関等と連携し、個に応じた指導・教育相談及び集団指導を実践する。 	
	危機管理	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健における危機管理意識をもっている。 情報共有の重要性を理解し、連絡や報告、相談を迅速に行おうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理意識をもち、安全に配慮した環境の整備を行い、管理職へ確実に「報告・連絡・相談」を行う。 他の教職員と連携して事故等の未然防止を図り、早期発見、早期対応に努める。 様々なケースを想定した、他の教職員との役割分担、組織的な救急体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 救急処置をはじめとした緊急事態への対応に係る校内研修を継続的に実施する。 	
児童生徒への必要な配慮や支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒等、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の多様な背景を理解し、指導についての基礎的な知識を身に付けている。 特別支援教育に関わる基本的な指導・支援の在り方や合理的配慮、医療的ケア実施に関わる環境整備等についての基礎的な知識・技能を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての児童生徒の可能性を引き出す教育の実現に向け、様々な理由で特別な配慮や支援を必要とする一人一人の個性・特性や教育的ニーズを把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な理由で特別な配慮や支援を必要とする児童生徒一人一人の学習上・生活上の困難を克服するため、専門的な知識に基づき支援の工夫を行う。 		
ICTや情報・教育データの利活用	<ul style="list-style-type: none"> 情報管理や個人情報保護の重要性を理解している。 学校におけるICTの活用意義や情報モラルを正しく理解し、ICT機器を適切に活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校が管理する情報や児童生徒等に関する個人情報等を適正に取り扱う。 児童生徒の健康への影響を考慮し、ICTとの上手な付き合い方を身に付けるための授業実践等を行う。 授業や校務等におけるICTの活用方法を検討し、効果的に活用する。 児童生徒の健康の改善を図るため、教育データを適切に活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ICT活用の現状や情報・教育データを俯瞰的に捉え、課題を明確にし、解決に向けて働きかける。 		

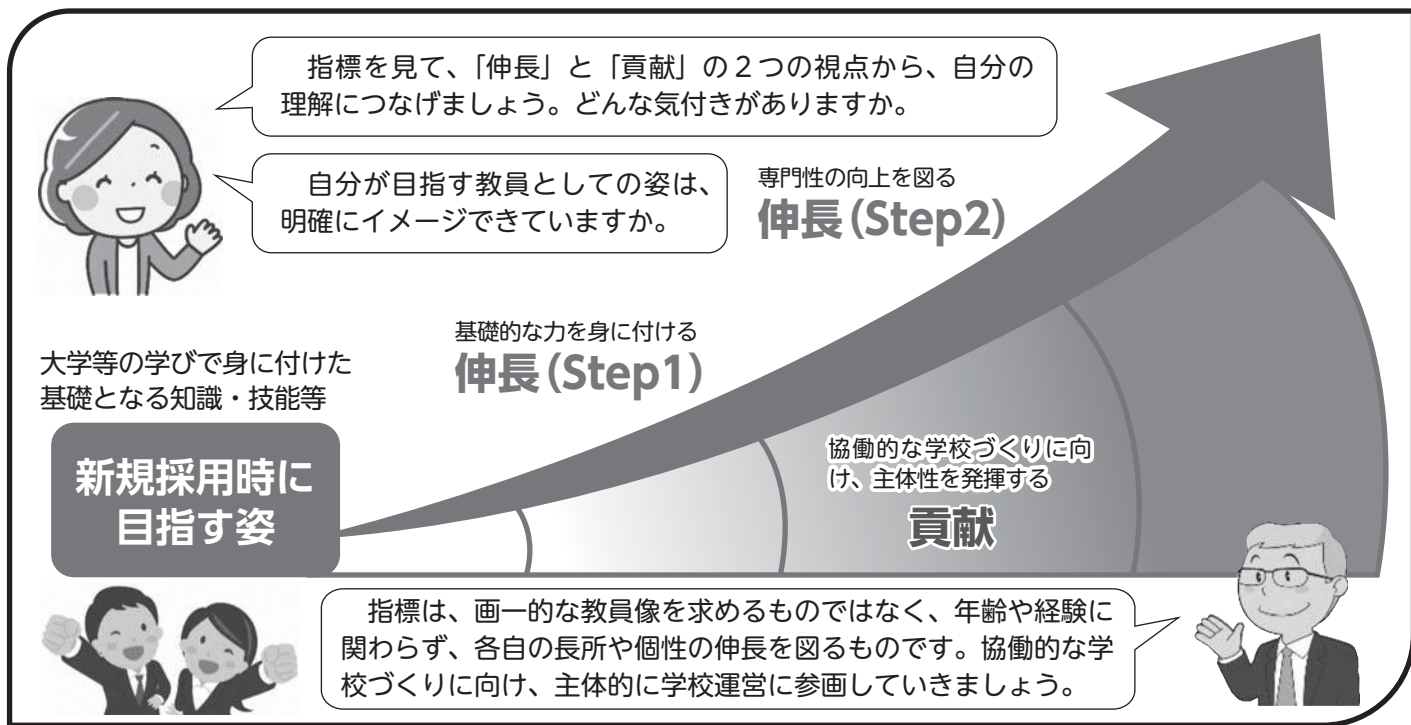
栄養教諭の資質向上のための指標

※学校栄養職員も準ずる

視 点	新規採用時に 目指す姿	伸 長		貢 献	
		Step 1	Step 2		
資質能力	教員を志す者として、基礎となる知識・技能等を身に付けている。	実践を繰り返すことを通し、基礎的な力を身に付ける。	専門性の向上を図り、力を伸ばす。	協働的な学校づくりに向け、主体性を発揮しながら貢献する。	
教職としての素養	教育公務員の職責	<ul style="list-style-type: none"> 教育公務員としての誇りをもち、使命・責任を自覚している。 教員としてのライフステージに応じて常に自己研鑽に努め、探究心をもちつつ自律的かつ継続的に学び続ける。 富山を愛し、児童生徒への教育的愛情と、教職への誇りと強い情熱をもっている。 		<ul style="list-style-type: none"> 教育全体への信用・信頼に込めることができるよう、自ら服務規律を遵守し、他の教職員にも働きかける。 学校全体の教育力向上に向け、協働的・組織的に研究等を推進する。 	
	社会人として求められる基礎的な能力	<ul style="list-style-type: none"> 一般常識や人権意識を身に付け、豊かな人間性をもっている。 自分の考えを適切に伝え、他人の意見に謙虚に耳を傾けている。 課題に対し、その解決に向けて粘り強く挑戦している。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令を遵守し、日常のサービスを誠実かつ公正に遂行する。 周囲の状況や相手の思い・考えを汲み取る。 自分の考えを効果的に伝える。 教育環境の変化を前向きに受け止め、諸課題の解決に向けて粘り強く挑戦する。 自らを客観視し、安定した気持ちで仕事ができるように自己啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 円滑なコミュニケーションを通し、互いに協力したり補ったりして良好な人間関係を構築する。 自他のストレス状態に気づき、軽減するための適切な知識や方法により、対処・助言する。 	
チーム学校を支えるマネジメント	食育推進・学校運営	<ul style="list-style-type: none"> 栄養教諭の役割と職務内容についての基礎的な知識を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育目標を理解し、食育の推進に向けた方針を立て、実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> 食育の推進に積極的にに関わり、学校教育目標の実現に向けて工夫・改善を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 特色ある学校づくりに向けて、企画・調整の力を発揮する。 OJTを推進し、組織としての教育力を高めようとしている。 課題を的確に把握して組織的な対応策を提案し、解決に向けて学校運営に参画する。 保護者、地域、関係機関等との連携・協働のネットワークの中軸となり、課題解決について適切な提案や助言を行う。 自分の働き方を率先して見直すとともに、他の教職員と意識改革が進むよう取り組む。
	保護者、地域等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域等との連携・協力の重要性を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者、地域等と積極的に関わり、信頼関係をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者、地域等との信頼関係を基に連携して教育課題に対応し、解決に向けて取り組む。 	
	他の教職員との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> 教職員集団の一員として自分の役割を理解し、他者と協力して対応しようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修や同僚から積極的に学び、校内の課題に対して、学校組織の中で自らの役割を果たそうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自身や自校の強み・弱みを理解し、他の教職員との連携・協働を通じて校内外の課題を解決しようとする。 	
	働き方改革（意識改革）	<ul style="list-style-type: none"> 自身の健康管理に努めるとともに、効率的な時間の使い方を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえた創意工夫による効率的・効果的な業務遂行と自らのタイムマネジメントを行い、働き方改革を推進する。 心身の健康を保ち、充実したワーク・イン・ライフとウェルビーイングを実現する。 		
専門領域	食に関する指導 (給食の時間教科等の指導 個別的な相談指導)	<ul style="list-style-type: none"> 食に関する指導内容やPDC Aサイクルに基づく指導の進め方についての基礎的な知識を身に付けている。 学校給食を「生きた教材」とする意義を理解している。 健康課題のある児童生徒等に対する個別的な相談指導への対応等の重要性について理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 食に関する指導の全体計画の作成に参画するとともに、各学年・学級の食に関する課題を把握し、給食の時間や教科等における食に関する指導を行う。 学級担任等が給食指導の際に活用できる共通的な資料の作成・提供等を行う。 食に関する健康課題を有する児童生徒に、家庭、学級担任等や養護教諭、必要に応じて学校医等と連携を図りながら指導・助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学年・学級の食に関する課題を把握し、専門的な知見から発達の段階に応じた食に関する指導を行う。 学級担任等と連携し、学校教育活動全体で年間を通じた計画的・継続的な指導を行う。 食に関する健康課題を有する児童生徒の情報を教職員に適切に伝え、共通理解の下、組織的に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 食に関する指導の中心的役割を担い、自校や地域の特色を踏まえ、目標を明確にして指導・評価し、指導内容の工夫・改善を図る。 食に関する指導について適切に評価し、その成果を可視化するなど学校全体で推進する。 学校給食における献立作成や、調理・配食及び施設設備に関して、地域（市町村）において指導的役割を果たす。 食に関する健康課題への予防や対応策について研修を進めるとともに、地域（市町村）に向け情報発信するなど、関係者の理解と意識の向上に努める。
	栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食実施基準に基づいた献立作成についての基礎的な知識を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食実施基準や食品構成に配慮した献立を作成し、食に関する指導と学校給食の管理を一体化して取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食実施基準に基づき、児童生徒の実態や地域の特色を生かした献立を作成し、食に関する指導と学校給食の管理を推進する。 	
	児童生徒理解	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒一人一人の実態に応じて積極的に児童生徒に向き合おうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒のよさや可能性を伸ばすよう、一人一人の特性や心身の状況等の多様性を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒を取り巻く環境を的確に捉えて判断し、一人一人に応じた支援を行う。 	
生徒指導	児童生徒支援	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導についての基礎的な知識を身に付け、実践しようとする。 教育相談についての基礎的な知識を身に付け、児童生徒一人一人の思いを共感的に受け止めようとする。 キャリア教育や進路指導についての基礎的な知識を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にしながら教育活動を実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の教職員や関係機関等と連携し、個に応じた指導・教育相談及び集団指導を実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒理解について、教職員相互で共通理解が図られるよう、組織の環境を整える。 保護者や地域と連携しながら、学校教育活動全体を通じて、児童生徒が自己有用感をもって生活する力を育成する。
	危機管理・衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食における危機管理意識をもっている。 情報共有の重要性を理解し、連絡や報告、相談を迅速に行おうとする。 学校給食衛生管理基準を理解し、基礎的な知識を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理意識をもち、安全に配慮した環境の整備を行い、管理職へ確実に「報告・連絡・相談」を行う。 他の教職員と連携して事故等の未然防止を図り、早期発見、早期対応に努める。 学校給食衛生管理基準に基づいた作業等について、調理従事者等に助言する。 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理責任者として、調理員との業務内容の整理・分担や業務の効率化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校全体に目を配りながら、平常時の安全確保に努める。 事故等の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に向けた提案・改善等について組織的に推進する。 学校給食における衛生管理等に関して地域（市町村）の指導的役割を果たす。
児童生徒への必要な配慮や支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒等、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の多様な背景を理解し、指導についての基礎的な知識を身に付けている。 特別支援教育に関わる基本的な指導・支援の在り方や合理的配慮についての基礎的な知識を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての児童生徒の可能性を引き出す教育の実現に向け、様々な理由で特別な配慮や支援を必要とする一人一人の個性・特性や教育的ニーズを把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な理由で特別な配慮や支援を必要とする児童生徒一人一人の学習上・生活上の困難を克服するため、専門的な知見に基づく支援の工夫を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校全体の視点から、多様性を認め、支え合う体制の中で協力し、教育活動や生活環境等の改善を推進する。 関係機関等との連携を図りながら、組織的・計画的に指導や支援を行う。 	
ICTや情報・教育データの利活用	<ul style="list-style-type: none"> 情報管理や個人情報保護の重要性を理解している。 学校におけるICTの活用の意義や情報モラルを正しく理解し、ICT機器を適切に活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校が管理する情報や児童生徒等に関する個人情報等を適正に取り扱う。 授業や校務等におけるICTの活用方法を検討し、効果的に活用する。 児童生徒のよりよい食習慣の形成のため、教育データを適切に活用する。 		<ul style="list-style-type: none"> ICT活用の現状や情報・教育データを俯瞰的に捉え、課題を明確にし、解決に向けて働きかける。 	

/// 指標活用ガイド ～自ら学び続ける教員の成長のために～ ///

「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」は、本県教員が主体的に資質能力の向上を図る際、自らのキャリアステージ全体を見通し、その職責、経験、ニーズ等に応じて、効果的・継続的な研修を行うための目安となるものです。本指標を活用するとともに、本県の「教職員研修と指標との関連表」を参考に研修に取り組み、これからの時代に求められる資質能力を高めていきましょう。



対話に基づく受講奨励での活用(例)

指標に照らし合わせ、各自のキャリアステージに応じた目標を主体的・自律的に設定することに役立てましょう。

<年度始>
指標のチェック欄を使い、自己の資質能力を確認

期首面談
自らの資質向上のニーズを踏まえた目標の設定

校長等
受講履歴、校務分掌等を踏まえた助言

日々の教育実践・研修・OJT等による多様な学び

指標のチェック欄を使い、自己の資質能力を確認

期末面談等
学びの成果や成長の振り返りと、今後の課題や展望等

校長等
今後の資質向上のための助言

日々の教育実践の中での目標の設定、振り返りとして活用(例)

指標を基に適宜振り返り、得意分野を伸ばしたり、苦手分野を改善したりするなど、資質向上に向け、日々の取組に生かしましょう。

各自が目指す教師像
そのために必要な資質能力を確認

自己理解
自分の強みは？
自分の弱みは？

目標の設定
伸ばしたい資質能力は？
・学校運営について
・学習指導において
・保護者や地域との連携について
・他の教員との連携について等

必要な資質能力
職責に応じて必要なものは？
・管理職として
・学級担任として
・養護教諭として
・栄養教諭として
・生徒指導主事として等

振り返り
身に付いた資質能力の確認
新たな目標の設定

新たな目標

目標

※ 指標の活用については、学校や各自の実情にあわせ、よりよい方法を検討しましょう。

研修と「資質向上のための指標」との関連

●重点とする観点

番号		視 点 資質能力 研修名	教諭・養護教諭・栄養教諭等													管理職				
			伸 長						貢 献							教 頭	校 長			
			社会人としての基礎的能力	教育公務員の職責	学校を支えるマネジメント		学習指導・専門領域		生徒指導	危機管理	特別な配慮や支援への対応	ICTや情報の活用	社会人としての基礎的能力	教育公務員の職責	学校を支えるマネジメント			学習指導・専門領域	生徒指導	危機管理
Step 1	Step 2	Step 1			Step 2	Step 1	Step 2	Step 1								Step 2	Step 1			
30	英語教員研修会				●	●														
31	小学校外国語指導力等向上研修会				●	●														
32	小学校体育実技指導者講習会				●	●		●	●	●										
33	中・高等学校体育実技指導者講習会				●	●		●	●	●										
34	水泳指導者講習会				●	●		●	●											
35	集団登山引率者講習会							●	●											
36	産業教育新技術等講習会					●														
37	図書館教育講習会					●														
38	保育技術協議会			●	●	●	●	●	●	●										
39	学校カウンセリング講座			●	●	●	●	●	●											
40	児童生徒支援に向けた保護者との関係づくり研修会						●	●												
41	生徒指導セミナー				●		●	●	●											
42	特別支援教育講座					●			●	●										
43	特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり講座					●		●	●	●										
44	発達障害教育研修会						●	●	●	●										
45	全校で取り組む特別支援教育研修会			●		●			●	●										●
46	特別支援学校に学ぶ体験型研修会									●										
47	外国人児童生徒教育実践講座				●	●			●	●										
48	小中高をつなぐプログラミング的思考の育成研修会				●	●														●
49	校務のためのPC活用研修会				●	●				●										
50	学校におけるICT活用研修会				●	●				●										●
51	児童生徒の情報活用能力育成研修会				●	●				●										●
52	デジタル・シティズンシップ教育研修会	●							●	●										●
901	情報セキュリティ研修会		●						●	●										●
902	人権教育研修会						●	●	●	●										●
903-905	非認知能力育成推進研修会				●	●														
906	いのちの教育講演会						●	●	●	●										
907	道徳教育推進講演会				●	●			●	●										
908-909	授業力向上研修会				●	●														
910-911	教員の資質向上研修会	●	●	●	●				●	●										
912-913	学力向上講演会				●	●														
914-919	デジタル教科書活用研修				●	●			●	●										●
920-922	1人1台端末活用研修				●	●			●	●										●
930	生徒指導推進会議						●	●	●	●										●
940	非認知能力育成に関する幼保小接続研修会				●	●	●	●												
950	幼児教育・小学校教育の円滑な接続推進研修会				●	●	●	●												
960	特別支援学校特別支援教育コーディネーター連絡会			●	●	●	●			●										
961	小中学校等特別支援教育コーディネーターリーダー研修会			●	●	●	●			●										●
1001	初任者研修拠点校指導教員等研修会(小・中)																			
1002	初任者研修校内指導教員研修会(小・中)																			
1003	初任者研修指導教員等研修会(高・特)																			
1004	学校給食指導者研修会				●	●														
1005	県学校給食研究協議会				●	●														
1006	防犯教育指導者講習会			●					●											●
1007	防災教育指導者講習会			●					●											●
1008	部活動指導者研修会	●	●				●	●												

＜1 とやま型学力向上プログラム（Ⅲ期）について＞

とやま型学力向上プログラム（Ⅲ期）R5～

確かな学力

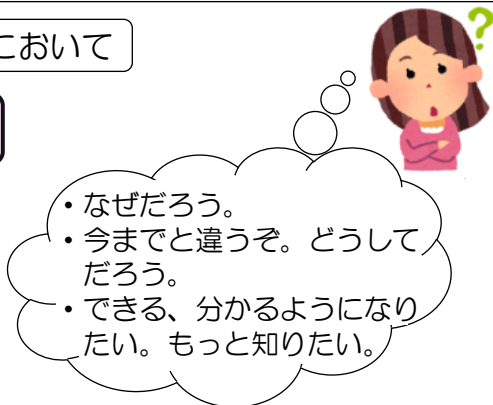
問題発見・解決能力の育成

【授業改善の視点】 一単元または一単位時間において

視点1 子供の問題（課題）意識を高める

＜教師の手立て（例）＞

- ・導入での事象の提示や学習環境の工夫
- ・既習事項との違いを確認する場の工夫 等



- ・なぜだろう。
- ・今までと違うぞ。どうしてだろう。
- ・できる、分かるようになりたい。もっと知りたい。

視点2 子供が自己調整しながら学習を進めることができるようにする

※自己調整：課題解決の過程で、自分の学習状況を把握し他の子供と話し合うなどして、方向性を見直したり、必要な内容等について考えたりすること 等

＜教師の手立て（例）＞

- ・活動の見通しをもたせる工夫
- ・情報を収集・選択し、考えをもたせる工夫
- ・一人一人の問題解決に生きる対話の工夫
- ・考えを分かりやすくまとめ、表現させる工夫
- ・自己の活動を振り返らせたり、身に付いたことを自覚させたりする場の工夫 等



- ・〇〇してみよう。次は△△していけばよさそうぞ。
- ・ここは、まだよく分からないから調べよう。
- ・みんなは、どう考えたかな。聞いてみたいな。
- ・みんなに言いたいことが伝わるかな。
- ・ここまで分かったぞ。次は、□□してみよう。



- ・学びに向かう力の高まり
- ・自己肯定感の向上

家庭学習へのつながり

- ・もっと考えたい。
- ・あきらめないでよかった。また、がんばろう。



- ・もう1回やってみよう。
- ・難しいかもしれないけれど、挑戦しよう。

各学校による主体的な学力向上の取組の推進（Ⅱ期） PDCAサイクル H25～R4

I期を根底に置く

学力の向上と人間関係づくりを一体的に進める「学び合い」（Ⅰ期）H20～H24
実感を伴った理解につながる「体験」の重視

＜授業改善の視点＞

○ねらいを明確にした授業の構想 ○目的を明確にした書く活動 ○終末における学習成果の確認

確かな学力につながる「問題発見・解決能力」を育成するⅢ期の取組 ～ 二つの視点からの授業改善 ～

「問題発見・解決能力」は、目の前の事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場から協働的に議論し、解決を導き出すために不可欠な能力である。学習指導要領においては、学習の基盤となる資質・能力の一つに挙げられている。

「問題発見・解決能力」の育成に向けて授業改善に取り組むことは、主体的・対話的で深い学びを実現し、学力の向上につながると考える。学習者中心の授業となるよう、二つの視点を基に、手立てを工夫することが望まれる。



〈真剣な眼差しで実験に取り組む子供たち〉

＜教師の手立て（例）＞

視点1 子供の問題（課題）意識を高める

＜導入での事象の提示の工夫＞

【小学6年：社会科】

「新しい日本、平和な日本へ」

戦後、日本が短期間で復興したことに興味をもつことができるよう、富山大空襲の被害の様子と、昭和33年の富山国体の画像を比較する。



富山市が、戦災による焼け野原から見事に復興したことを知り、日本全体の戦後の復興に関心をもってほしい。

日本中が焼け野原となったのに、戦後13年で富山国体、戦後19年で東京オリンピックを開催することができた。どのように復興したのだろう。



＜既習事項との違いを確認する場の工夫＞

【中学2年：数学科】

「連立方程式」

連立方程式を利用して解くことよさに気付くことができるよう、一次方程式を用いた解き方と比較する。



一次方程式で解くことができる問題でも、2種類の文字を使うと数量の関係を違う形で表現することができることに気付かせたい。

二つの求めたいものを2種類の文字で表すことが、今までと違う。どのようなよさがあるのだろう。



視点2 子供が自己調整しながら学習を進めることができるようにする

＜一人一人の問題解決に生きる対話の工夫＞

【小学5年：理科】

「もののとけ方」

実験から得た結果についての気付きを基に、対話を通して分析、解釈し、試行錯誤しながら考えを深めていく場を設定する。



食塩は、水の温度を高くしても、予想したようには溶けなかった。

どうしたら、たくさん溶かせるのかな。



ミョウバンは、水の量を増やしてもよく溶けたよ。

食塩も水の量を増やすと多く溶けるかな。やってみよう。



＜考えを分かりやすくまとめ、表現させる工夫＞

【中学3年：外国語科】

「I Have a Dream」

自分の好きなことや取り組んできたことをよりよく伝えるために、相手を変えながら繰り返しやり取りする場を設定する。



友達の見意見を参考にして自分がつくった文を見直し、納得できるよりよい表現にしてほしい。

「好きになったきっかけを入れると分かりやすくなる」と教えてもらったので、追加しよう。友達のアドバイスを受けてよりよい表現につくり変えたい。

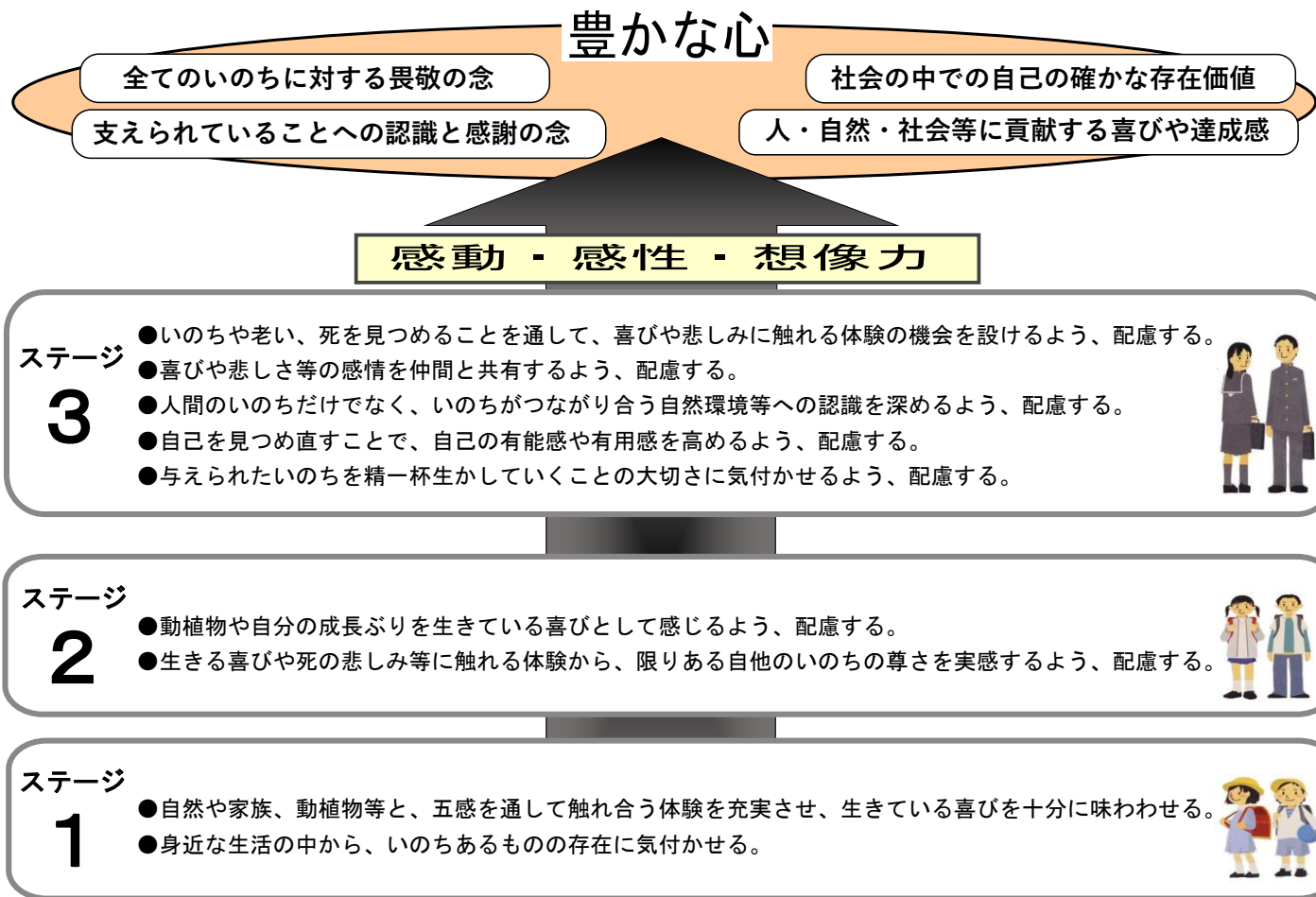


※県内の取組例を学力向上推進チームかわら版「あしすと」73・83・91・92号等で紹介しています。
(富山県教員応援サイト)

< 2 「いのちの教育」の取組について >

発達段階に応じた指導

学校、家庭、地域が一体となった、一人一人の幼児児童生徒が生まれてよかったと実感できる「いのちの教育」の推進



いのちを見つめる窓口の例

私の中のいのちを見つめて 二つとないいのち

- ・「できた」「分かった」「やり遂げた」という体験
- ・読書や表現活動に浸る体験
- ・自然の不思議さや美しさ等を感じ味わう体験

私と周囲のいのちとのつながりを見つめて つながり合ういのち

- ・ほめられたり認められたりする喜びや、それを与える体験
- ・仲間との連帯感や感動を共有する体験
- ・いのちの誕生に触れる体験

いのちそのものを見つめて 限りあるいのち

- ・身近な人や動物等の死と出会う体験
- ・様々な障害を乗り越え、夢をもって生きる人と出会う体験

《 学校 》

- できる・分かる・楽しい授業の展開
- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への対応
- 朝の読書活動の推進
- 児童会・生徒会活動の活性化
- 異年齢交流
- 異校種間交流や姉妹校との交流
- クラブ活動や部活動の活性化
- 「いのちの授業」
- いのちのメッセージカードの活用

- 基本的な生活習慣の育成
- いじめの未然防止、早期発見・事案への対処
- 挨拶運動の推進
- 性教育
- 喫煙、飲酒、薬物乱用防止
- 動植物の飼育・栽培
- 自然体験や芸術鑑賞
- ボランティア活動

《 家庭・地域 》

- 家族とのコミュニケーション
- 家での手伝い
- 親子読書
- 地域行事・公民館活動
- 三世代交流

参考資料

- いのちの教育リーフレット
- 家庭版いのちの教育リーフレット
- いのちの教育総合支援事業

- 富山県教育委員会 平成 19 年度
- 富山県教育委員会 平成 22 年度
- 富山県教育委員会 令和 6 年度

※ 「いのちの教育リーフレット」「家庭版いのちの教育リーフレット」は、いのちの教育ホームページに掲載されています。

< 3 「いじめ事案初期対応」実践フローチャート >

「いじめ事案初期対応」実践フローチャート

富山県教育委員会

は、「改訂版 いじめ対応ハンドブック」の該当ページ

授業中や休み時間、部活動等の子供の様子で、気になる項目があれば、○で囲みましょう。

- 気になる事案：
- 表情が暗い
 - 一人にいる
 - 保護者からの訴え
 - 友人関係の変化
 - からかいの対象
 - 本人からの相談
 - 頻繁に体調不良を訴える
 - 同僚からの情報
 - 登下校の様子
 - その他 ()

具体的な姿：【 】

いじめかも？

ポイント!

気になる事案があれば、すぐに周りの先生（学年主任、生徒指導主事、管理職 等）に伝え相談する！

法に基づいた対応の実施

P2-5

相談相手

- 管理職 学年主任 担任 学年所属 生徒指導主事 相談担当 養護教諭
部活動顧問 授業担当等 SC、SSW等 その他 ()

法第23条

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげる。

組織で対応

情報の共有

教職員のもっている様々な情報を共有

学校いじめ対策組織

- ・保健室では…
- ・部活動では…
- ・休み時間には…

- 管理職 学年主任 担任 学年所属 生徒指導主事 相談担当 養護教諭
部活動顧問 授業担当等 SC、SSW等 その他 ()

- ・中心的な役割を担う者（コーディネーター）を決定する。
- ・それぞれの教職員がもっている様々な情報を共有し、事案の内容を掘り下げる。
- ・事案を見立てるために子供からの情報収集の仕方について検討する。

P10

ポイント!

関係する子供から聞き取る内容について検討し、情報を収集する。

事実の確認

いじめの内容、きっかけ、日時、場所、人数等を確認

いつ どこで 誰が 何を なぜ どのように

○いじめられている子供へ
・絶対に守り通すという気持ちを伝える。

○いじている子供へ
・言い分を聞き、被害者のつらい気持ちを考えさせる。
・いじめは絶対に許されないことを理解させる。
○周囲にいる子供へ
・いじめを誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

P12-14

P36-41

ポイント!

事実確認と併せて心のケアも心掛ける。

情報の集約・方針検討

事案を見立て、具体的な対応策を組み立て、チームで役割を分担

事案の見立て → いつ どこで 誰が 誰に 何について どのように

- いじめられている子供の保護者へ
・徹底して守り通すことを伝える。
・心理や福祉等の専門家の協力を得ることができることを伝える。
- いじている子供の保護者へ
・迅速に事実関係を伝え、理解と納得を得る。
・保護者と連携して以後の対応ができるよう協力を求める。

P14

ポイント!

必要に応じて、スクールロイヤー等の専門家や関係機関と連携したケース会議を実施する。

方針決定

※いじめ事案に対する全体の対応の流れは、いじめ事案対応フローチャートモデルを参考にする。

< 4 令和7年度全国学力・学習状況調査について >

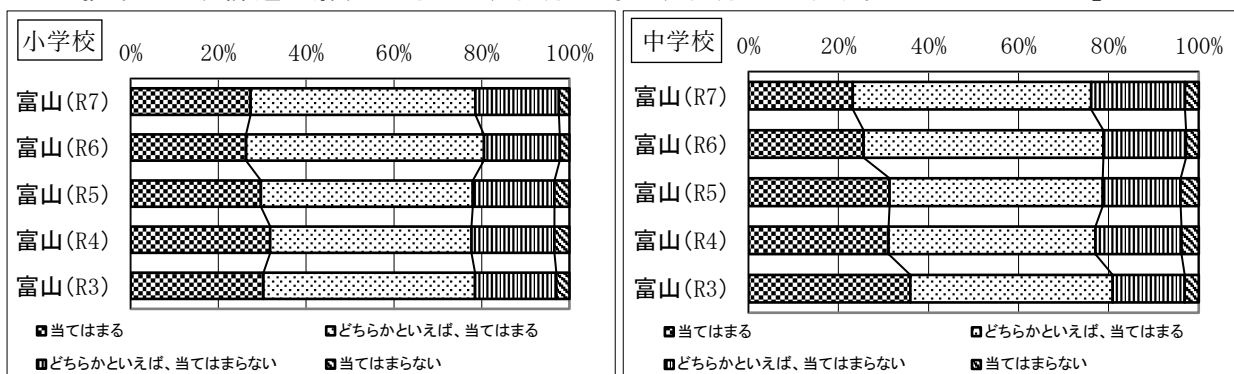
1 教科に関する結果の概況

本県の平均正答率及びI R Tスコアは、小・中学校とも全ての教科において、一定の学力水準が保たれている。

2 質問調査に関する結果から見てきたこと

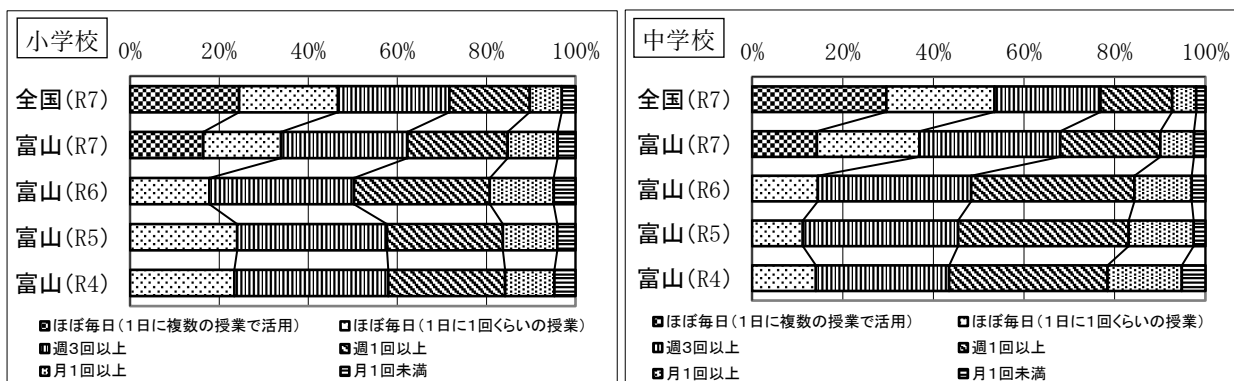
令和5年度から実施の「とやま型学力向上プログラム（Ⅲ期）」で目指す「問題発見・解決能力の育成」に向けた授業改善の継続が求められる。また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるために、I C Tを活用した学習を充実させていく必要がある。

○ 「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」



・「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合は、過去5年間、小学校では同程度、中学校では減少傾向にある。児童生徒の学びが主体的なものとなるためには、興味・関心を基に課題をもてるようにしたり、活動の見通しをもつ場を設定したりするなど、学ぶ意欲の向上に努めることが大切である。

○ 「前年度までに受けた授業で、P C・タブレットなどのI C T機器を、どの程度使いましたか」



・I C Tの使用頻度が、「ほぼ毎日」「週3回以上」と回答した児童生徒の割合は、過去4年間、小・中学校ともに増加傾向にある。しかしながら、「ほぼ毎日」と回答した児童生徒の割合は、小・中学校ともに4割に満たない。現在は、文章作成や情報収集する場面での活用が多いが、今後は、図表や思考ツール等を用いて情報を整理・分析する力や、自分の考えや意見を分かりやすくまとめて表現する力を高める学習活動を取り入れるなど、総合的な学習の時間での探究のプロセスをより意識し、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習の中で問題発見・解決能力の育成に向けた授業改善を図ることが大切である。

3 調査結果に基づいた改善の視点とポイント

【改善の視点】

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善



【改善のポイント】

- ・児童生徒が主体的に学習を進めることができるよう、単元構想や学習環境を工夫し、問題（課題）意識や学習意欲を高める。
- ・児童生徒自身が学習の進め方や自分に合った学び方について考えながら学ぶことができるよう、課題解決の過程で自分の学習状況を把握し、友達と話し合っ方向性を見直したり、必要な内容等について考えたりする場を設定する。
- ・目的や意図に応じ自分の考えをまとめるために、文章の構成や表現の効果について根拠を明確にして書いたり説明したりすることができるよう、授業改善を図る。
- ・既習の知識・技能を関連付けて考えたり、他の学習や生活の場面で活用したりする学習活動を行い、より確実に習得できるようにする。
- ・各教科等で育成を目指す資質・能力を把握した上で、児童生徒自身がICTを日常的に自由な発想で活用できるよう、授業をデザインする。

【改善の視点】

調査結果の分析と活用による継続的な検証改善サイクルの確立



【改善のポイント】

- ・調査結果を踏まえ、自校の児童生徒の学力や学習状況の実態を的確に把握し、児童生徒のよさや課題を共通理解する。他学年の実態とも関わらせながら具体的な学力向上策を検討して、全校体制で授業改善に取り組む。
- ・国立教育政策研究所作成「報告書（授業アイデア例含む）」、県作成「課題のみられた問題」の「指導のポイント」等を参考に、日々の授業実践を工夫する。
- ・近隣等の小・中学校と、調査の分析結果について成果や課題を共有する場を設け、連携して適切な学力向上策を策定して実践する。

【改善の視点】

一人一人の実態に即した望ましい学習習慣や生活習慣の定着



【改善のポイント】

- ・家庭学習につながる授業づくりを行うとともに、家庭での学習方法の指導や評価、家庭学習の課題の課し方等、校内で共通理解を図る。
- ・保護者用リーフレット「家庭学習のすすめ」等を活用し、知識・理解の定着を図るだけでなく、児童生徒が意欲と関心をもって、自らの力で探究を進めるよう促すとともに家庭への働きかけを行う。
- ・キャリア・パスポート等を活用してキャリア教育の充実を図り、夢や目標の実現を目指して自己実現を図る資質・能力の育成に努める。

< 5 令和7年度富山県児童生徒体力・運動能力調査について >

1 調査の概要

(1) 調査の目的

児童生徒の体力・運動能力の現状を把握し、体力の向上に係る施策の成果と課題を検証するとともに、各学校における体育指導の改善を図る。

(2) 実施概況

ア 調査期間 令和7年5月下旬から7月中旬までの期間

イ 調査対象 小・中・高の抽出児童生徒

(3) 実技に関する結果の概況

<小学生男子>

学 年		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
平均値	本県 R7	29.86	37.26	43.90	49.50	54.13	59.17
	全国 R6	30.42	37.62	43.24	49.28	54.06	60.96

<小学生女子>

学 年		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
平均値	本県 R7	29.80	37.37	43.95	50.04	55.59	60.56
	全国 R6	30.48	37.26	44.18	49.66	55.54	60.97

※ 小学生…体力合計点（10点×8種目）の平均値

<中学生男子>

学 年		1 年	2 年	3 年
平均値	本県 R7	34.34	42.74	49.02
	全国 R6	35.94	44.20	50.93

<中学生女子>

学 年		1 年	2 年	3 年
平均値	本県 R7	44.01	47.55	49.51
	全国 R6	44.26	49.62	53.66

※ 中学生…体力合計点（10点×8種目）の平均値

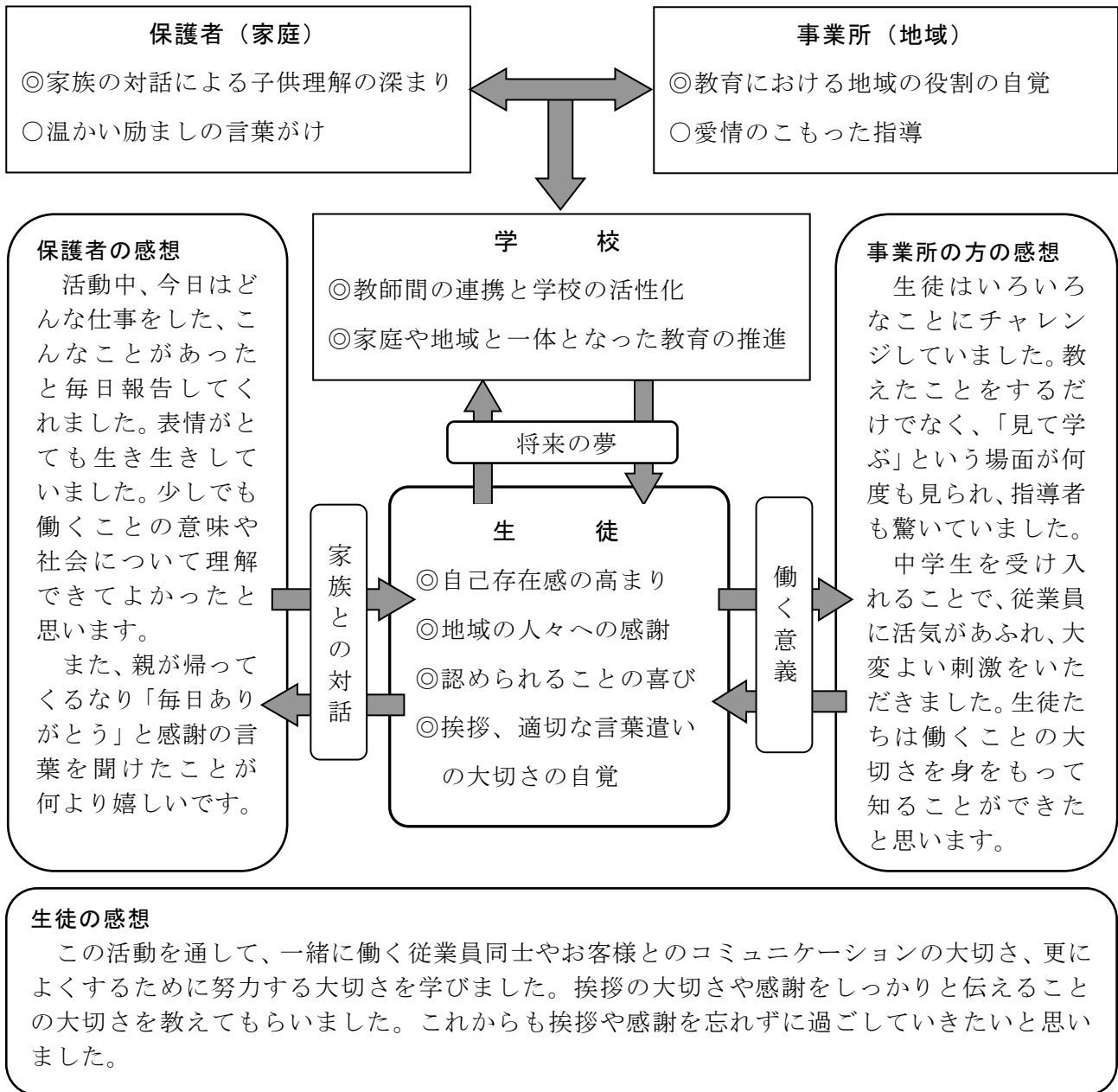
2 調査結果の活用

- (1) 各学校において、全国平均や県平均との比較等により調査結果を分析し、課題を明らかにするとともに、その課題を踏まえた「元気っ子育成計画」（参考：とやま元気っ子育成ハンドブック）を作成する。また、体育科及び保健体育科での指導はもとより家庭や地域と連携して、児童生徒の体力の向上に向けた取組を実践する。
- (2) 幼稚園・認定こども園や小学校においては、「楽しい運動遊びハンドブック」や運動遊びの映像資料、Web アプリ「とやま元気っこチャレンジ」等の活用の工夫し、幼児児童生徒の運動習慣の定着及び体力の向上を図る。
- (3) 中学校においては、保健体育科の授業で体力の向上につながる効果的な取組を推進していくとともに、運動部活動では引き続き部活動指導員やスポーツエキスパート等の外部指導者を各校に招聘し、体力や競技力の向上を図る。
- (4) 「きときとチャレンジランキング」等を活用し、学校や学級等の集団で競い合うことを通して、子供の運動意欲の向上を図る機会を設ける。

< 6 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」について >

《趣旨》 中学2年生(義務教育学校8年生を含む)が、5日間、学校外で職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に参加することにより、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど、生涯にわたってたくましく生き抜く力を身に付ける。

《多方面にわたる成果等》 ◎は成果 ○は期待される働きかけ



《この事業を推進する組織》

「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」推進委員会

教職員、保護者、地域の各種団体代表者、受け入れ施設・企業の関係者等が参加して組織します。また、学校が調査した生徒の希望等を踏まえ、活動時期、場所、内容等の選定や指導ボランティアの確保に当たります。

指導ボランティア

保護者や地域の人々、受け入れ施設・企業の関係者等が指導ボランティアとなり、生徒の活動を援助します。また、生徒の活動状況等を把握し、学校との連絡等にも当たります。

<7 「キャリア・パスポート」について>

1 「キャリア・パスポート」の意義

- ・児童生徒が、各教科等における学習や特別活動において学んだこと、体験したことを振り返り、気付いたことや考えたこと等を適時蓄積し、それらを学級活動においてまとめたり、つなぎ合わせたりする活動を行うことにより、目標をもって自律的に生活できるようになったり、各教科等を学ぶ意義についての自覚を深めたり、学ぶ意欲が高まったりすることが期待される。
- ・これまで児童生徒は学びのつながりを実感できず、教師も指導手法等校種の垣根により学びのつながりが意識されていない状況が見受けられた。そのため、「キャリア・パスポート」を児童生徒にとっては学習内容や資質・能力がどう積み重ねられてきたか、また入学から現在に至るまで、どのように成長してきたかを確認するツールとして、教師にとっては児童生徒がどのような指導の積み重ねにより発達してきたかを知るツールとして活用し、発達の段階に応じた系統的なキャリア教育を充実させる。

2 「キャリア・パスポート」の活用

- (1) キャリア教育は学校の教育活動全体で取り組むものであり、「キャリア・パスポート」の記録や蓄積が、学級活動に偏らないように留意する。

なお、学級活動で「キャリア・パスポート」を取り扱う場合には、学級活動の目標や内容に即したものとなるようにするとともに、記録のみに留まることなく、記録を用いて話し合い、意思決定を行うなどの学習過程を重視する。
- (2) 年度当初、学期末、年度末の学級活動の時間を活用して、児童生徒が「なりたい自分」に関わって振り返る時間を確保する。その際、教師は、児童生徒の「なりたい自分」を温かく受け止め、認め、励ますようにする。

さらに、児童生徒同士が互いの「なりたい自分」を紹介し合い、付箋等を通して温かなメッセージを交換し合う場を設けることで、一人一人が自らの存在を認められた思いを実感し、「なりたい自分」に向かって、互いに励まし、支え合いながら主体的に前進していけるようにする。
- (3) 特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒等、特に特別な配慮を必要とする児童生徒については、個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた記録や蓄積となるようにする。

3 「キャリア・パスポート」の管理、学年・校種間の引き継ぎ

- ・個人情報を含むことが想定されるため「キャリア・パスポート」の管理については、個人情報の保護や記録の紛失に十分留意する。
- ・「キャリア・パスポート」の学年間の引き継ぎは、原則、教師間で行うこととしており、また、校種間の引き継ぎは、原則、児童生徒を通じて行うこととしているので留意する。

参 考 資 料

○「キャリア・パスポート」例示資料等について	文部科学省	平成30年度
○中等教育資料 令和元年11月号	文部科学省	令和元年度
○「キャリア・パスポート」の学年・校種間の引き継ぎについて	文部科学省	令和2年度
○富山県キャリア教育資料「キャリア・パスポートのすすめ」	富山県教育委員会	令和元年度

< 8 小・中学校及び義務教育学校集団宿泊学習実施基準 >

富山県教育委員会

1 目的

- (1) 教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間的な触れ合いを通して、人間としての生き方について理解を深める。
- (2) 集団活動を通して、集団のきまりや社会生活上のルールについて望ましい体験を積み、互いを思いやり、共に協力して集団生活をしようとする態度を育てる。
- (3) 豊かな自然や文化に触れる体験を通して、情操豊かな人間性を育てる。

2 形態

「宿泊」を重要な教育方法として、教師と児童生徒が寝食を共にして学習する形態をとる。

3 対象

小・中学校及び義務教育学校の全学年を対象とする。

4 所要日数

4泊5日以内とする。

5 実施場所

県内及び隣県の範囲で行うものとする。

6 引率者

引率者には、次の(1)～(3)を置く。

- (1) 引率責任者（校長又は校長の命ずる者）1名
- (2) 学校医若しくは養護教諭等1名
- (3) 原則として、(1)、(2)を除き、1学級当たり教師2名
ただし、宿泊学習の危険性や学校全体の実態等について総合的に判断し、必要があるときは、事前に市町村教育委員会の承認を得て、引率する教師数を決定する。

7 承認

あらかじめ実施計画を市町村教育委員会に提出し、その承認を得るものとする。

8 付則

- (1) この基準は、令和2年4月1日以降において実施する集団宿泊学習について適用する。
- (2) 昭和47年8月30日付け指第535号による基準は、これを廃止する。
- (3) 昭和59年10月29日付け指第876号による基準は、これを廃止する。
- (4) 平成12年12月8日付け指第954号による基準は、これを廃止する。
- (5) 平成15年8月6日付け学第560号による基準は、これを廃止する。
- (6) 平成19年10月19日付け小第447号による基準は、これを廃止する。

(参考)

○ 実施上の留意点

1 集団宿泊学習の事前準備について

(1) 実行(準備)委員会の設置

ア 設置までの手順

学校の全教職員が、集団宿泊学習の教育的意義を理解し、その実施に協力できる体制をつくる。

イ 構成

集団宿泊学習の目的・方法・参加児童生徒等によって適宜考慮する。その際、必要に応じ社会教育団体や保護者等の集団宿泊学習への積極的な協力を得るとともに実行(準備)委員会への参加を図る。

ウ 任務

①集団宿泊学習の目的、実施場所、日時、期間等の決定 ②指導組織の決定と指導者の人選 ③実施要領、指導計画の立案 ④予算、経費の見積り ⑤参加者の把握 ⑥宿泊施設、その他の使用場所、交通機関等との交渉 ⑦校医及び外部関係機関(病院・警察署・消防署等)への依頼 ⑧必要な各種用具の準備 ⑨実施後の評価、反省、整理等 ⑩その他

(2) 参加者の決定について

ア 参加者の決定基準

実施場所の収容可能人数、指導徹底の効果、指導者の参加可能人数等の面から考え合わせて決定する。

イ 家庭への連絡と承諾、協力依頼

連絡、承諾を得るだけでなく、積極的な協力を依頼する。(要領配布、承諾書受理)

ウ 健康調査、健康診断

事前に質問紙等により参加予定者の健康調査を行い、必要により健康診断を実施し、異常のある児童生徒の指導を適切に行う。

(3) 実施場所の選定及び事前視察について

実施場所は、学習のねらいが十分生かされる場所とし、寺院・民宿等集団宿泊機能の十分でない施設及び野外等を利用する場合は、特に綿密な事前調査を行う。

(4) 指導計画立案上の留意点について

指導計画を、実施展開の活動時間・生活に必要な定められた時間・睡眠や余暇の時間の三つに大別して検討する。特に次の各項に留意して編成することが望ましい。

ア 実施のねらいや指導内容を平常における教科等や総合的な学習の時間の指導に関連付けること。

イ 児童生徒の発達の段階に応じた生活の展開が図られること。

ウ 学年の発達の段階に応じて実施期間の延長に配慮すること。

エ 児童生徒の自主的な活動の場を十分考慮し、児童生徒の意見をできるだけ取り入れた活動ができるようにすること。

オ 活動内容はそれにふさわしい時間を選び、無理のないようにすること。

カ 動的活動(野外活動・レクリエーション・奉仕作業等)と静的活動(講義・討議等)の組合せの調整を図ること。

キ 児童生徒の関心に即したバラエティーに富んだものであること。

ク 自由時間、余暇等を単に休息时间視することなく、人間的接触を深める有効な意義をもつものとするよう、他の活動を割愛しても多くとるようにすること。

ケ 計画にゆとりをもたせるとともに、状況に応じて多少の融通性をもたせること。

コ できるだけ多くの児童生徒にリーダーとなる機会を与えること。少なくとも一人一役の責任を果たせるように組織すること。

サ 晴雨両用の展開ができるよう、あらかじめ計画を立てておくこと。

シ 休養・睡眠・栄養を十分とり、過労にならないよう注意すること。

< 9 中学校及び義務教育学校修学旅行実施基準 >

富山県教育委員会

1 日 程

3泊4日以内を原則とする。車内泊を含める場合はなるべく帰路とし、1回に限る。

2 実施学年及び参加者

実施学年は、最上学年もしくはその前学年とし、全員参加をたてまえとする。

3 経 費

関係教育委員会及び保護者等と十分協議のうえ決定する。

4 引率者

- (1) 引率責任者として校長又は教頭が参加する。
- (2) 全体を掌握する学年主任が参加する。
- (3) 参加生徒30名につき教師1名が付き添うものとする。
- (4) 特別支援学級の生徒が参加する場合は、特別支援学級担任が参加する。
- (5) 原則として学校医、養護教諭及び生徒指導主事等が参加する。

5 計画の届出と承認

修学旅行を実施しようとするときは、あらかじめ校長は実施計画を所管教育委員会に提出し、その承認を得るものとする。

6 付 則

- (1) この基準は令和2年4月1日以降において実施する修学旅行について適用する。
- (2) 昭和43年6月28日付け依頼による基準は、これを廃止する。
- (3) 昭和60年4月1日付けによる基準は、これを廃止する。
- (4) 平成8年3月15日付け指第179号による基準は、これを廃止する。

<10 富山県児童・生徒の運動競技に関する基準>

児童・生徒の体力・運動能力の低下や体験不足が指摘される中、児童・生徒が参加する運動競技は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、健康の増進と体力の向上を図るだけでなく、児童・生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する教育的効果は極めて大きい。

このような教育的効果が有効に発揮されるには、児童・生徒の発達段階やバランスのとれた生活が考慮されなければならないことから、児童・生徒が参加する運動競技は、勝利至上主義に陥らず、その適正な実施及び参加がなされるよう、次の基準によるものとする。

各団体は、この基準に沿って運動競技の実施及び参加が適正になされるよう取り計らうものとする。また、その際は、各団体がこの基準を超えない範囲で詳細な定めを設けることができる。

記

1 学校教育活動としての運動競技について

(1) 運動競技会の開催・参加についての基本的事項

- ① 小学校、中学校又は高等学校の児童・生徒が参加する学校教育活動の一環としての運動競技会の開催は、国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催又はこれらと関係競技団体との共同主催を基本とする。
- ② 主催団体は、運動競技会の規模、日程などが児童・生徒の心身の発達からみて無理がないように留意する。
- ③ 主催団体、学校ともに、運動競技会に参加する者については、本人の意志、健康及び学業などを十分配慮するとともに、その保護者の理解をも十分得るようにする。
- ④ 県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟及び県高等学校野球連盟は、全県的な対外運動競技の年間計画を年度当初に県教育委員会へ報告すること。
また、全県的な運動競技の実施に当たっては、その都度実施要項を県教育委員会へ提出すること。
- ⑤ 校長は児童・生徒を県外において行われる対外運動競技（練習試合、合宿練習、スポーツ教室を含む）に参加させようとする場合は、別紙様式1により、県立学校については県教育委員会、小学校・中学校については所轄の教育事務所及び市町村教育委員会、私立学校については県経営管理部へ届け出ること。ただし、県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟及び県高等学校野球連盟が主催又は共同主催する対外運動競技については、この限りでない。

(2) 運動競技会の開催・参加回数等

- ① 小学校の運動競技会は、特に児童の心身の発達からみて無理のない範囲という観点から、原則として県内における開催・参加とする。
- ② 中学校の運動競技会は、県内における開催・参加を基本としつつ、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間1回程度とする。
- ③ 高等学校の運動競技会は、県内における開催・参加のほか、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間2回程度とする。
- ④ この他、体力に優れ、競技水準の高い生徒が、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体が主催する全国大会で、競技水準の高い者を選抜して行うものに参加する場合、学校教育活動の一環として取り扱うことができる。
なお、中学生については、文部科学省（文部省）と公益財団法人日本スポーツ協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させることができる。

2 学校教育活動以外の運動競技について

- (1) 学校教育活動以外の運動競技会（国外における競技会や遠征合宿等を含む）に児童・生徒が参加するに当たっては、保護者が十分責任を持つものであるが、学校としても、保護者及び関係競技団体と連携して、児童・生徒が競技会に参加する状況を把握することとする。
- (2) 前記のほか、校長は、児童・生徒を国外で行われる国際競技大会等に参加させようとする場合は、別紙様式2により、県立学校については県教育委員会、小学校、中学校については、所轄の教育事務所及び市町村教育委員会、私立学校については、県経営管理部へ届け出るものとする。
この場合において、教育事務所は、速やかにその写しを県教育委員会に送付するものとする。

（平成13年4月2日 ス 第79号 文学 第237号）

(別紙様式1)

文 書 番 号
年 月 日

富 山 県 教 育 委 員 会 教 育 長
教 育 事 務 所 長 殿
市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
富 山 県 経 営 管 理 部 学 術 振 興 課 長

校 長

児童・生徒の県外における運動競技会等への参加について（届出）

このことについて、下記により参加させたい（参加させたい旨の連絡がありました）
ので、届け出ます。

記

- 1 競技会等行事名（競技種目）
- 2 主催、後援者名
- 3 期 日
- 4 会 場
- 5 参加児童・生徒氏名・学年（性別）
- 6 引率者氏名
- 7 宿泊場所
- 8 日 程
- 9 移送手段
- 10 その他の必要事項

(別紙様式2)

文 書 番 号
年 月 日

富 山 県 教 育 委 員 会 教 育 長
教 育 事 務 所 長 殿
市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
富 山 県 経 営 管 理 部 学 術 振 興 課 長

校 長

児童・生徒の国外における国際的競技大会等への参加について（届出）

このことについて、下記により参加させたい（参加させたい旨の連絡がありました）
ので、必要書類を添付のうえ届け出ます。

記

- 1 競技会等名（競技種目）
- 2 期 間
- 3 派遣国
- 4 参加児童・生徒氏名・学年（性別）
- 5 引率者の氏名、年齢及び職業
- 6 傷害保険加入の有無
- 7 添付書類
 - (1) 保護者の承諾書の写
 - (2) 医師の健康診断書の写
 - (3) 学習補習計画書
 - (4) 経費負担内訳書
 - (5) 大会等実施要項の写
 - (6) 主催者の招待状・派遣依頼書の写
 - (7) その他必要な書類

<11 学校における安全な集団登山の実施について（通知）>

ス保 第1095号

文学 第154号

平成23年3月16日

（令和7年度一部修正）

各市町村教育委員会教育長
各公立小・中・義務教育学校長
各県立学校長 殿
各教育事務所長
各私立小・中・高等学校長

富山県教育委員会教育長
富山県経営管理部長

学校における安全な集団登山の実施について（通知）

各学校においては、安全な集団登山の実施に努めていただいているところですが、今後とも学校と家庭、地域、消防、警察、山岳連盟等の関係機関との連携を図るとともに、下記の事項に十分留意し、安全な集団登山を実施されるよう配意願います。

また、本通知の施行に伴い、「学校における安全な集団登山の実施について（通知）」（平成18年2月8日付けス第1016号富山県教育委員会教育長通知及び文学第30号富山県経営管理部長通知並びに平成22年7月23日付けス保第1422号富山県教育委員会教育長通知及び文学第469号富山県経営管理部長通知）は、廃止します。

記

1 計画時（準備段階）における留意事項

- (1) 毎年、目的地が決まっていて、コース等については十分熟知していても、必ず事前に現地踏査を行うこと。また、山小屋や登山地の警察署等から情報を収集しておくこと。

<参考> 富山県警察山岳情報 <https://police.pref.toyama.jp/anzen/sangakujouhou/index.html>

- (2) 事前調査は、次の事項について重点をおくこと。

- ・参加者の体力・技術及び引率者の人数・能力等からみて適切な日程やコースを計画する。
- ・所要時間を確認する。（行動人員が多くなると予想以上に時間を要する）
- ・休憩場所、水の補給場所、便所の有無や場所などを確認する。
- ・危険箇所（過去における落雷、転滑落、落石等の事故発生箇所の把握等）及びそこでの安全対策を確認する。（引率者の配置、固定ロープの設定等）
- ・エスケープルートを確認する。（ルートの有無、状況、所要時間等）
- ・地図やコンパスの使い方を確認する。
- ・携帯電話や無線機による連絡方法を確認する。また、携帯電話を使用する場合は、通信エリアを確認する。

- (3) 1日の行動は昼食・休憩時間等を含めて、6時間以内を目途として、朝は早めに行動を開始し、夕方は早めに行動を終了するよう計画すること。また、ゆとりをもった日程で実施し、特に高度順化に配慮すること。
- (4) 登山計画の内容については、事前に保護者に通知しておくこと。
- (5) 集合、人員点呼等、集団行動が迅速に行えるよう指導すること。
- (6) 事前に健康診断を実施し、異常のある者は参加させないこと。
- (7) 計画的に長距離走や歩行訓練（できれば荷物を背負い登山靴で）を行うなど、十分なトレーニングを積み体調を整えること。
- (8) 装備について、次の事項に留意すること。
 - ・携行する装備は使用法に慣れ、熟知しておくとともに、事前に十分に点検する。
 - ・長袖の上衣、長ズボンを着用する。特に、帽子は必ず着用する。（あご紐もしくは風に飛ばされないように防止措置を講じる）
 - ・靴底の溝が深く、滑りにくい靴を使用する。
 - ・雨具は上下セパレート式のもの望ましい。
 - ・防寒及びケガ防止のため、手袋を携行する。
 - ・引率者は、必ず救急用品を携行する。
 - ・引率者は、必要に応じて、ツェルト（簡易テント）、トランシーバー、ラジオ、ピッケル、懐中電灯、ヘッドライト、地図（1/25,000）、コンパス、ロープ（太さ7mm以上、長さ20m以上）等を携行する。
 - ・通信機器（無線機や携帯電話）の予備バッテリーや予備電池等を携行する。
- (9) 行動食や非常食は、日程、行動内容、嗜好等を考慮し、栄養価が高く消化のよいものを携行すること。その際、軽量化に配慮すること。また、食べ物が傷みやすいので、前日から弁当の準備をしないこと。
- (10) 軽度の負傷者や疲労者をザックやロープ等で搬送する方法を練習しておくこと。
- (11) 集団登山を行う学校は、登山計画届（別紙様式1：部活動用 様式2：学校行事用）を10日前までに、関係機関へ提出すること。
 - ・公立小・中学校は、登山地の警察署又は県警本部地域課、及び管轄の教育事務所、市町村教育委員会へそれぞれ1部ずつ提出する。
 - ・県立学校は、県教育委員会保健体育課へ2部提出する。
 - ・私立学校は、学術振興課へ2部提出する。
 - ・事故発生時に備え、名簿（氏名・学年・性別・住所・電話番号・保護者名等を記載したもの）を学校に1部整備しておく。

2 行動時（実施段階）における留意事項

- (1) 参加者全員にコースの状況（地域・危険地帯など）、行程、注意事項等を周知徹底すること。
- (2) 行動に当たっては、天気予報や山小屋の管理人、案内人等、現地の経験者の意見を十分参考にすること。登山経験豊富な者やガイドが同行して、必要な助言を受けることが望ましい。

- (3) 歩行については、次のことに留意すること。
- ・引率者の人数により、先頭・中・最後尾など適切な配置で引率する。また、無線機や携帯電話等を利用し、相互の連携をとれるようにする。
 - ・体力の劣る者を基準にして、呼吸に合わせ、一定の速度でゆっくり歩く。また、歩行中も常に参加者の体調、気象の変化、滑りやすい箇所、落石、浮石等に注意する。
 - ・登山道を歩くよう指導する。また、グループごとに区切るなど、列が長すぎないようにし、他の登山者の迷惑とならないよう配慮する。
 - ・雪渓又は残雪の上を歩く場合は、雪面をカットしたり、固定ロープを張ったりするなど安全に配慮し、絶対に走らない。また、岩場、ガレ場（石が不規則に積み重なった箇所）、草付（草が生えている急斜面）等を通る際にも同様の処置をとる。
- (4) 休憩については、次のことに留意すること。
- ・休憩は荷物、疲労の程度、コースの状況等によって適宜取る。ただし、あまり長い休憩は筋肉が冷えるので注意する。
 - ・休憩場所は転落、落石等の危険がなく、できれば景観がよく気分転換が図れる場所を選ぶ。
 - ・休憩ごとに適度な水分補給を行う。
(一般的には、体重40kgならば、1時間あたり40kg×5cc=200ccの脱水がある)
 - ・行動食（飴など）をとるなど、疲労回復に努める。
- (5) 夏は落雷による事故もあるので、雷雲が近づいて危険を感じたら、速やかに頂上や稜線から離れ、岩かげ、凹地などに身を伏せること。
- (6) 常に参加者全員の健康に留意し、異常者の早期発見に努めること。頭痛など高度障害の徴候が見られる場合は、その場で休ませても回復しないので、速やかに高度を下げること。
- (7) ごみは持ち帰る、用便は所定の場所で行うなどのルールやマナーを守り、植物等の自然保護に気をつけること。
- (8) 事故の発生は統計的にみて2/3は下りのコースで、1日の行動時間のうちでは午後3時頃が最も多く発生していることから、午後3時までには登山行動を終えるような日程で実施すること。

3 緊急時（事故発生時）における手順

(1) 初期措置

- ・事故発生を認知した場合は、直ちに集団行動を中止し、付近の安全な場所に集まり、待機する。
- ・引率責任者の指揮のもと、冷静に状況を判断し、事故概要の把握及び事故者の応急処置を行い、自己救助できない場合には速やかに室堂警備派出所や上市警察署へ救助要請を行う。

<緊急時連絡先>

上市警察署室堂警備派出所	(TEL 076-463-5537)
上市警察署	(TEL 076-472-0110)
立山自然保護センター	(TEL 076-463-5401)

(2) 救助要請要領

・事故概要の報告

ア 事故発生時刻、事故発生場所、事故原因、事故の程度（具体的に）

イ 事故者氏名、住所、年齢（学年）、連絡先

ウ 事故態様（例えば登山道下山中の転落）

エ 事故者の状況、生死、負傷の程度・その他の参加者の安否、状況

オ 現在行っている救急活動の状況

カ 救助要請内容、人員、装備、食糧、救急用品等

キ 発信者（引率責任者）との今後の連絡方法

・救助要請方法（いずれかの方法で連絡をとる）

ア 携帯電話で110番又は室堂警備派出所に連絡する。

イ アマチュア無線で室堂警備派出所に連絡する。（夏季における立山周辺であれば、室堂警備派出所が開局しているが、入山時に事前連絡しておいた方がよい）

ウ 近くの山小屋へ伝令員を出す。（伝令は必ず2人一組で編成すること）

エ 他の登山者等に連絡を依頼する。

(3) 事故者以外の参加者の安全誘導

初期措置後、現場に必要な担当員を残し、順次、事故者以外の参加者を安全に誘導し、下山する。

4 実施後の評価

(1) 目的地・コースの設定及び時間配分は適切であったか。

(2) 危険箇所での安全確保に留意したか。

(3) 引率体制は万全であったか。

(4) その他留意することはなかったか。

※ 本通知は、平成23年4月1日以降実施する学校における集団登山に適用する。

(様式2)

年 月 日

※ 公立小・中学校の場合

市町村立教育委員会教育長

教育事務所長

殿

警察署長

※ 県立学校の場合

富山県教育委員会保健体育課長 殿

※ 私立学校の場合

富山県経営管理部学術振興課長 殿

学校名

校長名

所在地

電話

登山計画届 (学校行事用)

1 趣 旨

2 目的地

3 期 間 年 月 日 () から 年 月 日 () まで

4 日程及び行動の概要

(例) ○月○日 学校 — 美女平 — 弥陀ヶ原 — 室堂 — みくりが池 — 室堂 (室堂山荘泊)

○月○日 室堂 — 一ノ越 — 雄山山頂 — 一ノ越 — 室堂 — 美女平 — 学校

※ しおりに地図を載せ、事前指導実施

5 参加者 第 学年 男子 名 女子 名 計 名

※ 名簿 (氏名・学年・性別・住所・電話番号・保護者名等記載) を学校で保管

6 引率者

役 職	氏 名	年 齢	性 別	登山における役割

7 危急時連絡体制 現地本部： 電話番号：

(立山登山の例)

事故発生 (○○教諭) →近くの山小屋 (雷鳥荘・室堂山荘・一ノ越山荘・社務所：電話番号)

↓

現地本部 (○○教頭) →室堂警備派出所 (076-465-5778) →救急→病院

↓

学校 (電話番号) →市町村教育委員会 (電話番号) →教育事務所 (電話番号)

↓

児童生徒の保護者

↓

県教委保健体育課 (076-444-3462)

※ 危急時伝達事項 (発生時刻・場所・事故者氏名・学年・住所・連絡先・事故態様・負傷の程度・救助要請内容・今後の連絡方法等) の確認

<12 令和8年度幼児教育研究協議会 協議主題>

<協議主題> 幼児教育と小学校教育の接続による教育の充実について

<13 令和8年度富山県小学校教育研究会 各部会研究主題>

部 会	研 究 主 題
国 語 科	主体的・対話的に言語活動に取り組み、自らの学びをつくり上げる子供の育成
社 会 科	社会的事象に進んで関わり、社会的な見方・考え方を働かせながら、考えを深めていく子供の育成
算 数 科	数理的な事象に主体的・対話的に働きかけ、自らの学びをつくり上げる子供の育成
理 科	自然の事物・現象についての問題を科学的に解決していく子供の育成
生活科・総合的な学習の時間	思いや願いの実現に向けて探究しながら、可能性を自ら拓いていく子供の育成
音 楽 科	音楽的な見方・考え方を働かせ、音楽と豊かに関わろうとする子供の育成
図画工作科	造形的な見方・考え方を働かせ、つくりだす喜びを味わう子供の育成
家 庭 科	主体的・対話的に学び、家族の一員として生活をよりよくしようと工夫する子供の育成
体 育 科	体育の見方・考え方を働かせ、運動の楽しさや喜びを求める子供の育成 (運動領域) 保健の見方・考え方を働かせ、健康で安全な生活に向けて実践しようとする子供の育成 (保健領域)
道 徳 科	主体的・対話的に自己の生き方についての考えを深め、よりよい生き方を求めようとする子供の育成
外国語活動・外国語科	外国語による言語活動を通して、主体的・対話的にコミュニケーションを図ろうとする子供の育成
特 別 活 動	集団活動における主体的・対話的で深い学びを通して、自らよりよい生活や人間関係を築こうとする子供の育成
特別支援教育	「自らの学びとくらし」を豊かにしていく子供の育成
保 健	主体的・対話的で深い学びを通して、健康で安全な生活を実践していく子供の育成

<14 令和8年度富山県中学校教育研究会 各部会研究主題>

部 会	研 究 主 題
国 語	言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語の資質・能力を育てる指導と評価はどうあればよいか。 －身に付けさせたい資質・能力を明確化した授業づくりと指導に生かす評価－
社 会	社会的な見方・考え方を働かせ、社会的事象を主体的に追究する生徒を育てるには、どのようにすればよいか。 －「課題を追究したり解決したりする活動」の工夫－
数 学	数学的に考える資質・能力を育成するために、数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善はどうあればよいか。
理 科	理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を育成するにはどうすればよいか。 －生徒が自然の事物・現象や社会との関わりの中で得た気付きから疑問を形成し、主体的に課題を把握・設定することを目指す指導の工夫－
音 楽	幅広い音楽活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を育成するにはどうすればよいか。 －「主体的・対話的で深い学び」を実現する学習指導－
美 術	表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成するための学習活動はどうあればよいか。 －資質・能力を育成するための〔共通事項〕の指導の在り方－
保 健 体 育	体育や保健の課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフの実現を目指そうとする生徒を育てるための学習指導はどうあればよいか。 －「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善－
技術・家庭	「いきてはたらく力」につながる技術・家庭科の教育の推進 －生活や社会にいかすための問題解決的な学習の充実－
英 語	コミュニケーション能力を養うにはどのように指導したらよいか。 －聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して－
道 徳	主として集団や社会との関わりに関する道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める道徳科の授業はどうあればよいか。 －「考え、議論する道徳」に向けた授業展開の工夫－
特 別 活 動	学級活動を通して身に付けるべき資質・能力を育成するための指導はどうあればよいか。 －話し合い活動を通して合意形成や意思決定し、粘り強く実践できる生徒の育成を目指して－
特別支援教育	特別な支援を必要とする生徒の能力や可能性を伸ばし、自立と社会参加を推進する指導はどうあればよいか。 －生徒一人一人の思いや願いを生かし、成就感や達成感を高める指導過程と評価の工夫－
保 健	生涯にわたって主体的に心身の健康づくりに取り組み、健康で安全な生活を営む資質・能力を育てるには、どのようにすればよいか。 －心身の健康について理解を深め、健康な生活を自ら選択し、実践する生徒の育成－

<15 令和7年 幼児児童生徒の指導に関する諸通知>

(幼・小・中学校関係分)

文書番号	文書日付	件名
事務連絡	7.1.6	麻しん及び風しんの定期接種（第2期）対象者のうち接種を受けていない者及びその保護者への情報提供への協力について
事務連絡	7.1.6	いじめ防止対策の更なる強化等について（事務連絡）
事務連絡	7.1.14	今シーズンのインフルエンザ総合対策の推進について（再周知）
教み1735	7.2.12	令和6年の児童生徒の自殺者数（暫定値）の公表を踏まえた児童生徒の自殺予防に係る取組の強化について（通知）
保体346 学振443	7.2.14	令和6年度学校保健に関する調査について（依頼）
教み1716 学振433	7.2.14	学年末における生徒指導について（通知）
教み1750	7.2.19	アイヌの人々に関する人権教室の活用について（通知）
保体373 学振474	7.3.3	学校における麻しん対策について
事務連絡	7.3.3	自殺対策強化月間及び新年度に向けた自殺予防に係る児童生徒や学生等への文部科学大臣メッセージについて（事務連絡）
教み1783	7.3.3	児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）
保体383	7.3.10	令和7年春の全国交通安全運動の実施について（依頼）
教み1811	7.3.10	新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて（通知）
教み1780 学振482	7.3.12	生徒指導の推進について（通知）
教み1847	7.3.19	第44回全国中学生人権作文コンテストの実施等について（通知）
保体394	7.3.21	令和7年度春の農業用水路転落事故防止強化期間の実施について
事務連絡	7.3.26	学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について
事務連絡	7.4.3	保育所・幼稚園・認定こども園等における継続的な経営情報の見える化について（通知）
保体33 学振31	7.4.11	学校における食物アレルギー対応にかかるヒヤリハットの報告書の提出について（依頼）
教み22 学振5	7.4.11	連休期間中の生徒指導について（通知）
事務連絡	7.4.14	落雷事故の防止について（依頼）
事務連絡	7.4.22	登山事故の防止について（依頼）
保体74	7.5.1	栄養教諭等による食に関する指導等の充実について（通知）
事務連絡	7.5.2	「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）
事務連絡	7.5.7	事件情報の共有・注意喚起について（下校時の車両による受傷事件）
事務連絡	7.5.8	学校事故の詳細調査報告書の共有について（水泳の授業中における小学生の死亡事案）
保体76 学振75	7.5.8	水泳等の事故防止について（依頼）
保体80	7.5.9	学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）
事務連絡	7.6.4	教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）
事務連絡	7.6.4	教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について
事務連絡	7.6.10	全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善等について（通知）
保体146	7.6.13	学校給食における食中毒防止の徹底について（依頼）
事務連絡	7.6.16	学校事故の詳細調査報告書の共有について（屋外でのサッカー活動中における高校生の落雷事故）
教み1152	7.6.16	自殺対策基本法の一部を改正する法律の公布について（通知）
保体143 学振132	7.6.17	令和7年度 児童生徒健康診断結果データ等の提出について（依頼）
保体147 学振138	7.6.17	学校における感染症・食中毒の予防について（通知）
教み1107 学振113	7.6.20	夏季休業期間中の生徒指導について（通知）
保体152	7.6.23	「富山食育推進月間」及び「学校給食とやまの日」の実施について（依頼）
事務連絡	7.6.24	「栄養教諭等による食に関する指導等の充実について（通知）」について
教み1196	7.6.27	児童・生徒による選挙運動用ポスター等の破損等の防止について（依頼）
事務連絡	7.7.1	児童生徒等の安全・安心な環境の確保に向けた取組について
教み1202	7.7.2	児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）
事務連絡	7.7.3	夏山登山の事故防止について（通知）
教み1205	7.7.7	校則等の見直し状況調査結果及びこれを踏まえた対応について（通知）
教み1211	7.7.7	「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」について（通知）
事務連絡	7.7.10	校庭等における危険物の確認・除去について

事務連絡	7.7.14	夏季における児童生徒等の事故防止について（通知）
事務連絡	7.7.16	令和7年度全国学力・学習状況調査の結果公表①及び学校への提供について（通知）
教み1251 学振195	7.7.28	2学期始めにおける適切な生徒指導の推進について（通知）
保体208	7.8.7	令和7年度秋の全国交通安全運動の実施について（依頼）
事務連絡	7.8.12	令和7年度全国学力・学習状況調査の結果公表②及び調査結果の活用や取扱いについて（通知）
事務連絡	7.8.12	令和6年度全国学力・学習状況調査経年変化分析調査及び保護者に対する調査の結果について（通知）
保体216	7.8.15	令和7年度秋の農業用水路転落事故防止強化期間について（依頼）
事務連絡	7.8.20	長期休業明けに向けた自殺予防に係る児童生徒や学生、保護者等への文部科学大臣メッセージについて（事務連絡）
事務連絡	7.8.25	休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について（依頼）
事務連絡	7.8.25	「栄養教諭等による食に関する指導等の充実について（通知）」について」（令和7年4月30日付）に関するご質問及びその回答」の解釈について（周知）
保体227	7.8.26	学校給食における食中毒発生防止の徹底について（依頼）
事務連絡	7.9.2	保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインについて（通知）
教み1317	7.9.3	令和7年度「自殺予防週間」の実施について（通知）
事務連絡	7.9.30	学校教育法施行規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）
事務連絡	7.10.3	児童福祉法の一部を改正する法律の施行について
事務連絡	7.10.7	令和9年度全国学力・学習状況調査の予定について
事務連絡	7.10.8	学校給食における適切な牛乳の取扱いについて（依頼）
事務連絡	7.10.9	麻疹及び風しんの定期接種（第2期）の接種機会があることの周知に係る情報提供への協力について
事務連絡	7.10.17	事件情報の共有・注意喚起について（幼保連携型認定こども園における送迎用バスへの置き去り事故の発生）
保体265	7.10.23	幼稚園等における事故等発生時の報告の徹底等について
事務連絡	7.10.24	「自転車を安全・安心に利用するために－自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入－【自転車ルールブック】」の周知について
事務連絡	7.10.31	クマの出没に対する学校及び登下校の安全対策について
教み1439 学振354	7.11.4	令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた対応の充実について（通知）」
事務連絡	7.11.5	「令和8年度の全国学力・学習状況調査のCBT方式での実施に関する説明会」での主な説明内容等について
事務連絡	7.11.5	食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止に関する注意喚起について
事務連絡	7.11.5	高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について
教み1458	7.11.11	令和7年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の実施について（通知）
事務連絡	7.11.18	「クマ被害対策パッケージ」のとりまとめについて
事務連絡	7.11.19	ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について（依頼）
教み1455 学振368	7.11.25	冬季休業期間における適切な生徒指導の推進について（通知）
保体282 学振392	7.11.27	今冬の急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策の推進について
保体285	7.11.27	令和7年度冬の農業用水路転落事故防止強化期間について（依頼）
事務連絡	7.12.4	冬山登山の事故防止について（通知）
教み1518	7.12.4	自殺対策基本法の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）
事務連絡	7.12.8	冬季野外活動における児童生徒の事故防止について（通知）
教み500	7.12.8	令和8年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）
教み1536	7.12.12	ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の公布について（通知）
教み1543	7.12.15	児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）
事務連絡	7.12.16	「自転車の交通安全教育ガイドライン」の周知・活用の推進について
事務連絡	7.12.22	今冬の急性呼吸器感染症（ARI）の感染拡大に備えた注意喚起及び感染症対策に係る広報に資する資料の提供について
事務連絡	7.12.24	「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定について（通知）

<16 令和7年度富山県教育委員会刊行物一覧>

(幼・小・中学校関係分)

刊行年月	刊 行 物
7.4	令和7年度版高校生のインターンシップリーフレット
7.4	富山県スポーツ推進プラン (※)
7.4	令和7年度 学校保健・学校安全関係の手引き (※)
7.4	「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」リーフレット
7.6	新入生保護者リーフレット 「家庭学習のすすめ」 (小学校版、中学校版)
7.7	令和7年度版 富山の特別支援教育
7.7	県立特別支援学校高等部に入学を希望するみなさんへ 令和8年度入学者選抜 (7月版)
7.9	幼児期の教育から小学校教育へ 安心子育てリーフレットきときと1年生
7.10	県立高等学校をめざすみなさんへ 令和8年度入学者選抜
7.10	保存版 親学びプログラム活用ガイド6 親学びリーフレット「Let's 親学び (小・中学生編)」
7.11	県立特別支援学校高等部に入学を希望するみなさんへ 令和8年度入学者選抜 (11月版)
7.12	魅力あるとやまの県立学校2025
7.12	特別支援教育とやま「こころ」第116号
8.1	外国人児童生徒教育の手引 No.31 (※)
8.1	保存版 親学びプログラム活用ガイド7 親学びリーフレット「Let's 親学び (乳幼児編)」
8.1	「新時代とやまハイスクール構想」実施方針
8.2	「とやまっ子の可能性をのばす」リーフレット
8.3	令和8年度 教員研修ハンドブック
8.3	富山県の体育・スポーツ (※)
8.3	令和7年度 食に関する指導実践事例集
8.3	令和7年度 学校保健統計調査のあらまし
8.3	令和8年度 学校給食関係の手引
8.3	人権教育推進のために
8.3	人権教育指導のために 第41集
8.3	第3期富山県教育大綱 (第4期富山県教育振興基本計画)

(※) は、HPのみに掲載

用語索引

あ行					
・ I C T の活用	80	・ 個別の教育支援計画	79	・ 多様な背景を持つ児童生徒	20
・ 安全・安心な風土の醸成	19	・ 個別の指導計画	35 79	・ 地域ぐるみの生徒指導	20
・ 異校種や家庭との連携	20	・ 困難に対する指導上の工夫	79	・ 地域社会との連携及び協働	33
・ 意思決定	75	さ行		・ チーム学校	87
・ いじめ防止	16	・ 自己決定の場の提供	19	・ 通級による日本語指導	35
・ 居場所づくり	14	・ 自己存在感の感受	19	・ 道徳教育推進状況の評価	16
・ 運動の習慣化	25	・ 資質・能力	41	・ 道徳性の芽生え	10
・ O J T (の推進)	11 87	・ 持続可能な社会の構築	39	・ 特別支援学校等との連携	79
・ 折り合いを付ける体験	9	・ 自尊感情	23	・ 特別の教育課程	35
		・ 実効性のある危機管理マ ニユアル	28	な行	
か行		・ 実態把握	80	・ 望ましい食習慣	27
・ 学習課題	42	・ 社会に開かれた教育課程	11		
・ 学校評価の実施・公表	12	・ 重点目標の明確化	15	は行	
・ 家庭や地域社会との連携・ 協力	16	・ 主体的・対話的で深い学び	41	・ 発達や学びの連続性	7
・ カリキュラム・マネジメン ト	7 11	・ 小学校教育との円滑な接続	8	・ 振り返りの場	42
・ 絆づくり	14	・ 情報活用能力	37	・ 発達支持的な生徒指導	19
・ 基礎的・汎用的能力	29	・ 情報モラル	37		
・ キャリア発達	29	・ 初期からのチーム対応	19	ま行	
・ キャリア・パスポート	30 104	・ 食に関する正しい知識	27	・ 見通しと振り返り	10
・ 共感的な人間関係の育成	19	・ 食物アレルギー等への対応	27	・ ミドルリーダーの育成	11
・ 共生	34	・ 自立活動	80	・ 問題解決的な学習過程	41
・ 言語活動の充実	41	・ 心身に関する健康相談	26		
・ 合意形成	75	・ スモールステップ	80	や行	
・ 校内委員会	79	・ 生活の連続性	9	・ 幼児期の終わりまでに育っ てほしい姿	8
・ 校内教育支援委員会	79				
・ 合理的配慮	79	た行			
・ 交流及び共同学習	79	・ 確かな児童生徒理解	14		
・ 互見授業	87	・ 多文化共生	35		
・ 個人内評価	80	・ 多様性の受容	34		



幼・小・中学校教育指導の重点

- 一人一人を見つめ、育てる -
令和8年3月 発行

著作・発行 富山県教育委員会
富山市新総曲輪 1-7